

凡 例

1. 分類

この方式審査便覧には、その使用を容易にかつ今後の補充を容易にするため、分類表に示す独自の分類を用いた。

この分類は、おおむね、00から19までの手続一般、20から59までの出願手続関係、60から79までの登録手続関係、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律編の100から109までの手続一般、110から119までの事前手続関係、120から129までの手続の通則等、130から139までの電子情報処理組織による手続関係、150から159までの書面の提出による手続関係、200からは他の法令に基づく産業財産権に関する制度編とすることを基本的骨格とし、それぞれ基本的事項の次に個別的事項を適宜配列した。

2. 本文

(1) 題目、項目名に「(特・実)」のように表示したものは、対象となる法律を示す。表示のないものは、原則として、四法(特・実・意・商)が対象であることを示す。

四法が対象である項目については、原則、特許について記載し、対象となる他の法域についても特許にならって適用されるものとする。三法が対象である項目についても同様とする。

(2) 本文中の「(→分類標数)」は、関連項目を示している。

3. 略記表示(例示)

特	特許法
特施令	特許法施行令
特施規	特許法施行規則
特登令	特許登録令
特登施規	特許登録令施行規則
実	実用新案法
意	意匠法
商	商標法
特例法	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
特例施令	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令
特例施規	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則
国際出願法	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律
国際出願法施令	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施

凡例

	行令
国際出願法施規	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則
手数料令	特許法等関係手数料令
現金手続省令	工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令
民訴法	民事訴訟法
民訴規	民事訴訟規則
独禁法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
大学等技術移転促進法	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律
産活法	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
中小ものづくり高度化法	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律
パリ条約	工業所有権の保護に関するパリ条約
ジュネーブ改正協定	意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
ハーグ協定共通規則	ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則
マドリッド協定議定書	標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書
マドリッド協定及び同協定議定書に基づく共通規則	標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則
中小企業地域資源活用促進法	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
地域未来投資促進法	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
アイヌ施策推進法	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
経済安全保障推進法	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

方式審査便覧分類表

00	10	20	30	40
01 当事者	11 手続者の表示方式	21 願 書	31 特殊出願 (分割・変更・補正却下)	41 代表者選定届・各種変更届 (住所・氏名)
02 代理	12	22	32	42
03 書類の提出の効力発生時期	13 証明書の提出・提出書面の省略	23 明細書 (特・実)	33 特殊出願 (類似意匠)	43 手続の補正
04 期 間	14 押印・署名	24 函 面 (特・実)	34	44
05 中断・中止	15 受理・却下	25	35 特殊出願 (存続期間の延長・更新)	45 名義変更
06 送 達	16 方式違背・却下	26	36	46
07 手数料・特許料及び登録料	17	27	37	47
08	18	28 優先権・新規性の喪失の例外等	38	48 出願取下げ・出願放棄
09	19	29	39 書 換	49

分類表

5 0	6 0	7 0 申請書 (共通事項)	8 0	9 0
5 1	6 1	7 1 表示変 更(表示更正) 登録申請書	8 1	9 1
5 2	6 2	7 2 権利移 転登録申請書	8 2	9 2
5 3	6 3	7 3 実施権 (使用権) 登 録申請書	8 3	9 3
5 4 公 報	6 4 移転登 録	7 4	8 4	9 4
5 5	6 5	7 5	8 5	9 5
5 6	6 6	7 6 権利抹 消登録申請書	8 6	9 6
5 7	6 7	7 7	8 7	9 7
5 8 閲覧・ 証明	6 8 年金納 付書	7 8	8 8	9 8
5 9	6 9	7 9	8 9	9 9

100 一般	110	120	130	140
101 電子情報処理組織による特定処分等	111 識別番号の付与	121 識別番号の表示等	131	141
102	112 電子証明書の届出	122 併合の手続	132	142
103	113 予納	123	133 物件の提出・補足手続	143
104	114 包括委任状	124 書式	134	144
105	115 口座振替納付制度・指定立替納付者による納付制度	125	135	145
106	116 識別番号付与に係る補正等	126	136	146
107	117	127 却下	137	147
108	118	128	138	148
109	119	129	139	149

分類表

150	160	170	180	190
151	161	171	181	191
152	162	172	182	192
153 ファイルへの記録	163	173	183	193
154	164	174	184	194
155	165	175	185	195
156	166	176	186	196
157	167	177	187	197
158	168	178	188	198
159	179	179	189	199

方式審査便覧目次

01. 当事者

- 01. 23 相互主義に基づく権利能力
- 01. 50 複数当事者の相互代表について
- 01. 60 無国籍人の権利能力の取扱い
- 01. 61 パリ条約（リスボン改正条約）第16条の2（1）の通告又はパリ条約（ストックホルム改正条約）第24条（1）の宣言若しくは通告がされた領域が独立国となった場合の取扱い
- 01. 62 清算中の会社が出願する場合の取扱い
- 01. 63 地域団体商標登録出願に係る組合等であることを証明する書面について（商）
- 01. 90 国有財産法と国有特許権等について
- 01. 91 各省庁の長の出願、審判請求等の手続について

02. 代理

- 02. 20 未成年者等の手続の代理人の選任について
- 02. 21 特許法第11条の代理権の不消滅に関する規定の解釈及び取扱い
- 02. 22 代理人を選任する行為を他人に委任した場合において、その委任に基づいて選任された代理人の地位についての取扱い
- 02. 24 代理人の選任届等について
- 02. 25 委任による代理人が死亡した場合の取扱い
- 02. 26 委任による代理人が死亡した場合における復代理人の地位について
- 02. 27 特許管理人が死亡又は辞任した場合の取扱い
- 02. 28 復代理人が更に復代理人を選任する場合の取扱い
- 02. 29 特許出願等に基づく優先権主張に関する代理権の取扱い（特・実）
- 02. 90 国の出願で指定代理人が変更した場合の取扱い
- 02. 91 国の特許出願における代理権を証明する書面の省略について

03. 書類の提出の効力発生時期

- 03. 10 郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付印が不明瞭な場合の取扱い

04. 期間

- 04. 04 その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済について
- 04. 05 故意によるものでないことによる期間徒過後の救済について
- 04. 09 主要期間一覧表
- 04. 10 法定期間及び指定期間の取扱い

目次

04. 11 特許法第3条第2項に規定する特許出願、審判請求等の手続についての期間の解釈について

04. 12 期間延長をした場合の期間計算について

05. 中断・中止

05. 10 会社更生法に基づく更生手続開始の決定等があった場合の取扱い

05. 11 中断又は中止中に行われた手続の取扱い

05. 12 出願人が死亡した場合の取扱い

06. 送達

06. 10 出願人名義変更の届出後に、拒絶理由通知又は査定の本が旧名義人宛に発送された場合の取扱い

07. 手数料・特許料及び登録料

07. 03 出願審査の請求の手数料の返還請求の取扱い（特）

07. 14 出願審査の請求及び審判の請求の手数料について（特）

07. 15 過誤納等の手数料又は特許（登録）料の返還についての取扱い

07. 50 手数料等の減免の申請の取扱い（特）

07. 51 特許法の規定による出願審査の請求の手数料若しくは実用新案法の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の減免又は特許料若しくは登録料の減免若しくは猶予を受けるための申請書に添付する証明書について（特・実）

07. 52 個人又は法人を対象とした手数料等の減免について（特施令9条、手数料令1条の2）（特）

07. 53 中小事業者を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条1号）（特）

07. 54 研究開発要件を満たす中小事業者を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条2号）（特）

07. 55 大学、試験研究機関等を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条3号）（特）

07. 56 小規模企業等を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条4号）（特）

07. 57 設立後10年未満の企業等を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条5号）（特）

07. 58 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小事業者を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条6号）（特）

07. 60 手数料等の減免又は猶予の申請の取扱い（実・商）

07. 61 実用新案法の規定による実用新案技術評価の請求の手数料等の減免又は登録料の減免若しくは猶予について（実）

目次

- 2 1 . 5 5 発明者等の氏名の表示について（特・実・意）
- 2 1 . 6 0 商標（防護標章）登録出願の出願日の認定の取扱い（商）
- 2 1 . 6 1 特許出願の出願日の認定の取扱い（特）
- 2 1 . 6 2 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（特）

2 3 . 明細書（特・実）

- 2 3 . 2 0 明細書、特許請求の範囲又は図面に関する手続の補正について（特・実）
- 2 3 . 2 1 平成15年7月1日以後にされた出願に際して願書に改正前の方式で作成された明細書が添付されている場合等の取扱い（特・実）
- 2 3 . 2 2 明細書又は図面の一部の補完（欠落補完）について（特）

2 4 . 図面（特・実）

- 2 4 . 1 0 図面中に記入された「図面に関する説明」の取扱い（特・実）
- 2 4 . 1 1 図面に代えて願書等に添付された写真の取扱い（特・実）

2 8 . 優先権・新規性の喪失の例外等

- 2 8 . 0 1 パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の手続
- 2 8 . 0 2 パリ条約による優先権等の主張の取下げ・放棄の取扱い
- 2 8 . 1 0 パリ条約第4条A（2）の正規の国内出願を基礎とする優先権主張の手続の取扱い
- 2 8 . 1 1 優先権主張に係る表示に関する取扱い
- 2 8 . 1 2 特許法第17条の4又は実用新案法第2条の2第1項の規定に基づく優先権主張書の補正の取扱い（特・実）
- 2 8 . 2 1 優先権証明書類等発行事務の遅延による提出期間徒過に関する取扱い
- 2 8 . 4 1 方式上の不備がある特許出願等に基づく優先権主張の取扱い（特・実）

3 1 . 特殊出願（分割・変更・補正却下）

- 3 1 . 3 2 拒絶査定があった特許出願について拒絶査定不服審判の請求とともに出願の変更が行われた場合の取扱い（特・実・意）
- 3 1 . 3 3 補正却下後の新たな意匠（商標）登録出願が、却下された複数の補正のいずれに基づくものであるか不明な場合の方式上の取扱い（意・商）

3 3 . 特殊出願（類似意匠）

- 3 3 . 4 1 類似の意匠の意匠登録出願における本意匠の表示（登録番号又は出願番号）の訂正の取扱い（意）

35. 特殊出願（存続期間の延長・更新）

35. 60 防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願の願書に記載された登録番号に関する方式違反の取扱い（商）

39. 書換

39. 20 書換登録申請書等の取扱い（商）

41. 代表者選定届・各種変更届（住所・氏名）

41. 61 組織変更の取扱い

43. 手続の補正

43. 20 特許庁長官による補正指令に対し出願人が行った補正が、要旨を変更するものとして審査官の決定により却下された場合の取扱い（特・意・商）
43. 21 出願却下処分の際の謄本の到達前に差し出された手続補正書の取扱い
43. 22 方式上の欠陥が補正されていない出願に対し、補正指令の趣旨と無関係な自発の手続補正書等が提出された場合の取扱い
43. 24 二以上の事項について補正を命じた場合に複数の手続補正書をもって補正が行われたときの手続補正書の取扱い
43. 25 公開公報を引用して、補正箇所を特定した手続補正書の取扱い（特）
43. 26 願書に記載した持分の補正について

45. 名義変更

45. 20 出願人名義変更届の取扱い
45. 21 共同出願人のうち一部の者が持分を放棄した場合の取扱い
45. 23 数次の譲渡がなされた場合において、最終の承継人又は譲渡人が提出した出願人名義変更届の取扱い
45. 25 確認判決書を添付した出願人名義変更届の取扱い

48. 出願取下げ・出願放棄

48. 20 出願の方式上の方式的な不備が解消されていないときになされた出願の取下げ及び放棄の手続に関する取扱い

54. 公報

54. 50 特許公報等の掲載事項に誤りがあった場合の取扱い
54. 51 出願公開又は実用新案登録前に出願が取下げ、放棄若しくは却下され又は拒絶査定が確定している場合の公報の取扱い（特・実・商）
54. 53 秘密でなくなった登録意匠を公報に掲載する場合の取扱い（意）

58. 閲覧・証明

目次

- 5 8 . 2 0 書類、ひな形及び見本の閲覧等について
- 5 8 . 2 1 登録された通常実施権又は仮通常実施権に係る情報の閲覧・交付請求等の書式について（特・実）

6 4 . 移転登録

- 6 4 . 1 0 資産の流動化に関する法律に基づく信託の取扱い
- 6 4 . 2 0 移転登録の申請書の取扱い

6 8 . 年金納付書

- 6 8 . 1 0 国有の特許権等が国以外の者に移転した場合における特許（登録）料等の取扱い

7 0 . 申請書（共通事項）

- 7 0 . 1 2 移転登録申請等と同時にされた登録名義人の表示の変更又は更正の登録の申請において移転登録申請書等に添付された委任状を援用し、委任状の添付を省略した場合の取扱い
- 7 0 . 1 3 官公署により発行された証明書の有効期限の取扱い
- 7 0 . 1 4 登録の原因が会社法第356条及び同法365条等に該当する場合において、登録の申請書に添付する株主総会承認書、取締役会承認書、議事録等の原本が提出できないときの取扱い
- 7 0 . 1 5 特許登録令第19条の登録義務者の承諾書の記載事項について
- 7 0 . 1 7 株式会社の清算人が自己取引を行う場合に係る登録の申請の取扱い
- 7 0 . 3 0 登録申請に係る補正及び却下について

7 1 . 表示変更（表示更正）登録申請書

- 7 1 . 1 1 職権で行われた土地の分筆（合筆）を登録原因とする表示変更登録申請の取扱い

7 2 . 権利移転登録申請書

- 7 2 . 1 0 被相続人と相続人の本籍が相違する場合の相続による移転登録申請書の取扱い
- 7 2 . 1 1 共有者の一方が相続人なくして死亡した場合の持分移転登録等の取扱い
- 7 2 . 1 2 登録義務者（法人）の清算終了登記前に登録原因が発生した場合において、清算終了登記後になされた登録申請の取扱い

7 3 . 実施権（使用権）登録申請書

- 7 3 . 1 1 使用権に関する登録申請書に商標権の存続期間を超えた期間が記載された場合の取扱い（商）
- 7 3 . 1 3 仮専用実施権又は専用実施（使用）権の存続期間を変更する登録申

請をすることができる時期について

76. 権利抹消登録申請書

76. 10 特許権又は特許に関する権利の抹消登録申請の取扱い

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律編)

100. 一般

100. 02 特例法令における用語の定義

101. 電子情報処理組織による特定処分等

101. 01 電子情報処理組織による特定処分等

111. 識別番号の付与

111. 02 氏名変更等の届出

112. 電子証明書の届出

112. 01 電子証明書の届出

113. 予納

113. 01 予納制度

113. 07 予納届をした者の地位の承継

113. 12 予納額の残余に相当する額の返還請求について

114. 包括委任状

114. 01 包括委任状の提出

114. 02 包括委任状の援用の制限

114. 03 包括委任状の取下げ

115. 口座振替納付制度・指定立替納付者による納付制度

115. 01 口座振替納付制度

115. 02 指定立替納付者による納付制度

116. 識別番号付与に係る補正等

116. 01 識別番号付与に係る住所若しくは居所又は氏名若しくは名称等の誤記の訂正について

116. 02 識別番号付与に係る外国人の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の原語表記の届出について

116. 03 識別番号付与に係る送付先の届出について

116. 04 識別番号が重複して付与された場合の届出について

目次

1 2 1. 識別番号の表示等

- 1 2 1. 1 3 願書又は中間書類の出願人、代理人等の特定（認定）に関する取扱い
- 1 2 1. 1 4 願書の出願人の欄に識別番号の表示がある場合において、当該欄の氏名（名称）と識別番号に係る氏名（名称）を一致させる訂正等の取扱い

1 2 2. 併合の手続

- 1 2 2. 0 1 併合の手続に関する取扱い
- 1 2 2. 0 2 併合納付に関する取扱い（特・実・意）

1 2 4. 書式

- 1 2 4. 0 1 特許法施行規則等で様式を定めている手続以外の手続を行う場合の書式について

1 2 7. 却下

- 1 2 7. 0 2 識別番号付与請求書等の却下の取扱い
- 1 2 7. 0 3 電子情報処理組織による手続等の却下の取扱い

1 3 3. 物件の提出・補足手続

- 1 3 3. 0 3 電子情報処理組織を使用した公的証明書の提出

1 5 3. ファイルへの記録

- 1 5 3. 0 3 ファイルに記録された事項の訂正及び訂正の申出について

（他の法令に基づく産業財産権に関する制度編）

2 0 1. 特定通常実施権登録制度

- 2 0 1. 2 0 特定通常実施権登録簿の閲覧・交付請求に係る書式について（特・実）

0 1 . 2 3

相互主義に基づく権利能力

1. 相互主義一般

在外外国人の国籍国において、日本国民に対し、その国民と同一の条件により、特許権等の権利の享有を認める場合、すなわち、（１）その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき、（２）その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているときは、相互主義の原則に基づき、その外国人の権利能力が認められる（特25条1号、2号^{*1}）。

実務上、相互主義についての証明書は、一事件についてその旨の証明があった場合、以後同一国については証明書の提出は要しない。ただし、相手国の意思が変更されるようなことがあった場合については、その都度、証明書を求める（特施規7条2号^{*2}、特登令30条1項2号^{*3}）。

2. 相互主義が適用される国又は領域

国名	出願番号	証明書提出日	適用
英国領タークス諸島 カイコス諸島	特願昭60 -200408	昭和61年 7月15日	特
	商願2018 -119602	令和元年 6月27日	商
エチオピア	商願2005 -084161	平成17年 12月21日	商
クック諸島	特願2016 -516242	平成29年 9月28日	特

3. 外務省回答昭和58年6月17日附国專第116号により相互主義が確認された英国の領域

アンギラ

バーミューダ

バージン諸島

フォークランド

ケイマン

モンセラト

セントヘレナ

(注) 条約により権利能力が認められている国又は領域については2. 及び3. の表から除外してある。

(改訂令和3・4)

*¹ 特25条1号、2号：実2条の5第3項、意68条3項、商77条3項において準用

*² 特施規7条2号：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

*³ 特登令30条1項2号：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用

0 1 . 5 0

複数当事者の相互代表について

1. 相互代表^{注1}

特許法は、複数当事者の手続を円滑に進行させるため、二人以上の者が共同して、出願又は審判請求等の手続をした後は、次に掲げる（１）から（６）までの本人の不利益になる手続又は本人に重大な影響をもたらすため改めて本人の意思を確認することが適当とされる手続を除いて、その後の手続について各人が全員を代表する旨を定めている（特14条本文^{*1}）。

- （１）特許出願の変更、放棄及び取下げ
- （２）特許権の存続期間の延長登録出願の取下げ
- （３）請求、申請又は申立ての取下げ
- （４）特許出願等に基づく優先権の主張及びその取下げ
- （５）出願公開の請求

（６）拒絶査定不服審判^{注2}（→審判便覧22-03「2.（1）」）の請求
これは、上記（１）から（６）までの手続以外の手続については、特許庁に対して共同出願人の一人がすれば有効であり、また、特許庁からする手続についても共同出願人のうち一人に対してすれば全員に対してしたと同じような効果を生じることとしたものである。

2. 選定代表^{注3}

代表者を定めて特許庁に届け出たときは、例外的にその代表者のみが手続をすることができる旨を定めており（特14条ただし書^{*1}）、この場合には、その他の者は代表する権限を有しない。もっとも、代表者以外の者であっても、効果が本人にのみ及ぶ届出を行うことは認められる。

代表者を届け出ることができるのは、もともと各人が全員を代表することができる手続についてのみであるから、上記（１）から（６）までの手続については、代表者を定めて特許庁に届け出たとしても、代表者が全員を代表して手続をすることはできない^{注4}。

（改訂令和6・4）

^{注1} 相互代表例

当事者A、B、Cの場合に、Aがした手続の効力はB、Cにも及び、Bがした手続の効力はA、Cに及ぶ。また、特許庁がCに対してした手続はA、Bにも効力が及ぶ。

※¹ 特14条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

注² 特許法第14条中「拒絶査定不服審判」とあるのは、意匠法第68条2項においては「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、商標法第77条2項においては「商標法第44条第1項又は第45条第1項の審判」と読み替えて準用している。

注³ 選定代表例

当事者A、B、Cの場合に、B、CがAを代表者として選定して届け出た場合には、手続をすることができる権限は、Aに専属し、B、Cは手続をすることができない。また、特許庁は、Aに対してだけ手続をすることができる。

注⁴ 特許法第14条ただし書は、2人以上が共同して手続をした場合において、代表者選定届を提出したときは、審判の請求等同条本文に掲げる手続以外の手続については代表者が全員を代表することを定めたものであって、同条本文に掲げる手続についてもその代表者が全員を代表できる旨を定めたものではない旨、判示している（昭和56年8月25日東京高裁判決・昭和56年（行ケ）第3号、昭和55年9月30日東京高裁判決・昭和53年（行ケ）第163号）。

0 1 . 6 0

無国籍人の権利能力の取扱い

無国籍人であって日本国内に住所又は居所を有する者及びパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国中の一国の領域内に住所若しくは居所を有する者は、特許権その他特許に関する権利を享有することができるものと解する（商標については、商標法条約の締約国を含む。）。

（改訂平成23・11）

0 1 . 6 1

パリ条約（リスボン改正条約）第16条の2（1）の通告又はパリ条約（ストックホルム改正条約）第24条（1）の宣言若しくは通告がされた領域が独立国となった場合の取扱い

パリ条約（リスボン改正条約）第16条の2（1）の通告又はパリ条約（ストックホルム改正条約）第24条（1）の宣言若しくは通告がされた領域を我が国が独立国として承認した後は、当該独立国がパリ条約の同盟国であることの確認の宣言若しくは継続の宣言を行う時又は通常の場合における条約への加入を行う時までは、パリ条約の非同盟国として取り扱うものとする。

（説明）

パリ条約（リスボン改正条約）第16条の2（1）又はパリ条約（ストックホルム改正条約）第24条（1）の宣言若しくは通告は、自国が対外関係について責任を有する領域について行うものであるが、その領域が独立することによって対外関係について責任を有し得なくなった後は、その宣言又は通告の前提となるべき事情が消失したわけであるからその効力は当然に失われ、その時期は我が国がその領域を独立国として承認した時と解するのが妥当である。

なお、パリ条約への加入については、条約に基づいて正式の加入手続を行うのが通常であるが、標記の場合に限っては、同盟国であることの確認又は継続性の宣言によって独立の日に遡及して加入を認めるのが慣例であるので、我が国においてもその宣言があった場合にはパリ条約の同盟国として取り扱うのが妥当である。

ただし、その宣言がなされるまでは、我が国としては、当該独立国の意向が確認できないため、パリ条約の非同盟国として取り扱わざるを得ないとする。

（改訂平成23・11）

01.62

清算中の会社が出願する場合の取扱い

清算中の会社からの出願は、これを認める。

(説明)

会社は、たとえ解散後であっても、清算の目的の範囲内においては、なお、存続するものとみなされている（会社法476条、645条）から、債務の弁済、財産換価等定款に明示されていない消極的営業を行う権能は、その法人格とともに清算中においても存続することは疑いをいれないところである。

しかも、近年の社会経済情勢においては、清算終了まで数年を要することが多く、清算中の会社の出願を認め、その財産換価を容易にすることが妥当であると考えられるので、本文のとおり取り扱う。

(改訂平成23・11)

01. 63

地域団体商標登録出願に係る組合等であることを証明する書面について（商）

1. 主体要件の規定

地域団体商標登録出願に係る出願人の主体要件については、「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）」と規定されている。（商7条の2第1項柱書）

また、地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者に一般社団法人（その定款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めがあるものに限る。）が含まれる場合であって、当該一般社団法人が承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標登録出願の出願人となる場合には、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限り、商標法第7条の2第1項に規定する組合等とみなされる（地域未来投資促進法23条1項）。

2. 組合等であることを証明する書面

出願人は、地域団体商標の主体要件を満たすことを証明する書面を提出しなければならない（商7条の2第4項）。組合等の類型により、証明する事項と提出すべき書面は以下のとおりである。

書面の提出がない場合には、手続の補正を命じる（商77条2項において準用する特17条3項2号）。

- (1) 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め（以下「加入自由の定め」という。）のあるものに限る。）（以下「事業協同組合等」という。）

ア. 法人格を有する組合であること

- ・登記事項証明書その他の公的機関が発行した書面（以下「登記事項証明書等^{注1}」という。）

イ. 加入自由の定めがあること

- ・設立根拠法の写し等^{注2}

- (2) 商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人

商工会法により設立された商工会であること、商工会議所法により設立された商工会議所であること又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること

・登記事項証明書等^{注1}

(3) 商標法第7条の2第1項に規定する組合等とみなされた一般社団法人（地域未来投資促進法23条1項）

ア. 一般社団法人であること^{注5}

・登記事項証明書等^{注1}

イ. 加入自由の定めがあること

・定款の写し（承認地域経済牽引事業計画に定款の定めが記載されていない場合）

ウ. 承認地域経済牽引事業計画期間内において承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の商標登録を受けようとする承認地域経済牽引事業者であること

・承認地域経済牽引事業計画の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域未来投資促進法13条6項又は10項に規定する地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し）

(4) 上記(1)及び(2)に相当する外国の法人

ア. 事業協同組合等に相当する外国の法人

a. 構成員の共同の利益の増進を目的とする旨の定めがあること

・設立根拠法の写し等^{注2注3}

b. 法人格を有すること

・出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例えば、法人証明書等）

c. 加入自由の定めがあること

・設立根拠法の写し等^{注2注4}

イ. 商工会又は商工会議所に相当する外国の法人

a. 商工業の改善発達を図ることを目的とする旨及び営利を目的としない旨の定めがあること

・設立根拠法の写し等^{注2注3}

b. 法人格を有すること

・出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例えば、法人証明書等）

c. 加入自由の定めがあること

・設立根拠法の写し等^{注2注4}

ウ. 特定非営利活動法人に相当する外国の法人

a. 営利を目的としない旨及び不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる活動のいずれかに該当する活動を行う旨の定めがあること

・設立根拠法の写し等^{注2注3}

- b. 法人格を有すること
 - ・出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例えば、法人証明書等）
- c. 加入自由の定めがあること
 - ・設立根拠法の写し等^{注2注4}

（改訂令和4・4）

^{注1} 登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。

^{注2} 設立根拠法の写しに代えて、願書の出願人の欄に【法人の法的性質】の欄を設けて、当該設立根拠法の該当条文その他必要な事項を記載することができる（商施規様式第3の2 備考2）。

^{注3} 外国法人の設立目的等の確認に当たっては、外国と我が国との間に制度上の相違があり得ることから、設立根拠法に準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能である。これらの公的機関が定めた文書が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款（法人の目的、組織、活動等に関する根本規則）の提出を求める。

^{注4} 外国法人の加入自由の定めの有無の確認に当たっては、外国と我が国との間に制度上の相違があり得ることから、設立根拠法に準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能である。

^{注5} 「一般社団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人を指す。

0 1 . 9 0

国有財産法と国有特許権等について

1. 国有財産法第2条は、国有財産を「国の負担において国有となった財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となった財産であって次に掲げるものをいう。」と規定し、同条第1項第5号に「特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利」が掲げられているから、国有の特許権等は同法上の権利対象となっている。意匠権は「その他これらに準ずる権利」に含まれる。
2. 国有財産は行政財産と普通財産に分類されるが、特許権等は、行政目的に使用されるものを除き、普通財産に属する（国有財産法3条）。
3. 普通財産は、原則として、財務大臣が管理処分権限を有するとされている（国有財産法6条）が、特許権等については、「引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるもの」（国有財産法8条1項ただし書）、具体的には「前二号の外当該財産の管理及び処分を財務大臣においてすることが技術その他の関係から著しく不適當と認められるもの」（国有財産法施行令5条1項3号）に該当し、当該財産を所管する各省各庁の長が管理処分権限を有することとなる（国有財産法8条第2項）。
4. 各省各庁の長とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長である（国有財産法4条2項）。各省各庁の長は、国有財産に関する事務の一部を部局等の長に分掌することができ（国有財産法9条1項）、この場合には部局等の長は、自己の名において管理処分することができる。部局等とは、各省各庁の長の授權行為の内容によって定まるものであり、各省各庁の内部部局に限定されるわけではない。
5. なお、物品管理法は、そもそも動産を対象としており、国有の特許権等は、物品管理法の規制対象とはならない。

（改訂平成25・6）

0 1 . 9 1

各省庁の長の出願、審判請求等の手続について

各省庁の長（分掌権限のある部局等の長を含む。）がその権限の範囲内において国を代表して行う出願、審判請求等の手続は受理する。

（説明）

民事訴訟事件については、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第1条の規定によって法務大臣に国を代表する権限を与えているが、特許庁に対する出願、審判請求等の手続は同法の対象にはならず、各省庁の長が国を代表して出願、審判請求等の手続を行うことができる。

（改訂平成23・11）

0 2 . 2 0

未成年者等の手続の代理人の選任に
ついて

未成年者等が手続をする場合は、法定代理人によらなければならない旨規定されているが（特7条^{※1}）、法定代理人が必要であると認めるときは、法定代理人は、自己の名において復代理人を、未成年者等の名において代理人をそれぞれ選任することができる。

ただし、未成年者等が法定代理人の同意を得て本人の名において任意代理人を選任し、その代理人が手続をすることはできない。

（説明）

特許法第7条^{※1}は「未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。」ものとしている。

これは、民法上、未成年者についてはあらかじめ法定代理人の同意を得れば、自ら法律行為をすることができるものとしている（民法5条）のに対して、特許の手続は訴訟手続と同様複雑であってこれを未成年者が自ら行うことは事実上難しいという考慮から、民訴法に倣ってこのように規定したものである。

したがって、法定代理人に支障があるような場合に、法定代理人が自己の名において復代理人を選任し、その者が手続をなし得ることは問題ないが、更に法定代理人が未成年者等を代理して代理人を選任し、その者が手続をすることも排除する理由はない。

しかし、未成年者等はたとえ法定代理人の同意を得ても自分で手続をすることはできないのであるから、自ら任意代理人を選任してその者に手続をさせることもできないのは当然である。

（改訂平成23・11）

^{※1} 特7条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

02.21

特許法第11条の代理権の不消滅に
関する規定の解釈及び取扱い

委任による代理人の代理権は、本人の死亡、合併、法定代理人の死亡、法定代理人の代理権の変更若しくは消滅又は本人である受託者の信託の任務終了によっては終了しない。したがって、当該代理権が消滅するためには、相続人、合併後の法人、新たな法定代理人（親権を有する後見人を含む。以下同じ。）又は委託者若しくは新たな受託者（以下「相続人等」という。）からの代理人の変更又は代理権の変更若しくは消滅の届出が必要である。

（説明）

特許法第11条^{*1}の趣旨は、委任による代理人の代理権は、実体上消滅しているにもかかわらず、対特許庁及び特許手続に関しての第三者との関係ではいわゆる手続の安定の見地から当然には消滅しないものとするものである。

委任による代理は、代理人の専門的知識及び人的信頼の上に成立したものであるから、当該代理権の範囲で特許手続を遂行させても特に相続人等の利益を損なうこととはならない。このことは本人等が死亡し、法定代理人の代理権が消滅しても訴訟手続が中断しないという民訴法第58条第1項の趣旨と同様である。

したがって、その後相続人等から出願人名義変更届、新たな委任による代理人選任届又は法定代理人に係る代理人変更届が提出されたとしても、代理権消滅届又は代理人変更届等の提出がない限り、当該委任による代理人の代理権は消滅しないと解すべきである。

（改訂令和3・4）

^{*1} 特11条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

02.22

代理人を選任する行為を他人に委任した場合において、その委任に基づいて選任された代理人の地位についての取扱い

代理権を証明する書面として、本人が他人に対し代理人を選任する行為を委任した旨を証明する書面（その写しを含む。）及びその他人がそれに基づいて代理人を選任した旨を証明する書面（その写しを含む。）を提出した場合は、当該代理人は本人の直接の代理人として取り扱う。

（改訂令和4・10）

02.24

代理人の選任届等について

1. 手続をした者又は特許権者（以下、「本人」という。）が代理人を選任した場合又は代理人を変更した場合においては、選任した代理人の代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。以下同じ。）を添付した代理人選任届等を提出しなければならない（特施規9条の2^{*1}、4条の3第2項^{*1}）。

なお、意見書等中間書類（出願人名義変更届（承継人が手続を行う場合に限る。）及び受継申立書を除く。）に代理権を証明する書面（出願及び特許権に関する一切の件を委任した旨の記載ある場合を含む。）のみを添付して、その代理人により手続がなされた場合は、代理人選任届等の提出がなくても当該中間手続（同一事件において当該中間手続と同時に他の中間手続がなされている場合には、その中間手続を含む。）に関する限りの代理権があるものとして取り扱うこととなるため（特施規4条の3第3項^{*2}）、その後その代理人が当該事件に関する手続を受任する場合は、代理権を証明する書面を添付した代理人選任届等を提出しなければならない（特施規9条の2^{*1}）（ただし、登録の申請については、手続の正確性確保等の観点から、申請ごとに代理権を証明する書面が必要である。）。

また、代理人選任届等に添付する証明書は、先に提出した証明書の内容が特定の間接手続にのみ限定したものでなく、内容に変更がない場合には、当該届出においてその旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができる（特施規10条^{*1}）。

2. 代理人が他の代理人の代理権の消滅を届け出る場合の取扱い

本人に代わり、新たに選任された又は既に選任の届け出がされた代理人が他の代理人の代理権の消滅を届け出る場合は、当該届出の記載事項のみでは、本人による当該代理人の代理権を消滅させる意思が明らかとはいえないため、手続の安全性の確保の観点から、解任された代理人の代理権の消滅に関する本人の意思を証明する書面（その写しを含む。）の提出を求める。

（改訂令和4・10）

^{*1} 特施規4条の3第2項、9条の2、10条：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

^{*2} 特施規4条の3第3項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項、特登施規13条の5において準用

02.25

委任による代理人が死亡した場合の
取扱い

委任による代理人の代理権の消滅事由として、代理人の死亡がある（民法111条1項2号）。

委任による代理人が死亡した場合、特許庁に委任者、遺族、日本弁理士会等からその旨の届出又は死亡による郵便物の返還（遺族等の持参による返還を含む。）がない限り、その者の代理権は存続するものと推定する。

この場合、死亡した代理人により又は死亡した代理人に対し行われた手続の取消し又は無効を相手方又は第三者から主張することは認めない。

（説明）

民訴法第59条において準用する同法第36条第1項では「訴訟代理人の代理権の消滅は本人又は代理人（新たな代理人）よりこれを相手方（特許庁を含む。）に通知しなければ効力を生じない。」と規定しているが、代理人の死亡の場合は即時にその者の代理権は消滅するとするのが通説である。

しかし、特許に関する手続等に関しては書面主義（特施規1条）であり死亡届等がない限り、その事実を了知することができず、かつ、手続の画一性、安定性が要請されることから、本文のとおり取り扱う。

（改訂令和6・4）

02.26

委任による代理人が死亡した場合に
おける復代理人の地位について

復代理人の代理権は、代理人の死亡によっては消滅しない。ただし、本人が復代理人の代理権を消滅させることは妨げない。

(説明)

1. 民法においては、代理人の死亡によりその代理権が消滅した場合には、同時に代理人が復代理人を監督する可能性も全く消滅するから、復代理人の代理権も消滅するものと解される。

これに対して、民訴法においては、訴訟の円滑、迅速な進行という訴訟代理の目的等に照らして、訴訟代理人が死亡しても、当然には復代理人の代理権は消滅しないものと解されている^{注1}。

特許等の手続は出願、審査、審判等一連の流れにおいて行われ、訴訟手続に類するものと考えられるため、復代理人の代理権は、代理人の死亡によっては、消滅しないものとする。

2. 復代理人は本人及び第三者に対しては、その権限の範囲内において、代理人と同一の権利を有し義務を負い（民法106条2項）、復代理人といえども委任の本旨に従い善管注意義務を負うことから、本人は復代理人の代理権を消滅し得ると解する。

(改訂令和4・1)

注1 昭和36年11月9日最高裁第一小法廷判決・昭和36年（オ）第374号

02.27

特許管理人が死亡又は辞任した場合の
取扱い

特許管理人が死亡又は辞任した場合は、その者の家族又は事務所に連絡をとり、新たに選任される代理人があるときは速やかに代理人選任の手続をするよう連絡をする。

新たに選任される代理人がないときは、書類を航空扱いとした書留郵便等（書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定めるもの（信書便物の引受け及び配達記録をするもの））に付して直接本人宛に発送する（特192条2項^{※1}）。

この場合、当該書類は前記発送の時に特許法第192条第3項の規定により送達があったものとみなされる旨及び従前の特許管理人が死亡又は辞任したため、特許管理人を選任し（特8条^{※2}）、その届出をすべき旨を記載した注意書（英訳した書面を含む。）を同封する。

（改訂平成23・11）

※1 特192条2項：実55条2項、意68条5項、商77条5項において準用

※2 特8条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

02.28

復代理人が更に復代理人を選任する場合 の取扱い

委任による代理人の復代理人が更に復代理人を選任することは原則として認めない。

(説明)

委任による代理人の復任権については、民法第104条において「本人の許諾を得たとき又はやむを得ない事由があるとき」に限定して認めている。

委任による代理人は、本人との人的信頼関係によって選任されているものであるから、代理人が復代理人を選任し、これに手続をなさしめることは、一般に、本人の信頼に即したとはいえないので、特別法である特許法は第9条^{*1}により特別の授權を得た場合に限り、復代理人の選任を認めている。

したがって、復代理人を選任することは、本来、例外的な事柄であり、復代理人が更に復代理人を選任することを認めると、本人との信頼関係がますます希薄となることから本文のとおり取り扱う。

なお、本人が代理人に代理権及び復任権を与えるとともに、当該復代理人が更に復代理人を選任し得ることを明示した場合において代理人が当該復任権等の内容を明示して復代理人を選任し、この権限に基づいて、更に復代理人が選任されたような場合には、復代理人が更に復代理人を選任することが、例外的に認められる。しかし、本人が代理人に付与した委任状に単に「復代理人を選任する権限を委任する」と記載されている場合には、認められない。

(改訂平成23・11)

*1 特9条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

02. 29

特許出願等に基づく優先権主張に関する
代理権の取扱い（特・実）

1. 特別の授権

- (1) 日本国内に住所又は居所（法人にあつては営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、特許出願等に基づく優先権の主張（特41条1項、実8条1項）又はその取下げをすることができない（特9条^{*1}）。特許出願等に基づく優先権の主張は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面（以下「優先権主張書」という。）を提出することにより行うので（特41条4項、実8条4項）^{注1}、出願後に代理人が優先権主張書を提出する場合には、その代理人が特別授権を得ていなければならない（出願時の代理人と優先権主張書を提出した代理人が異なる場合も同じ。）。
- (2) 在外者の特許管理人については、特別授権の規定（特9条^{*1}）は適用されない。ただし、代理権の範囲を制限できる（特8条2項ただし書^{*1}）こととなっているため、先の出願についての優先権の主張又はその取下げに関する委任事項が制限されていないことが証明されていない場合には、出願人の保護の観点から、特許法施行規則第4条の3第4項^{*2}を適用して、その代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。）の提出を求める。
- (3) 法定代理人は全ての行為につき代理権を有するが、その者が選任する復代理人は特別の授権を得ていることを要する。

2. 特別授権の表示

特許出願等に基づく優先権の主張が特別授権を要する事項と規定されたのは、先の出願について取下げの効果を伴う（特42条1項、実9条1項）からであり、したがって、特別授権の表示は、以下のように先の出願を特定して記載しなければならない。

- (1) 特許出願の際に、この出願を基礎とした、後の出願の際に優先権主張をする代理権をあらかじめ授与しておく場合

「この特許出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の優先権の主張及びその取下げ」のように記載する。

※実用新案登録出願の際に代理権を授与しておく場合は「この実用新案登録出願に基づく・・・」のように記載する。

- (2) 先の出願が特許出願である場合に、先の出願において優先権主張の特別授権がないため、後の特許出願（又は実用新案登録出願）においてその権限を授与する場合

「特願○○○○－○○○○○○に基づく特許法第41条第1項（又は実用新案法第8条第1項）の優先権の主張及びその取下げ」のように記載する。

※先の出願が実用新案登録出願である場合は「実願○○○○－○○○○○○
○に基づく・・・」のように記載する。

別表（参考例）

	先の出願（委任状の委任事項）	後の出願（委任状に記載すべき委任事項）
例 1	<ul style="list-style-type: none"> ・本願○○出願に関する一切の件（優先権主張に関する特別授權） ・この○○出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の優先権の主張及びその取下げ 	
例 2	<ul style="list-style-type: none"> ・本願○○出願に関する一切の件（優先権主張をする旨の特別授權の記載なし） 	<ul style="list-style-type: none"> （優先権主張に関する特別授權） 特願（又は実願）○○○○－○○○○○○○に基づく特許法第41条第1項（又は実用新案法第8条第1項）の優先権の主張及びその取下げ

なお、後の出願を基礎に、新たな優先権主張を伴う出願をする場合にも上記と同様になる。

（改訂令和4・10）

※¹ 特8条2項ただし書、9条：実2条の5第2項において準用

注¹ 国際特許出願については、特許法第41条第4項の規定は適用されないため（特184条の15第1項）、当該「優先権主張書」による手続は認められない（国際実用新案登録出願も同様）。

※² 特施規4条の3第4項：実施規23条1項において準用

02.90

国の出願で指定代理人が変更した場合の 取扱い

国の出願の代理人が指定書によって官職をもって定められている場合には、その官職にある者が異動等により変更しても代理人変更届は提出しなくてもよい。

ただし、官職の名称又は住所を変更した場合は、その旨の変更届を提出することとする。

(改訂令和2・12)

02.91

国の特許出願における代理権を証明する
書面の省略について

国の特許出願等において、法令上特許を受ける権利等の管理処分権を有する各省庁の長（分掌権限のある部局等の長を含む。）が、法令等の規定に基づいて出願等の手続の代理権を包括的にその下部機関に与えた場合であって、当該代理権を与えた各省庁の長から特許庁長官に宛てて文書をもってその旨の届出があったときは、以後代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。以下同じ。）の提出（特施規4条の3^{*1}）を省略することができる。

（説明）

特許法施行規則第4条の3^{*1}では、出願人にとって不利益となる手続及び出願人の意思に反する手続が予想される場合にのみ、代理権を証明することとしているが、国の行政機関から文書による「法令等の規定に基づき包括的な代理権を授与した」旨の通知があれば、出願人の不利益な手続及び意思に反する手続についての代理権は、極めて明確であり、以後、代理権を授与された下部機関が個別の出願について代理権を証明する書面の提出を省略できることとしても、同規則第4条の3の規定の趣旨に反するものではない。

（改訂令和4・10）

^{*1} 特施規4条の3：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

03. 10

郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付印が不明瞭な場合の取扱い

郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付印が不明瞭なため、期間内に差し出されたものであるか否かについて疑義のある場合には、以下のとおり取り扱うものとする。

郵便であるときは、書留郵便物受領書又は特定記録郵便受領証等の提出を特許法第134条第4項^{*1}若しくは特許法第194条第1項^{*2}又は実用新案法第39条第4項の規定により求め、その証明によってその書類又は物件が期間内に差し出されたものであるか否かを認定する。

期間経過後の差出しである場合には、特許法第18条の2第1項^{*3}若しくは特許法第133条の2第1項^{*4}の規定に基づく手続の却下又は特許法第135条^{*4}の規定による審決による却下とする。(→15. 20)

また、信書便であるときは、特許法第19条^{*5}に定められていないことから「受領書による証明」は認めないものとする。

(改訂令和4・10)

^{*1} 特134条4項：特71条3項 {実26条、意25条3項、商28条3項 [商68条3項]}、特120条の8第1項 {特174条1項}、特174条2項、174条3項 {実45条1項、意58条4項、商61条 [商68条5項]、商附則20条 [商附則23条]}、特174条4項、意52条、58条2項 {商62条1項 [商68条5項]、商附則21条 [商附則23条]}、意58条3項 {商62条2項 [商68条5項]}、商56条1項 {商43条の15第1項 [商60条の2第1項 (商68条5項)、商68条4項]、商68条4項}、商附則17条1項 {商附則23条} において準用

^{*2} 特194条1項：実55条3項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項 {商附則23条} において準用

^{*3} 特18条の2第1項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項 {商附則23条}、特例法41条2項において準用

^{*4} 特133条の2第1項、135条：特71条3項 {実26条、意25条3項、商28条3項 [商68条3項]}、特120条の8第1項 {特174条1項}、特174条2項、174条3項 {実45条1項、意58条4項、商61条 [商68条5項]、商附則20条 [商附則23条]}、特174条4項、実41条、意52条、58条2項 {商62条1項 [商68条5項]、商附則21条 [商附則23条]}、意58条3項 {商62条2項 [商68条5項]}、商56条1項 {商43条の15第1項 [商60条の2第1項 (商68条5項)、商68条4項]、商68条4項}、商附則17条1項 {商附則23

条} において準用

※⁵ 特19条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項、
特例法41条2項において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特50条 {特67条の4、159条2項 [特174条2項]}」は、
「特50条：特67条の4、159条2項（特174条2項において準用）にお
いて準用」を表す。

04.04

その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済について

1. その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定

特許法等においては、次に掲げる手続に関し、「その責めに帰することができない理由」による期間徒過後の救済規定が設けられている。

- (1) 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（特30条4項^{*1}、意4条4項）
- (2) パリ条約による優先権主張に係る優先権証明書類等の提出（特43条8項^{*2}）
- (3) 特許出願の分割（特44条7項^{*1}）
- (4) 実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更（特46条5項）
- (5) 実用新案登録に基づく特許出願（特46条の2第3項）
- (6) 特許権の存続期間の延長登録出願（特67条の2第3項括弧書、特67条の5第3項（改正前特67条の2第3項^{注1}）、特施令3条ただし書（改正前特施令3条ただし書^{注1}））
- (7) 特許法第67条の6第1項（改正前特67条の2の2第1項^{注1}）の規定による書面の提出（特67条の6第4項（改正前特67条の2の2第4項^{注1}））
- (8) 特許（登録）料の納付（特108条4項、実32条4項、意43条4項、商41条4項、41条の2第4項、65条の8第5項）
- (9) 既納の特許（登録）料の返還請求（特111条3項^{*3}、実34条3項、商42条3項、商65条の10第3項）
- (10) 割増特許（登録）料の免除（特112条2項、実33条2項、意44条2項、商43条1項から3項）
- (11) 拒絶査定不服審判の請求（特121条2項、意46条2項、商44条2項）
- (12) 再審の請求（特173条2項^{*4}）
- (13) 出願審査の請求の手数料又は過誤納の手数料の返還請求（特195条13項^{*5}、実54条の2第12項、意67条9項、商76条9項）
- (14) 実用新案登録の明細書等の訂正（実14条の2第6項）
- (15) 実用新案登録無効審判請求の取下げ（実39条の2第5項）
- (16) 参加申請手数料の返還に係る参加申請の取下げ（実54条の2第6項）
- (17) 補正却下決定不服審判の請求（意47条2項において準用する意46条2項、商45条2項において準用する商44条2項）
- (18) 意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係る個別指定手数料の返還請求（意60条の22第3項）

- (19) 商標出願時の特例の規定による証明書の提出（商9条4項）
- (20) 国際登録の取消し後の商標登録出願（商68条の32第6項）
- (21) マドリッド協定議定書の廃棄後の商標登録出願（商68条の33第2項で準用する商68条の32第6項）
- (22) 国際特許出願における発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（特施規38条の6の3^{*6}）
- (23) 国際特許出願又は特許法第184条の20第1項の申出をする場合におけるパリ条約による優先権主張に係る優先権証明書類等の提出（特施規38条の14第1項^{*7}）
- (24) 国際意匠登録出願における意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（意施規1条の2）
- (25) 回復手数料の免除（特別表第11号中欄括弧書、実別表第7号中欄括弧書、意別表第3号中欄括弧書、商別表第5号中欄括弧書）（→04.05「1.」、「5.」）

なお、特許法等においては、「その責めに帰することができない理由」による期間徒過後の救済規定のほかに、「故意によるものでないこと」による期間徒過後の救済規定が設けられている（→04.05）。

2. 救済されるための要件

救済が認められるためには、以下の二つの要件が満たされていることが必要である。

- (1) 手続をすることができる期間（以下「所定の期間」という。）内に手続をすることができなかつたことについて、出願人、権利者、申請者又はその代理人（以下「出願人等」という。）の「責めに帰することができない理由」があること
- (2) 所定の期間内にすることができなかつた手続を救済手続期間内にすること
なお、上記（1）の「出願人等の責めに帰することができない理由」とは、「天災地変のような客観的な理由にもとづいて手続をすることができない場合」^{注2}のほか、「通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなおお避けることができないと認められる事由」^{注3}をいうものと解されている。

3. 救済を受けるための手続

(1) 救済手続期間

ア. 上記1.（1）、（3）から（5）まで、（8）、（9）、（11）から（21）まで及び（23）の手続の場合

その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内で所定の期間の経過後6月以内である（特30条4項^{*1}、44条7項^{*1}、46条5項、46条の2第3項、108条4項、111条3項^{*3}、121条2項、173条2項^{*4}、195条13項^{*5}、実14条の2第6項、32条4項、34条3項、39条の2第5項、54条の2第6項、12項、意4条4項、43条4項、46条2項^{*8}、60条の22第3項、67条9項、商9条4項、41条4項、41条の2第4

項、42条3項、44条2項^{*9}、65条の8第5項、65条の10第3項、68条の32第6項^{*10}、76条9項、特施規38条の14第1項)。

イ. 上記1.(2)の手続の場合

パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書類等を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出することができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から1月(在外者にあつては2月)以内である(特施規27条の3の3第6項1号^{*11}、商施規7条の2第3項1号)。

上記以外の場合、パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書類等又は特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができなかつた理由がなくなつた日から14日(在外者にあつては2月)以内で所定の期間の経過後6月以内である(特施規27条の3の3第6項2号^{*11}、商施規7条の2第3項2号)。

ウ. 上記1.(6)の手続の場合

特許権の存続期間の延長登録出願の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなつた日から14日(在外者にあつては、2月)を経過する日までの期間(特許法第67条第2項の延長登録出願においては設定登録の日、特許法第67条第4項の延長登録出願においては特許法施行令第2条(改正前特許法施行令第2条^{注1})に規定する処分を受けた日からその理由がなくなつた日までの期間が9月を超えるときは、9月)である(特67条の2第3項括弧書、特67条の5第3項(改正前特67条の2第3項^{注1})、特施令3条ただし書(改正前特施令3条ただし書^{注1}))。

エ. 上記1.(7)の手続の場合

特許法第67条の6第1項(改正前特許法第67条の2の2第1項^{注1})の規定による書面の提出は、その責めに帰することができない理由がなくなつた日から14日(在外者にあつては、1月)以内で同条第1項に規定する日(特許権の存続期間の満了前6月の前日)の後2月以内である(特第67条の6第4項(改正前特67条の2の2第4項^{注1}))。

オ. 上記1.(10)の手続の場合

次に掲げる「a. 特許(登録)料の納付の期間又は納付の猶予の期間」の経過後6月以内又は「b. 故意によるものでないことによる期間徒過後の救済期間」内である(特112条2項、実33条2項、意44条2項、商43条1項から3項)。

a. 特許(登録)料の納付の期間又は納付の猶予の期間

- i) 特許法第108条第2項に規定する期間
- ii) 特許法第109条又は第109条の2に規定する納付の猶予後の期間
- iii) 実用新案法第32条第2項に規定する期間
- iv) 実用新案法第32条の2に規定する納付の猶予後の期間
- v) 意匠法第43条第2項に規定する期間

- vi) 商標法第20条第2項、第41条の2第5項又は第8項に規定する期間
- b. 故意によるものでないことによる期間徒過後の救済期間
 - i) 特許法第112条の2第1項（特施規69条の2第1項）に規定する期間
 - ii) 実用新案法第33条の2第1項に規定する期間
 - iii) 意匠法第44条の2第1項に規定する期間
 - iv) 商標法第21条第1項（商施規10条3項）又は第41条の3第1項（商施規18条の2第1項）に規定する期間

カ. 上記1.(22)の手続の場合

国際特許出願における発明の新規性喪失の例外適用を受ける際の証明書提出の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）を経過する日までの期間（当該期間が国内処理基準時の属する日後7月を超えるときは、7月）である（特184条の14、特施規38条の6の3^{*6}）。

キ. 上記1.(24)の手続の場合

国際意匠登録出願における意匠の新規性喪失の例外規定を受ける際の証明書提出の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）を経過する日までの期間（当該期間が国際公表があつた日後7月を超えるときは、7月）である（意60条の7第1項、意施規1条の2）。

ク. 上記1.(25)の手続の場合

回復手数料の免除の場合は、故意によるものでないことによる期間徒過後の救済期間内（→04.05「3.」）

なお、上記ア. からク. までの救済手続期間は、延長することができず、附加期間を定めることもできない。

(2) 手続の方法

上記(1)の救済手続期間内に、所定の期間を徒過した手続を行う。その際、上申書又は手続書面に設けた【その他】欄（以下「上申書等」という。）において、当該手続をすることができなかつた理由が「出願人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類^{註4}を提出しなければならない。ただし、その記載した事実を裏付ける証拠書類は、特許庁長官がその添付の必要がないと認めるときは、添付を要さない。

ア. 上記(1)イ.の手続の場合

パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書類等を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出することができなかつた場合については、方式審査便覧28.21「優先権証明書類等発行事務の遅延による提出期間徒過に関する取扱い」により手続をする。

イ. 上記（１）オ. の手続の免除

割増特許（登録）料の免除の手続の場合については、上申書等は特許（登録）料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規 69 条 4 項、実施規 21 条 3 項、意施規 18 条 3 項、商施規 18 条 8 項）、証拠書類は上記手続をした日から 2 月以内に提出しなければならない（特施規 69 条 5 項、実施規 21 条 4 項、意施規 18 条 4 項、商施規 18 条 9 項）。

ウ. 上記 1.（25）の手続の場合

回復手数料の免除の手続の場合については、上申書等は回復理由書の提出と同時に提出しなければならない（特施規 25 条の 7 第 8 項、27 条の 4 の 2 第 6 項^{*12}、31 条の 2 第 7 項、38 条の 2 第 5 項^{*13}、38 条の 6 の 2 第 6 項^{*14}、38 条の 14 第 5 項^{*15}、69 条の 2 第 4 項、実施規 21 条の 4 第 3 項、意施規 18 条の 6 第 3 項、商施規 2 条 12 項、10 条 6 項、18 条の 2 第 4 項、20 条 5 項）、証拠書類は上記手続をした日から 2 月以内に提出しなければならない（特施規 25 条の 7 第 9 項、27 条の 4 の 2 第 7 項^{*12}、31 条の 2 第 8 項、38 条の 2 第 6 項^{*13}、38 条の 6 の 2 第 7 項^{*14}、38 条の 14 第 6 項^{*15}、69 条の 2 第 5 項、実施規 21 条の 4 第 4 項、意施規 18 条の 6 第 4 項、商施規 2 条 13 項、10 条 7 項、18 条の 2 第 5 項、20 条 6 項）。

4. 救済の認否の判断

期間徒過後の手続が要件を満たすものか否かの判断は、上申書等の記載に基づき、特許庁長官又は審判長により行われる。

(1) 救済が認められる場合

上申書等の記載に基づき、救済の要件を満たすものと判断した場合には、期間徒過後の手続は許容され、手続をした者に対し、救済が認められた旨の通知書が送付される。ただし、1.（10）の割増特許（登録）料の免除の場合は、年金領収書（割増特許（登録）料を免除した額面のもの）の送付をもって通知書に代える。

(2) 救済が認められない場合

上申書等の記載に基づき、救済の要件を満たさないと判断した場合には、手続をした者に対し、期間徒過後の手続について、救済の要件を満たさないと判断した理由を記載した却下理由通知^{注5}が送付され、弁明する機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、期間徒過後の手続について出願却下又は手続却下^{注5}する。ただし、1.（10）の割増特許（登録）料の免除の場合は年金補充指令を送付することで、不足額の補充及び弁明の機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、特許（登録）料納付書を手続却下する（ただし、不足額が納付されているときは年金領収書（割増特許（登録）料を含む額面のもの）を送付する）。1.（11）の拒絶査定不服審判の請求及び 1.

(17) の補正却下決定不服審判の請求については、却下理由通知が送付されることなく、審決をもって却下される(特135条^{*16})。また、1.(20) の国際登録の取消し後の商標登録出願及び1.(21) のマドリッド協定議定書の廃棄後の商標登録出願については、当該出願は却下されないが、拒絶の理由が通知される(商68条の34第1項)。また、1.(25) の回復手数料の免除においては、回復の理由が故意によるものでないと認められる場合であって、その責めに帰することができない理由がないと認められるときは、回復理由書に手続補正指令を送付することで、手数料の補正又はその責めに帰することができない理由を補足する機会が与えられる。特許庁長官は、当該補足を踏まえても、その責めに帰することができない理由がないと認められ、かつ手数料の補正がないときは救済が認められないとして、手続を却下する。(ただし、手数料の補正がされているときは、故意によるものでないと認められた旨の通知書を送付する。)

(改訂令和6・1)

^{*1} 特30条4項、特44条7項：実11条1項において準用

^{*2} 特43条8項：特43条の2第2項(特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用)、特43条の3第3項(実11条1項、意15条1項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用)、実11条1項、意15条1項、60条の10第2項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用

^{注1} 令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。

^{*3} 特111条3項：意45条において準用

^{*4} 特173条2項：実45条1項、意58条1項、商61条において準用

^{*5} 特195条13項：国際出願法18条3項、国際出願法施規82条2項において準用

^{*6} 特施規38条の6の3：実施規23条4項において準用

^{*7} 特施規38条の14第1項：実施規23条7項において準用

^{注2} 例えば、「大地震、洪水、豪雨、台風、火災等の災害等」、「公共インフラ、通信等の障害等」が該当する。

特許庁編「工業所有権法(産業財産権法)逐条解説」特121条〔字句の解釈〕参照

^{注3} 平成22年9月22日知的財産高等裁判所判決、平成22年(行コ)第10002号

^{*8} 意46条2項：意47条2項において準用

^{*9} 商44条2項：商45条2項において準用

^{*10} 商68条の32第6項：商68条の33第2項において準用

^{*11} 特施規27条の3の3第6項：実施規23条2項、意施規2条の2第12項及び19条3項において準用

^{注4} 証拠書類の例としては、災害に係る災証明書等の公的な証明書又は疾病等に係る診断書等の当事者以外の第三者が証明した書類がある。

^{*12} 特施規27条の4の2第6項、7項：特施規27条の4の2第9項(実施規23条2

項、意施規 2 条の 2 第 1 2 項及び第 1 9 条 3 項において準用)、実施規 2 3 条 2 項、意施規 2 条の 2 第 1 2 項及び 1 9 条 3 項において準用

*¹³ 特施規 3 8 条の 2 第 5 項、6 項：実施規 2 3 条 3 項において準用

*¹⁴ 特施規 3 8 条の 6 の 2 第 6 項、7 項：実施規 2 3 条 4 項において準用

*¹⁵ 特施規 3 8 条の 1 4 第 5 項、6 項：特施規 3 8 条の 1 4 第 8 項、実施規 2 3 条 7 項において準用

注⁵ 国際出願法又は国際出願法施行規則において準用する特許法第 1 9 5 条第 1 3 項の規定による過誤納返還請求の場合は、却下理由通知及び手続却下の処分書は送付されないが、これらに相当する通知書が送付される。

*¹⁶ 特 1 3 5 条：実 4 1 条、意 5 2 条、商 5 6 条 1 項において準用

04.05

故意によるものでないことによる期間徒
過後の救済について

1. 故意によるものでないことによる期間徒過後の救済規定

特許法等においては、次に掲げる(1)から(10)までの手続に関し、「故意によるものでない」ことによる期間徒過後の救済規定が設けられている。

また、(11)及び(12)において、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願できなかつたことが「故意によるものでない」場合に優先権の主張(以下「優先権の回復」という。)をすることができる旨の救済規定が設けられている。

- (1) 外国語書面出願の翻訳文の提出(特36条の2第6項)
- (2) 出願審査の請求(特48条の3第5項^{*1})
- (3) 特許(登録)料及び割増特許(登録)料の追納(特112条の2第1項、実33条の2第1項、意44条の2第1項)
- (4) 外国語特許出願の翻訳文の提出(特184条の4第4項)
- (5) 国際特許出願等における在外者の特許管理人の選任(特184条の11第6項^{*2})
- (6) 外国語実用新案登録出願の翻訳文の提出(実48条の4第4項)
- (7) 商標権の存続期間の更新登録の申請(商21条1項)
- (8) 後期分割登録料及び割増登録料の追納(商41条の3第1項^{*3})
- (9) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願(商65条の3第3項)
- (10) 書換登録の申請(商附則3条3項^{*4})
- (11) 特許出願等に基づく優先権主張(特41条1項1号括弧書、実8条1項1号括弧書)
- (12) パリ条約の例による優先権主張(特43条の2第1項^{*5})

2. 救済されるための要件

救済が認められるためには、以下(1)又は(2)のア. からウ. の要件が満たされていることが必要である。

- (1) 期間徒過後の手続(上記1.(1)から(10)までの手続)
 - ア. 出願人、申請人若しくは権利者又はその代理人が、手続をすることができる期間(以下「所定の期間」という。)内に手続をすることができなかつたことが「故意によるものでない」こと
 - イ. 救済手続期間内に、所定の期間内にすることができなかつた手続及び回復理由書を提出すること
 - ウ. 回復手数料が納付されていること
- (2) 優先権の回復(上記1.(11)、(12)の手続)

- ア. 出願人又はその代理人が、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に
出願することができなかつたことが「故意によるものでない」こと
- イ. 優先権の回復期間内に
出願及び優先権の主張を行い、かつ、回復理由書を提出すること
- ウ. 回復手数料が納付されていること

3. 救済を受けるための手続期間

(1) 期間徒過後の手続

ア. 上記1.(1)から(6)までの手続の場合

手続をすることができるようになった日から2月以内で所定の期間の経過後1年以内(特施規25条の7第5項、31条の2第4項、38条の2第2項、38条の6の2第3項、69条の2第1項、実33条の2第1項、48条の4第4項、意44条の2第1項)。

イ. 上記1.(7)から(10)までの手続の場合

手続をすることができるようになった日から2月以内で所定の期間の経過後6月以内(商施規2条9項、10条3項、18条の2第1項、20条2項)。

(2) 優先権の回復(上記1.(11)、(12)の手続)

ア. 特許出願等に基づく優先権(特・実)

特許出願等が故意に先の出願の日から1年以内にされなかつたものでないと認められない場合における優先権の主張を伴う出願をすることができる期間の経過後2月(特施規27条の4の2第1項^{*6}、第3項3号^{*6})。

イ. パリ条約の例による優先権(特・実・意)

特許出願等がパリ条約第4条C(1)に規定する優先期間(特・実12か月、意6か月)の経過後2月(特施規27条の4の2第2項^{*7}、第3項4号^{*7})。

ウ. 国際特許出願等における優先権の回復(特・実)

国際特許出願又は特許法第184条の20第4項の規定により特許出願とみなされた国際出願について先の出願に基づく優先権の主張(同法第41条第1項第1号に規定する故意に先の出願の日から1年以内にされなかつたものでないと認められる場合にするものに限る。)をした場合及び同法第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張をした場合の回復理由書の提出期間は、国内書面提出期間(特許法第184条の4第1項ただし書の外国語特許出願にあっては、翻訳文提出特例期間)が満了する時の属する日後1月。ただし、国内書面提出期間内に
出願審査の請求をした場合
にあっては、その請求の日から1月(特施規38条の14第3項^{*8})。

なお、(1)及び(2)の期間は、延長することができず、附加期間を定めることもできない。

4. 手続の方法

(1) 期間徒過後の手続

救済手続期間内に手続を行うとともに、その救済手続期間内に、所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものでないことを表明し、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになった日を簡明に記載した回復理由書を提出しなければならない。特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる(特施規25条の7第6項、7項、31条の2第5項、6項、38条の2第3項^{*9}、4項^{*9}、38条の6の2第4項、5項、69条の2第2項、3項、実施規21条の4第1項、2項、意施規18条の6第1項、2項、商施規2条10項、11項、10条4項、5項、18条の2第2項、3項、20条3項、4項)。

(2) 優先権の回復

優先権の回復期間内に出願及び優先権主張をするとともに、その優先権の回復期間内に、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願しなかったことが故意によるものでないことを表明し、当該期間内に出願をすることができなかつた理由を簡明に記載した回復理由書を提出しなければならない(特施規27条の4の2第4項^{*10})。

なお、国際特許出願又は特許法第184条の20第4項の規定により特許出願とみなされた国際出願について先の出願に基づく優先権の主張(同法第41条第1項第1号に規定する故意に先の出願の日から1年以内にされなかつたものでないと認められる場合にするものに限る。)をした場合及び同法第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張をした場合は、前段で述べたものと同様の回復理由書を提出しなければならない(特施規38条の14第3項^{*8})。

また、期間徒過後の手続と同様に、特許庁長官は回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる(特施規27条の4の2第5項^{*10}、38条の14第4項^{*8})。

5. 手数料

故意によるものでないことによる期間徒過後の救済については、所定の手数料の納付が必要である(特別表第11号、実別表第7号、意別表第3号、商別表第5号、手数料令1条2項表11号、2条2項表7号、3条2項表3号、4条2項表5号)。

ただし、その責めに帰することができない理由により1.(1)から(12)までの手続をする場合は、当該手数料の納付を要しない(特別表第11号中欄括弧書、実別表第7号中欄括弧書、意別表第3号中欄括弧書、商別表第5号中欄括弧書、手数料令1条2項表11号中欄括弧書、2条2項表7号中欄括弧書、3条2項表3号中欄括弧書、4条2項表5号中欄括弧書)。(→04.04)

6. 救済の認否の判断

期間徒過後の手続(優先権の回復の場合はその優先権主張。以下同じ。)が要件を満たすものか否かについての判断は、提出された回復理由書の記載に基づき、特許庁長官が行う。

(1) 救済が認められる場合

回復理由書の記載に基づき、救済の要件を満たすものと判断した場合は、期間徒過後の手續は許容され、手續をした者に対し、救済が認められた旨の通知書が送付される。

(2) 救済が認められない場合

回復理由書の記載に基づき、救済の要件を満たさないと判断した場合は、手續をした者に対し、期間徒過後の手續について、救済が認められないと判断した理由を記載した回復理由書に関する却下理由通知書が送付され、弁明の機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、回復理由書を却下し、その後、期間徒過後の手續に却下理由通知が送付される。

(3) その責めに帰することができない理由による回復（→04.04）

回復の理由が故意によるものでないと認められる場合であって、その責めに帰することができない理由がないと認められるときは、回復理由書に関し手續補正指令を送付することで、手数料の補正又はその責めに帰することができない理由を補足する機会が与えられる。特許庁長官は、当該補足を踏まえても、その責めに帰することができない理由がないと判断した場合、手数料の補正があるときは故意によるものでないと認められる回復を認め、手数料の補正がないときは回復理由書を却下し、その後、期間徒過後の手續に却下理由通知が送付される。

(改訂令和7・1)

※¹ 特48条の3第5項：特48条の3第7項において準用

※² 特184条の11第6項：実48条の15第2項において準用

※³ 商41条の3第1項：商41条の3第3項において準用

※⁴ 商附則3条3項：商附則23条において準用

※⁵ 特43条の2第1項：特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項において準用

※⁶ 特施規27条の4の2第1項、3項3号：実施規23条2項において準用

※⁷ 特施規27条の4の2第2項、3項4号：実施規23条2項、意施規2条の2第12項（特施規27条の4の2第3項4号を除く）及び19条3項において準用

※⁸ 特施規38条の14第3項、4項：特施規38条の14第8項、実施規23条7項において準用

※⁹ 特施規38条の2第3項、4項：実施規23条3項において準用

※¹⁰ 特施規27条の4の2第4項、5項：特施規27条の4の2第9項、実施規23条第2項、意施規2条の2第12項及び19条3項において準用

04.09

主要期間一覧表

当事者系審判、異議申立、判定に関する期間は、審判便覧25-01から25-04までを参照。

25-01.1 主要期間一覧(1)(査定系審判、商標登録異議、判定)

25-01.3 主要期間一覧(2)(無効・訂正・取消審判)

25-01.5 主要期間一覧(3)(特許異議)

(特許(無効・訂正審判、特許異議申立、判定、再審を除く))

手続	根拠条文	初日	起算日	期間(延長)		備考
			(第1日目)	国内居住者	在外者	
<法定期間>						
明細書・特許請求の範囲・図面の補正	特17の2(1)	出願日	—	特許査定謄本の送達日まで(拒絶理由通知を受けた後を除く。)		
	特17の2(1)①、③	拒絶理由通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	3月 (期間満了前:求2月・1月 期間満了後:求2月☆)	・延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く ・左記は特50の規定による指定期間
	特17の2(1)①、③	拒絶理由通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (求1月▲▼)	3月(求1月×3回▲▼)	・延長登録出願、拒絶査定不服審判 ・左記は特50の規定による指定期間
	特17の2(1)②	特許法48条の7の通知の発送日	翌日	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時に 60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	60日 ただし拒絶理由通知と同時に 3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	・拒絶査定不服審判を除く ・左記は特50の規定による指定期間
	特17の2(1)②	特許法48条の7の通知の発送日	翌日	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時に 60日又は75日※	60日 ただし拒絶理由通知と同時に 3月	・拒絶査定不服審判 ・左記は特50の規定による指定期間

	特17の2(1)④	拒絶査定不服審判の請求と同時	—	—	—	
要約書の補正	特17の3(特施規11の2の2)	出願日又は優先権の主張を伴う出願は先の出願の日	翌日	1年4月●		
優先権主張書の補正	特17の4(特施規11の2の3①)	ア. 優先日 イ. 新たな出願の日	翌日 翌日	1年4月 4月 (上記のうちいずれか遅い日◎)		
	特17の4(特施規11の2の3②)	ア. 優先日 イ. もとの出願の日 ウ. 新たな出願の日	翌日 翌日 翌日	1年4月 4月 1月 (上記のうちいずれか遅い日◎)		分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願
新規性例外適用出願	特30(1)、(2)	特許法29条1項各号のいずれかに該当するに至った日	翌日	1年△	1年△	
同上証明書の提出	特30(3)	出願日	翌日	30日	30日	
外国語書面出願に係る翻訳文	特36の2(2)、(4)(特施規25の7(4))	ア. 出願日又は優先権の主張を伴う出願は先の出願の日	翌日	1年4月	1年4月	イ. は分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願 ウ. はア. 及びイ. の期間に翻訳文が未提出の場合
		イ. 新たな出願日(もとの出願の翻訳文提出期間経過後の場合)	翌日	2月◆	2月◆	
		ウ. 翻訳文未提出の通知の発送日	翌日	2月	2月	
手続補完書の提出	特38の2(3)(特施規27の7)、 38の2(9)(特施規27の9)	ア. 補完をすることができる旨の通知の発送日	翌日	2月	2月	
		イ. 出願日	翌日	2月	2月	
明細書等提出書の提出	特38の3(3)(特施規27の10(3))	出願日	翌日	4月	4月	
先の特許出願の認証謄本等及び翻訳文の提出	特38の3(3)(特施規27の10(3))	出願日	翌日	4月	4月	
明細書等補完書の提出	特38の4(2)(特施規27の11(1))、 38の4(9)(特施規27の11(12))	ア. 明細書又は図面の一部の記載が欠けている旨の通知の発送日	翌日	2月	2月	
		イ. 出願日	翌日	2月	2月	

優先権主張基礎出願の写し及び翻訳文の提出	特38の4(4)(特施規27の11(7))	ア. 明細書又は図面の一部の記載が欠けている旨の通知の発送日	翌日	2月	2月	
		イ. 出願日	翌日	2月	2月	
意見書の提出	特38の4(4)(特施規27の11(4))	特許出願を明細書等補完書の提出時にしたものとみなした通知の発送日	翌日	1月	1月	
明細書等補完書の取下げ	特38の4(7)(特施規27の11(10))	特許出願を明細書等補完書の提出時にしたものとみなした通知の発送日	翌日	1月	1月	
国内優先権主張を伴う出願	特41(1)	先の出願日	翌日	1年	1年	
優先権主張書の提出	特41(4)、43(1)、43の3(1)、(2)(特施規27の4の2(3)①)	ア. 優先日 イ. 新たな出願の日	翌日 翌日	1年4月 4月 (上記のうちいずれか遅い日◎)		
	特41(4)、43(1)、43の3(1)、(2)(特施規27の4の2(3)②)	ア. 優先日 イ. もとの出願の日 ウ. 新たな出願の日	翌日 翌日 翌日	1年4月 4月 1月 (上記のうちいずれか遅い日◎)		分割・変更・ 実用新案登録に基づく 特許出願
国内優先権主張の取下げ	特42(2)(特施規28の4(2))	先の出願日	翌日	1年4月	1年4月	
パリ優先権主張等を伴う出願	特43(1)、43の3(1)、(2)、パリ条約4条C(1)	第1国出願日	翌日	特12月	特12月	
優先権証明書類等の提出#	特43(2)、43の3(3)	優先日	翌日	1年4月	1年4月	
	特43(7)、43の3(3)(特施規27の3の3(5))	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌日	2月	2月	優先権証明書類等が未提出の場合
	特44(3)、46(6)、46の2(5)	ア. 優先日 イ. 新たな特許出願の日	翌日 翌日	1年4月 3月 (上記のうちいずれか遅い日*)	1年4月 3月 (上記のうちいずれか遅い日*)	分割・変更・ 実用新案登録に基づく 特許出願
優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	特43(5)	優先日	翌日	1年4月	1年4月	
	特43(7)	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌日	2月	2月	優先権証明書類等が未提出の場合

分割出願	特44(1)①	—	—	明細書・特許請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	明細書・特許請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	
	特44(1)②	特許査定謄本の送達日	翌日	30日(求30日★)	30日(求30日★)	
	特44(1)③	拒絶査定謄本の送達日	翌日	3月	3月(職1月■)	
出願変更(実→特)	特46(1)	実願出願日	翌日	実願の係属中 ただし出願の日から3年	実願の係属中 ただし出願の日から3年	
出願変更(意→特)	特46(2)	ア. 意願出願日 イ. 意願の拒絶査定謄本の送達日	翌日 翌日	意願の係属中 ただし出願の日から3年 3月	意願の係属中 ただし出願の日から3年 3月	最初の査定
実用新案登録に基づく特許出願	特46の2(1)	ア. 実願出願日 イ. 第三者の技術評価請求に係る最初の通知を受けた日 ウ. 無効審判請求書の発送日	翌日 翌日 翌日	3年 30日(職15日) 30日又は45日※	3年 30日(職60日) 60日	
出願審査の請求	特48の3(1)	出願日	翌日	3年γ	3年γ	
	特48の3(2)	新たな出願日(もとの出願の審査請求期間経過後の場合)	翌日	30日	30日	分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願
存続期間の延長登録出願	特67の2(3)	設定の登録の日	翌日	3月	3月	
	特67の5(3)(特施令3) (改正前特67の2(3)㊦(改正前特施令3㊦))	政令で定める処分を受けた日	翌日	3月	3月	
特許料の納付(第1年から第3年分まで)	特108(1)、(3)	査定又は審決の謄本の送達日	翌日	30日(求30日)	30日(求30日)	
特許料の納付(第4年以後の各年分)	特108(2)	—	—	前年以前b	前年以前b	
特許料の追納	特112(1)、(2)	特許法108条2項に規定する期間の満了日	翌日	6月	6月	

既納特許料の返還請求	特111(2)	ア. 特許料の納付日 イ. 取消決定又は審決の確定日	翌日 日∞	1年 6月	1年 6月	
拒絶査定不服審判の請求	特121(1)	拒絶査定謄本の送達日	翌日	3月	3月(職1月〇)	
翻訳文の提出	特184の4(1)	ア. 優先日(特許協力条約2条) イ. 国内書面を提出した日	翌日 翌日	30月 2月	30月 2月	イ. は国内書面提出期間満了前2月から満了日までの間に提出した場合に限る
特許協力条約19条補正の翻訳文提出	特184の4(6)	—	—	国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
国内書面の提出	特184の5(1)	優先日(特許協力条約2条)	翌日	30月	30月	
特許協力条約19条補正の写しの提出	特184の7(1)	—	—	国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
特許協力条約34条補正の翻訳文提出	特184の8(1)	—	—	国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
特許協力条約34条補正の写しの提出	特184の8(1)	—	—	国内処理基準時の属する日 ◇	国内処理基準時の属する日 ◇	
特許管理人の選任	特184の11(2)、(4)(特施規38の6の2(1)、(2))	ア. 国内処理基準時の属する日◇ イ. 特許管理人の選任の届出がない旨の通知の発送日	翌日 翌日	— —	3月 2月	イ. はア. の国内処理基準時の属する日までに特許管理人の選任の届出が未提出の場合
新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出	特184の14(特施規38の6の3)	国内処理基準時の属する日◇	翌日	30日	30日	
特許協力条約25条に規定する検査の申出	特184の20(1)(特施規38の7)	国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、国際出願日の認定の拒否又は記録原本を期間内に国際事務局が受領しなかった旨の認定の通知をした日	翌日	2月	2月	
出願審査請求手数料の返還請求	特195(10)	ア. 特許出願が放棄され、又は取り下げられた日 イ. 特許出願が取り下げられたものとみなされた日	翌日 当日∞	6月 6月	6月 6月	
過誤納手数料の返還請求	特195(12)	手数料の納付日	翌日	1年	1年	

明細書、特許請求の範囲又は図面について、国際特許出願に含まれないものとする旨の請求書の提出	特施規38の2の2(5)	通知書の発送日	翌日	30日	30日	左記は特施規38の2の2(3)の規定による指定期間
命令による登録申請の補正	特登令38(1)(特登施規13の2)	指令書の発送日	翌日	2月	2月	
弁明書の提出	特登令38(4)(特登施規13の4(1))	却下理由通知の発送日	翌日	2月	2月	
<指定期間>						
命令による方式補正	特17(3)、184の5(2)	指令書の発送日	翌日	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
	特17(3)、133(1)	指令書の発送日	翌日	30日	30日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
弁明書の提出	特18の2(2)	却下理由通知の発送日	翌日	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
	特18の2(2)、133の2(2)	却下理由通知の発送日	翌日	30日	30日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
命令による受継申立書	特23(1)	受継命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	特34(7)	協議命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月=)	3月 (期間満了前:求3月 期間満了後:求2月=) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	拒絶査定不服審判を除く
	特34(7)	協議命令書の発送日	翌日	60日又は75日※	3月(求3月) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	拒絶査定不服審判

同日に同一の発明に対する協議命令による届出	特39(6)	協議命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月＝)	3月 (期間満了前：求3月 期間満了後：求2月＝) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	拒絶査定不服審判を除く
	特39(6)	協議命令書の発送日	翌日	60日又は75日※	3月(求3月) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	拒絶査定不服審判
意見書の提出	特48の7	通知書の発送日	翌日	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時に60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	60日 ただし拒絶理由通知と同時に3月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	拒絶査定不服審判を除く
	特48の7	通知書の発送日	翌日	30日又は45日※ ただし拒絶理由通知と同時に60日又は75日※	60日 ただし拒絶理由通知と同時に3月	拒絶査定不服審判
	特50	拒絶理由通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月☆)	3月 (期間満了前：求2月・1月 期間満了後：求2月☆) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
	特50、67の4、67の8(改正前特67の4㊟)、159(2)、163(2)	拒絶理由通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (求1月▲▼)	3月(求1月×3回▲▼) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
審尋に対する回答書の提出	特134(4)	審尋書の発送日	翌日	60日又は75日※ (求1月▲)	3月(求1月×3回▲) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	拒絶査定不服審判
書留郵便物受領書等の提出	特134(4)	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日△	10日△	
	特194(1)	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日△ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	10日△ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	
当事者による書類又は物件の提出	特194(1)	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月＝)	3月 (期間満了前：求3月 期間満了後：求2月＝) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日	
意見書の提出	特施規38の2の2(3)	通知書の発送日	翌日	30日	30日	

意見書の提出	特施規38の2の3(1)	通知書の発送日	翌日	30日 ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については60日	30日 ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については3月	
命令による書面の提出	特登令30、特登施規13(2)	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	

- 注1. ※は交通不便地居住者(→04.10「別表」)のため。
- 注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。
- 注3. #は国際特許出願の場合、国内書面提出期間満了日から2月以内に提出することができる(特施規38条の14)。
- 注4. *は原出願日が平成10年12月31日以前の場合は、「1年4月」。
- 注5. ◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時(国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間内に申願人が出願審査請求をするときは、その請求の時)。
- 注6. △は03.10を参照。
- 注7. ◆は、分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日(原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日)から1年2月以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から2月以内に翻訳文の提出を行うことができる。
- 注8. ★は登録料納付延長請求により延長された場合。
- 注9. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
- 注10. ▲は指定期間を延長する合理的理由がある時のみ(国内居住者は、引用文献との対比実験のために1月を1回。在外者は、引用文献との対比実験のために1月を1回、翻訳のために1月を3回まで)。
▼延長登録出願(特67の4、67の8(改正前特67の4㉔))については、引用文献との対比実験のための延長は不可。
- 注11. ○延長登録出願に係る拒絶査定不服審判請求期間の職権による延長は行わない。
- 注12. □翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に申願人から出願審査の請求があった国際特許出願であって国際公開されているものについては、出願審査の請求があった後を除く。
- 注13. ◎出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。
- 注14. ●特許出願(外国語でされた国際特許出願を除く)の場合、出願公開の請求があった後の期間を除き、外国語でされた国際特許出願で国際公開がされている場合、出願審査の請求があった後の期間を除く。
- 注15. ☆指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は1回目で2月、2回目の請求により1月の合計2回、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書又は手続補正書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
- 注16. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
- 注17. ≡指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は3月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
- 注18. b前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第4年の特許料は設定の登録の日から3年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
- 注19. △特許法29条1項各号のいずれかに該当するに至った日が平成29年12月8日以前の場合は、「6月」。
- 注20. ㉔令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。
- 注21. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(特3条1項1号本文)、出願が取り下げられたものとみなされた日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる(特3条1項1号ただし書)。
- 注22. γ経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた場合は、「特許出願の日から3年を経過した日」又は「経済安全保障推進法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けた日から3月を経過した日」のうちいずれか遅い日となる(経済安全保障推進法82条3項)。

(実用新案（無効審判、判定を除く）)

手 続	根 拠 条 文	初 日	起 算 日	期 間 (延 長)		備 考
			(第 1 日 目)	国 内 居 住 者	在 外 者	
<法定期間>						
明細書・実用新案登録請求の範囲図面・要約書・優先権主張書の補正	実2の2(1)(実施規1)	出願日	翌日	1月	1月	
国内優先権主張を伴う出願	実8(1)	先の出願日	翌日	1年	1年	
優先権主張書の提出	実8(4)(実施規23(2))	出願日	翌日	1月	1月	
国内優先権主張の取下げ	実9(2)(実施規23(2))	先の出願日	翌日	1年4月	1年4月	
出願変更(特→実)	実10(1)	ア. 特願出願日 イ. 特願の拒絶査定謄本の送達日	翌日 翌日	9年6月 α 3月 α	9年6月 α 3月 α (職1月■)	最初の査定
出願変更(意→実)	実10(2)	ア. 意願出願日 イ. 意願の拒絶査定謄本の送達日	翌日 翌日	9年6月 3月	9年6月 3月	最初の査定
新規性例外適用出願	実11(1)(特30(1)、(2))	実用新案法3条1項各号のいずれかに該当するに至った日	翌日	1年 \sphericalangle	1年 \sphericalangle	
同上証明書の提出	実11(1)(特30(3))	出願日	翌日	30日	30日	
パリ優先権主張等を伴う出願	実11(1)(特43(1)、43の3(1)、(2))、パリ条約4条C(1)	第1国出願日	翌日	特・実12月	特・実12月	
優先権証明書類等の提出#	実11(1)(特43(2)、43の3(3))	優先日	翌日	1年4月	1年4月	
	実11(1)(特43(7)、43の3(3))	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌日	2月	2月	優先権証明書類等が未提出の場合
	実10(4)、11(1)(特44(3)、)	優先日	翌日	1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか遅い日*		分割・変更出願の場合

優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	実11(1)(特43(5))	優先日	翌日	1年4月	1年4月	
	実11(1)(特43(7))	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌日	2月	2月	優先権証明書類等が未提出の場合
分割出願	実11(1)(特44(1))	—		明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	
明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の訂正	実14の2(1)	ア. 最初の技術評価書の謄本の送達日	翌日	2月(職15日)	2月(職60日)	
		イ. 無効審判請求書の副本の送達日	翌日	30日又は45日※	60日	
登録料の納付(第1年から第3年分まで)	実32(1)、(3)	出願と同時に	翌日	(求30日)	(求30日)	
登録料の納付(第4年以後の各年分)	実32(2)	—	—	前年以前○	前年以前○	
登録料の追納	実33(1)、(2)	実用新案法32条2項に規定する期間の満了日	翌日	6月	6月	
既納登録料の返還請求	実34(2)	ア. 登録料の納付日 イ. 処分又は審決の確定日	翌日 当日	1年 6月	1年 6月	
翻訳文の提出	実48の4(1)	ア. 優先日(特許協力条約2条)	翌日	30月	30月	イ. は国内書面提出期間満了前2月から満了日までの間に提出した場合に限る
		イ. 国内書面を提出した日	翌日	2月	2月	
国内書面の提出	実48の5(1)	優先日(特許協力条約2条)	翌日	30月	30月	
特許協力条約19条補正の翻訳文提出	実48の4(6)	—	—	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
図面の提出	実48の7(1)	—	—	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
登録料の納付(国際実用新案登録出願)	実48の12	ア. 優先日(特許協力条約2条)	翌日	30月	30月	イ. は国内書面提出期間満了前2月から満了日までの間に提出した場合に限る
		イ. 国内書面を提出した日	翌日	2月	2月	

特許管理人の選任	実48の15(2)	ア. 国内処理基準時の属する日 ◇ イ. 特許管理人の選任の届出がない旨の通知の発送日	翌日 翌日	— —	3月 2月	イ. はア. の国内処理基準時の属する日までに特許管理人の選任の届出が未提出の場合
新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出	実48の15(3)	国内処理基準時の属する日◇	翌日	30日	30日	
特許協力条約25条に規定する検査の申出	実48の16(1)	国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、国際出願日の認定の拒否又は記録原本を期間内に国際事務局が受領しなかった旨の認定の通知をした日	翌日	2月	2月	
過誤納手数料の返還請求	実54の2(11)	手数料の納付日	翌日	1年	1年	
明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について、国際実用新案登録出願に含まれないものとする旨の請求書の提出	実施規23(4)(特施規38の2の2(5))	通知書の発送日	翌日	30日	30日	左記は特施規38の2の2(3)の規定による指定期間
命令による登録申請の補正	実登令7(実登施規3(3))(特登令38(1)(特登施規13の2))	指令書の発送日	翌日	2月	2月	
弁明書の提出	実登令7(実登施規3(3))(特登令38(4)(特登施規13の4(1)))	却下理由通知の発送日	翌日	2月	2月	
＜指定期間＞						
命令による方式補正	実2の2(4)、48の5(2)	指令書の発送日	翌日	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	
弁明書の提出	実2の5(2)(特18の2(2))	却下理由通知の発送日	翌日	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	
命令による受継申立書	実2の5(2)(特23(1))	受継命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	3月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	

命令による基礎的要件に係る補正	実6の2、14の3	指令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月＝)	3月 (期間満了前：求3月 期間満了後：求2月＝) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	実11(2)(特34(7))	協議命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月＝)	3月 (期間満了前：求3月 期間満了後：求2月＝) ただし代理人だけで作成できると認める場合は60日
書留郵便物受領書等の提出	実55(3)(特194(1))	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日△ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	10日△ (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)
命令による図面の提出	実48の7(2)	指令書の発送日	翌日	2月	2月
意見書の提出	実施規23(4)(特施規38の2の2(3))	通知書の発送日	翌日	30日	30日
意見書の提出	実施規23(4)(特施規38の2の3(1))	通知書の発送日	翌日	30日 ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については60日	30日 ただし明細書、請求の範囲又は図面(それらの補充書等を含む)については3月
命令による書面の提出	実登令7条(実登施規3(3))(特登令30(特登施規13(2)))	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)	2月 (期間満了前：求2月 期間満了後：求2月▽)

- 注1. ※は交通不便地居住者(→04.10「別表」)のため。
 注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。
 注3. #は国際実用新案登録出願の場合、国内書面提出期間満了日から2月以内(実施規23条7項で準用する特施規38条の14)。
 注4. *は原出願日が平成10年12月31日以前の場合は、「1年4月」。
 注5. ◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時(国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間内に申願人が国内処理の請求をするときは、その請求の時)。
 注6. △は03.10を参照。
 注7. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
 注8. =指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は2月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は3月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
 注9. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
 注10. ○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第4年の登録料は設定の登録の日から3年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
 注11. △実用新案法3条1項各号のいずれかに該当するに至った日が平成29年12月8日以前の場合は、「6月」。
 注12. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(実2条の5第1項で準用する特3条1項1号本文)、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる(実2条の5第1項で準用する特3条1項1号ただし書)。
 注13. α経済安全保障推進法第70条第1項の規定による保全指定の通知を受けた指定特許出願人は、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けるまでの間は、出願変更することはできない(経済安全保障推進法72条2項)。

(意匠（無効審判、判定、再審を除く）)

手 続	根 拠 条 文	初 日	起 算 日	期 間（ 延 長 ）		備 考
			（ 第 1 日 目 ）	国 内 居 住 者	在 外 者	
<法定期間>						
新規性例外適用出願	意4（1）、（2）	意匠法3条1項1号又は2号に該当するに至った日	翌 日	1年△	1年△	
同上証明書の提出	意4（3）	出願日	翌 日	30日	30日	国際意匠登録出願を除く
新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出	意60の7（1）（意施規1の2）	国際公表があった日	翌 日	30日	30日	国際意匠登録出願
出願変更（特→意）	意13（1）	特許の拒絶査定謄本の送達日	翌 日	3月α	3月α（職1月■）	最初の査定
出願変更（実→意）	意13（2）	実願が係属している間	—	—	—	
秘密意匠の請求	意14（2）	出願と同時に又は設定登録料の納付と同時に	—	—	—	
優先権主張を伴う出願	意15（1）（特43（1）、43の3（1）、（2）） パリ条約4条C（1）、E（1）	第1国出願日	翌 日	6月	6月	
優先権証明書類等の提出	意15（1）（特43（2）、43の3（3））	出願日	翌 日	3月	3月	国際意匠登録出願を除く
	意15（1）（特43（7）、43の3（3））、意60の10（2）（特43（7））（意施規19（3）（特施規27の3の3（5）））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌 日	2月	2月	優先権証明書類等が未提出の場合
	意60の10（2）（特43（2）、意施規12の2）	国際公表があった日	翌 日	3月	3月	国際意匠登録出願
優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	意15（1）（特43（5））	出願日	翌 日	3月	3月	国際意匠登録出願を除く
	意15（1）（特43（7）、43の3（3））、意60の10（2）（特43（7））（意施規19（3）（特施規27の3の3（5）））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌 日	2月	2月	優先権証明書類等が未提出の場合
	意60の10（2）（特43（5）、意施規12の2）	国際公表があった日	翌 日	3月	3月	国際意匠登録出願

補正却下後の新出願	意17の3(1)	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	3月	3月	
登録料の納付(第1年分)	意43(1)、(3)	査定又は審決の謄本の送達日	翌日	30日(求30日)	30日(求30日)	
登録料の納付(第2年以後の各年分)	意43(2)	—	—	前年以前○	前年以前○	
登録料の追納	意44(1)、(2)	意匠法43条2項に規定する期間の満了日	翌日	6月	6月	
既納登録料の返還請求	意45(特111(2))	ア. 登録料の納付日 イ. 審決の確定日	翌日 当日∞	1年 6月	1年 6月	
拒絶査定不服審判の請求	意46(1)	拒絶査定謄本の送達日	翌日	3月	3月	
補正却下決定不服審判の請求	意47(1)	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	3月	3月	
補正却下後の新出願(審判)	意50(1)(意17の3(1))	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	30日(職15日)	30日(職60日)	
補正	意60の24	審査、審判又は再審に係属している間	—	—	—	
過誤納手数料の返還請求	意67(8)	手数料の納付日	翌日	1年	1年	
個別指定手数料の返還請求	意60の22(2)	ア. 出願の取下げ イ. 拒絶の査定若しくは審決の確定日	翌日 当日∞	6月	6月	国際意匠登録出願
命令による登録申請の補正	意登令7(意登施規6(3))(特登令38(1)(特登施規13の2))	指令書の発送日	翌日	2月	2月	
弁明書の提出	意登令7(意登施規6(3))(特登令38(4)(特登施規13の4))	却下理由通知の発送日	翌日	2月	2月	

<指定期間>						
同日に同一又は類似の意匠に対する協議命令による届出	意9(4)	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※(期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定不服審判、国際意匠登録出願を除く
	意9(4)	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判
	意9(4)	協議命令(拒絶の通報に添付)の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	国際意匠登録出願
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	意15(2)(特34(7))	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定不服審判を除く
	意15(2)(特34(7))	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判
意見書の提出	意19(特50)	拒絶理由通知の発送日	翌日	40日又は55日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	拒絶査定不服審判、国際意匠登録出願を除く
	意50(3)(特50)	拒絶理由通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月) ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判
	意19(特50)	拒絶の通報の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月☆)	国際意匠登録出願
命令による方式補正	意60の4(特17(3)③)、68(2)(特17(3))	指令書の発送日	翌日	30日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	30日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定不服審判を除く
	意52(特133(1))	指令書の発送日	翌日	30日	30日	拒絶査定不服審判
弁明書の提出	意68(2)(特18の2(2))	却下理由通知の発送日	翌日	30日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	30日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	拒絶査定不服審判を除く
	意52(特133の2(2))	却下理由通知の発送日	翌日	30日	30日	拒絶査定不服審判

証拠調又は証拠保全したときの意見の申立て	意52(特150(5))	証拠調又は証拠保全の結果の通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月)	
当事者等が申し立てない理由の審理に対する意見の申立て	意52(特153(2))	審理結果の通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月)	
審尋に対する回答書の提出	意52(特134(4))	審尋書の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月)	
当事者による書類又は物件の提出	意68(2)(特194(1))	物件の提出を求める通知の日	翌日	40日又は55日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	
命令による受継申立書	意68(2)(特23(1))	受継命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	3月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	
書留郵便物受領証の提出	意68(2)(特194(1))	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日△ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	10日△ (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	
命令による書面の提出	意登令7(意登施規6(3))(特登令30(特登施規13(2)))	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	2月 (期間満了前:求2月 期間満了後:求2月▽)	

注1. ※は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。

注3. △は03.10を参照。

注4. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。

注5. ☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間徒過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

注6. ▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により2月、指定期間経過後の請求により2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。

注7. ○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第2年の登録料は設定の登録の日から1年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。

注8. △意匠法3条1項1号又は2号に該当するに至った日が平成29年12月8日以前の場合は、「6月」。

注9. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが(意68条1項で準用する特3条1項1号本文)、拒絶査定の確定日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時(24時)を経過した時(翌日午前零時)に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる(意68条1項で準用する特3条1項1号ただし書)。

注10. α経済安全保障推進法第70条第1項の規定による保全指定の通知を受けた指定特許出願人は、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けるまでの間は、出願変更することはできない(経済安全保障推進法72条2項)。

(商標(無効・商標登録取消審判、商標異議申立、判定、再審を除く))

手 続	根 拠 条 文	初 日	起 算 日	期 間 (延 長)		備 考
			(第 1 日 目)	国 内 居 住 者	在 外 者	
<法定期間>						
出願時の特例適用出願	商9(1)	博覧会等に出品又は出展した日	翌 日	6月	6月	
同上証明書の提出	商9(2)、68の11	出願日、国際商標登録出願日	翌 日	30日▽	30日▽	
優先権主張を伴う出願	商13(1)(特43(1)、43の3(2))、68(1)、パリ条約4条C(1)	第1国出願日	翌 日	6月	6月	
優先権証明書類等の提出	商13(1)(特43(2)、43の3(3))、68(1)	出願日	翌 日	3月□	3月□	
補正却下後の新出願	商17の2(1)(意17の3(1))、68(2)	補正却下決定の謄本の送達日	翌 日	3月	3月	
出願書類の縦覧	商18(4)、68(3)	公報発行の日	翌 日	2月	2月	
登録料の納付	商41(1)、(2)、41の2(1)、(2)、65の8(1)、(2)、(3)	査定又は審決の謄本の送達日	翌 日	30日(求30日)＃	30日(求30日)＃	
商標権の存続期間の更新登録の申請	商20(1)、(2)	商標権の存続期間の満了日前6月	—	存続期間満了前6月から満了の日まで	存続期間満了前6月から満了の日まで	
商標権の存続期間の更新登録の申請(存続期間満了日経過後)	商20(1)、(3)、商施規10(2)	商標権の存続期間の満了日	翌 日	6月	6月	
商標権の存続期間の更新登録料の納付	商41(5)	商標権の存続期間の更新登録の申請と同時	—	—	—	
割増登録料の納付	商43(1)	商標権の存続期間の更新登録の申請(存続期間満了日経過後)と同時	—	—	—	
既納登録料の返還請求	商42(2)	ア. 登録料の納付日 イ. 取消決定又は審決の確定日	翌 日 当 日∞	1年 6月	1年 6月	
拒絶査定不服審判の請求	商44(1)、68(4)、商附13、23	拒絶査定謄本の送達日	翌 日	3月	3月	

補正却下決定不服審判の請求	商45(1)、68(4)	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	3月	3月	
補正却下後の新出願(審判)	商55の2(3)、68(4)	補正却下決定の謄本の送達日	翌日	30日(職15日)	30日(職60日)	
防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願	商65の3(2)	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前6月	—	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前6月から満了の日	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前6月から満了の日	
過誤納登録料の返還請求	商65の10(2)	登録料の納付日	翌日	1年	1年	
補正	商68の28	暫定的拒絶通報の発送日	翌日	審査、審判又は再審に係属している間	審査、審判又は再審に係属している間	国際商標登録出願
	商68の40(1)、商附24	審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している間	—	—	—	国際商標登録出願を除く
	商68の40(2)	商標の設定登録料の納付と同時(商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正)	—	—	—	国際商標登録出願を除く
過誤納手数料の返還請求	商76(8)	手数料の納付日	翌日	1年	1年	
書換登録の申請	商附3(2)	存続期間満了前6月の初日	当日	存続期間満了日前6月から存続期間満了日後1年		
命令による登録申請の補正	商登令10(商登施規17(3)) (特登令38(1)(特登施規13の2))	指令書の発送日	翌日	2月▲	2月▲	
弁明書の提出	商登令10(商登施規17(3)) (特登令38(4)(特登施規13の4))	却下理由通知の発送日	翌日	2月▲	2月▲	
<指定期間>						
手続補完書の提出	商5の2(2)、商68(1)	指令書の発送日	翌日	1月又は1月+15日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	2月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	
同日に同一又は類似の商品又は役務に対する協議命令による届出	商8(4)	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎> ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判、国際商標登録出願を除く

	商8(4)	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判
	商8(4)	協議命令(暫定的拒絶通報に添付)の発送日	翌日	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	国際商標登録出願
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	商13(2)(特34(7))	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎> ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判を除く
	商13(2)(特34(7))	協議命令の発送日	翌日	40日又は55日※	3月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判
意見書の提出	商15の2、15の3(1)、65の5、68(2)、商附7	拒絶理由通知の発送日	翌日	40日又は55日※ <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月☆>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月☆> ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	国際商標登録出願を除く
	商15の2、15の3(1)、65の5、68(2)、商附7	暫定的拒絶通報の発送日	翌日	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月☆>	3月 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月☆>	国際商標登録出願
	商55の2(1)、商附16、19	拒絶理由通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月) ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	拒絶査定不服審判
証拠調又は証拠保全したときの意見の申立て	商56(1)(特153(2))、68(4)、商附17(1)	証拠調又は証拠保全の結果の通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月)	
弁明書の提出	商56(1)(特133の2(2))、68(4)、商附17(1)、23、(特18の2(2))	却下理由通知の発送日	翌日	30日	30日	
	商77(2)、商附27(2)、23(特18の2(2))	却下理由通知の発送日	翌日	30日 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	30日 <期間満了前:求1月 期間満了後:求2月◎>	
審尋を受けた者又は当事者による書類又は物件の提出	商77(2)、商附17(1)、27(2)	物件の提出を求める通知の日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月)	

命令による方式補正	商77(2)(特17(3))、商附23、27(2)	指令書の発送日	翌日	1月 <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎>	2月 <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎>	国際商標登録出願を除く
	商77(2)(特17(3))	指令書の発送日	翌日	2月 <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎>	2月 <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎>	国際商標登録出願
	商56(1)(特133(1))、商68(4)、商附17(1)	指令書の発送日	翌日	30日	30日	
当事者等が申し立てない理由の審理に対する意見の申立て	商56(1)(特153(2))、68(4)	審理結果の通知の発送日	翌日	40日又は55日※	3月(求1月)	
書留郵便物受領証の提出	商77(2)(特194(1))、商附23、27(2)	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日△ <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎>	10日△ <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎>	
当事者による書類又は物件の提出	商77(2)(特194(1))、商附23、27(2)	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	40日又は55日※ <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎>	3月 <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎> ただし代理人だけで作成できると認める場合は40日	
命令による受継申立書	商77(2)(特23(1))、商附23、27(2)	受継命令書の発送日	翌日	60日又は75日※ <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎>	3月 <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎>	
命令による書面の提出	商登令10(商登施規17(3)) (特登令30(特登施規13(2)))	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	2月 <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎>	2月 <期間満了前：求1月 期間満了後：求2月◎>	

注1. ※は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間。

注3. ★「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」の応答期間の延長請求は不可。
ただし、協議命令に対する応答期間の延長請求が認められた場合にあっては、当該主張書の提出期間も延長される。

注4. △は03、10を参照。

注5. ■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。

注6. ☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前に請求した場合は1月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。また、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

注7. ◎指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前に請求した場合は1月、指定期間経過後に請求した場合は2月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。

注8. ▽書面を提出する者が期間内に書面を提出することができないときは、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間徒過)を提出することにより、その書面を特許庁長官に提出することができる(商9条3項、商施規6条の2第2項、3項)。

注9. □優先権証明書書類等を提出する者は、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間徒過)を提出することにより、優先権証明書書類等を提出することができる(商13条1項(商68条1項において準用)、商施規7条の2第1項)。

注10. #登録料(前期分割登録料)を納付すべき者は、登録料(前期分割登録料)を納付すべき期間(期間の延長があったときは延長後の期間)内に登録料(前期分割登録料)を納付することができる。期間は、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書(期間徒過)を提出することにより、登録料(前期分割登録料)を納付することができる(商41条3項、41の2第3項、65の8第4項、商施規18条5項、6項、7項、8項)。

- 注1 1. ▲商標法に関するシンガポール条約の規定（同条約第14条、同条約第9規則）に基づき、申請人から申し出があったときは、当該期間の経過後2月に限り、商標登録令第10条第1項において準用する特許登録令第38条第2項及び第3項の規定による却下を保留することとする。（→方式審査便覧70.30）
- 注1 2. ∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが（商77条1項で準用する特3条1項1号本文）、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後12時（24時）を経過した時（翌日午前零時）に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸1日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる（商77条1項で準用する特3条1項1号ただし書）。

（改訂令和6・5）

0 4 . 1 0

法定期間及び指定期間の取扱い

法定期間及び指定期間については、次のとおり取り扱う。

(注) 拒絶査定不服審判（前置審査を含む）、異議申立て、当事者系審判等に関する法定期間及び指定期間は、本取扱いの対象外であるため、審判便覧を参照。

1. 手続をする者が在外者でない場合

(1) 次に掲げる特許法等の規定に基づき、特許法等に定める期間を職権により延長する場合は、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合とし、その延長する期間は次のとおりとする。

ア. 特許法第4条^{*1}の規定に基づき職権により延長する期間は、15日とする。

ただし、設定の特許（登録）料の納付期間（特108条1項、実32条1項、意43条1項、商41条1項、41条の2第1項、65条の8第1項、2項）については、職権による延長は行わないこととする。

なお、設定の特許（登録）料の納付期間については、特許（登録）料を納付すべき者の請求により30日以内に限り期間延長できる（特108条3項、実32条3項、意43条3項、商41条2項、41条の2第2項、65条の8第3項）。

イ. 意匠法第17条の4第1項^{*2}の規定に基づく職権による延長は、行わないこととする。

(2) 次に掲げる書類等の提出についての指定期間は、特許及び実用新案に関しては60日、意匠（国際意匠登録出願における拒絶の通報に応答する場合を除く。）及び商標（国際商標登録出願における命令による手続補正書を提出する場合及び暫定的拒絶の通報に応答する場合を除く。）に関しては40日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、特許及び実用新案に関しては60日を75日と、意匠及び商標に関しては40日を55日とする。

ア. 意見書（特50条^{*3}、商15条の2^{*4}、15条の3第1項、商附則7条^{*5}）

イ. 命令書に応答する書面（特39条6項^{*6}、意9条4項、商8条4項）

ウ. 書類その他の物件の提出を求められた者（特194条1項^{*7}）が提出する実験成績証明書、指定商品の説明書等、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等

エ. 命令による手続補正書（実6条の2及び14条の3の規定によるものに限る。）

(3) 命令による受継申立書（特23条1項^{*8}）の提出についての指定期間は、60日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に

居住する場合においては、75日とする。

- (4) 意見書(特48条の7に規定するものに限る。)の提出についての指定期間は、30日(拒絶理由通知と同時のときは、60日)とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、45日(拒絶理由通知と同時のときは、75日)とする。
- (5) 手続補完書(商5条の2第2項^{*9})及び命令による手続補正書(商77条2項^{*10})の提出についての指定期間は、1月とする。ただし、手続補完の手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、1月に15日を加えた期間とする。
- (6) 次に掲げる書類の提出についての指定期間は2月とする。
- ア. 命令による手続補正書(特17条3項(特許権の存続期間の延長登録出願(以下「延長登録出願」という。)に係る手続補正書を除く。)、184条の5第2項、実2条の2第4項、48条の5第2項)
 - イ. 弁明書(特18条の2第2項(延長登録出願に係る弁明書を除き、実2条の5第2項で準用する場合を含む。))
 - ウ. 函面の提出書(実48条の7第2項)
 - エ. 物件提出書(特登令30条^{*11})
- (7) 次に掲げる書類の提出又は磁気ディスクへの記録の求めの補正についての指定期間は、30日とする。
- ア. 命令による手続補正書(特17条3項(延長登録出願に係る手続補正書に限る。)、意60条の4、意68条2項、特例法41条2項)
 - イ. 弁明書(特18条の2第2項(延長登録出願に係る弁明書に限り、意68条2項、商77条2項^{*10}及び特例法41条2項で準用する場合(電子情報処理組織を使用して行われた手続を特例法施行規則13条1項又は2項に規定する要件を満たさない不適法なものとして却下する場合の弁明書を除く。))を含む。)
 - ウ. 磁気ディスクへの記録の求めの補正(特例法7条2項)
- (8) 電子情報処理組織を使用して行われた手続を特例法施行規則第13条第1項又は第2項に規定する要件を満たさない不適法なものとして却下する場合(特例法41条2項で準用する特18条の2第2項)の弁明書の提出についての指定期間は、以下のとおりとする。
- ア. 当該手続が特許法、実用新案法、意匠法、商標法又は特例法の規定によるものであるときは、これらの法律の規定により、その手続を不適法なものとして却下する場合の弁明書の提出についての指定期間と同一とする。
 - イ. 当該手続が特許登録令、実用新案登録令、意匠登録令又は商標登録令の規定によるものであるときは、これらの政令の規定により、その手続について補正をすることができるものであると認めないものとして却下する場合の弁明書を提出することができる期間(特登令施規13条の4第1項^{*12})と同一とする。
- (9) 書留郵便物受領書等の提出を求める場合(特194条1項^{*7})(→03. 1

- 0) の指定期間は、10日とする。
- (10) 特許法施行規則第38条の2の2第3項^{*13}の規定による意見申述のための指定期間は、30日とする。
- (11) 特許法施行規則第38条の2の3第1項^{*13}の規定による通知に対する意見申述のための指定期間は、30日（明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む。）に係る通知の場合は60日）とする。
- (12) 国際意匠登録出願において拒絶の通報に応答する場合の意見書の提出及び意匠法第9条第4項に基づく応答書面の提出についての指定期間は、60日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合には、60日を75日とする。
- (13) 国際商標登録出願において、命令による手続補正書の提出についての指定期間は2月とし、暫定的拒絶の通報に応答する場合の意見書及び商標法第8条第4項に基づく応答書面の提出についての指定期間は3月とする。
- (14) その他の指定期間は、特許及び実用新案に関しては60日、意匠及び商標に関しては40日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合には、特許及び実用新案に関しては60日を75日と、意匠及び商標に関しては40日を55日とする。
- (15) (2)ウ. については、それぞれの場合を考慮して、(2)に定める期間と異なる期間を指定することができる。
- (16) (2)から(14)までに定める期間内に手続をすることができない特段の事情があると認める場合には、(2)から(14)までに定める期間と異なる期間を指定すること、又は(2)から(14)までに定める期間の経過後であっても特許庁長官若しくは審査官の裁量により当該手続を有効なものとして取り扱うことができる。
- (17) 次に掲げる特許法、実用新案法及び意匠法並びに特許登録令、実用新案登録令及び意匠登録令の手続の指定期間については、指定期間内又は指定期間に2月を加えた期間内の請求により、2月延長することができる。ただし、指定期間内に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
- ア. (2)ア. の意見書（特50条及び意19条の規定によるものに限る。）
ただし、当初の指定期間内に意見書を提出した場合又は特許法第17条の2第1項第1号又は第3号に基づく補正を行った場合については、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
- イ. (2)イ. の命令書に応答する書面（特39条6項（特34条7項において準用（実11条2項及び意15条2項において準用））及び意9条4項の規定によるものに限る。）
- ウ. (2)ウ. の書類その他の物件の提出を求められた者（特194条1項及び意68条2項の規定によるものに限る。）が提出する実験成績証明書、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等
- エ. (2)エ. 命令による手続補正書

- オ. (3) の命令による受継申立書（特23条1項（実2条の5第2項及び意68条2項において準用）の規定によるものに限る。）
 - カ. (4) の意見書
 - キ. (6) ア. の命令による手続補正書
 - ク. (6) イ. の弁明書
 - ケ. (6) エ. の物件提出書（特登令30条（実登令7条、意登令7条において準用）の規定によるものに限る。）
 - コ. (7) ア. の命令による手続補正書（意60条の4及び意68条2項の規定によるものに限る。）
 - サ. (7) イ. の弁明書（意68条2項の規定によるものに限る。）
 - シ. (9) の書留郵便物受領書等の提出（特194条1項（実55条3項及び意68条2項において準用）の規定によるものに限る。）
 - ス. (12) の意見書及び命令書に応答する書面
ただし、当初の指定期間内に意見書を提出した場合には、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
- (18) 次に掲げる商標法及び商標登録令の手続の指定期間については、指定期間内の延長請求により1月、指定期間経過後の延長請求については指定期間に2月を加えた期間内の請求により2月延長することができる。また、指定期間内に延長請求した場合であっても、延長された指定期間経過後に再度、延長請求を行うことができる。
- ア. (2) ア. の意見書（商15条の2^{*4}、商15条の3第1項及び商附則7条^{*5}の規定によるものに限る。）
ただし、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
 - イ. (2) イ. の命令書に応答する書面（商8条4項、商13条2項の規定によるものに限る。）
 - ウ. (2) ウ. の書類その他の物件の提出を求められた者（商77条2項、商附則27条2項〔商附則23条において準用〕の規定によるものに限る。）
が提出する指定商品の説明書等
 - エ. (3) の命令による受継申立書（商77条2項、商附則27条2項〔商附則23条において準用〕の規定によるものに限る。）
 - オ. (5) の手続補完書（商5条の2第2項^{*9}）
 - カ. (5) の命令による手続補正書（商77条2項^{*10}）
 - キ. (6) エ. の物件提出書（商登令10条の規定によるものに限る。）
 - ク. (7) イ. の弁明書（商77条2項^{*10}によるものに限る。）
 - ケ. (9) の書留郵便物受領書等の提出（商77条2項、商附則27条2項〔商附則23条において準用〕の規定によるものに限る。）
 - コ. (13) の命令による手続補正書、暫定的拒絶の通報に応答する場合の意見書及び商標法第8条第4項に基づく応答書面

ただし、「暫定的拒絶の通報に応答する場合の意見書」の提出のための指定期間については、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

2. 手続をする者が在外者である場合

(1) 次に掲げる特許法等の規定に基づき、特許法等に定める期間を職権により延長する期間は、次のとおりとする。

ア. 特許法第4条^{*1}の規定に基づき職権により延長する期間は、60日とする。

ただし、設定の特許（登録）料の納付期間（特108条1項、実32条1項、意43条1項、商41条1項、41条の2第1項、65条の8第1項、2項）については、職権による延長は行わないこととする。

なお、設定の特許（登録）料の納付期間については、特許（登録）料を納付すべき者の請求により30日以内に限り期間延長できる（特108条3項、実32条3項、意43条3項、商41条2項、41条の2第2項、65条の8第3項）。

イ. 意匠法第17条の4第1項^{*2}の規定に基づく職権による延長は、行わないこととする。

(2) 次に掲げる書類等の提出についての指定期間は1.(12)及び(13)を除き、3月とする。ただし、代理人だけでこれらの書類等を作成することができると思われる場合には、1.(2)の期間とする。

ア. 意見書（1.(2)ア.において同じ。）

イ. 命令書に応答する書面（1.(2)イ.において同じ。）

ウ. 書類その他の物件の提出を求められた者が提出する実験成績証明書、指定商品の説明書等、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等（1.(2)ウ.において同じ。）

エ. 命令による手続補正書（1.(2)エ.において同じ。）

(3) 命令による受継申立書（特23条1項^{*8}）の提出についての指定期間は、3月とする。

(4) 意見書（特48条の7に規定するものに限る。）の提出についての指定期間は、60日（拒絶理由通知と同時のときは3月）とする。

(5) 1.(5)の指定期間は、2月とする。

(6) 1.(11)の指定期間は、30日（明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む。）に係る通知の場合は3月）とする。

(7) 1.(12)の指定期間は、3月とする。

(8) 1.(6)から(10)まで、(13)、(15)及び(16)の規定は、在外者が手続をする場合も同様とする。

(9) その他の指定期間は、3月とする。ただし、代理人だけでこれらの書類等を作成することができると思われる場合には、1.(14)の期間とする。

(10)(2)に規定する期間（ただし書による期間については除く。）は、以下

のとおり請求により延長することができる。

ア. 意匠に関しては指定期間内の又は指定期間に2月を加えた期間内請求により、2月延長することができる。ただし、指定期間内に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書を提出した場合には、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

イ. 商標に関しては、指定期間内の延長請求により1月、指定期間経過後の延長請求については指定期間に2月を加えた期間内の請求により2月延長することができる。また、指定期間内に延長請求した場合であっても、延長された指定期間経過後に再度、延長請求を行うことができる。ただし、(2)のうち「ア. 意見書」の提出のための指定期間については、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

(1 1) 特許法第67条の4^{*14}(改正前特許法第67条の4^{注1})の規定による意見書の提出についての指定期間は、「手続書類の翻訳のため」という理由により1月単位で3回まで期間延長請求することができる。

(1 2) 特許法第50条の規定による意見書の提出についての指定期間は、請求により延長することができる。延長する期間は以下のとおりとする。

ア. 指定期間内の延長請求は、1回目の請求により2月延長し、2回目の請求により1月延長することができる。

イ. 指定期間経過後の延長請求は、指定期間に2月を加えた期間内の請求により2月延長することができる。

ただし、指定期間内に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。

また、当初の指定期間内に意見書を提出した場合又は特許法第17条の2第1項第1号又は第3号に基づく補正を行った場合については、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

(1 3) 次に掲げる手続の指定期間については、指定期間内の延長請求により3月の期間延長をすることができ、指定期間経過後に延長請求する場合は、指定期間に2月を加えた期間内の請求により2月延長することができる。指定期間内に延長請求した場合、指定期間経過後に再度の延長請求を行うことはできない。

ア. 命令書に応答する書面(1.(17)イ.において同じ。ただし、意匠法を除く。)

イ. 書類その他の物件の提出を求められた者が提出する実験成績証明書、特許の分割出願に関する説明書等の提出(1.(17)ウ.において同じ。ただし、意匠法を除く。)

ウ. 命令による手続補正書(1.(17)エ.において同じ。)

(1 4) 1.(17)オ. からス. まで及び1.(18)エ. からコ. までの指定

期間の延長については、在外者が手続する場合も同様とする。

(注) 期間の計算については特許法第3条^{*15}の規定により、期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

別表

東京都	伊豆諸島・小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

(改訂令和6・4)

- ^{*1} 特4条：実14条の2第5項、39条の2第4項、45条2項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項〔商附則23条〕において準用
- ^{*2} 意17条の4：商17条の2第2項〔商68条2項〕において準用
- ^{*3} 特50条：特67条の4〔特67条の8〕、改正前特67条の4^{注1}、意19条において準用
- ^{*4} 商15条の2：商65条の5、68条2項、商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）附則12条において準用
- ^{*5} 商附則7条：商附則23条
- ^{*6} 特39条6項：特34条7項〔実11条2項、意15条2項、商13条2項〕において準用
- ^{*7} 特194条1項：実55条3項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項〔商附則23条〕において準用
- ^{*8} 特23条1項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項〔商附則23条〕において準用
- ^{*9} 商5条の2第2項：商68条1項において準用
- ^{*10} 商77条2項：商附則23条、商附則27条2項において準用
- ^{*11} 特登令30条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用
- ^{*12} 特登令施規13条の4第1項：実登令施規3条3項、意登令施規6条3項、商登令施規17条3項において準用
- ^{*13} 特施規38条の2の2第3項、38条の2の3第1項：実施規23条4項において準用
- ^{*14} 特67条の4前段：特67条の8において準用
- ^{注1} 令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。
- ^{*15} 特3条：実2条の5第1項、意68条1項、商77条1項において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特50条〔特67条の4、159条2項〔特174条2項〕〕」は、「特50条：特67条の4、159条2項（特174条2項において準用）において準用」を表す。

0 4 . 1 1

特許法第3条第2項に規定する特許出願、審判請求等の手続についての期間の解釈について

特許法第3条第2項^{*1}の規定は、特許に関する手続についての期間の末日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日等に当たる場合の期間の計算についてのものである。

現行特許法第3条^{*1}の規定は、その期間が法定期間であるか否かに関わらず、特許法又は同法に基づく命令の規定による期間の計算について例外なく適用されるものである。

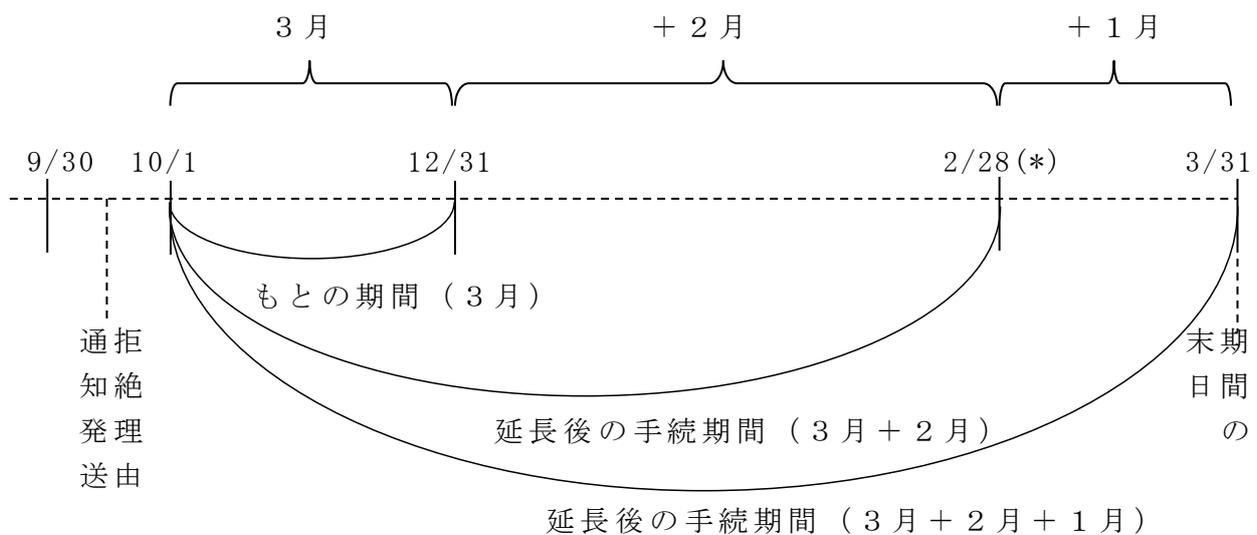
よって、同条第2項^{*1}の規定は、特許出願、審判請求等の手続に関する期間の計算について例外なく適用される。

なお、商標登録異議申立書（商43条の2）の提出期間の末日が商標法第77条第1項において準用する特許法第3条第2項の規定に該当するときは、商標法第43条の4第2項の規定による異議申立理由補充書の提出期間の起算日は、順延された異議申立期間の末日の翌日である。

（改訂平成24・4）

^{*1} 特3条：実2条の5第1項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項において準用

[出願人が在外者]



(*) 閏年は2/29

(改訂令和3・10)

※¹ 特4条：実14条の2第5項、39条の2第4項、45条2項、54条の2第5項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項において準用

※² 特3条2項、特5条：実2条の5第1項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項において準用

※³ 特登令30条2項、3項：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用

05. 10

会社更生法に基づく更生手続開始の決定等があった場合の取扱い

1. 更生手続開始の決定があった場合には、行政庁に係属している更生会社の財産関係の事件は中断する(会社更生法53条において準用する同法52条1項)。この場合、中断した手続は管財人が受継することができ(会社更生法53条において準用する同法52条2項)、受継申立書には管財人であることを証明する書面(登記事項証明書^{注1}又は裁判所書記官作成の選任証明書)を添付することが必要である(特施規11条の5^{*1})。
2. 破産手続開始の決定があった場合には、行政庁に係属している破産財団に関する事件は中断する(破産法46条において準用する同法44条1項)。この場合、中断した手続は破産管財人が受継することができ(破産法46条において準用する同法44条2項)、受継申立書には破産管財人であることを証明する書面(登記事項証明書^{注1}又は裁判所書記官作成の選任証明書)を添付することが必要である(特施規11条の5^{*1})。
3. 再生手続開始の決定があった場合には、行政庁に係属している再生債務者の財産関係の事件は、中断しない(民事再生法40条1項及び3項)。ただし、管理命令が発せられた場合には、行政庁に係属している再生債務者の財産関係の事件は中断する(民事再生法69条において準用する同法67条2項)。管理命令が発せられた場合、中断した手続は管財人が受継することができ(民事再生法69条において準用する同法67条3項)、受継申立書には管財人であることを証明する書面(登記事項証明書^{注1}又は裁判所書記官作成の選任証明書)を添付することが必要である(特施規11条の5^{*1})。
4. 更正手続開始、破産手続開始又は再生手続開始の申立てがあった場合に、裁判所は保全管理命令を発することができる。保全管理命令が発せられた場合には、行政庁に係属している会社、債務者又は再生債務者の財産関係の事件は中断する(会社更生法34条3項1号において準用する同法52条1項、破産法96条2項1号において準用する同法44条1項、民事再生法83条3項において準用する同法67条2項)。保全管理命令が発せられた場合、中断した手続は保全管理人が受継することができ(会社更生法34条3項1号において準用する同法52条2項、破産法96条2項1号において準用する同法44条2項、民事再生法83条3項において準用する同法67条3項)、受継申立書には保全管理人であることを証明する書面(登記事項証明書^{注1}又は裁判所書記官作成の選任証明書)を添付することが必要である(特施規11条の5^{*1})。
5. 会社更生法に基づく更生手続開始の決定等上記1. から4. までに掲げる事由により手続が中断した場合は、委任による代理人の代理権は消滅するため、

従前の代理人が、更生手続開始の決定、破産手続開始の決定又は管理命令若しくは保全管理命令が発せられた後に手続をする場合には、管財人、破産管財人又は保全管理人の委任状を添付した代理人選任届又は代理人受任届を提出しなければならない（特施規9条の2^{*1}）。

なお、受継申立書に管財人、破産管財人又は保全管理人の委任状（受継申立手続に限定した委任状を除く。）を添付して手続がなされた場合は、その代理人については新たに代理人選任届又は代理人受任届の提出は要しない（→02.24）。

（改訂令和4.4）

^{*1} 特施規9条の2、11条の5：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

^{注1} 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

0 5 . 1 1

中断又は中止中に行われた手続の取扱い

受継又は続行の申立者がその申立て（出願人名義変更届により受継の申立てをなす場合も含む。以下同じ。）の時点において、中断又は中止中に当事者又は特許庁が行った手続（以下「中断中の手続」という。）の効力について争わないときは、中断中の手続の無効又は取消しを主張することは認めないこととする。

（説明）

当事者の死亡、合併又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定等により当事者の手続は中断する（特24条^{*1}において準用する民訴法124条（1項6号を除く。）、会社更生法53条において準用する同法52条1項等）。そして、中断した手続は当事者の承継人又は管財人等の手続を受け継ぐべき者がこれを受け継ぐことができ、これらの者からの受継の申立てによって中断は解消して、手続の進行が再開されることになる（特24条^{*1}において準用する民訴法132条2項、会社更生法53条において準用する同法52条2項等）。

次に、中断中に当事者又は特許庁が行った手続は欠陥のあるものとなるが、そもそも、手続の中断は本来公益的なものではなく、当事者の保護に立脚した制度であることに鑑みれば中断中になされた行為は、当然に無効となるものではないと解すべきである。

したがって、手続を受継した者（承継人又は管財人等）があえてその欠陥についてとがめることなく、そのまま手続行為を積み重ねたときは、その欠陥は補正されたものとみるべきである（参考—民訴法90条）。

なお、中止についても同様と解する。

（改訂平成23・11）

^{*1} 特24条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）において準用

05. 12

出願人が死亡した場合の取扱い

査定の謄本、その他の通知書を出願人に送付したところ「受取人死亡」の理由により、その郵便物が特許庁に返送された場合には、その出願書類に表示されている住所又は居所の区、市、町又は村長宛に当該出願人の戸籍謄本の送付方を依頼し、相続人が判明したときは、相続人に特許法第23条第1項^{*1}の規定により受継を命ずる。

ただし、相続人が不明な場合には、当該出願について民法第952条第2項において規定する6月間(相続人である旨の申出期間)の相続人搜索の公告をする。

相続人からの申出がない場合は、特許法第76条^{*2}の規定を類推解釈により特許を受ける権利の消滅として取り扱い、出願を取り下げたものとみなし、爾後の処理をすることとする。

(改訂令和6・1)

^{*1} 特23条1項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）において準用

^{*2} 特76条：実26条、意36条、商35条において準用

06. 10

出願人名義変更の届出後に、拒絶理由通知又は査定の特許本が旧名義人宛に発送された場合の取扱い

出願人名義変更（→45. 20～45. 25）の届出後に、拒絶理由通知又は査定の特許本が旧名義人宛に発送された場合は、職権取消通知のを行った後、承継人に対して再送する。

ただし、承継人が旧名義人宛に行われた通知又は送達に対応する手続（拒絶理由通知に応答する意見書若しくは手続補正書の提出、拒絶査定不服審判の請求又は特許（登録）査定に対する特許（登録）料の納付）を行った場合は、上記に関わらず承継人に対して手続を続行する。

（説明）

特許法第21条^{*1}には、「特許庁長官又は審判長は、特許庁に事件が係属している場合において、特許権その他特許に関する権利の移転があったときは、特許権その他特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。」と規定し、出願人名義変更の届出の後における手続の追行について、旧名義人に行わせるかあるいは承継人に行わせるかを特許庁長官又は審判長の裁量権とし、旧名義人宛に行った手続は、それを理由に欠陥のある手続には当たらず、同法第20条^{*1}において、「特許権その他特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他特許に関する承継人にも及ぶものとする。」と規定して、旧名義人宛に行った手続であってもその効力は、承継人にも及ぶこととしている。

また、出願人名義変更の届出後に旧名義人宛に行った手続効力に関する裁判例においても、「特許出願後、特許を受ける権利の特定承継は、特許庁長官への届出が効力発生要件であるが、出願審査の手続をこの承継人に引き継がせるか否かは立法政策の問題であり（いわゆる当事者恒定主義と訴訟承継主義の採否のごとく）、特許法第21条^{*1}は、基本的に承継主義の立場を採用し、特許庁長官又は審判長は裁量により権利の承継人に手続を引き継がせるか否かを決定し得るものとしているのであるから、長官は権利の承継人に対して手続を続行せず、従前の権利者に対して特許査定を送達しても、この送達には何らの手続上の欠陥はなく、右送達により効力が生じ、その効力は承継人に及ぶことは明らかである。」（昭和62年5月7日東高民六判・昭和60年（行ケ）186号）のように判示している。

しかしながら、出願人名義変更の届出後の手続は、その承継人に対して続行させる運用をとっており、手続者においても当然のごとくこの運用に対応しているところ、旧名義人宛に行った手続が法的には有効であっても、旧名義人による怠

りがあった場合における承継人が受ける不利益を考慮すると、承継人が了知し得ない状況で手続を進行させることは、承継人にとって極めて酷な事態も想定される。

したがって、本文のとおり取り扱うこととする。

(改訂平成28・4)

*¹ 特20条、21条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

07.03

出願審査の請求の手数料の返還請求の取扱い（特）

1. 出願審査の請求の手数料の返還請求の対象

出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の謄本の送達のうちいずれかがあるまでの間に特許出願が放棄され又は取り下げられたとき（特許出願等に基づく優先権主張の先の出願又は出願変更に伴う原出願について取り下げたものとみなされたときを含む。）は、出願審査の請求の手数料（以下「手数料」という。）を納付した者の請求により返還する（特195条9項）。

- (1) 同一発明かつ同日出願に対する協議命令（特39条6項）
- (2) 文献公知発明に係る情報の記載についての通知（特48条の7）
- (3) 拒絶理由の通知（特50条）
- (4) 特許査定の謄本の送達（特52条2項）

なお、出願審査請求書が補正指令中（手数料不足の場合を除く。）に出願の放棄又は取り下げがあったときは手数料を返還するが、特許法第18条第1項の規定により出願審査請求書が手続却下となった後に、出願の放棄又は取り下げがあったときは、返還しない。

2. 手数料返還の請求期間

手数料の返還請求は、特許出願が放棄され又は取り下げられた日から6月を経過した後は、請求することができない（特195条10項）。

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、特許法第195条第10項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内で同法第195条第10項に規定する期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（特195条13項）。

3. 返還請求ができる者

納付すべき手数料を納付した者、すなわち手数料を完納した者が返還請求を行うことができる（特195条9項）。

出願審査の請求の手続が代理人手続で、代理人の予納台帳から手数料が納付（控除）されている場合でも、手数料を納付した者は審査請求人であり、返還請求人は審査請求人である。

なお、出願審査の請求後に名義変更がなされた場合は、承継人が手数料の返還請求をすることができるものとして取り扱う。

4. 返還金額

返還する金額は納付すべき手数料の金額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする（手数料令1条4項）。

5. 返還方法

(1) 現金による返還

出願審査請求手数料返還請求書に記載された返還請求人又は代理人の金融機関の口座への振込みにより返還する。

ただし、指定立替納付者による納付制度（特例法15条の3第1項）により納付された手数料を返還するときは、やむを得ないと認められる場合^{注1}を除き、指定立替納付者に対して行うものとする（特例施規39条の9）。

(2) 予納額への加算による返還

予納制度（→113.01）により納付された手数料は、特例法第14条第1項の規定により予納した予納額（以下「予納台帳」という。）への加算により返還する。ただし、予納台帳への加算による返還は、同法第15条第2項に規定の申出者（申出者が代理人である場合においては本人（同法16条））からの申出による場合のみ認められることから、出願審査の請求後に名義変更（相続、合併等による一般承継を含む。以下同じ。）がなされた場合は、当該申出者以外の者（承継人）（特例法施行令第1条第1項又は第2項の規定により、予納届をした者の地位を承継した者であって、同条第3項の規定によりその地位を承継した承継人として届け出ている者を除く。）が、その承継人又は代理人の予納台帳への加算の申出をすることはできない。

また、名義変更前の出願人の代理人と承継人の代理人が同一の者であって、代理人が申出者である場合においても、代理人は名義変更前の出願人（本人）のために納付したのであるから、加算による申出をする本人（承継人）が予納台帳への加算の申出をすることができないため、当該代理人の予納台帳への加算による返還はできない（特例法15条2項、16条）。

したがって、承継人が手数料の返還請求をするときは、現金による返還（上記（1））を請求することにより行わなければならない。

6. 代理権の証明

代理権の証明については、出願事件の代理人以外の新たな代理人が手続を行う場合には、手続の安全性の確保の観点から代理権の証明を求める。

（改訂令和3・10）

^{注1} やむを得ないと認められる場合とは、出願審査の請求後に名義変更の届出があった場合や、代理人変更の届出があった場合等により、指定立替納付者による納付の申出を行った者が出願人又は代理人の地位にない場合等である。

07.14

出願審査の請求及び審判の請求の手数料
について（特）

1. 出願審査の請求及び審判（拒絶査定不服審判（特許権の存続期間の延長登録出願についての拒絶査定不服審判を除く）に限る。以下同じ。）の請求の手数料は、出願審査の請求時及び審判の請求時においては、以下に示す請求項の数に応じて納付しなければならない。
 - （1）出願審査の請求の手数料は、出願審査の請求の時点における特許請求の範囲（出願審査の請求と同時に補正をした場合にあつては、補正後の特許請求の範囲）に記載された請求項の数
 - （2）審判の請求の手数料は、審判請求の時点における特許請求の範囲（審判の請求と同時に補正をした場合にあつては、補正後の特許請求の範囲）に記載された請求項の数
2. 出願審査の請求後に特許請求の範囲の請求項の数が増加する補正をする場合には、増加した請求項の数に応じて、不足の出願審査の請求の手数料（審判の請求後においては、出願審査の請求及び審判の請求の手数料）を納付しなければならない（特施規11条4項、手数料令1条2項）。ただし、数回にわたり請求項の数が増減する補正をする場合であつて、補正後の請求項の数が既納の手数料分の請求項の数を超えないときには手数料の納付を要しない。

（新規平成25・6）

07.15

過誤納等の手数料又は特許（登録）料の
返還についての取扱い

1. 過誤納等に該当する手数料又は特許（登録）料及び返還請求のできる期間

特許出願、請求その他の特許等に関する手続であって、当該手続の際に納付した手数料又は特許（登録）料が次に掲げる過誤納等に該当する場合には、納付者からの請求により返還する。

ただし、次に掲げる（1）及び（3）から（7）までの場合であって、特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出によるときは、予納台帳に返納されるので返還の請求を要しない。

（1）過誤納による手数料又は特許（登録）料（特111条1項1号^{※1}、195条11項^{※2}、実34条1項1号、54条の2第10項、意67条7項、商42条1項1号、65条の10第1項、76条7項）

＜期間＞納付日から1年以内（特111条2項^{※1}、195条12項^{※2}、実34条2項、54条の2第11項、意67条8項、商42条2項、65条の10第2項、76条8項）

ただし、手数料又は特許（登録）料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、納付日から1年以内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（特111条3項^{※1}、195条13項^{※2}、実34条3項、54条の2第12項、意67条9項、商42条3項、65条の10第3項、76条9項）。

（2）現金をもって納付（電子現金納付を含む）した未使用の手数料又は特許（登録）料

＜期間＞日本銀行へ納付した日から1年以内（現金手続省令7条3項^{※3}）

（3）不適法な手続として却下処分（特18条の2^{※4}、特133条の2^{※5}）となった手続に係る手数料

＜期間＞納付日から1年以内（却下処分の謄本の送達が生じた日から6月経過後に生じたときは、却下処分の謄本の送達が生じた日から6月以内）

（4）出願日を認定するための補完がされず出願却下処分（特38条の2第8項、商5条の2第5項^{※6}）となった特許出願及び商標登録出願に係る手数料

＜期間＞納付日から1年以内（却下処分の謄本の送達が生じた日から6月経過後に生じたときは、却下処分の謄本の送達が生じた日から6月以内）

（5）不適法な手続として却下処分（特18条の2^{※4}）となった手続に係る特許（登録）料

＜期間＞納付日から1年以内（却下処分の謄本の送達が生じた日から6月経過後に生じたときは、却下処分の謄本の送達が生じた日から6月以内）

- (6) 出願却下処分(実2条の3)となった実用新案登録出願に係る登録料(実34条1項2号)
＜期間＞出願却下処分が確定した日から6月以内(実34条2項)
- (7) 不適法な手続として出願却下処分(実2条の5において準用する特18条の2)となった実用新案登録出願に係る手数料及び登録料
＜期間＞納付日から1年以内(却下処分の謄本の送達(納付日から6月経過後)にあったときは、却下処分の謄本の送達があった日から6月以内)
- (8) 特許法第114条第2項の取消決定又は特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料(特111条1項2号)
＜期間＞特許法第114条第2項の取消決定又は特許を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内(特111条2項)
- (9) 特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料(当該延長登録がないとした場合における存続期間の満了の日の属する年の翌年以後のものに限る。)(特111条1項3号)
＜期間＞特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内(特111条2項)
- (10) 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料(実34条1項3号)
＜期間＞実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内(実34条2項)
- (11) 実用新案権の存続期間の満了日の属する年の翌年以後の各年分の登録料(実34条1項4号)
＜期間＞実用新案権の設定の登録があった日から1年以内(実34条2項)
- (12) 意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料(意45条において準用する特111条1項2号)(国際登録を基礎とした意匠権に係るものを除く(意60条の21第3項))
＜期間＞意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内(意45条において準用する特111条2項)
- (13) 国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときのジュネーブ改正協定第7条(2)の個別の指定手数料(意60条の22第1項)
＜期間＞国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から6月(意60条の22第2項)
ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、意匠法第60条の22第2項の規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては、2月)以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる(意60条の22第3項)。
- (14) 商標法第41条の2第1項又は第7項の規定により商標権の存続期間満了

前5年までに納付すべき登録料（商標権の存続期間満了前5年までに商標法第43条の3第2項の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。）（商42条1項2号）

＜期間＞商標権の存続期間の満了前5年までに第43条の3第2項の商標登録の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内（商42条2項）

- (15) 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があった後、その請求に係る実用新案登録に基づいて、実用新案登録に基づく特許出願がされたときに、実用新案法第12条第7項の規定によりその請求がなかったものとみなされたときの実用新案技術評価の請求の手数料（実54条の2第1項）^{注1}

＜期間＞原則として、実用新案法第12条第7項の規定による通知から5年以内（会計法30条、31条^{注2}）

- (16) 実用新案登録無効審判を実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に取り下げたときの審判の請求の手数料（実54条の2第2項）

＜期間＞実用新案登録無効審判の請求を取り下げた日から6月以内（実54条の2第3項）

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、実用新案法第54条の2第3項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（実54条の2第12項）。

- (17) 実用新案登録無効審判の参加の申請を実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に取り下げたときの参加の申請の手数料（実54条の2第4項）

＜期間＞参加申請を取り下げた日から6月以内（実54条の2第7項）

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、実用新案法第54条の2第7項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（実54条の2第12項）。

- (18) 実用新案登録無効審判の参加人がその責めに帰することができない理由により実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に実用新案登録無効審判の参加の申請を取下げることができない場合において、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内に参加の申請を取り下げたときの参加の申請の手数料（実54条の2第6項）

＜期間＞参加申請を取り下げた日から6月以内（実54条の2第7項）

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由

により、実用新案法第54条の2第7項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（実54条の2第12項）。

- (19) 実用新案登録無効審判の参加の申請を取り下げないときに、実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に実用新案登録無効審判が取り下げられたとき（審判手続を続行したときを除く。）の参加の申請の手数料（実54条の2第8項）

＜期間＞実用新案登録無効審判の請求を取り下げた日から1年以内（実54条の2第9項）

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、実用新案法第54条の2第9項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（実54条の2第12項）。

上記（3）から（5）まで及び（7）において、当該手続に対する却下処分を不服として行政不服審査法による審査請求をした場合は、却下処分の手続に係る手数料又は特許（登録）料の返還の請求は、裁決（却下・棄却）の送達があった日から6月以内、又は審査請求を取り下げたときは取下書の提出日から6月以内であれば認めることとする。また、当該行政不服審査法による審査請求の有無に関わらず、当該手続に対する却下処分を不服として行政事件訴訟を提起した場合は、却下処分の手続に係る手数料又は特許（登録）料の返還の請求は、判決（却下・棄却）が確定した日から6月以内、又は訴えを取り下げたときは訴訟が終了した日から6月以内であれば認めることとする。

2. 過誤納等の手数料又は特許（登録）料の返還の手続

過誤納等の手数料又は特許（登録）料の返還を受けようとする者は、既納手数料返還請求書（特施規様式第75、実施規様式第14の3、意施規様式第21、商施規様式第23）、既納特許（登録）料返還請求書（特施規様式第73、実施規様式第14の2、意施規様式第20、商施規様式第22）又は個別指定手数料返還請求書（意施規様式第21の2）を特許庁長官に提出しなければならない。

また、特許法施行規則等に定めていない次の表の中欄に掲げる返還の請求を行う場合は、同表の右欄に掲げる書式により既納手数料返還請求書又は既納特許（登録）料返還請求書を作成し、特許庁長官に提出しなければならない。

	返 還 の 請 求	書 式
1	併合納付に係る既納特許（登録）料の返還の請求	書式 第57
2	現金納付（電子現金納付を含む）に係る未使用の手数料又は特許（登録）料の返還の請求	書式 第58

3	現金納付（電子現金納付を含む）に係る未使用の手数料又は特許（登録）料の返還の請求（多件まとめて請求する場合）	書式 第59
---	--	-----------

（改訂令和7・1）

- ※¹ 特111条1項1号、2項、3項：意45条において準用
- ※² 特195条1項、12項、13項：特例法40条7項、国際出願法18条3項、国際出願法施規82条2項において準用
- ※³ 現金手続省令7条3項：特例施規41条の10において準用
- ※⁴ 特18条の2：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項〔商附則23条〕、特例法41条2項において準用
- ※⁵ 特133条の2：特71条3項〔実26条、意25条3項、商28条3項〔商68条3項〕〕、特120条の8第1項〔特174条1項〕、特174条2項、3項〔実45条1項、意58条4項、商61条〔商68条5項〕、商附則20条〔商附則23条〕〕、特174条4項、実41条、意52条、意58条2項〔商62条1項〔商68条5項〕、商附則21条〔商附則23条〕〕、意58条3項〔商62条2項〔商68条5項〕〕、商56条1項〔商43条の15第1項〔商60条の2第1項（商68条5項）、商68条4項〕、商68条4項〕、商附則17条1項〔商附則23条〕において準用
- ※⁶ 商5条の2第5項：商68条1項において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特50条〔特67条の4、159条2項〔特174条2項〕〕」は、
「特50条：特67条の4、159条2項（特174条2項において準用）において準用」を表す。

注¹ 返還の請求を要する旨の規定はないが、実務上は、手数料の返還先振込口座の確認のため、特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出による場合を除き、実用新案技術評価の請求をした者からの返還の申出を求めることとし、実用新案法第12条第7項の規定による通知の際に返還の申出の手続を促す。

注² 会計法第31条第2項により、消滅時効の完成猶予、更新等は民法の時効の規定が適用される。実用新案法第54条の2第1項の返還請求権は、他人による技術評価請求に係る実用新案登録に基づいて特許出願がなされたときに発生するが、実用新案法第12条第7項の規定による通知の際に返還の申出の手続を促すことにより時効が更新される（民法152条1項）。したがって、当該通知の後に新たに時効の完成猶予、更新等が生じない限り、当該通知の送達があった日から5年で返還請求権は時効消滅する。

07.50

手数料等の減免の申請の取扱い（特）

1. 手数料等の減免の内容

「表」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄に掲げる者が、自己の出願についての出願審査の請求の手数料又は自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料の減免に係る申請書を出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書の提出と同時に^{注2}提出した場合には、それぞれ同表の第4欄に掲げる措置を行う。

「表」

手数料等	減免の対象者	根拠規定	措置内容
(1) 出願審査の請求の手数料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者 (→07.52)	特許法195条の2(手数料令1条の2第1号イ)	免除
	イ. 市町村民税非課税の者 (→07.52)	特許法195条の2(手数料令1条の2第1号ロ)	
	ウ. 個人所得税非課税の者 (→07.52)	特許法195条の2(手数料令1条の2第1号ハ)	1/2に軽減
	エ. 個人事業税非課税の者 (→07.52)	特許法195条の2(手数料令1条の2第1号ニ)	
	オ. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07.52)	特許法195条の2(手数料令1条の2第2号)	
	カ. 中小事業者(*2)であって、他の中小事業者(*2)以外の法人による特定支配関係がない(*1)者 (→07.53)	特許法195条の2の2(特施令10条1号イからソまで)	

(1) 出願 審査の請求 の手数料	キ. 中小事業者(*2)であって、研究開発要件を満たす者 (→07.54)	特許法195条の2の2(特施令10条2号イからニまで)	1/2に軽減	
	ク. 大学等研究者 (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号イ)		
	ケ. 大学等 (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ロ)		
	コ. 承認TLO (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ハ)		
	サ. 試験研究独立行政法人又は試験研究特殊法人 (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ニ)		
	シ. 試験独法関連TLO (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ホ)		
	ス. 公設試験研究機関を設置する者 (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ヘ)		
	セ. 試験研究地方独立行政法人 (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ト)		
	ソ. 小規模(*3)の個人事業主 (→07.56)	特許法195条の2の2(特施令10条4号イ)		1/3に軽減
	タ. 小規模(*3)企業であって他の中小事業者(*2)以外の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07.56)	特許法195条の2の2(特施令10条4号ロ)		
チ. その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主 (→07.57)	特許法195条の2の2(特施令10条5号イ)			

(1) 出願審査の請求の手数料	ツ. 資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ特定法人(*4)以外の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07. 57)	特許法195条の2の2(特施令10条5号ロ)	1/3に軽減
	テ. 福島復興再生特別措置法第86条に規定する認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小事業者(*2) (→07. 58)	特許法195条の2の2(特施令10条6号)	1/4に軽減
(2) 第1年分から第10年分までの特許料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者 (→07. 52)	特許法109条(特施令9条1号イ)	免除 (第1年分から第3年分まで)
		特許法109条(特施令9条1号イ)	1/2に軽減 (第4年分から第10年分まで)
	イ. 市町村民税非課税の者 (→07. 52)	特許法109条(特施令9条1号ロ)	免除 (第1年分から第3年分まで)
		特許法109条(特施令9条1号ロ)	1/2に軽減 (第4年分から第10年分まで)
	ウ. 個人所得税非課税の者 (→07. 52)	特許法109条(特施令9条1号ハ)	1/2に軽減
	エ. 個人事業税非課税の者 (→07. 52)	特許法109条(特施令9条1号ニ)	
オ. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07. 52)	特許法109条(特施令9条2号)		

(2) 第1年分から第10年分までの特許料	カ. 中小事業者(*2)であって、他の中小事業者(*2)以外の法人による特定支配関係がない(*1)者 (→07.53)	特許法109条の2第1項(特施令10条1号イからソまで)	1/2に軽減
	キ. 中小事業者(*2)であって、研究開発要件を満たす者 (→07.54)	特許法109条の2第1項(特施令10条2号イからニまで)	
	ク. 大学等研究者 (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号イ)	
	ケ. 大学等 (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ロ)	
	コ. 承認TLO (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ハ)	
	サ. 試験研究独立行政法人又は試験研究特殊法人 (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ニ)	
	シ. 試験独法関連TLO (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ホ)	
	ス. 公設試験研究機関を設置する者 (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ヘ)	
	セ. 試験研究地方独立行政法人 (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ト)	
	ソ. 小規模(*3)の個人事業主 (→07.56)	特許法109条の2第1項(特施令10条4号イ)	1/3に軽減

(2) 第1年分から第10年分までの特許料	タ. 小規模(*3)企業であって他の中小事業者(*2)以外の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07. 56)	特許法109条の2第1項(特施令10条4号ロ)	1 / 3に軽減
	チ. その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主 (→07. 57)	特許法109条の2第1項(特施令10条5号イ)	
	ツ. 資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ特定法人(*4)以外の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07. 57)	特許法109条の2第1項(特施令10条5号ロ)	
	テ. 福島復興再生特別措置法第86条に規定する認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小事業者(*2) (→07. 58)	特許法109条の2第1項(特施令10条6号)	1 / 4に軽減

(*1) 「特定支配関係がない」とは、a.及びb.に該当していることを指す(手数料令1条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項)。

a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

(*2) 「中小事業者」とは、申請書を提出する日において特許法施行令第10条第1号のいずれかに該当する者を指す。

(*3) 「小規模」とは、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては5人)以下であることを指す。

(*4) 「特定法人」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人を指す(特施令9条2号イ、10条5号ロ)。

2. 申請書の省略

減免に係る申請人は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書にa.及びb.の事項を記載することにより、申請書の提出を省略することができる(特施規

72条3項、73条3項)。また、電子情報処理組織を使用して出願審査の請求の手数料又は特許料の減免に係る申請を伴う出願審査の請求又は特許料の納付を行う場合は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書にa.及びb.の事項を記録しなければならない(特例施規12条)。

なお、第1年分から第3年分の特許料に係る免除の申請をする者にあつては(国又は免除を受ける者以外の者との共有に係る場合を除く。)、特許料減免申請書の提出を省略することができない。

a. 出願審査請求書^{注1}においては、特許法等関係手数料令第1条の3第1項各号又は同条第2項各号。特許料納付書においては、特許法施行令第11条第1項各号又は同条第2項各号。

b. 申請書の提出を省略する旨

3. 申請書に添付する証明書の省略

減免に係る申請人は、申請書にそれぞれの要件に該当することを証する書面(以下「証明書」という。)を添付しなければならないが、特許庁長官がその必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる(特施令11条、手数料令1条の3、特施規74条、74条の2)。

実務上、減免の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に減免に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

4. 出願審査の請求の手数料の減免適用件数の限度

減免の要件を満たす対象者のうち一部の者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免の適用件数につき、上限が定められている。

(1) 対象者

上記4.の減免の適用件数の制限を受ける者は、次に掲げる者である。

ア. 特許法第195条の2ただし書の政令で定める者以外の者(手数料令1条の5第1項)

a. 個人所得税非課税の者(手数料令1条の2第1号ハ)

b. 個人事業税非課税の者(手数料令1条の2第1号ニ)

c. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない法人(手数料令1条の2第2号)

イ. 特許法第195条の2の2ただし書の政令で定める者以外の者(手数料令1条の5第2項)

a. 中小事業者であつて、他の中小事業者以外の法人による特定支配関係がない者(特施令10条1号イからソまで)

b. 中小事業者であつて、研究開発要件を満たす者(特施令10条2号イからニまで)

(2) 上限件数

4.(1)ア.及びイ.の対象者が各年度で減免を受けられる上限件数は、180件(基準件数^{注4})であり(特施規75条)、加えて、特許法第1

95条の2ただし書及び同法第195条の2の2ただし書で以下の要件が定められている。

特許法第195条の2ただし書で定める件数は、各年度^{注3}において、基準件数^{注4}から、当該年度において同法第195条の2の2の規定による出願審査の請求の手数料の減免を受けた特許出願の件数を減じた件数とする（手数料令1条の6第1項）。

同様に、特許法第195条の2の2ただし書で定める件数は、各年度^{注3}において、基準件数^{注4}から、当該年度において同法第195条の2の規定による出願審査の請求の手数料の減免を受けた特許出願の件数を減じた件数とする（手数料令1条の6第2項）。

例えば、4.（1）ア.の対象者が特195条の2の要件で1年度に合計20件の減免申請をした場合、同一の者が4.（1）イ.の対象者として特195条の2の2の要件で減免申請をすることができる当該年度の件数は160件までとなる。

5. 減免を受ける者を含む者の共有に係る減免の適用について

（1）手続の方法

特許法第107条第3項又は第195条第6項の規定により、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、持分の割合に応じて減免が受けられる^{注5}。これらの規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書に、国を含む者の共有に係るときは「【持分の割合】」の欄に国以外のすべての者の持分の割合を、それ以外の減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、出願審査請求書は「【手数料に関する特記事項】」、特許料納付書は「【特許料等に関する特記事項】」、手続補正書^{注6}又は誤訳訂正書^{注7}は「【その他】」の欄に減免を受ける旨、減免を受ける者及びその者の持分の割合をそれぞれ記載するとともに、「【その他】」の欄に正規の納付金額に対する出願審査の請求の手数料又は特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合^{注8}を記載し、持分を証明する書面を添付して提出しなければならない。

ただし、特許庁長官がその提出の必要が無いと認めるときは、当該持分を証明する書面（以下「持分証明書」という。）の提出を省略させることができる（出願審査請求書：特施規27条4項、31条の2第2項、様式第44備考5及び6。手続補正書：特施規27条4項、31条の2第2項、様式13備考18及び19。誤訳訂正書：特施規27条4項、31条の2第2項、様式15の2備考10及び11。特許料納付書：特施規69条2項及び3項、様式第69備考6及び7、様式第70備考3及び4。）。

実務上、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合において、特許法施行規則第27条第4項又は第69条第2項の規定に従って、適式に持分の記載を行った場合には、持分証明書の提出の必要がないと認め、これを省

略させることができるものとして取り扱う^{注9}。

(2) 出願審査請求書の記載例

(例) ○○○○省東北地方○○局長(持分1/3)と国立大学法人○○○
○大学(持分1/3)と株式会社○○○○(小規模企業)(持分1/3)
の共有の場合において、審査請求料減免申請書の提出を省略する場合。

(記載例)

【書類名】 出願審査請求書

・(略)

【請求項の数】 1

・(略)

【出願の表示】

【出願番号】 特願20○○-○○○○○○

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 ○○○○省東北地方○○局長

【請求人】 (*1)

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 国立大学法人○○○○大学

【代表者】 ○○ ○○

【請求人】 (*1)

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 株式会社○○○○

【代表者】 ○○ ○○

・(略)

【持分の割合】 2/3

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 ○○○○○○

【納付金額】

【手数料に関する特記事項】 (*2)

特許法施行令第10条第3号ロに掲げる者に該当する請求人である。

(国立大学法人○○○○大学 持分1/3)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第4号ロに掲げる者に該当する請求人である。

(株式会社○○○○ 持分1/3)。減免申請書の提出を省略する。

【その他】 手数料の納付の割合5/18

(*1) 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載する。

(※2) 【手数料に関する特記事項】には、減免を受けるための根拠条文を、「特許法施行令第10条第○号○に掲げる・・・」のように号の細分(イ、ロ等)まで^{注10}記載しなければならない(特施規様式第44備考6)。

(3) 特許料納付書の記載例

(例) ○○ ○○ (市町村民税非課税の者) (持分1/5) と○○県(公設試験研究機関) (持分1/5) と独立行政法人○○○○(試験研究独立行政法人) (持分1/5) と○○○○株式会社(持分2/5) の共有の場合において、特許料減免申請書の提出を省略する場合。

(記載例)

【書類名】 特許料納付書

・ (略)

【出願番号】 特願2000-0000000

【請求項の数】 1

【特許出願人】 (※1)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 ○○ ○○

【特許出願人】 (※1)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 ○○県

【特許出願人】 (※1)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 独立行政法人○○○○

【特許出願人】

【氏名又は名称】 ○○○○株式会社

・ (略)

【納付年分】 第1年分から第3年分

【特許料等に関する特記事項】 (※2)

特許法施行令第9条第1号ロに掲げる要件に該当する特許出願人である。
(○○ ○○ 持分1/5)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第3号へに掲げる者に該当する特許出願人である。
(○○県 持分1/5)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第3号ニに掲げる者に該当する特許出願人である。
(独立行政法人○○○○ 持分1/5)。減免申請書の提出を省略する。

【特許料の表示】

【予納台帳番号】 ○○○○○○

【納付金額】

【その他】 特許料の納付の割合3/5

(※1) 【特許出願人】の欄には減免を受ける者を含めて記載し、減免を受け

る者は、【特許出願人】の欄の次に【住所又は居所】及び【氏名又は名称】の欄を設けて記載する。

- (※2) 【特許料等に関する特記事項】には、減免を受けるための根拠条文を、「特許法施行令第10条第○号○に掲げる・・・」のように号の細分(イ、ロ等)まで^{注10}記載しなければならない(特施規様式第69備考7)。

(改訂令和6・4)

注¹ 出願審査の請求後に、手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該誤訳訂正書(特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項)。

注² 特許料の免除を受ける者にあっては、特許法第108条第1項に規定する期間内(特施規72条2項)。

注³ 毎年4月1日から翌年3月31日までをいう(手数料令1条の6第1項)。

注⁴ 特許法第109条の2第2項に規定する中小企業者以外の会社の平均的な出願審査の請求の件数を勘案して経済産業省令で定める件数をいう(手数料令1条の6第1項)。

注⁵ 出願時に出願人の権利の持分を届け出たとき又は出願後に特許法第34条第4項若しくは第5項の規定により出願人の権利の持分を届け出たときであって、その届け出ている持分(特許登録令施行規則第7条第5項又は第28条第3項に基づき登録原簿に記録されている持分を含む。以下同じ。)に変更がないときは、出願審査の請求書等の手続書類又は特許料納付書の所定の箇所に、届け出ている持分を記載する。すでに届け出ている持分を変更したときは、その事実を証明する書面を添付して、出願人名義変更届又は移転登録申請書を提出する。

注⁶ 特許法施行規則第11条第4項の補正に係るものに限る。

注⁷ 特許法施行規則第11条の2第2項において準用する同規則第11条第4項の規定により請求項の数を増加する補正に係るものに限る。

注⁸ 誤訳訂正書については、特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の正規の金額に対する特許法施行規則第11条の2第2項において準用する同規則第11条第4項に規定する手数料の金額(減免を受ける者にあっては、その減免後の金額)に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載する。

注⁹ 特許法施行規則第27条第3項の規定に従って適式に持分の記載を行った場合も、同様に扱う。

注¹⁰ 特許法施行令第9条第2号、10条第6号及び手数料令第1条の2第2号の条文を記載する場合は、「特許法施行令第○条第○号に掲げる・・・」のように号まで記載する。

0 7 . 5 1

特許法の規定による出願審査の請求の手
数料若しくは実用新案法の規定による実
用新案技術評価の請求の手数料の減免又
は特許料若しくは登録料の減免若しくは
猶予を受けるための申請書に添付する証
明書について（特・実）

特許法の規定に係る出願審査の請求の手数料又は特許料の減免を受ける者は、申請書を提出する日においてそれぞれの要件に該当していなければならない（手数料令1条の2、特施令9条、10条）から、その要件に該当する者であることを証明する書面（以下「証明書」という。）は、申請をする際に取得し得る最新のものを提出する。

例えば、市町村民税非課税の者による減免の申請に際し、申請書に添付する証明書は、申請時に各市役所等が交付している最新年度の証明書である。各市町村等が前年の所得に基づいて本年度の住民税額の確定を行うまでの4月から約2ヶ月の間は、前々年の所得に基づく前年度の証明書が最新のものであり、証明書の年度が切り替わった後は、本年度の証明書が最新年度のものである。

なお、証明書を取得した時から減免の申請までの間に年度の切り替わりがない場合は、減免の申請前に取得した証明書を添付しても差し支えない。

また、実用新案法の規定に係る実用新案技術評価の請求の手数料の減免又は登録料の減免若しくは猶予を受けるための申請書に添付する証明書についても同様に取り扱う。

（新規平成31・4）

07.52

個人又は法人を対象とした手数料等の減免について（特施令9条、手数料令1条の2）（特）

1. 減免の要件及び内容

「表1」の第1欄に掲げる手数料等について、減免に係る申請書を提出する日において同表の第2欄の要件に該当する者が、自己の出願についての出願審査の請求の手数料又は自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料の減免に係る申請書を提出した場合には、それぞれ同表の第3欄に掲げる措置を行う（特109条、195条の2、特施令9条、11条1項、12条1項、2項、手数料令1条の2、1条の3第1項、1条の4第1項、2項）。

なお、減免に係る申請書は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書の提出と同時に（特許料の免除を受ける者にあつては、特許法第108条第1項に規定する期間内に）提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

「表1」

手数料等	要件	措置内容
(1) 出願審査の請求の手数料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除
	イ. 市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ. 個人所得税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	エ. 個人事業税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	オ. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない法人	1 / 2 に軽減
(2) 第1年分から第10年分までの特許料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除 (第1年分から第3年分まで)
		1 / 2 に軽減 (第4年分から第10年分まで)

(2) 第1年分から第10年分までの特許料	イ. 市町村民税が課されていないこと	免除 (第1年分から第3年分まで)
		1 / 2 に軽減 (第4年分から第10年分まで)
	ウ. 個人所得税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	エ. 個人事業税が課されていないこと	1 / 2 に軽減
	オ. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない法人	1 / 2 に軽減

2. 申請書に添付する証明書^{注2}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる(特施規74条柱書)。

実務上、減免の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に減免に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合においては以下のとおりとする。

(1) 個人の場合

「表2」の要件のいずれかに該当する個人が、申請書に添付する証明書は、同表の右欄に掲げるものである(特施令11条1項、手数料令1条の3第1項、特施規74条1号から4号)。

「表2」

要 件	証 明 書
ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	生活保護証明書 (写しも可)
イ. 市町村民税が課せられていないこと (注1)	市町村民税非課税証明書 (写しも可)
ウ. 所得税が課せられていないこと (注2)	所得税非課税証明書 (写しも可)
エ. 事業税が課されていないこと (注3)	事業税に係る納税証明書 (写しも可)

(注1) 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)については、同法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が150万円以下であること(手数料令1条の2第1号ロ、特施令9条1号ロ、特施規70条1項、2

項)。

(注2) 非居住者については、所得税法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が250万円以下であること(手数料令1条の2第1号ハ、特施令9条1号ハ、特施規70条1項、3項)。

(注3) 非居住者については、所得税法第26条及び第27条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得を合算した金額が290万円以下であること(手数料令1条の2第1号ニ、特施令9条1号ニ、特施規70条4項、5項)。

(2) 法人の場合

「表3」のア.からウ.までのすべての要件を満たす法人が申請書に添付する証明書は、法人の類型により同表の右欄に掲げるものである(特施令11条1項、手数料令1条の3第1項、特施規74条5号)。

「表3」

法人の類型	要件及び証明書		
	ア. 資本金3億円以下であること(注1)	イ. 法人税が課せられていないこと	ウ. 他の法人による特定支配関係がないこと(注5)
会社 株式会社 特例有限会社 合同会社 合名会社 合資会社	定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表(注2)	法人税確定申告書別表第1の写し又は納税証明書(写しも可)(注3)(注4)	法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿(注4)
一般財団法人・ 一般社団法人	前事業年度の貸借対照表	同上	不要
協同組合	定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表(注2)	同上	法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿(注4)
出資を有しない協同組合	前事業年度の貸借対照表	同上	不要

(注1) 資本金又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照表に、当該事業

年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。)の60/100に相当する金額が3億円以下であること(手数料令1条の2第2号イ、特施令9条2号イ、特施規71条1項)。

(注2) 定款については、申請をする時点において申請者が要件を満たす者であることを証明する最新の内容であること。法人登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(注3) 更正通知及び修正通知がある場合にはこれらの書面も含む。

(注4) 法人税確定申告書については、減免申請日に取得できる最新のものとする。

(注5) 「特定支配関係がない」とは、a.及びb.に該当していることを指す(手数料令1条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項)。

a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

3. 減免の適用件数の限度

減免の要件を満たす対象者のうち一部の者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免の適用件数に上限が定められている(→07. 50)。

(改訂令和6・4)

注¹ 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該誤訳訂正書(特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項)。

注² 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる(特施規10条1項、2項)。

07.53

中小事業者を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条1号）（特）

1. 軽減の要件と内容

(1) 軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次のア. からウ. までのいずれかに該当する中小事業者（以下「中小事業者」という。）が、他の中小事業者以外の法人による特定支配関係がない^{注1}場合には、自己の出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条1号、12条3項、手数料令1条の4第3項）。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注2}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

(2) 中小事業者の要件

ア. 個人事業主

それぞれの業種において、従業員数が「表1」の数以下であること。

イ. 会社

それぞれの業種において、従業員数が「表1」の数以下であること又は資本金若しくは出資の額が「表1」の額以下であること。

ウ. 組合等

以下のいずれかに該当するものであること。

i) 企業組合

ii) 協業組合

iii) 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

iv) 農業協同組合及び農業協同組合連合会

v) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

vi) 森林組合及び森林組合連合会

vii) 商工組合及び商工組合連合会

viii) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ix) 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

x) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上において、従業員数が300人以下又は資本金若しくは出資の額が3億円以下に該当するもの

xi) 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上において、従業員

数が50人（酒類卸売業者については、100人）以下又は資本金若しくは出資の額が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下に該当するもの

- xii) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、従業員数が300人（小売業については、50人、卸売業又はサービス業については、100人）以下に該当するもの

「表1」

業種	従業員数	資本金 又は出資の額
イ. 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (ロ. からト. までに掲げる業種を除く)	300人	3億円
ロ. 卸売業	100人	1億円
ハ. サービス業(ヘ. 及びト. に掲げる業種を除く)	100人	5千万円
ニ. 小売業	50人	5千万円
ホ. ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人	3億円
ヘ. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人	3億円
ト. 旅館業	200人	5千万円

2. 申請書に添付する証明書^{注3}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる（特施規74条の2柱書）。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付をする場合においては以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、申請者が個人、会社、組合等の別により、「表2」の右欄に掲げるものである（特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第1号及び2号）。

「表 2」

要件	証 明 書		
	個人事業主	会社	組合等
ア. 中小事業者であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用する従業員の数を証する書面 ・ 主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本の額又は出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は貸借対照表）又は常時使用する従業員の数を証する書面（*1） ・ 主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 1.（2）ウ. x）から xii）に該当する組合等については、資本の額若しくは出資の総額を証明する書面又は常時使用する従業員の数を証する書面
イ. 他の中小事業者以外の法人による特定支配関係がない ^{注1} こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税確定申告書別表第 2 の写し又は株主名簿若しくは出資者名簿（*2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税確定申告書別表第 2 の写し又は出資者名簿（*2）（*3）

（*1）法人登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 11 条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（*2）特定支配関係を持っている法人がある場合でも、当該法人が中小事業者である場合には、中小事業者に該当することを証する書面。

（*3）出資を有しない組合等の場合は不要。

3. 減免の適用件数の限度

上記 1. の減免の要件を満たす対象者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免の適用件数に上限が定められている（→07. 50）。

（改訂令和 6・4）

^{注1} 「特定支配関係がない」とは、a. 及び b. に該当していることを指す（手数料令 1 条の 2 第 2 号ハ、特施令 9 条 2 号ハ、特施規 7 1 条 3 項）。

-
- a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。
 - b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

注² 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該誤訳訂正書（特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項）。

注³ 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（特施規10条1項、2項）。

07.54

研究開発要件を満たす中小事業者を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条2号）（特）

1. 軽減の要件と内容

(1) 軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次の研究開発要件を満たす中小事業者^{注1}は、自己の出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条2号、12条3項、手数料令1条の4第3項）。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注2}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

(2) 研究開発要件

ア. 個人事業主（以下のa.、c.及びd.までのいずれかを満たすこと）

イ. 会社（以下のb.からd.までのいずれかを満たすこと）

ウ. 組合等（以下のb.からd.までのいずれかを満たすこと）

a. 申請書提出日の属する年の前年1年間（申請書提出日の属する月が1月～3月の場合は、前々年）における試験研究費及び開発費の合計額が、事業所得に係る総収入金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において事業を開始した日以後27月を経過せず、試験研究費等比率を算定できない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、事業主及び従業員の数の合計の1/10以上であること。

b. 申請書提出日の属する事業年度の前事業年度（申請書提出日が前事業年度経過後2月以内の場合は、前々事業年度）における試験研究費及び開発費の合計が、総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において設立の日以後26月を経過せず、試験研究費等比率を算定できない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、常勤の役員及び従業員の数の合計の1/10以上であること。

c. その特許発明又は発明が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第16項に規定する指定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）であって、当該指定補助金等を交付された者であること。

d. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に

係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う者であること。

2. 申請書に添付する証明書^{注3}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる（特施規74条の2柱書）。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合には以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、申請者が個人事業主、会社、組合等の別によりそれぞれ中小事業者要件及び研究開発要件を満たすことを証明する書面として、以下に掲げるものである（特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第3号から9号）。

(1) 個人事業主

ア. 中小事業者^{注1}であること

常時使用する従業員の数を証する書面及び主たる事業を確認するための書類（自社のパンフレット等）（→07. 53「表2」ア.）」

イ. 研究開発要件を満たすこと（以下のa. からd. までのいずれかの書面）

a. 前年（又は前々年）1年間の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類（税理士・公認会計士による証明書でも可）

b. 事業開始日を証明する書面（事業開始届等）並びに常勤の研究者数及び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の所在地を有しない者における研究者数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。）

c. 交付された指定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が指定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面

d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面

(2) 会社

ア. 中小事業者^{注1}であること

資本の額若しくは出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書^{注4}又は貸貸借対照表）又は常時使用する従業員の数を証する書面及び主たる事業を確認できる書類（自社パンフレット等）（→07. 53

「表2」ア.）」

- イ. 研究開発要件を満たすこと（以下の a. から d. までのいずれかの書面）
 - a. 前事業年度（又は前々事業年度）の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類
 - b. 設立年月日を証明する書面（法人登記事項証明書等^{注4}）並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。）
 - c. 交付された指定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が指定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
 - d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面

（3）組合等

ア. 中小事業者^{注1}であること

特許法施行令第10条第1号チからタまでのいずれかに該当する組合等は、中小事業者^{注1}に該当する者であるため、当該証明書は不要。

同号レ及びソに該当する組合等^{注5}は、資本の額若しくは出資の総額を証明する書面又は常時使用する従業員の数を証する書面（→07. 53 「表2」ア.）」

- イ. 研究開発要件を満たすこと（以下の a. から d. までのいずれかの書面）
 - a. 前事業年度（又は前々事業年度）の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類
 - b. 設立年月日を証明する書面（法人登記事項証明書等^{注4}）並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。）
 - c. 交付された指定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が指定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
 - d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するため

に必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面

3. 減免の適用件数の限度

上記1. の減免の要件を満たす対象者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免の適用件数に上限が定められている（→07. 50）。

（改訂令和6・4）

-
- 注¹ 中小事業者とは、申請書を提出する日において特許法施行令第10条第1号のいずれかに該当する者をいう（→07. 53「1.（2）」）。
- 注² 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該誤訳訂正書（特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項）。
- 注³ 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（特施規10条1項、2項）。
- 注⁴ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。
- 注⁵ 特許法施行令第10条第1号レ及びソに該当する組合等とは、従業員数又資本金（出資額）の要件を満たす、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会及び特定非営利活動法人を指す（→07. 53「1.（2）ウ. x）」、「xi）」及び「xii）」）。

07.55

大学、試験研究機関等を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条3号）
（特）

1. 軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次の（1）から（7）までのいずれかに該当する大学、試験研究機関等は、自己の出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条3号、12条3項、手数料令1条の4第3項）。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

（1）大学等研究者（特施令10条3号イ）

大学等研究者とは、次のア. からウ. までのいずれかに該当する者をいう。

ア. 学校教育法第1条に規定する大学（以下「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者（大学と雇用関係を有するポストドクター等）

イ. 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者

ウ. 国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者

（2）大学等（特施令10条3号ロ）

大学等とは、次のア. 又はイ. に該当する者をいう。

ア. 大学若しくは高等専門学校を設置する者

イ. 大学共同利用機関法人

（3）承認TLO（特施令10条3号ハ）

大学等技術移転促進法第4条第1項の承認を受けた実施計画（同法第5条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。）に係る特定大学技術移転事業^{注2}を実施する者

（4）試験研究独立行政法人又は試験研究特殊法人（特施令10条3号ニ）

試験研究独立行政法人とは、次に該当する者をいう。

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人であって特許法施行令別表に掲げるもの

試験研究特殊法人とは、次に該当する者をいう。

法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を

もって設立された法人であって、総務省設置法第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものであって、特許法施行令別表に掲げるもの

(5) 試験独法関連 T L O (特施令 10 条 3 号ホ)

特許法施行令別表に掲げる独立行政法人又は特殊法人の研究成果に係る特許権等に移転する事業を行う者

(6) 公設試験研究機関 (特施令 10 条 3 号へ)

公設試験研究機関 (地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関 (学校教育法第 2 条第 2 項に規定する公立学校を除く。)) であって、試験研究に関する業務を行うもの) を設置する者 (地方公共団体)

(7) 試験研究地方独立行政法人 (特施令 10 条 3 号ト)

地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人 (以下「地方独立行政法人」という。) のうち、同法第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人以外のものであって試験研究に関する業務を行うもの

2. 申請書に添付する証明書^{注3}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる (特施規 74 条の 2 柱書)。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第 72 条又は第 73 条の規定に従って適式に軽減の申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合においては以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、1. の各要件に応じ、以下に掲げるものである (特施令 11 条 2 項、手数料令 1 条の 3 第 2 項)。

(1) 大学等研究者 (特施規 74 条の 2 第 10 号)

大学等研究者であることを証明する書面

(2) 大学等 (特施規 74 条の 2 第 11 号)

大学等であることを証明する書面

(3) 承認 T L O (特施規 74 条の 2 第 12 号)

特定大学技術移転事業^{注2}の実施に係るものであることを証明する書面

(4) 試験独法関連 T L O (特施規 74 条の 2 第 13 号)

特許法施行令別表に掲げる独立行政法人又は特殊法人の研究成果に係る特許権等に移転

する事業の実施に係るものであることを証する書面

(5) 公設試験研究機関 (特施規 74 条の 2 第 14 号)

公設試験研究機関を設置する者であることを証する書面

(6) 試験研究地方独立行政法人 (特施規 74 条の 2 第 15 号)

以下のア. 及びイの証明書を添付する。

ア. 地方独立行政法人であることを証する書面

イ. 業務として試験研究を行うものであることを証明する書面 (定款等の写し)

(改訂令和4・10)

-
- 注¹ 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該誤訳訂正書（特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項）。
- 注² 特定大学技術移転事業の対象となる研究成果は、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における技術に関する研究成果であつて、国以外の者に属するものである（大学等技術移転促進法2条1項）。
- 注³ 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（特施規10条1項、2項）。

07.56

小規模企業等を対象とした手数料等の軽減 について（特施令10条4号）（特）

1. 軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次の（1）又は（2）に該当する者は、自己の特許出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が、1/3に軽減される（特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条4号、12条4項、手数料令1条の4第4項）。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

（1）常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下の個人事業主

（2）常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下であり、かつ、他の中小事業者^{注2}以外の法人による特定支配関係がない^{注3}法人

2. 申請書に添付する証明書^{注4}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる（特施規74条の2柱書）。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合には以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、申請人が（1）又は（2）の別により、「表」の右欄に掲げるものである（特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第16号及び17号）。

「表」

要件	証明書	
(1) 常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主	・ 常時使用する従業員の数を証する書面	
(2) 常時使用する従業員の数が20人以下であり、かつ、他の中小事業者 ^{注2} 以外の法人による特定支配関係がない ^{注3}	会社（株式会社、特例有限会社、合同会社、合名会社、合資会社）	・ 常時使用する従業員の数を証する書面 ・ 法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿（*1）（*2）
	協同組合（出資を有する場合）	・ 常時使用する従業員の数を証する書面 ・ 法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿（*1）（*2）
	資本金又は出資を有しない法人（一般財団法人、一般社団法人等）	・ 常時使用する従業員の数を証する書面

（*1）法人税確定申告書については、軽減に係る申請書を提出する日に取得できる最新のものとする。

（*2）特定支配関係を持っている法人がある場合でも、当該法人が中小事業者^{注2}である場合には、中小事業者^{注2}に該当することを証する書面。

（改訂令和4・10）

注1 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該誤訳訂正書（特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項）。

注2 中小事業者とは、申請書を提出する日において特許法施行令第10条第1号のいずれかに該当する者をいう（→07. 53「1.（2）」）。

注3 「特定支配関係がない」とは、a.及びb.に該当していることを指す（手数料令11条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項）。

a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

注4 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（特施規10条1項、2項）。

07.57

設立後10年未満の企業等を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条5号）（特）

1. 軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次の（1）又は（2）に該当する者は、自己の特許出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が、1/3に軽減される（特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条5号、12条4項、手数料令1条の4第4項）。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

（1）その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主

（2）資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の特定法人^{注2}以外の法人による特定支配関係がない^{注3}法人

2. 申請書に添付する証明書^{注4}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる（特施規74条の2柱書）。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合においては以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、申請人が（1）又は（2）の別により、「表」の右欄に掲げるものである（特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第18号及び19号）。

「表」

要件	証明書	
(1) その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主	・その事業を開始した日以後10年を経過していないことを証する書面(事業開始届の写し)	
(2) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、他の特定法人 ^{注2} 以外の法人による特定支配関係がない ^{注3} 法人	会社(株式会社等)	・定款又は法人の登記事項証明書(*1)(*2) ・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿(*3)(*4)
	協同組合(出資を有する場合)	・定款又は法人の登記事項証明書(*1)(*2) ・法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿(*3)(*4)
	資本金又は出資を有しない法人(一般財団法人、一般社団法人等)(*5)	・前事業年度末の貸借対照表、定款(寄付行為)又は法人の登記事項証明書(*1)(*2)

(*1) 定款については、申請をする時点において申請者が要件を満たす者であることを証明する最新の内容であること。

(*2) 法人登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(*3) 法人税確定申告書については、軽減に係る申請書を提出する日に取得できる最新のものとする。

(*4) 特定支配関係を持っている法人がある場合でも、当該法人が特定法人^{注2}である場合には、特定法人^{注2}に該当することを証する書面。

(*5) 資本金又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。)の60/100に相当する金額が3億円以下であること(特施令10条5号ロ、特施規71条1項)。

(改訂令和4・10)

-
- 注¹ 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該誤訳訂正書（特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項）。
- 注² 特定法人とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人を指す（特施令9条2号イ、10条5号ロ）。
- 注³ 「特定支配関係がない」とは、a.及びb.に該当していることを指す（手数料令1条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項）。
- a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。
 - b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。
- 注⁴ 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（特施規10条1項、2項）。

07.58

福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小事業者を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条6号）（特）

1. 軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、福島復興再生特別措置法第86条に規定する認定福島復興再生計画^{注1}（以下「認定福島復興再生計画」という。）に基づく事業の成果に係る発明又は特許発明（いずれも、当該認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあっては、当該期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）について、自己の特許出願に係る出願審査の請求をする者又は自己の特許権に係る第1年から第10年までの各年分の特許料を納付すべき者が、同法第7条第6項に規定する福島国際研究産業都市区域において当該事業を行う中小事業者^{注2}であるときは、出願審査の請求の手数料又は特許料が1/4に軽減される（特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条6号、12条5項、手数料令1条の4第5項）。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注3}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

2. 申請書に添付する証明書^{注4}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる（特施規74条の2柱書）。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付をする場合においては以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、「表」の右欄に掲げるものである（特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第20号）。

「表」

要件	証明書		
	個人事業主	法人	組合等
ア. 認定福島復興再生計画に基づいて行う事業の成果に係る発明又は特許発明（認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあっては、当該期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）であること （*1）	<p>・認定福島復興再生計画に基づいて行う再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の対象とすべき分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、新たな産業の創出に寄与するものの内容及び実施主体並びにその他当該事業の実施に関し必要な事項について定められたものに基づいて行う事業の成果に係る発明又は特許発明であることを証する書面</p>		
イ. 当該事業を行う者であり、中小事業者 ^{注2} であること （*2）	<p>・常時使用する従業員の数を証する書面（→07. 53「表2」ア.）」）</p> <p>・主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等）</p>	<p>・資本の額又は出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表）又は常時使用する従業員の数を証する書面（→07. 53「表2」ア.）」）</p> <p>・主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等）</p>	<p>・特許法施行令10条第1号レ及びソに該当する組合等^{注5}については、資本の額若しくは出資の総額を証明する書面又は常時使用する従業員の数を証する書面（→07. 53「表2」ア.）」）</p>

（*1）当該要件のうち、認定福島復興再生計画に基づいて行う事業であることは、一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が発行する証明書によって確認する。

（*2）当該要件を満たす者であることの確認は、「表」の右欄に記載された書面をもとに一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が行い、証明書を発行する。

(改訂令和4・10)

-
- 注¹ 認定福島復興再生計画とは、福島県知事が、福島復興再生特別措置法第5条に規定する福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画を作成し、内閣総理大臣による認定を受けたものをいう（福島復興再生特別措置法7条2項6号、7条14項、86条）。
- 注² 中小事業者とは、申請書を提出する日において特許法施行令第10条第1号のいずれかに該当する者をいう（→07.53「1.(2)」）。
- 注³ 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該誤訳訂正書（特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項）。
- 注⁴ 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（特施規10条1項、2項）。
- 注⁵ 特許法施行令第10条第1号レ及びソに該当する組合等とは、従業員数又資本金（出資額）の要件を満たす、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会及び特定非営利活動法人を指す（→07.53「1.(2)ウ. x)」、「xi)」及び「xii)」）。

07.60

手数料等の減免又は猶予の申請の取扱い
(実・商)

1. 手数料等の減免又は猶予の内容

「表」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄に掲げる者が申請書に減免又は猶予を受けるための要件について証明する書面を添付して提出した場合に、それぞれ同表の第4欄に掲げる措置を行う。

「表」

手数料等	減免又は猶予の対象者	根拠規定	措置内容
(1) 実用新案技術評価の請求の手数料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者 (→07.61)	実用新案法54条8項	免除
	イ. 市町村民税非課税の者 (→07.61)		
	ウ. 個人所得税非課税の者 (→07.61)	実用新案法54条8項	1/2に軽減
(2) 第1年分から第3年分までの実用新案登録料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者 (→07.61)	実用新案法32条の2	免除
	イ. 市町村民税非課税の者 (→07.61)		
	ウ. 個人所得税非課税の者 (→07.61)	実用新案法32条の2	3年間猶予
(3) 地域団体商標登録出願の手数料	ア. 承認地域経済牽引事業者 (→07.63)	地域未来投資促進法24条2項	1/2に軽減
	イ. 商品等需要開拓事業の実施主体 (→07.64)	福島復興再生特別措置法64条3項	
	ウ. 商品等需要開拓事業の実施主体 (→07.65)	アイヌ施策推進法18条3項	

(4) 地域 団体商標の 設定登録料 及び更新登 録料	ア. 承認地域経済牽引事業 者 (→07.63)	地域未来投資促進 法24条1項	1 / 2 に軽減
	イ. 商品等需要開拓事業の 実施主体 (→07.64)	福島復興再生特別 措置法64条2項	
	ウ. 商品等需要開拓事業の 実施主体 (→07.65)	アイヌ施策推進法 18条2項	

2. 手数料等の減免又は猶予に関する取扱い

(1) 要件を満たす場合の取扱い

手数料等の減免又は猶予に関する申請手続が要件を満たすものであり、減免又は猶予の措置を行うときは、減免又は猶予を認める旨の通知を行う。

(2) 要件を満たさない場合の取扱い

当該手続が要件を満たさないときは、1. の実用新案法の規定による申請にあっては、実用新案法第2条の2第4項、第2条の3又は第2条の5第2項において準用する特許法第18条の2を適用して処分を行うこととなるが、1. の他の法令の規定による申請にあっては、それぞれの法令上に処分の規定を設けていないことから、当該申請書を受理した上で処分は行わず、手数料等の軽減の措置が認められないことを理由に、申請に係る手数料等を要する手続（商標登録出願、登録料の納付又は商標権存続期間更新登録申請）について、不足する手数料等の納付を求める手続の補正（更新登録料の納付の場合は補充）を命ずることとする。

なお、この場合の応答の手続として、不足する手数料等の納付に係る手続補正書（更新登録料の納付の場合は補充書）の提出に代えて、手数料等の軽減の申請書（補充）の提出により軽減申請に係る手続が補完された場合は、手数料等の軽減を認めることとする。

3. 減免を受ける者を含む者の共有に係る減免の適用について

実用新案法第31条第3項又は第54条第5項の規定により、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、持分の割合に応じて減免が受けられる。これらの規定の適用を受けようとするときは、実用新案技術評価請求書、実用新案登録願等に、国を含む者の共有に係るときは「【持分の割合】」の欄に国以外のすべての者の持分の割合を、それ以外の減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、「【その他】」の欄に減免を受ける旨、減免を受ける者及びその者の持分の割合をそれぞれ記載するとともに、正規の納付金額に対する登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た

額の割合を記載し、持分を証明する書面を添付して提出しなければならない。

ただし、既に特許庁に持分を証明する書面を提出した者は、その事項に変更が無いときは、当該持分を証明する書面の提出を省略することができる（実用新案技術評価請求書：実施規23条2項において準用する特施規27条4項、実施規様式第6備考9及び10。実用新案登録願：実施規21条3項、様式第1備考26及び27）。

（改訂令和3・10）

07.61

実用新案法の規定による実用新案技術評価の請求の手数料等の減免又は登録料の減免若しくは猶予について（実）

1. 減免又は猶予の要件及び内容

「表1」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄の要件に該当する者が減免又は猶予に係る申請書に減免又は猶予を受けるための要件について証明する書面を添付して提出した場合に、それぞれ同表の第3欄に掲げる措置を行う（実32条の2、54条8項、実施令2条、手数料令2条の2）。

「表1」

手数料等	要件	措置内容
(1) 実用新案技術評価の請求の手数料	ア.生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除
	イ.市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ.個人所得税が課されていないこと	1/2に軽減
(2) 第1年分から第3年分までの実用新案登録料	ア.生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除
	イ.市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ.個人所得税が課されていないこと	3年間猶予

2. 申請書に添付する証明書^{注1}

「表2」の要件のいずれかに該当する者（注1）が、申請書に添付すべき証明書は、同表の右欄に掲げるものである（手数料令2条の2第2項、実施令2条2項）。

「表2」

要件	証明書
ア.生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	生活保護証明書 (写しも可)
イ.市町村民税が課せられていないこと (注2)	市町村民税非課税証明書 (写しも可)
ウ.所得税が課せられていないこと (注3)	所得税非課税証明書 (写しも可)

(注1) 「表2」の左欄に掲げるいずれかの要件に該当する考案者又はその相続人が対象となる。

また、申請をする者が考案者の相続人の場合は、戸籍謄本及び住民票の提出を要する。なお、複数の法定相続人がいる場合であって、出願をする際に法定相続人の全員が出願人となっていないときは、出願前に遺産分割

の協議が整った上での出願であるものとして、遺産分割協議書の提出は要しない。

(注2) 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）については、同法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が150万円以下であること。

(注3) 非居住者については、所得税法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が250万円以下であること。

(改訂令和2・4)

注¹ 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（実施規23条1項において読み替えて準用する特施規10条1項及び2項）。

07.63

地域未来投資促進法の規定による
手数料等の軽減について（商）

1. 軽減の要件と内容

地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業^{注1}に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業^{注1}の承認地域経済牽引事業者^{注2}であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等^{注3}又は地域未来投資促進法第23条第1項及び第2項に基づき商標法第7条の2第1項に規定する「組合等」^{注3}とみなされた一般社団法人である場合には、承認地域経済牽引事業計画^{注4}の計画期間内に限り、商標登録出願の手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される（地域未来投資促進法24条1項、2項、地域未来投資促進法施行令3条2項、4条2項）。

2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表」の右欄に掲げるものである（地域未来投資促進法施行令3条1項、4条1項）。

「表」

要件	証明書
ア. 承認地域経済牽引事業者 ^{注2} であること	<ul style="list-style-type: none"> 承認地域経済牽引事業計画^{注4}の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し） 申請に係る地域団体商標の商標登録について、承認地域経済牽引事業^{注1}に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面
イ. 申請に係る地域団体商標の商標登録について承認地域経済牽引事業 ^{注1} に係る商品又は役務に係るものであること	
ウ. 承認地域経済牽引事業計画 ^{注4} の計画期間内に出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること	

（改訂令和3・4）

^{注1} 承認地域経済牽引事業とは、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の承認に係る地域経済牽引事業計画（同法第14条第1項の規定による変更の承認があつ

たときはその変更後のもの）に従って行われる地域経済牽引事業（地域未来投資促進法2条1項）をいう（地域未来投資促進法13条1項、14条2項、18条）

注² 承認地域経済牽引事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう（地域未来投資促進法13条1項、14条1項）。

注³ 商標法7条の2第1項に規定する組合等については「01.63」を参照。

注⁴ 承認地域経済牽引事業計画とは、地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の承認に係る地域経済牽引事業計画であり、同法第14条第1項の規定による変更の承認があったときはその変更後のものをいう（地域未来投資促進法第14条第2項）。

07.64

福島復興再生特別措置法の規定による
手数料等の軽減について（商）

1. 軽減の要件と内容

福島復興再生特別措置法第64条第1項の認定を受けた福島復興再生計画^{注1}に定められた商品等需要開拓事業^{注2}に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が当該商品等需要開拓事業^{注2}の実施主体であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等^{注3}である場合には、認定を受けた福島復興再生計画^{注1}に記載された実施期間内に限り、商標登録出願の手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される（福島復興再生特別措置法64条1項から6項、福島復興再生特別措置法施行令39条2項、40条2項）。

2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表」の右欄に掲げるものである（福島復興再生特別措置法施行令39条1項、40条1項）。

「表」

要件	証明書
ア. 商品等需要開拓事業 ^{注2} の実施主体であること（*1）	申請に係る地域団体商標の商標登録について、認定を受けた福島復興再生計画 ^{注1} に定められた商品等需要開拓事業 ^{注2} に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面
イ. 申請に係る地域団体商標の商標登録について認定を受けた福島復興再生計画 ^{注1} に定められた商品等需要開拓事業 ^{注2} に係る商品又は役務に係るものであること	
ウ. 商品等需要開拓事業 ^{注2} の実施期間内に、出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること（*2）	

（*1）復興庁ホームページ上に公示された認定を受けた福島復興再生計画^{注1}の写しにより、出願人等が認定を受けた福島復興再生計画^{注1}に定められた商品等需要開拓事業^{注2}の実施主体であることを確認する。

（*2）復興庁ホームページ上に公示された認定を受けた福島復興再生計画^{注1}の写しにより、商品等需要開拓事業^{注2}の実施期間を確認し、申請に係る出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請が、実施期間内にされた

ものであることを確認する。

(改訂令和3・4)

注¹ 福島復興再生計画とは、福島県知事が、福島復興再生特別措置法第5条に規定する福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するために作成する計画であり、内閣総理大臣の認定を申請することができる（福島復興再生特別措置法7条1項）。

注² 商品等需要開拓事業とは、福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう（福島復興再生特別措置法7条5項1号イ）。

注³ 商標法7条の2第1項に規定する組合等については「01.63」を参照。

07.65

アイヌ施策推進法の規定による
手数料等の軽減について（商）

1. 軽減の要件と内容

アイヌ施策推進法第12条第1項に規定する認定アイヌ施策推進地域計画^{注1}に記載された商品等需要開拓事業^{注2}に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が、当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業^{注2}の実施主体であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等^{注3}である場合には、当該商品等需要開拓事業^{注2}の実施期間内に限り、商標登録出願の手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される（アイヌ施策推進法18条1項から6項、アイヌ施策推進法施行令9条2項、10条2項）。

2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表」の右欄に掲げるものである（アイヌ施策推進法施行令9条1項、10条1項）。

「表」

要件	証明書
ア. 商品等需要開拓事業 ^{注2} の実施主体であること（*1）	申請に係る地域団体商標の商標登録について、認定アイヌ施策推進地域計画 ^{注1} に記載された商品等需要開拓事業 ^{注2} に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面
イ. 申請に係る地域団体商標の商標登録について認定アイヌ施策推進地域計画 ^{注1} に記載された商品等需要開拓事業 ^{注2} に係る商品又は役務に係るものであること	
ウ. 商品等需要開拓事業 ^{注2} の実施期間内に、出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること（*2）	

（*1）内閣府のホームページ上に公示された認定アイヌ施策推進地域計画^{注1}の写しにより、出願人等が認定アイヌ施策推進地域計画^{注1}に記載された商品等需要開拓事業^{注2}の実施主体であることを確認する。

（*2）内閣府のホームページ上に公示された認定アイヌ施策推進地域計画^{注1}の写しにより、商品等需要開拓事業^{注2}の実施期間を確認し、申請に係る出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請が、実施期間内にされた

ものであることを確認する。

(新規令和2・4)

注¹ 認定アイヌ施策推進地域計画とは、市町村が、単独で又は共同して、アイヌ施策推進法第7条に規定する基本方針に基づき（当該市町村を包括する都道府県の知事が同法第8条に規定する都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して）、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けたものをいう（アイヌ施策推進法10条9項、12条1項）。

注² 商品等需要開拓事業とは、市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業をいう（アイヌ施策推進法10条6項）。

注³ 商標法第7条の2第1項に規定する組合等については「01.63」を参照。

1 1 . 5 1

共同出願又は共同審判における出願人等の表示が甲「ほか何名」である場合の取扱い

1. 通常出願、変更出願、分割出願、補正却下後の新出願、実用新案登録に基づく特許出願、関連意匠出願、特許権の存続期間の延長登録出願及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の手続において願書の出願人の表示が甲「ほか何名」となっており、「ほか何名」に該当する出願人の具体的記載がない場合には以下のとおりとする。
 - (1) 通常出願、変更出願、分割出願、補正却下後の新出願、実用新案登録に基づく特許出願、関連意匠出願、特許権の存続期間の延長登録出願及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願については、願書に添付された書面（援用された書面を含む。）又は、原出願若しくは登録原簿に「ほか何名」に該当する出願人と認定できる記載があるときは、方式上の不備があるものと認め、当該出願人全員を表示した書面を提出するよう手続の補正を命ずる。
 - (2) 通常出願であって（1）の添付書面に当該出願人と認定できる記載がないときは、「ほか何名」の記載がないものとする。
 - (3) 変更出願、分割出願、補正却下後の新出願、実用新案登録に基づく特許出願、関連意匠出願、特許権の存続期間の延長登録出願及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の出願人であって、原出願の出願人又は特許（実用新案、商標）登録原簿の権利者と出願人「甲」の部分とが一致するときは、「ほか何名」の記載がないものとする。
2. 中間書類については以下のとおりとする。
 - (1) 意匠における出願変更届において「出願人」の表示が甲「ほか何名」となっている場合であっても、出願人全員を記載した願書を添付したときには受理する。
 - (2) 中間書類（（1）に掲げるものを除く。）において「手続をする者」の表示が甲「ほか何名」となっている場合は、「ほか何名」の記載がないものとする。

ただし、中間書類の手続であっても出願の取下げ、出願の放棄、優先権主張の取下げ、出願公開の請求、特許異議申立ての取下げ及び審判請求の取下げについては、この限りでない。
3. 出願審査請求書の請求人の表示が甲「ほか何名」となっている場合は、「ほか何名」の記載がないものとする。
4. 拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判又は訂正審判に係る請求書の請求人の表示が甲「ほか何名」となっている場合は、手続の補正を命ずるものとする。

る。(→21.53)

5. 「ほか何名」の記載がない場合であっても、添付書面を含めて全体から表示された手続者以外の手続者の特定をすることができるときは、手続者の表示の不備について手続の補正を命ずる。

(改訂平成27・4)

1 1 . 5 2

願書、審判請求書等の住所又は居所の
表示方法及び同一性の判断について

1. 国内の住所又は居所について

(1) 住所又は居所の表示方法

住所又は居所の表示は、住居表示が実施されている地域については住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に従って記載し、住居表示が実施されていない地域については住民基本台帳、商業登記簿等の公簿上の表示により記載する。

なお、町名、街区符号及び住居番号に相当する数字又は記号を「連字符（ハイフン）」又は「の」をもって連結することは差し支えない。

(2) 願書と中間書類等との間における住所又は居所の同一性の判断

住所又は居所の表示が住居表示に関する法律により住居番号まで正しく記載されているときは、通称地名、団地名等の慣用表示、建築物・会社・団体等の名称、家主・世帯主等の氏名等の表示による同一性の判断は行わない。

2. 外国の住所又は居所について

(1) 住所又は居所の表示方法

外国の住所又は居所の表示は、国、行政区画、町名、街区符号、住居番号の順に表音に従って、片仮名で記載する（ローマ字で表記できる場合は、【住所又は居所原語表記】の欄を設けて、原語をなるべく記載する。）。

ただし、社会通念上相当と解される訳語の記載又は明らかに記号と認められる部分について記号をそのまま表示することを認める。

また、漢字使用国であって住所又は居所を漢字で表示することができる場合は、漢字で記載することを認める。

なお、外国の領域における住所又は居所の表示は、国名に代えて「〇〇国領」のように領域名から記載する（例えば、「英国領 ケイマン」等）。（→ 01. 23）。

(2) 願書と中間書類等の間における住所又は居所の同一性の判断

単語間の区切り記号、郵便番号等の実質的に住所の一部でない部分については、その表示の有無又は相違による同一性の判断は行わない。

また、表音又は訳語の記載に起因する表示の相違については、同一性を否認しない。

なお、郵便私書箱については、送付先として有効に機能することからその表示を認め、住所に相当するものとして取り扱ってきたが、譲渡契約等における契約者の特定のために表示する住所として、郵便私書箱を表示することは一般的でないことから、中間手続又は証明書における住所の表示については、その有無に起因する不一致は不問とする。

ただし、郵便私書箱の表示がある場合でその内容が届出のもの又は証明書と相違するときは、補正指令の対象とする。

3. 上記1. 及び2. の共通事項

住所又は居所に「番地」又は「街区符号」及び「住居番号」の記載がなく、かつ、住所又は居所の末尾に「(番地なし)」の記載がない場合は、その住所又は居所には「番地」又は「街区符号」及び「住居番号」がない住所又は居所として取り扱う。

(改訂令和2・4)

11. 53

願書、審判請求書等の住所又は居所、氏名又は名称中の区切り記号及び連字符についての取扱い

1. 願書、審判請求書等の出願人等の表示と添付書類（代理権を証明する書面、法人証明書等）及び中間書類の表示の相違が、区切り記号（コンマ、ピリオド、中点、句点、読点）及び連字符に係るものであるときは、補正を命ずることなく受理することとする（登録申請書と添付書類及び特許登録原簿との相違の場合も同様に取り扱うこととする。）。
ただし、数字については、桁数の違いと区別できない場合は、本取扱いを適用しない。
2. 特許権の存続期間の延長登録出願の出願人の表示と特許登録原簿上の特許権者との相違が、区切り記号及び連字符に係るものであるときは、同一性を否認しないこととする（特許出願等に基づく優先権の主張を伴う出願、変更出願、分割出願、補正却下後の新出願、実用新案登録に基づく特許出願、関連意匠出願及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願についても、同様に取り扱う。）。

（改訂令和4・1）

1 1 . 5 4

「国籍・地域」及び「住所又は居所」に
おける台湾の表示について

1. 台湾人が特許庁へ提出する願書等の書類の「国籍・地域」の欄には「台湾」と記載する。

また、出願人又は発明者の「住所又は居所」が台湾にある場合は「台湾〇〇市〇〇」のように記載する。

2. 「中華民国」「中華民国台湾省」のような記載があったときは、これを「台湾」と記載したものとみなし、特許公報類及び特許原簿等においては「台湾」と掲載し、又は記録する。

(説明)

特許法等においては、願書等の書類の記載を職権により訂正する場合の規定が設けられていないが、我が国としては「中華民国」という国家を認めず、政府関係機関としてはこのような表現を用いることができない立場であるから、上記のとおり取り扱うこととする。

(改訂平成31・4)

1 1 . 5 5

受刑者の出願、審判請求、登録申請に
ついて

1. 施設の長を代理人としてする受刑者の出願、審判請求、登録申請については、施設の長の職名は記載しないこととする。
2. 施設の長の職名を記載してきたとき、又は発明者、出願人の住所に施設名を記載してきたときは代理人に連絡し、その職名及び施設名を職権にて削除する。

(改訂平成23・11)

11. 58

願書、審判請求書等の氏名又は名称の表示において外国語の読み方に起因する表音のみが相違する場合の取扱い

1. 願書、審判請求書等に記載された出願人、請求人等の表示と添付書類（代理権を証明する書面、法人証明書等の翻訳文）及び中間書類の表示が相違する場合において、その相違が外国語の読み方に起因する表音のみの相違であって、主体の相違でないと判断できるときは、補正を命ずることなく受理する（登録申請書と添付書類及び登録原簿との相違の場合も同様に取り扱う。）。
2. 特許権の存続期間の延長登録出願の出願人の表示と特許登録原簿上の特許権者との相違が、外国語の読み方に起因する表音のみの相違であると判断できるときは、同一性を否認しないこととする（変更出願、分割出願、補正却下後の新出願、実用新案登録に基づく特許出願、関連意匠出願及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願についても、同様に取り扱う。）。

（改訂平成23・11）

13.20

外国語で記載された証明書等における
国内法人名称の記載について

外国法人から国内法人に特許権又は特許を受ける権利を譲渡した場合等において、譲渡証書、代理権を証明する書面等に記載する国内法人の名称は、国内における名称の表音に従ってローマ字で記載されている場合はこれを認める。ただし、その法人が英文名称等を定めており、かつ、その同一性を定款等によって証明できるときは、その英文名称等を記載して差し支えないものとする。

(改訂平成23・11)

13.30

証明書返還請求による証明書返還の
取扱い

提出された証明書の返還については、証明書の提出に係る手続が以下のいずれかに該当する場合で証明書に不備がある場合の証明書に限り、証明書返還請求書（書式第33）が提出された場合は、返還することとする。

- (1) 手続の却下（特18条^{*1}、実2条の3）
- (2) 不適法な手続の却下（特18条の2第1項^{*2}、133条の2第1項^{*3}）
- (3) 手続補正指令（特17条3項^{*4}、133条1項^{*5}、2項^{*3}、実2条の2第4項）
- (4) 却下理由通知（特18条の2第2項^{*2}、133条の2第2項^{*3}）
- (5) 方式に違反した場合の決定による却下（特133条3項^{*5}）
- (6) 不適法な審判請求の審決による却下（特135条^{*3}）
- (7) 行政指導の「受理しない旨の通知」

（注）多件一通手続の場合は、全件が上記に該当するときのみに適用する。

（注）特例法施行規則第13条第2項に規定する方法により、電子情報処理組織を使用して提出された証明書には適用しない。

（説明）

証明書返還請求は、不備のある証明書を提出したときに、不適法な手続の却下、補正指令、却下理由通知や行政指導の通知を受けた際、その不備のある証明書の返還を受け、当該証明書の訂正等を行うことにより再提出を簡便にし、手続者の便宜に資するものである。

なお、証明書の写しの提出が許容される場合において、当該証明書の写しに不備があるときは、手続者の保持する原本を訂正した上で原本又はその写しが再提出されるべきであり、当該取扱いの趣旨から鑑みて、提出された証明書が写しであることが明確な場合は、原則として返還しないものとする。

また、特例法施行規則第13条第2項に規定する方法により、電子情報処理組織を使用して提出された証明書のうち、押印又は署名に代えて特許庁長官が定める電子署名がされた証明書は、提出後にその内容が改変されたものは真正な証明書として認められないため、不備の解消のために返還し、再提出を簡便にするという本来の返還の趣旨にそぐわないうえに、返還の効果も実質的に無いことから、押印又は署名を要さない証明書も含め、特例法施行規則第13条第2項に規定する方法により、電子情報処理組織を使用して提出された証明書は、返還しないものとする。

(改訂令和6・1)

※¹ 特18条：意68条2項、商77条2項において準用

※² 特18条の2第1項、2項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、特例法41条2項において準用

※³ 特133条2項、133条の2第1項、第2項、135条：特71条3項 {実26条、意25条3項、商28条3項 [商68条3項]}、特120条の8第1項 {特174条1項}、実41条、意52条、58条2項 {商62条1項 [商68条5項]、商附則21条 [商附則23条]}、意58条3項 {商62条2項 [商68条5項]}、商56条1項 {商43条の15第1項 [商60条の2第1項 (商68条5項)、商68条4項]、商68条4項}、商附則17条1項 {商附則23条}において準用

※⁴ 特17条3項：意68条2項、商77条2項において準用

※⁵ 特133条1項、133条3項：特71条3項 {実26条、意25条3項、商28条3項 [商68条3項]}、特120条の5第9項 {特174条1項}、特120条の8第1項 {特174条1項}、特134条の2第9項、特174条2項、174条3項 {実45条1項、意58条4項、商61条 [商68条5項]、商附則20条 [商附則23条]}、特174条4項、実41条、意52条、58条2項 {商62条1項 [商68条5項]、商附則21条 [商附則23条]}、意58条3項 {商62条2項 [商68条5項]}、商56条1項 {商43条の15第1項 [商60条の2第1項 (商68条5項)、商68条4項]、商68条4項}、商附則17条1項 {商附則23条}において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特50条 {特67条の4、159条2項 [特174条2項]}」は、「特50条：特67条の4、159条2項 (特174条2項において準用)において準用」を表す。

14. 10

本人確認できる印の取扱い

1. 押印が必要な手続

以下（１）及び（２）に掲げる手続においては、申請書又は申請書に添付する権利の承継若しくは登録の原因を証明する書面等（以下「添付の証明書類」という。）に本人確認ができる印を押さなければならない。

（１）申請書に提出者又は登録名義人の押印を要する手続（代理人により申請する場合を除く。）

ア. 氏名（名称）変更届（特例施規４条２項、現金手続省令３条２項）

イ. 住所（居所）変更届（特例施規４条２項、現金手続省令３条２項）

ウ. 登録名義人等の表示変更（更正）登録申請（特登施規１０条４項^{*1}、特登施規様式第９備考４）

（２）添付の証明書類に譲渡人等の押印を要する手続^{注1}

ア. 出願人名義変更届（特施規１２条^{*2}、特施規様式第１８備考１９及び２０、商施規様式第１１備考１７及び１８）

イ. 特定承継による特許権等の移転登録申請（特登令２９条３項^{*3}、特登施規１０条１項^{*1}、特登施規様式第７備考１５）

ウ. 特許法第７４条第１項の規定による請求に基づく特許権移転登録申請（特登施規１０条２項^{*1}、特登施規様式第７の２備考２）

エ. 一般承継による特許権等の移転登録申請（特登施規１０条３項^{*1}、特登施規様式第８備考３）

オ. 専用実施（使用）権設定（変更）登録申請（特登令２９条３項^{*3}、特登施規１０条５項^{*1}、特登施規様式第１０備考５、商登施規４条３項、商登施規様式第８備考）

カ. 仮専用実施権設定（変更）登録申請（特登令２９条３項^{*3}、特登施規１０条６項^{*1}、特登施規様式第１１備考８）

キ. 質権設定（変更）登録申請（特登令２９条３項^{*3}、特登施規１０条７項^{*1}、特登施規様式第１２備考９）

ク. 実用新案権抹消登録申請（実登令７条において準用する特登令２９条３項、実登施規２条の３、実登施規様式第６備考１５）

ケ. 商標権分割登録申請（商登施規４条１項、商登施規様式第６備考１７）

コ. 商標権分割移転登録申請（商登令１０条において準用する特登令２９条３項、商登施規４条２項、商登施規様式第７備考６）

サ. 通常使用権設定（変更）登録申請（商登令１０条において準用する特登令２９条３項、商登施規４条３項、商登施規様式第８備考１０）

2. 命令に基づく本人確認ができる印及びその証明

（１）本人確認できる印

命令に基づく本人確認できる印は、具体的には以下ア. 又はイ. の印鑑を使用するものとする。

ア. 実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登録済みの印鑑。）

イ. 実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印（特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（２）

イ. により証明された又は証明することができる印鑑。）

（２）本人確認できる印であることの証明

申請書又は添付の証明書類に押された印については、各手続を行う代理人（代理人によらない手続の場合は、手続者本人）の宣誓により、使用した印鑑が、本人確認ができるものであることを確認できた場合は、上記（１）で定める印が押されたものと認める。ただし、当該宣誓内容や使用された印鑑に合理的疑義がある場合は、以下ア. 又はイ. に記載する印鑑を証明する証明書等（以下「印鑑証明書等」という。）の提出等、追加の本人確認措置を求める。

なお、本人確認できる印であることの証明は、上記宣誓によらず、以下ア. 又はイ. に記載の印鑑証明書等の提出による場合も認める。

ア. （１）ア. （実印）の場合

印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後3箇月以内のもの。（以下同じ。））

イ. （１）イ. （実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印）の場合

実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称及び代表者名を記載し、さらに実印を押印し証明するもの。）及び実印の印鑑証明書

（新規令和7・4）

※¹ 特登施規10条：実登施規3条3項（第6項を除く）、意登施規6条3項（第6項を除く）、商登施規17条3項（第2項、5項及び6項を除く）において準用

※² 特施規12条：実施規23条1項、意施規19条1項において準用

※³ 特登令29条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用

注¹ 1. （２）イ.、オ.～ク.、コ.及びサ.の手続において、登録の原因について

第三者の許可、認可、同意又は承諾を要する場合であって、申請書にその第三者が記名し、印を押したときは、第三者の許可等を証明する書面を添附することを要しない（特登令29条3項^{※3}）。

14.20

署名

1. 契約を証明する書面における日本人の署名

日本人^{注1}と法を異にする地に在る者の間で締結した契約の方式については、法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号)第10条第4項において、申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかの地の法に適合する契約の方式は有効である旨規定されていることから、契約を証明する書面を日本人又は日本法人の代表者が押印によらず署名のみで作成した場合であっても、その署名は有効である。

2. 外国人の署名

外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律(明治32年法律第50号)第1条第1項に法令の規定により署名、捺印すべき場合において、外国人は署名することをもって足りる旨、同条第2項に捺印のみをなすべき場合において、外国人は署名をもって捺印に代えることができる旨規定されていることから、外国人については、押印に代えて、署名をすれば足りる。

3. 署名の本人確認措置

署名を要する書面への署名については、各手続を行う代理人(代理人によらない手続の場合は、手続者本人)の宣誓により、記載された署名が署名者本人のものであることを確認できた場合は、本人確認がされた署名として認める。ただし、当該宣誓内容や署名に合理的疑義がある場合は、署名の本人確認をすることができる証明書の提出等、追加の本人確認措置を求める。

なお、本人確認ができる署名であることの証明は、上記宣誓によらず、署名証明書等の提出による場合も認める。

(改訂令和7・4)

注1 日本に住む日本人に限る。

15.20

不適法な出願書類等に係る手続の却下の
取扱い

不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする（特18条の2第1項^{*1}）。

また、却下しようとするときは、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない（特18条の2第2項^{*1}）。

不適法な出願書類等に係る手続の却下については、次のとおり取り扱う。

なお、この取扱いに当たっては、下記事項に充分留意するものとする。

- （1）基準の運用に当たっては、当該出願書類等を総合的に検討し客観的に手続者の合理的意思を判断するよう努めるものとする。**
- （2）形式的には以下に掲げる却下事項に該当する場合であっても、個別具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。**

1. 出願手続の却下

願書及びその添付書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第18条の2第1項^{*1}の規定により却下するものとする（特許法第38条の2第1項各号に該当するときは、同条第2項の規定により補完をすることができる旨を通知し、規定する期間内にその補完をしないときは、同条第8項の規定により却下するものとする。また、商標法第5条の2第1項各号に該当するときは、同条第2項の規定により補完をすべきことを命じ、指定された期間内にその補完をしないときは、同条第5項の規定により却下するものとする。）。

（共通事項）

- （1）いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- （2）日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき（特許法施行規則等で認められる願書様式、特許法第36条の2第1項に規定する外国語書面及び外国語要約書面を除く。）。（特施規2条1項^{*2}）
- （3）在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して出願をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで出願（特許出願（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）を除く。）をしたとき。（特8条1項^{*3}、特施令1条1号^{*4}、2号）
- （4）原出願の出願人以外の者が、分割出願、変更出願若しくは補正却下後の新出願をしたとき、又は基礎とされた実用新案登録の実用新案権者以外の者が実用新案登録に基づく特許出願をしたとき（代理権が確認できる代理

人又はもとの出願の代理人による手続であつて、出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)*⁵

- (5) 分割出願、変更出願若しくは補正却下後の新出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき、又は実用新案登録に基づく特許出願において、基礎とされた実用新案権が共有に係る場合で、共有者全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であつて、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。)*⁵
- (6) 出願をすることができる時又は期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その時又は期間外に出願をしたとき*⁶（特許出願の分割においては特許法第44条第7項*⁷の規定が適用される場合、実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更においては同法第46条第5項の規定が適用される場合、実用新案登録に基づく特許出願においては同法第46条の2第3項の規定が適用される場合、特許権の存続期間の延長登録出願においては同法67条の2第3項括弧書又は特許法施行令第3条ただし書（改正前特許法施行令第3条ただし書^{註1}）の規定が適用される場合及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願においては商標法第65条の3第3項の規定が適用される場合を除く。)*。

（特許出願）

- (7) 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（以下「先願参照出願」という。)*をしようとする者が先の特許出願の出願時の特許出願人、出願後の承継人又は出願前の権利者でないとき。（特38条の3第1項）
- (8) 先願参照出願をしようとする旨を願書に記載して特許出願をする者が先の特許出願をした国若しくは国際機関の名称、先の特許出願の出願日又は出願番号を願書に記載して提出しないとき。（特38条の3第2項、特施規27条の10第1項）
- (9) 先願参照出願をした者が、特許出願の日から4月以内に、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出願の認証謄本等又は先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合は日本語による翻訳文を提出しないとき。（特38条の3第3項、特施規27条の10第3項、4項）

（実用新案登録に基づく特許出願）

- (10) 実用新案権の設定の登録がなされていない実用新案登録出願又は実用新案権が消滅した実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。（特46条の2第1項）
- (11) 実用新案登録に基づく特許出願の際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされていない又は当該申請が却下になった実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。ただし、この場

合において、当該出願に対する却下の処分を行おうとする際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされているときは、却下の処分は行わない。(特46条の2第1項)

(特許権の存続期間の延長登録出願)

(12) 特許番号が記載されていない願書をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。)(特67条の2第1項2号、特67条の5第1項2号(改正前特67条の2第1項2号^{註1)})

(13) 特許法第67条第4項(改正前特許法第67条第2項^{註1)})の政令で定める処分の内容が記載されていない願書(延長の理由を記載した資料が添付されているときを除く。)をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。(特67条の5第1項4号(改正前特67条の2第1項4号^{註1)})

(14) 特許法第67条第4項(改正前特許法第67条第2項^{註1)})の政令で定める処分(特施令2条)に該当しない処分が記載された願書(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。(特67条の5第1項4号(改正前特67条の2第1項4号^{註1)})

(実用新案登録出願)

(15) 明細書及び実用新案登録請求の範囲を添付しないで実用新案登録出願をしたとき。(実5条2項)

(16) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、実用新案法第10条第1項に規定する実用新案登録出願に変更する出願をしたとき。(経済安全保障推進法72条2項)

(意匠登録出願)

(17) 図面を添付しないで意匠登録出願をしたとき(意匠法第6条第2項により図面に代えて写真、ひな形又は見本を提出するときを除く。)(意6条1項、2項)

(18) 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を記載しない書面をもって意匠登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。)(意6条1項3号)

(19) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、意匠法第13条第1項に規定する意匠登録出願に変更する出願をしたとき。(経済安全保障推進法72条2項)

(商標登録出願)

(20) 団体商標登録出願において、商標法第7条第1項に規定する「一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しない

ものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人」以外の者が出願をしたとき(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかかな場合を除く。)(商7条1項)

(21) 地域団体商標登録出願において、商標法第7条の2第1項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」(→01.63)以外の者(個人、会社等)が出願をしたとき(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかかな場合を除く。)(商7条の2第1項)

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願)(→35.60)

(22) 防護標章登録の登録番号を記載しないで防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から当該登録番号が特定できるときを除く。)(商65条の3第1項2号)

2. 願書以外の出願書類の却下

願書以外の出願書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第18条の2第1項^{*1}の規定により却下するものとする。

(1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき。

(2) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき(手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。)

(3) 出願人^{注2}以外の者が手続をしたとき(代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかかな場合又は他人による出願審査請求等を除く。)

(4) 査定謄本の送達後又は出願却下^{*8*9}の処分の謄本の送達後に、意見書、物件提出書、又は特徴記載書を提出したとき。

(5) 特許法第18条の2第1項^{*1}の規定により却下された出願について手続をしたとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定(審決の確定による場合を含む。)し、若しくは設定の登録がされた後に手続をしたとき(設定の登録後にした代理人選任等の届出、包括委任状の援用の制限の届出、情報の提供、受託番号の変更の届出、実用新案技術評価の請求及び秘密意匠期間の変更の請求を除く。)

(6) 手続却下^{*8}又は出願却下^{*9}の処分の謄本送達後(同日含む)に当該手続又は出願に対し手続補正書等を提出したとき(弁明等により手続却下の謄本の送達前の提出であることを証明した場合を除く。)(→43.21)

(7) 外国語書面出願又は外国語特許出願のいずれでもない出願(外国語書面出願又は外国語特許出願をもとにした日本語による分割出願を含む。)に誤

- 訳訂正書を提出したとき。(特36条の2、17条の2第2項、184条の4、184条の12第2項)
- (8) 一の手続をもって足りる手続(外国語書面出願の翻訳文(特36条の2第2項)、明細書等提出書(特38条の3第3項、特施規27条の10第5項)、出願審査請求書(特48条の3)等)が重ねて行われたとき。
- (9) 法定期間若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間(特許法第5条第3項^{*10}の規定により期間の延長を請求することができる場合(→04.10)は、延長を請求することができる期間)満了後に延長を請求したとき。(特4条^{*11}、5条^{*10}、意17条の4^{*12})
- (10) 特許法第38条の2第3項又は第9項の規定により特許出願について補完をする場合において、同条第4項に規定する手続補完書を特許法施行規則第27条の7又は同規則第27条の9に規定する期間経過後に提出したとき。
- (11) 特許法第38条の2第4項に規定する手続補完書により同法第36条第2項の必要な図面のみが提出されたとき。
- (12) 先願参照出願をした者が、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出願の認証謄本等及び先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合にあってはその日本語による翻訳文のいずれかを特許法施行規則第27条の10第3項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (13) 先願参照出願をした者が、特許法第38条の3第3項に規定する明細書等提出書で当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき必要な図面のみを提出したとき。
- (14) 特許法第38条の4第2項又は第9項の規定により明細書又は図面の一部の欠落を補完するために、特許法第38条の4第3項に規定する明細書等補完書を特許法施行規則第27条の11第1項又は第12項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (15) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第7項に規定する優先権主張基礎出願の写し又は同項に規定する優先権主張基礎出願の日本語による翻訳文を、同項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (16) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第4項に規定する意見書を同項に規定する期間経過後に提出したとき。
- (17) 明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第27条の11第10項に規定する期間経過後に特許法第38条の4第7項の規定による明細書等補完書の取下げをしたとき。
- (18) 発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、特許法第30条第3項^{*13}(意4条3項)に規定する証明書を同項に規定す

- る期間経過後に提出したとき（特許法第30条第4項^{*13}（意4条4項）の規定が適用された場合を除く。）。
- (19) 外国語書面出願において、特許法第36条の2第2項に規定する翻訳文を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第36条の2第4項又は第6項の規定が適用され、同条第7項の規定により同条第2項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。）。
- (20) 特許出願等に基づく優先権主張の手續において、特許法第41条第1項柱書き、同項第1号から第5号まで若しくは同条第4項に規定する要件を満たしていないとき。（→28. 12）（→28. 41）
- (21) パリ条約による優先権主張の手續において、特許法第43条第1項^{*14}に規定する要件を満たしていないとき。（→28. 11）（→28. 12）
- (22) パリ条約による優先権主張の手續において、特許法第43条第2項^{*14}に規定する優先権証明書類等を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第43条第7項又は第8項^{*14}の規定が適用された場合を除く。）。
- (23) 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で主張していない優先権の主張をしたとき（特許から実用新案への変更出願、実用新案から特許への変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願に対し、原出願の日から1月以内に優先権主張書を提出した場合を除く。）。
- (24) 出願審査の請求において、特許法第48条の3第1項及び第2項に規定する期間経過後に出願審査請求書を提出したとき（特許法第48条の3第5項が適用され、同条第6項の規定により同条第1項及び第7項で準用する第2項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。）。
- (25) 特許権の存続期間の延長登録において、特許法第67条の6第1項（改正前特許法第67条の2の2第1項^{註1}）の規定による書面を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第67条の6第4項（改正前特許法第67条の2の2第4項^{註1}）の規定が適用された場合を除く。）。
- (26) 特許権の設定の登録を受けるための特許料の納付において、特許法施行規則第69条第1項（意施規18条1項、商施規18条1項）の規定による特許料納付書を特許法第108条第1項（意43条1項、商41条1項、41条の2第1項、65条の8第1項、2項）に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第108条4項（意43条4項、商41条3項、4項、41条の2第3項、4項、65条の8第4項、5項）の規定が適用された場合を除く。）。
- (27) 既納の特許料の返還において、特許法施行規則第76条（実施規21条の2、意施規18条の2、商施規18条の3）に規定する既納特許料返還請求書を特許法第111条第2項^{*15}（実34条2項、商42条2項、65条の10第2項）に規定する期間経過後に請求したとき（特許法第111条第3項^{*15}（実34条3項、商42条3項、65条の10第3項）の規

- 定が適用された場合を除く。)
- (28) 外国語特許出願（外国語実用新案登録出願）において、特許法第184条の4第1項（実48条の4第1項）に規定する明細書の翻訳文並びに同法第184条の4第1項及び第2項（実48条の4第1項及び2項）に規定する請求の範囲の翻訳文を国内書面提出期間（国内書面提出期間の満了前2月から満了の日までに国内書面の提出があった場合は、翻訳文提出特例期間。以下同じ。）経過後に提出したとき（特許法第184条の4第4項（実48条の4第4項）の規定が適用され、同法第184条の4第5項（実48条の4第5項）の規定により国内書面提出期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。)
- (29) 出願審査の請求の手数料（以下、「出願審査請求手数料」という。）又は過誤納の手数料の返還について、特許法施行規則第77条に規定する出願審査請求手数料返還請求書、同規則第78条（実施規21条の3、意施規18条の4、商施規18条の4）に規定する既納手数料返還請求書を特許法第195条第10項及び第12項^{*16}（実54条の2第11項、意67条8項、商76条8項）に規定する期間経過後に請求したとき（特許法195条第13項^{*16}（実54条の2第12項、意67条9項、商76条9項）の規定が適用された場合を除く。)
- (30) 実用新案登録について、実用新案法施行規則第10条第2項に規定する実用新案法第14条の2第1項の訂正に係る訂正書を同法第14条の2第1項第1号又は第2号に規定する期間経過後に提出したとき（実用新案法第14条の2第5項、同条第6項の規定が適用された場合を除く。)
- (31) 個別指定手数料の返還において、意匠法施行規則第18条の5に規定する個別指定手数料返還請求書を意匠法第60条の22第2項に規定する期間経過後に提出したとき（意匠法第60条の22第3項の規定が適用された場合を除く。)
- (32) 商標出願時の特例規定の適用を受けるための手続において、商標法施行規則第6条の2で規定する出願時の特例証明書提出を商標法第9条第2項で規定する期間経過後に提出したとき（商標法第9条第3項、同条第4項の規定が適用された場合を除く。)
- (33) 国際特許出願について発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、特許法第30条第3項^{*13}に規定する証明書を特許法施行規則第38条の6の3^{*17}に規定する期間経過後に提出したとき（特許法施行規則第38条の6の3ただし書きの規定が適用された場合を除く。)
- (34) 国際特許出願又は特許法第184条の20第1項の申出をする場合におけるパリ条約による優先権主張の手続において、特許協力条約に基づく規則17.1(a)に規定する優先権書類として優先権証明書類等を特許法施行規則第38条の14第1項^{*18}に規定する期間経過後に提出したとき（特許法施行規則第38条の14第1項ただし書きの規定が適用された場合を除く。)

- (35) 国際意匠登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続において、意匠法第60条の7第1項に規定する書面を意匠法施行規則第1条の2に規定する期間経過後に提出したとき（証明書については意匠法施行規則第1条の2ただし書きの規定が適用される場合を除く。）。
- (36) 実用新案法第6条の2の規定による補正を命じた場合において、その指定した期間の経過後に明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をしたとき。
- (37) 実用新案登録を無効にすべき旨の審決（実用新案法第41条において準用する特許法第125条ただし書に規定する特許法第123条第1項第7号（実用新案登録の後に権利享有できない者になったとき（実37条1項6号））に基づく無効に該当する場合を除く。）が確定した後に、実用新案技術評価の請求がなされたとき。（実12条2項）
- (38) 実用新案登録に基づく特許出願がされた後に、その基礎とされた実用新案登録に実用新案技術評価の請求がなされたとき。（実12条3項）
- (39) 意匠法第6条第2項の規定によるひな形又は見本を提出した日が、意匠登録出願を電子情報処理組織を使用して提出した日と同日でないとき。（特例施規19条、20条）
- (40) 手続が以下に該当するとき。
 - ア. 手続補正書が次に該当するとき。
 - a. 手続補正書（誤訳訂正書、手続補完書）に補正の内容（訂正の内容、補完の内容）の記載がないとき（補正方法（訂正方法）が「削除」のときを除く。）又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る。）。
 - b. 外国語書面出願において、翻訳文提出書の提出前に明細書、特許請求の範囲、図面又は要約書に係る補正をしたとき。
 - c. 通常出願をした後、当該出願を分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願にすることを目的とする補正をしたとき。
 - イ. 意見書に意見の内容の記載がないとき。
 - ウ. 翻訳文提出書に翻訳文が添付されていないとき。
 - エ. 物件の提出を目的とする手続（優先権証明書提出書等）に物件が添付されていないとき（援用により提出書面の省略がされた場合を除く。）。
 - オ. 代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき（手続書面全体から特定することができる場合を除く。）。
 - カ. 出願人名義変更届が、以下に該当するとき（手続書面全体から特定することができる場合を除く。）。
 - a. 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき。
 - b. 特許を受ける権利の帰属について訴訟が係属中であることを特許庁が知り得た後になされた手続であって、当該手続に係る者（出願人名

- 義変更届の譲渡人、出願取下書の出願人等）が判決又はこれと同一の効力を有する和解調書等により正当な出願人（正当に特許を受ける権利を承継している者）でないことが判明したとき。
- c. 団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、商標法第7条第1項に規定する「一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人」以外の者であるとき。
- d. 地域団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、商標法第7条の2第1項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」（→01.63）以外の者（個人、会社等）であるとき。
- キ. 代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができることを除く。）。
- ク. 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができることを除く。）。
- ケ. 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。
- コ. 特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき。
- サ. 手続補正書に添付すべき物件が添付されていないとき。
- シ. 受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき。
- ス. 特許法第67条の6第1項（改正前特許法第67条の2の2第1項^{註1}）の書面に、特許番号又は特許法第67条第4項（改正前特許法第67条第2項^{註1}）の政令で定める処分の記載がないとき。
- （41）手数料の補正のみをする手続補正書が、次に該当するとき。
- ア. 予納を利用する場合
- a. 予納台帳番号が記載されていないとき。
- b. 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
- c. 予納台帳の残高が不足することにより、予納額から手数料の納付に充てることが全くできないとき。

- イ. 特許印紙により納付する場合
特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき。
 - ウ. 現金（電子現金）により納付する場合
納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき。
 - エ. 口座振替により納付する場合
 - a. 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき。
 - b. 手続をする者（代理人によるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
 - c. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき。
 - オ. 指定立替納付者により納付する場合
 - a. 書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。
 - b. クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されていないとき。
- (42) 意匠登録出願と同時でない又は設定登録料納付と同時でないときに意匠を秘密にすることの請求をしたとき。（意14条）
- (43) 共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。（特14条^{*3}）
- (44) 出願公開の請求をする場合において、次に該当するとき。
- ア. 出願公開請求書の提出以前に、出願公開されているとき。（特64条の2第1項1号）
 - イ. パリ条約による優先権等の主張を伴う出願でその優先権証明書類等が提出されていないとき。（特64条の2第1項2号）
 - ウ. 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていないとき。（特64条の2第1項3号）
- ただし、却下の処分を行おうとする際に、上記イ. の場合においては優先権証明書類等、上記ウ. の場合においては外国語書面の翻訳文が提出されているときは、却下の処分は行わない。
- (45) 出願審査請求手数料の返還請求をする場合において、次に該当するとき。
- ア. 出願が放棄され又は取り下げられた日から6月を経過した後に返還請求をしたとき。（特195条10項）
 - イ. 出願審査請求手数料の納付に係る手続をした者以外の者が返還請求をしたとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。（特195条9項）

- ウ. 出願審査請求手数料を完納していない事件について返還請求をしたとき。
- エ. 審査の通知等に係る書類の到達後に出願の放棄又は取り下げがなされた事件について返還請求をしたとき。(特195条9項1号から4号まで)
- (46) 回復理由書が次に該当するとき。
- ア. 救済手続期間^{註3}外に提出されたとき。(特施規25条の7第6項、27条の4の2第4項^{*19}、31条の2第5項、38条の2第3項^{*20}、38条の6の2第4項^{*17}、38条の14第3項^{*21}、69条の2第2項、実施規21条の4第1項、意施規18条の6第1項、商施規2条10項、10条4項、18条の2第2項、20条3項)
- イ. 回復の理由の記載がされていないとき。
- ウ. 所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものであると認められるとき。(特36条の2第6項、41条1項1号括弧書、43条の2第1項^{*22}、48条の3第5項^{*23}、112条の2第1項、184条の4第4項、184条の11第6項^{*24}、実8条1項1号括弧書、33条の2第1項、48条の4第4項、意44条の2第1項、商21条1項、41条の3第1項^{*25}、65条の3第3項、商附則3条3項^{*26})
- エ. 回復対象となる手続が提出されないとき。
- オ. 回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。
- (47) 出願審査請求手数料又は特許料の軽減又は免除を受けようとする場合(平成31年4月1日以降に出願審査の請求をした特許出願に限る。)において、審査請求料減免申請書又は特許料減免申請書が、出願審査請求書(特許法施行規則第11条第4項(同規則第11条の2第2項において準用する場合を含む。))の補正に係る手続補正書を提出する場合にあっては当該手続補正書。)又は特許料納付書の提出と同時に(特許料の免除を受ける者にあっては、特許法第108条第1項に規定する期間内(同条第4項の規定が適用された場合を除く。))に提出されていないとき。(特施規72条2項、73条2項)
- (48) 出願審査請求手数料の減免の適用件数の制限を受ける者(→07.50)が件数の限度を超えた審査請求料減免申請書を提出したとき。
- (49) 複数意匠一括出願手続が終了(意施規2条の2第11項)した後に、複数意匠一括出願手続の番号が記載された手続書面を提出したとき。
- (50) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、出願放棄書または出願取下書を提出したとき。(経済安全保障推進法72条1項)
- (51) 1. 出願手続の却下の(2)、(3)及び(6)は、願書以外の出願書類に準用する。ただし、1.(3)について、以下の場合には適用しない。
- ア. 在外者である国際特許出願人が国内処理基準時までには手続をする場合(特184条の11第1項^{*27})

- イ. 特許管理人を有する在外者が日本に滞在している場合（特施令1条1号）
- ウ. 先願参照出願をした者が、先の特許出願の認証謄本等を提出する場合（特施令1条2号、特施規4条の4）
- エ. 明細書又は図面の欠落を補完するための手続において優先権主張基礎出願の写しを提出する場合（特施令1条2号、特施規4条の4）
- オ. 特許出願（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）と同時に提出することができる書面を出願と同時に提出する場合（願書に必要事項を記載してその提出を省略する場合を含む。）
- カ. 特許出願における手続において却下の処分を行おうとする際に特許管理人選任の届出がされている場合

（改訂令和7・1）

※¹ 特18条の2第1項、第2項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）、特例法41条2項、現金手続省令8条において準用

※² 特施規2条1項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

※³ 特8条1項、14条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）、特例法41条2項、国際出願法19条1項において準用

※⁴ 特施令1条1号：実施令4条1項、意施令2条1項、商施令7条1項において準用

※⁵ 特44条1項（実11条1項において準用）、特46条1項、2項、特46条の2第1項、実10条1項、2項、意10条の2第1項、13条1項、2項、17条の3第1項（商17条の2第1項（商68条2項において準用）において準用）、商10条1項、11条1項、2項、3項、12条1項、65条1項、68条1項、平成10年改正前意10条の2第1項、11条1項、12条1項、2項、13条1項、2項、17条の3第1項

※⁶ 特44条1項（実11条1項において準用）、特44条5項、6項、46条1項から3項まで、46条の2第1項、3項、67条2項、67条の2第3項、67条の5第3項（改正前67条の2第3項^{注1}）、67条の6第2項（改正前67条の2の2第2項^{注1}）、実10条1項、2項、6項、7項、意10条の2第1項、13条1項から3項まで、17条の3第1項（商17条の2第1項（商68条2項において準用）において準用）、意17条の4第1項（商17条の2第2項（商68条2項において準用）において準用）、商10条1項、11条4項、12条2項、65条2項、65条の3第2項、3項、平成10年改正前意10条の2第1項、11条1項、12条3項、13条1項から3項まで、17条の3第1項、特施令3条

※⁷ 特44条7項：実11条1項において準用

注¹ 令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。

注² 特許法第67条の6第1項〔改正前特許法第67条の2の2第1項^{注1}〕の規定による書面の場合は、特許権者とする。

-
- ※⁸ 特18条1項（意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）、特例法41条2項、現金手続省令8条において準用）、実2条の3
- ※⁹ 特18条2項、184条の5第3項（実48条の5第3項において準用）
- ※¹⁰ 特5条：実2条の5第1項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項（商附則23条において準用）において準用
- ※¹¹ 特4条：実14条の2第5項、39条の2第4項、45条2項、54条の2第5項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項（商附則23条において準用）において準用
- ※¹² 意17条の4：商17条の2第2項において準用
- ※¹³ 特30条3項、4項：実11条1項において準用
- ※¹⁴ 特43条1項、2項、7項、8項：特43条の2第2項（特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項、60条の10第2項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用
- ※¹⁵ 特111条2項、3項：意45条において準用
- ※¹⁶ 特195条11項、12項、13項：国際出願法18条3項、国際出願法施規82条2項において準用
- ※¹⁷ 特施規38条の6の2第4項、38条の6の3：実施規23条4項において準用
- ※¹⁸ 特施規38条の14第1項：実施規23条7項において準用
- 注³ 手続をすることができるようになった日から2月以内で所定の期間の経過後1年（商標に関しては6月）以内（特36条の2第6項、48条の3第5項、112条の2第1項、184条の4第4項、実33条の2第1項、48条の4第4項、意44条の2第1項、商21条第1項、65条の3第3項、商附則3条3項（商附則23条において準用））。
- ※¹⁹ 特施規27条の4の2第4項：特施規27条の4の2第9項、実施規23条第2項において準用
- ※²⁰ 特施規38条の2第3項：実施規23条3項において準用
- ※²¹ 特施規38条の14第3項：特施規38条の14第8項、実施規23条7項において準用
- ※²² 特43条の2第1項：特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用
- ※²³ 特48条の3第5項：同条7項において準用
- ※²⁴ 特184条の11第6項：実48条の15第2項において準用
- ※²⁵ 商41条の3第1項：商41条の3第3項において準用
- ※²⁶ 商附則3条3項：商附則23条において準用
- ※²⁷ 特184条の11第1項：実48条の15第2項において準用

16.06

設定登録の特許（登録）料納付書の却下等の取扱い

1. 次に該当する場合には、納付書を却下するものとする（手続書類に添付した書面全体から特定することができることを除く。）。
 - (1) 提出の趣旨の不明な納付書で手続をしたとき。
 - (2) 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して納付をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで手続をしたとき（特許管理人を有する在外者が日本国内に滞在している場合にすることを除く。）。
 - (3) 既に納付済の特許（登録）料を重ねて納付したとき。
 - (4) 納付すべき特許（登録）料として特許印紙が全く貼られていないとき（現金納付に係る納付済証の添付がないときを含む。）。
 - (5) 予納を利用する場合において、予納台帳の残高が不足することにより予納額から特許（登録）料の納付に充てることが全くできないとき。
 - (6) 口座振替により納付する場合において次に該当するとき。
 - ア. 書面による納付書において、口座振替による納付の申出をしたとき。
 - イ. 振替番号の記載がないとき。
 - ウ. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、特許（登録）料の振替ができないとき。
 - (7) 指定立替納付者により納付する場合において次に該当するとき。
 - ア. 書面による納付書において、指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。
 - イ. クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、特許（登録）料が納付されていないとき。
 - (8) 電子現金納付を利用する場合において、取得した納付番号による納付が全くないとき。
 - (9) 特許（登録）をすべき旨の査定又は審決の謄本の到達前に納付したとき。
 - (10) 出願却下処分 of 謄本の到達後（同日含む（弁明等により出願却下処分 of 謄本の到達前の納付であることを証明した場合を除く。）。）に納付したとき。
 - (11) 関連意匠の意匠登録出願の納付書について、関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、本意匠の意匠登録出願が、放棄されているとき、取り下げられているとき若しくは却下されているとき、本意匠の意匠権が、意匠法第44条第4項^{注1}の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、放棄されているとき若しくは専用実施権が設定されているとき、

又は本意匠の意匠権者と関連意匠の意匠登録出願人が一致しないとき。

(12) 第1年分の登録料の納付と同時に意匠を秘密にすることを請求した場合であって、登録料及び手数料の合算額の納付が全くないとき。

ただし、上記(4)から(8)までに該当するときであって、期間の定めのため却下とすることが著しく不合理な結果となる場合は補充を指令する。

2. 次に該当する場合には、補充を指令する。

(1) 納付書に出願番号の記載がないとき、又は不明なとき。

(2) 納付書記載の納付年分の特許(登録)料、商標については一括納付又は分割納付の別による登録料と納付額が一致しないとき。

(3) 予納を利用する場合において、次に掲げる事項に該当するとき。

ア. 予納台帳番号が記載されていないとき。

イ. 納付者(代理人があるときはその代理人)が納付書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者(特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。)でないとき。

(4) 口座振替により納付する場合において、納付者(代理人があるときはその代理人)が、納付書に記載した振替番号を付与された者(特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。)でないとき。

(5) 電子現金納付を利用する場合において、次に掲げる事項に該当するとき。

ア. 納付番号が記載されていないとき。

イ. 納付番号が、納付者(代理人があるときはその代理人)が取得した納付番号でないとき。

(6) 特許(登録)料の減免を受ける場合において、納付書に記載すべき事項の記載に不備があるとき。

(7) 防護標章更新登録の登録料又は重複登録に係る商標権の存続期間の更新登録の登録料の納付書であって、登録番号が当該出願に係るものと相違するとき。

(8) 納付書に請求項の数又は商品及び役務の区分の数の記載がないとき、又は当該出願の請求項の数又は商品及び役務の区分の数と相違するとき。

(9) 納付書に出願人の氏名又は名称の記載がないとき。

(10) 出願人の氏名又は名称が識別番号付与時若しくは氏名(名称)変更届のもの又は願書等既に提出された書面のものと相違するとき。

(11) 納付書に納付者の氏名又は名称の記載がないとき。

(12) 納付者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称が識別番号付与時、住所(居所)変更届若しくは氏名(名称)変更届のもの又は願書等既に提出された書面のものと相違するとき。

ただし、納付者が行政区画及び地番変更、住居表示の実施並びに土地の名称の変更である旨の記載をした場合を除く。

(13) 納付書の出願人と納付者が異なる場合であって、納付者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の記載に不備があるとき。

(14) 納付書に納付年分の記載がないとき。

- (15) 必要な納付年分の納付のないとき、又は存続期間を超える年分の特許（登録）料を納付したとき。
- (16) 防護標章登録の登録料又は重複登録に係る商標権の存続期間の更新登録の登録料の納付書に記載された出願人と原商標の原簿上の権利者の表示が相違するとき（類似意匠も準ずる。）。
- (17) 特許印紙（現金納付に係る納付済証を含む。）ではなく、収入印紙、切手、証紙、小切手等により納付した場合には、それらを還付し、補充を指令する。
- (18) 第1年分の登録料の納付と同時に意匠を秘密にすることを請求した場合であって、次に掲げる事項に該当するとき。
- ア. 納付年分に係る登録料及び秘密請求に係る手数料の合算額が納付金額と一致しないとき。
- イ. 新たな代理人により請求した場合であって、当該代理人の代理権が証明されていないとき。
- ウ. 利害関係人が意匠を秘密にすることを請求したとき。
- エ. 意匠を秘密にする期間が3年を超えているとき、又は当該期間の記載がないとき。
- オ. 出願時に既に意匠を秘密にすることを請求していたとき。
- カ. 平成19年3月31日以前の意匠登録出願について、意匠を秘密にすることを請求したとき。
- ただし、上記補充の指令に対し、指定された期間内に応答をしないときは特許法第18条の2の規定により却下する。

（改訂令和4・4）

注1 本意匠の意匠権が意匠法第60条の14第2項に規定する国際登録を基礎とした意匠権である場合にあつては意匠法第60条の14第2項（意60条の8第2項）。

16.07

設定登録後の特許（登録）料納付書の
却下等の取扱い

1. 次に該当する場合には、納付書を却下するものとする（手続書類に添付した書面全体から特定することができることを除く。）。
 - (1) 提出の趣旨の不明な納付書で手続をしたとき。
 - (2) 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して納付をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで手続をしたとき（特許管理人を有する在外者が日本国内に滞在している場合にするとし及び特許法第107条第1項の規定による第4年以後の各年分の特許料を納付するときを除く。）。
 - (3) 権利消滅後若しくは権利の存続期間の終了後に手続をしたとき、又は追納期間（特112条1項、実33条1項、意44条1項、商41条の2第5項、8項）経過後に手続をしたとき（特許法第112条の2第1項、実用新案法第33条の2第1項、意匠法第44条の2第1項又は商標法第41条の3第1項若しくは第3項の規定が適用される場合を除く。）。
 - (4) 納付すべき特許（登録）料として特許印紙が全く貼られていないとき（現金納付に係る納付済証の添付がないときを含む。）。
 - (5) 既に納付済の年分の特許（登録）料を重ねて納付したとき。
 - (6) 併合納付（→122.02）の手続により行われたものが、同一法域内又は同一権利者でないとき（この場合において、納付書に記載されている法域又は権利者が同一に係るものについては受理し、納付書に記載されていない法域又は権利者に係るものについてのみ却下とする。）。
 - (7) 存続期間を超える年分の特許（登録）料を納付したとき。
 - (8) 予納を利用する場合において、予納台帳の残高が不足することにより予納額から特許（登録）料の納付に充てることが全くできないとき。
 - (9) 口座振替により納付する場合において次に該当するとき。
 - ア. 書面による納付書において、口座振替による納付の申出をしたとき。
 - イ. 振替番号の記載がないとき。
 - ウ. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、特許（登録）料の振替ができないとき。
 - (10) 指定立替納付者により納付する場合において次に該当するとき。
 - ア. 書面による納付書において、指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。
 - イ. クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、特許（登録）料が納付されていないとき。

- (11) 電子現金納付を利用する場合において、取得した納付番号による納付が全くないとき。
 - (12) 在外者が第4年以後の各年分の特許料を現金により納付する場合において、当該特許料を出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第1条第3項に規定する収入官吏（特許庁に置かれるものに限る。）の口座（以下、「収入官吏口座」という。）に払い込んでいないとき。
 - (13) 日本国内に住所又は居所を有する者が、収入官吏口座に特許（登録）料を払い込み、納付手続をおこなったとき。
ただし、上記（4）、（6）及び（8）から（13）までに該当するときであって、期間の定めのため却下とすることが著しく不合理な結果となる場合は補充を指令する。
2. 次に該当する場合には、補充を命ずる。
- (1) 納付書に特許（登録）番号の記載がないとき。
 - (2) 特許（登録）番号以外の番号を表示した納付書で手続をしたとき。
 - (3) 納付書に納付者の氏名又は名称の記載がないとき。
 - (4) 特許（登録）料を他法域納付書等により納付したとき（ただし、法別に係る記載事項を訂正した場合に限る。）。
 - (5) 納付書の納付年分の欄に記載した内容に不備があるとき。
 - (6) 特許（登録）料の減免を受ける場合において、納付書に記載すべき事項の記載に不備があるとき。
 - (7) 納付書記載の納付年分の特許（登録）料又は商標については一括納付若しくは分割納付の別による登録料と納付額が一致しないとき。
 - (8) 予納を利用する場合において、次に掲げる事項に該当するとき。
 - ア. 予納台帳番号が記載されていないとき。
 - イ. 納付者（代理人があるときはその代理人）が納付書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
 - (9) 口座振替により納付する場合において、納付者（代理人があるときはその代理人）が、納付書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
 - (10) 電子現金納付を利用する場合において、次に掲げる事項に該当するとき。
 - ア. 納付番号が記載されていないとき。
 - イ. 納付番号が、納付者（代理人があるときはその代理人）が取得した納付番号でないとき。
 - (11) 特許（登録）番号が他の記載事項から判断して相違すると考えられるとき。
 - (12) 納付書に特許（登録）権者の氏名又は名称の記載がないとき、又は特許（登録）権者が他の記載事項から判断して相違すると考えられるとき。
 - (13) 納付者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称が識別番号付与時又は住所（居所）変更届若しくは氏名（名称）変更届のものと相違するとき。

- (14) 特許（登録）権者と納付者が異なる場合であって、納付者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の記載に不備があるとき。
- (15) 特許印紙（現金納付に係る納付済証を含む。）ではなく、収入印紙、切手、証紙、小切手等により納付した場合には、それらを還付し、補充を指令する。
- (16) 在外者が第4年以後の各年分の特許料を現金により納付する場合において、特許料納付書に収入官吏口座に振り込んだことを証明する書面の添付がないとき。

ただし、上記補充の指令に対し、指定された期間内に応答をしないときは特許法第18条の2^{*1}の規定により却下する。

(改訂令和4・4)

^{*1} 特18条の2：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

16.08

商標権存続期間更新登録申請書の却下等の取扱い（商）

1. 次に該当する場合には、更新登録申請書を却下するものとする（手続書類に添付した書面全体から特定することができるものを除く。）。
 - (1) 提出の趣旨の不明な申請書で手続をしたとき。
 - (2) 更新登録申請書に商標登録番号の記載がないとき。
 - (3) 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して申請をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで手続をしたとき（商標管理人を有する在外者が日本国内に滞在している場合にするものを除く。）。
 - (4) 更新登録申請のできる期間（商20条2項、3項、商施規10条2項）外に申請をしたとき（商標法第21条第1項の規定が適用される場合を除く。）。
 - (5) 更新登録申請書に記載された申請人と商標権者が一致しないとき（明らかに誤記と認められる場合を除く。）。
 - (6) 重ねて更新登録申請を行ったとき。
 - (7) 商標権者が共有の場合で権利者全員で手続をしていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、申請書面作成時に脱漏したことが明らかかな場合を除く。）。
2. 次に該当する場合には、補充を命ずる。
 - (1) 商標登録番号以外の番号を表示した更新登録申請書で手続をしたとき。
 - (2) 更新登録申請を商標登録納付書により請求したとき。
 - (3) 更新登録申請書の一括納付又は分割納付の別による登録料と納付額が一致しないとき。
 - (4) 予納を利用する場合において、次に該当するとき。
 - ア. 予納台帳番号が記載されていないとき。
 - イ. 更新登録申請人（代理人があるときはその代理人）が申請書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
 - (5) 口座振替により納付する場合において、次に該当するとき。
 - ア. 更新登録申請人（代理人があるときはその代理人）が、申請書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
 - イ. 書面による申請書において、口座振替による納付の申出をしたとき。
 - (6) 書面による申請書において、指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。

- (7) 電子現金納付を利用する場合において、次に該当するとき。
- ア. 納付番号が記載されていないとき。
 - イ. 納付番号が、更新登録申請人（代理人があるときはその代理人）が取得した納付番号でないとき。
- (8) 商標登録番号が登録原簿に存在しないとき。
- (9) 更新登録申請書に記載した更新登録申請人を誤記したとき。
- (10) 納付すべき更新登録料として
- ア. 特許印紙が全く貼られていないとき又は不足するとき。
 - イ. 現金納付の場合において、納付済証（特許庁提出用）の提出がないとき又は当該納付書番号による納付の事実がない若しくは使用（返還）済み若しくは納付金額が不足するとき。
 - ウ. 電子現金納付の場合において、取得した納付番号による納付がないとき又は納付金額が不足するとき。
 - エ. 予納を利用する場合であって予納台帳の残高が不足するとき。
 - オ. 口座振替により納付する場合において、預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、登録料の振替ができないとき又は納付金額が不足するとき。
 - カ. 指定立替納付者により納付する場合において、クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、更新登録料の納付がないとき。
- (11) 更新登録の申請において商品及び役務の区分単位でなく指定商品（指定役務）を減縮したとき。
- ただし、上記補充の指令に対し、指定された期間内に応答をしないときは、商標法第77条第2項において準用する特許法第18条第1項の規定により却下する。

(改訂令和4・4)

21.50

発明者の補正について（特・実・意）

願書に記載された発明者（考案者及び創作をした者を含む。以下同じ。）の補正は、出願が特許庁に係属している場合に限り、認める。

ただし、下記の書面を添付した手続補正書が提出された場合に限る。

電子情報処理組織を使用して手続補正書を提出する場合、下記の書面は手続補正書に添付して提出する。

1. 誤記の訂正が発明者自体の変更になる場合

(1) 発明者相互の宣誓書（変更前の願書の発明者の欄に記載のある者と補正後の同欄に記載される者の全員分の真の発明者である旨又はない旨の宣誓がされた書面）又はその写し

(2) 変更（追加、削除）の理由を記載した書面

2. 発明者の表示の誤記を訂正する場合

誤記の理由を記載した書面

なお、誤記の訂正が発明者自体の変更のおそれがある場合（例えば、姓及び名又は姓及び住所を同時に訂正する場合等）には宣誓書又はその写しの提出を求める。

3. 発明者の記載順序を変更する場合

発明者の順序の変更（発明者の記載内容に変更なし）である旨を記載した書面

なお、1. (2)の「変更（追加、削除）の理由を記載した書面」、2.の「誤記の理由を記載した書面」又は3.の「発明者の順序の変更である旨を記載した書面」については、当該書面に記載すべき事項を手続補正書の【その他】の欄に記載した場合は、添付を省略することができるものとする。

(改訂令和4・10)

2 1 . 5 1

発明者等の住所の記載について
(特・実・意)

願書の発明者、考案者又は意匠の創作をした者の住所の末尾が会社、団体等の名称で終わる場合については、それらの記載の次に「〇〇内」となるべく記載する。ただし、寮、支店、事務所、工場等のように「〇〇内」の記載がなくてもその発明者等が明らかに自然人と判断できる場合にはこの限りでない。

(改訂平成23・11)

21. 52

出願人の表示の訂正について

1. 出願人の表示の訂正について

願書に記載された出願人を変更（追加、削除）する補正は、出願の主体の変更となるので認めない。

ただし、出願人の表示の誤記（脱漏を含む）を訂正する場合において、誤記の理由を記載した書面を添付した手続補正書が提出されたときは、書類全体から判断し、出願の主体の変更とならない場合に限り、その補正を認める。

なお、合併により消滅した法人又は死者の名義により出願をした場合は、誤記の理由を記載した書面に加えて、登記事項証明書又は戸籍謄本及び住民票の提出をそれぞれ求める。

2. 出願人の記載順序の変更について

出願人の記載順序を変更する場合において、出願人の順序の変更（出願人の記載内容に変更なし）である旨を記載した書面を添付した手続補正書が提出されたときは、その補正を認める。

（注）電子情報処理組織を使用して手続補正書を提出する場合、上記の書面は手続補正書に添付して提出する。また、「誤記の理由を記載した書面」又は「出願人の順序の変更である旨を記載した書面」については、当該書面に記載すべき事項を手続補正書の【その他】の欄に記載した場合は、添付を省略することができるものとする。

（改訂令和4・10）

2 1 . 5 3

出願人の氏名又は名称が不明な出願の
取扱い

出願人としての法的地位は、願書に出願人として表示して初めて生ずるものであるから、願書に記載されていない者は、出願人として認められないのが原則であるが、願書のみでは出願人の氏名又は名称が不明な場合であっても、願書及び願書に添付された書面全体からみて出願人をうかがい知ることができる場合は、補完指令（特・商）又は却下処分（実・意）とはせず、特許法第17条第3項[※]¹又は実用新案法第2条の2第4項の規定により手続の補正を命ずるものとする（→11. 51）。

（改訂平成28. 4）

^{※1} 特17条3項：意68条2項、商77条2項において準用

21.54

個人事業者が商号等の名義により出願
したときの出願人の補正について

個人事業者が商号等の名義により出願したときは、願書の記載事項及び提出書類の全体観察により、当該個人事業者の商号等であることが確認できる場合限り、その名義を当該個人事業者の氏名に補正することを認める。

この場合には手続補正書に誤記の理由を記載した書面を添付しなければならない（→21.52）。

（説明）

個人事業者は、慣習上、商号等をもって取引を行うのが通例であるが、その場合の権利義務の主体は個人事業者であることから、当該商号等の名義により出願した場合にこれを個人事業者自身に補正することは、出願の主体の変更とはならないと解されるので本文のとおり取り扱う。

（改訂平成23・11）

21. 55

発明者等の氏名の表示について（特・ 実・意）

願書等に記載する発明者、考案者又は意匠の創作をした者の氏名の表示は、自然人のものに限られると解され、その氏名は戸籍上のものを記載する。

また、外国人の氏名の表示は、表音に従って、片仮名で記載する。ただし、その氏名中に社会通念上相当と解される訳語の記載は認める。さらに、漢字使用国の外国人であって氏名を漢字で表示することができるときは、漢字で記載することを認める。

なお、書面に記載する氏名については、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏^{注1}を括弧書で併せて記載することができる（特施規1条4項^{*}1、特登施規10条9項^{*}2）。

（新規令和3・10）

^{注1} 旧氏とは、住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏をいい、外国人にあっては、当該国においてこれに相当するものをいう。

^{*}1 特施規1条4項：実施規23条1項、意施規19条1項、特例施規61条1項において準用

^{*}2 特登施規10条9項：実登施規3条3項、意登施規6条3項において準用

21.60

商標（防護標章）登録出願の出願日の 認定の取扱い（商）

1. 出願日の認定

下記の（１）から（５）に該当する場合を除き、商標（防護標章）登録出願に係る願書を提出した日を商標（防護標章）登録出願の日として認定しなければならない（商5条の2第1項^{*1}）。

- （１）商標（防護標章）登録を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。
- （２）商標（防護標章）登録出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が商標（防護標章）登録出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。
- （３）願書に商標（防護標章）登録を受けようとする商標（標章）の記載がないとき。
- （４）指定商品又は指定役務の記載がないとき。
「指定商品又は指定役務の記載がないとき」には、「【指定商品（指定役務）】」の欄に記載が全くない場合（欄自体がない場合を含む。）に加え、「【指定商品（指定役務）】」の欄に類似群コードのみが記載されている場合等、何らかの記載はあるものの、それが指定商品又は指定役務（以下「指定商品等」という。）を記載したものと認められない場合が含まれる。なお、類のうちの一つに指定商品等の記載がなかったとしても、他の類において指定商品等の記載がある場合は除く。
- （５）防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がないとき。

2. 補完指令

上記（１）から（５）のいずれかに該当するときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、商標（防護標章）登録出願について補完をすべきことを命じなければならない（商5条の2第2項^{*1}）。ただし、出願人に連絡することを可能とする表示がされなかった場合を除く。

3. 補完指令に対する応答期間（→04.10）

国内居住者 1月（遠隔地等15日の期間延長）
在外者 2月

4. 手続補完書による補完

商標（防護標章）登録出願について補完をするには、手続補完書を提出しなければならない（商5条の2第3項^{*1}）。

5. 出願日の認定

補完指令に対し、指定された期間内に補完（自発補完を含む。）をしたときは、手続補完書を提出した日を商標（防護標章）登録出願の日として認定しな

ければならない（商5条の2第4項^{*1}）。

この場合において、認定した出願日を出願人に通知する。

6. 出願の却下

補完指令に対し、指定された期間内にその補完をしないときは、当該商標（防護標章）登録出願を却下することができる（商5条の2第5項^{*1}）。

7. 却下処分

商標法第5条の2第5項^{*1}では「却下することができる。」と規定しており、却下するか否かは特許庁長官の裁量権に属するものである。したがって、例えば、指定期間が経過した翌日に手続の補完がされたような場合でも、その補完がされた状態において商標（防護標章）登録出願の日を認定することが諸般の事情から何ら支障がないようなときは、却下することなく補完を認めて商標（防護標章）登録出願の日を認定することもできる。却下処分の効力は、それを出願人等に告知することにより生ずる（→43.21）。

（改訂令和5・7）

^{*1} 商5条の2：商68条1項において準用

21. 61

特許出願の出願日の認定の取扱い（特）

1. 出願日の認定

下記の（１）から（３）までに該当する場合を除き、特許出願に係る願書を提出した日を特許出願の日として認定しなければならない（特38条の2第1項）。

- （１）特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。
- （２）特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。
- （３）明細書（外国語書面出願にあつては、明細書に記載すべきものとされる事項を英語その他の外国語（特36条の2第1項、特施規25条の4）で記載した書面。）であると外見上認められる部分が添付されていないとき（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法により特許出願をするときを除く。）。

2. 補完指令

上記（１）から（３）のいずれかに該当するときは、特許を受けようとする者に対し、特許出願について補完をすることができる旨を通知しなければならない（特38条の2第2項）。ただし、出願人に連絡することを可能とする表示がされなかった場合を除く。

3. 補完をすることができる期間

上記2. の補完をすることができる旨の通知の日から2月以内（特38条の2第3項、特施規27条の7）

通知を受ける前に補完（自発補完）をする場合には、特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から2月以内（特38条の2第9項、特施規27条の9）

4. 手続補完書による補完

特許出願について補完をするには、手続補完書（特施規様式第37）を提出しなければならない。ただし、明細書について補完をする場合には、手続補完書の提出と同時に明細書を提出しなければならない（特38条の2第4項）。明細書について補完をする場合には、手続補完書の提出と同時に必要な図面（外国語書面出願にあつては、必要な図面でこれに含まれる説明を英語その他の外国語（特36条の2第1項、特施規25条の4）で記載したもの。）を提出することができる（特38条の2第5項）。

なお、願書に添付すべき特許請求の範囲や要約書を提出する場合には、手続補完書ではなく、手続補正書に記載して提出する。

5. 出願日の認定

補完をすることができる旨の通知を受けた者が期間内にその補完（自発補完を含む。）をしたときは、その特許出願は、手続補完書を提出した時にしたも

のとみなす。この場合において、特許庁長官は手続補完書を提出した日を特許出願の日として認定し（特38条の2第6項）、認定した出願日を出願人に通知する。手続補完書の提出と同時に提出された明細書及び図面は願書に添付して提出したものとみなす（特38条の2第7項）。

6. 出願の却下

補完をすることができる旨の通知の日から2月以内にその補完をしないときは、当該特許出願を却下することとする（特38条の2第8項）（→15.20）。

（新規平成28・4）

21. 62

先の特許出願を参照すべき旨を主張する
方法による特許出願（特）

1. 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（先願参照出願）

特許を受けようとする者は、外国語書面出願をする場合を除き、特許法第36条第2項の規定にかかわらず、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、その者がした特許出願（外国においてしたものを含む。以下「先の特許出願」という。）を参照すべき旨を主張する方法により、特許出願をすることができる。ただし、その特許出願が下記の（1）又は（2）に該当する場合は、この限りでない（特38条の3第1項）。また、分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く（特38条の3第6項）。

- （1）特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。
- （2）特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。

2. 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法

- （1）先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法により特許出願をしようとする旨及び下記アからウに掲げる事項を願書に記載して提出する（特38条の3第2項、特施規27条の10第1項、第2項）。

ア. 先の特許出願をした国又は国際機関の名称

イ. 先の特許出願の出願日

ウ. 先の特許出願の出願番号

なお、先の特許出願をした国又は国際機関の認証があるその出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲及び図面に相当するものの謄本（電磁的方法により提供されたものを含む。）又はその写し（以下「先の特許出願の認証謄本等」という。）における特許出願人と先願参照出願の願書に記載した出願人が相違するときは、願書に【その他】の欄を設けて、「先願参照出願の出願人は、先の特許出願の認証謄本における特許出願人からその発明について特許を受ける権利を承継した者である。」のように記載する。

- （2）特許出願の日から4月以内（特施規27条の10第3項）に下記ア及びイを提出しなければならない（特38条の3第3項）。

ア. 明細書等提出書（特施規様式第37の2）により、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面（特施規27条の10第5項）

なお、願書に添付すべき特許請求の範囲や要約書を提出する場合には、明細書等提出書ではなく、手続補正書に記載して提出する。

イ. 物件提出書（特施規様式第22）により、先の特許出願の認証謄本等及び先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合にあってはその日本語による翻訳文（特施規27条の10第4項、6項）

ただし、先の特許出願の認証謄本等又はこれに相当する書類を既に提出済みである場合（優先権証明書類等を電子的交換することで提出したものとみなされている場合を含む。）及び先の特許出願が日本国においてしたものである場合にあっては、先の特許出願の認証謄本等の提出を省略することができる（特施規27条の10第5項）。先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、願書又は明細書等提出書に【その他】の欄を設けて、「先の特許出願の認証謄本は、特願○○○○-○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。

3. 明細書等提出書が提出された場合の出願日

明細書等提出書により提出された明細書及び図面は、願書に添付して提出したものとみなす（特38条の3第5項）。ただし、明細書等提出書により提出された明細書及び図面に記載した事項が、主張に係る先の特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（当該先の特許出願が、外国語書面出願である場合にあっては外国語書面、外国においてしたものである場合にあってはその出願に際し提出した書類であって明細書、特許請求の範囲又は図面に相当するもの）に記載した事項の範囲内でない場合は、その特許出願は明細書等提出書により明細書及び図面を提出した時にしたものとみなす（特38条の3第4項）。

4. 出願の却下

以下の（1）から（4）までのいずれかの場合には、特許法第18条の2の規定によりその特許出願を却下するものとする。（→15. 20）

- （1）特許を受けようとする者が先の特許出願の出願時の特許出願人、出願後の承継人又は出願前の権利者でないとき。
- （2）上記2.（1）アからウに掲げる事項のいずれかが願書に記載されていないとき。なお、全事項が記載されており、かつ、当該記載と先の特許出願の認証謄本等の記載との間の同一性が認められる場合には、その補正を認める。（→28. 11）
- （3）特許出願の日から4月以内に明細書等提出書により当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面が提出されていないとき。
- （4）特許出願の日から4月以内に物件提出書により先の特許出願の認証謄本等（提出を省略できる場合（2.（2）イ. ただし書）を除く。）又はその日本語による翻訳文が提出されていないとき。

（改訂令和6・1）

23. 20

明細書、特許請求の範囲又は図面に関する
手続の補正について（特・実）

明細書、特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）及び図面が特許法施行規則第24条、第24条の4、第25条、第25条の7第2項（実施規2条、4条の2、5条）で定めている様式（方式事項）に違反する場合には、特許法第17条第1項ただし書（実2条の2第1項ただし書）の規定により明細書、特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）又は図面について補正をすることができないとされる場合においても、特許庁長官又は審判長は、同法第17条第3項（実2条の2第4項）又は第133条第2項^{*1}の規定に基づき相当の期間を指定して手続の補正を命ずることができる。

（説明）

明細書、特許請求の範囲又は図面については、特許法第17条第1項ただし書の規定により、同法第17条の2及び第17条の5の規定により補正をすることができる場合を除き、手続の補正をすることができないとされている。この同法第17条第1項ただし書の規定は、明細書、特許請求の範囲及び図面の実体補正を制限したものであり、明細書、特許請求の範囲及び図面が特許法施行規則第24条、第24条の4、第25条、第25条の7第2項で定める様式（方式事項）に違反したものについて、特許庁長官は特許法第17条第3項（実2条の2第4項）の規定に基づき、また、審判長は同法第133条第2項^{*1}の規定に基づき、それぞれ手続の補正を命ずることができる。

(改訂令和5・7)

^{*1}特133条2項：特120条の8第1項（特174条1項において準用）、特174条2項、3項（実45条1項において準用）、4項、実41条において準用

23. 21

平成15年7月1日以後にされた出願に際して願書に改正前の方式で作成された明細書が添付されている場合等の取扱い
(特・実)

1. 改正前の方式でなされた出願の取扱い

特許法等の一部を改正する法律（平成14年法律第24号。以下「平成14年改正法」という。）附則第1条第2号の規定による法施行日（平成15年7月1日。以下「施行日」という。）以後にされた特許出願及び実用新案登録出願（施行日以後にする出願であって、特許法第44条第2項^{*1}及び実用新案法第10条第3項の規定により施行日前にしたものとみなされるものを含む。）に際して、改正前の特許法第36条第3項（実5条3項）の規定による方式に基づいて作成された特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）を含む明細書が添付されている場合は、特許法第17条第3項（実2条の2第4項）の規定による手続補正指令の対象とはしない。

この場合において、改正前の方式に基づいて作成された明細書に記載された特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）は、改正後の特許法第36条第2項（実5条2項）に規定する願書に添付して提出された特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）として取り扱う。

2. 平成15年6月30日以前にされた外国語書面出願について施行日以後に改正後の方式で翻訳文が提出された場合の取扱い（特）

平成15年6月30日以前にされた改正前の特許法第36条の2第1項の外国語書面出願について、施行日以後に改正後の特許法第36条の2の規定による方式に基づいて作成された外国語書面の翻訳文が提出された場合は、特許法第17条第3項の規定による手続補正指令の対象とはしない。

この場合において、改正後の方式に基づいて作成された外国語書面の翻訳文に記載された特許請求の範囲は、改正前の特許法第36条の2第4項の規定により改正前の特許法第36条第2項に規定する願書に添付して提出されたものとみなされる明細書に記載された特許請求の範囲として取り扱う。

なお、平成14年改正法附則第3条第1項の経過措置により施行日前にされた外国語書面出願について施行日以後に提出される外国語書面の翻訳文については、改正前の方式が適用される。

3. 電子情報処理組織を使用して改正前の方式でした出願等の補正の取扱い

施行日以後に電子情報処理組織を使用して行った出願に際して、改正前の方式に基づいて作成した明細書を添付した場合（施行日から2月の間に出願を行うものに限る。）、その明細書の補正については、改正前の手続補正書の記載要領に従って行うものとする。

また、施行日前にした外国語書面出願について施行日以後に改正後の方式に基づいて作成された外国語書面の翻訳文を提出した場合には、その明細書の補正については、改正後の手続補正書の記載要領に従って行うものとする。

4. 書面により改正前の方式でなされた出願の取扱い

施行日以後に書面の提出により行われた出願に際して、改正前の方式に基づいて作成された明細書が添付されている場合には、ファイルへの記録時に職権で改正後の方式に基づく明細書及び特許請求の範囲(実用新案登録請求の範囲)に訂正を行い、出願人にその旨の通知を行うものとする。

(改訂平成23・11)

※¹ 特44条2項：特46条5項、実11条1項において準用

23. 22

明細書又は図面の一部の補完（欠落補完）について（特）

願書に添付されている明細書又は図面（外国語書面を含む）について、その一部の記載が欠けているとき（願書に添付すべき図面の全てが欠けているときを含む。）には、明細書等補完書により補完をすることができる。（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）。補完をしたときは、その補完が国内優先権主張又はパリ条約による優先権の主張若しくはパリ条約の例による優先権の主張を伴う出願であって、かつ、明細書等補完書に記載した内容が優先権の主張の基礎とした出願（以下「優先権主張基礎出願」という。）に完全に記載されているとき（以下「引用補完」という。）を除き、その特許出願は明細書等補完書を提出した時にしたものとみなされる。（特38条の4、特施規27条の11）

1. 明細書又は図面の一部が欠けている場合の通知

特許庁長官は、特許出願の日の認定に際して、願書に添付されている明細書又は図面（外国語書面を含む。）について、その一部の記載が欠けていることを発見したときは、その旨を特許出願人に通知する（特38条の4第1項）。

2. 明細書又は図面の一部の補完手続

（1）補完をすることができる期間

ア. 特許法第38条の4第1項の規定による通知を受けた者

通知の日から2月（特38条の4第2項、特施規27条の11第1項）

イ. 特許法第38条の4第1項の規定による通知を受けていない者

特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から2月（特38条の4第9項、特施規27条の11第12項）

（2）補完をするための提出書類

上記（1）の期間内に以下の書類を提出しなければならない。

ア. 明細書等補完書（特施規様式第37の3）（特38条の4第3項、特施規27条の11第2項）

明細書等補完書の【補完の内容】の欠落を補完した後の内容は、願書に添付されている明細書の言語（外国語書面の場合は当該外国語）で記載すること。また、引用補完に該当する場合にあつては、優先権主張基礎出願又はその翻訳文に記載された文言と完全に同じ記載をし、【補完の内容】の欄の次に【記載が欠けている箇所の表示】の欄を設け、優先権主張基礎出願において明細書又は図面の欠けている部分が記載されている箇所の説明を記載すること。

イ. 引用補完に該当する場合にあつては、物件提出書（特施規様式第23）

により優先権主張基礎出願の写し（特施規27条の11第7項、8項）。

ただし、優先権主張基礎出願の写し又はこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合（優先権証明書類等を電子的に交換することで提出したものとみなされている場合を含む。）又は当該優先権主張基礎出願が日本国においてした特許出願又は実用新案登録出願である場合は、提出を省略することができる（特施規27条の11第9項）。優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、明細書等補完書に【その他】の欄を設けて、「優先権主張基礎出願の写しは、特願○○○○-○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。

ウ. 引用補完に該当する場合であって、優先権主張基礎出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合にあっては、物件提出書（特施規様式第23）により優先権主張基礎出願の日本語による翻訳文（特施規27条の11第7項、8項）

3. 明細書等補完書が提出された場合の出願日

補完をすることができる期間内に補完をしたときは、その特許出願は、特許法第38条の2第1項又は第6項の規定にもとづく特許出願の日の認定にかかわらず、明細書等補完書を提出した時にしたものとみなす。ただし、その補完が国内優先権主張又はパリ条約による優先権の主張若しくはパリ条約の例による優先権の主張を伴う特許出願に係るものであって、かつ、明細書等補完書に記載した内容が優先権主張基礎出願に完全に記載されている（引用補完に該当する）ときは、この限りでない（特38条の4第4項ただし書、特施規27条の11第6項）。また、補完をすることができる期間内に優先権主張基礎出願の写し又は優先権主張基礎出願の日本語による翻訳文が提出されない場合にあっても、その特許出願は明細書等補完書を提出したときにしたものとみなす。

なお、その特許出願が、特許法第38条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合にその補完に係る手続補完書を、明細書等補完書を提出した後に提出したときは、その特許出願は当該手続補完書を提出した時にしたものとみなす（特38条の4第5項）。

特許庁長官は、その特許出願を、明細書等補完書を提出したときにしたものとみなしたときは、その旨を特許出願人に通知する（特施規27条の11第3項）。通知があったときは、特許出願人は、当該通知の日から1月以内に限り、特許庁長官に意見書（特施規様式第37の4）を提出することができる（特施規27条の11第4項、5項）。

また、特許出願人は、同期間内に限り、明細書等補完書取下書（特施規様式第37の5）により、明細書等補完書を取り下げることができる（特38条の4第7項、特施規27条の11第10項、11項）。

明細書等補完書の取下げがあったときは、その補完は、されなかったものとみなす（特38条の4第8項）。

4. 補完の効果

補完をした明細書又は図面は、願書に添付して提出したものとみなす（特3

8 条の 4 第 6 項)。

(改訂令和 6・1)

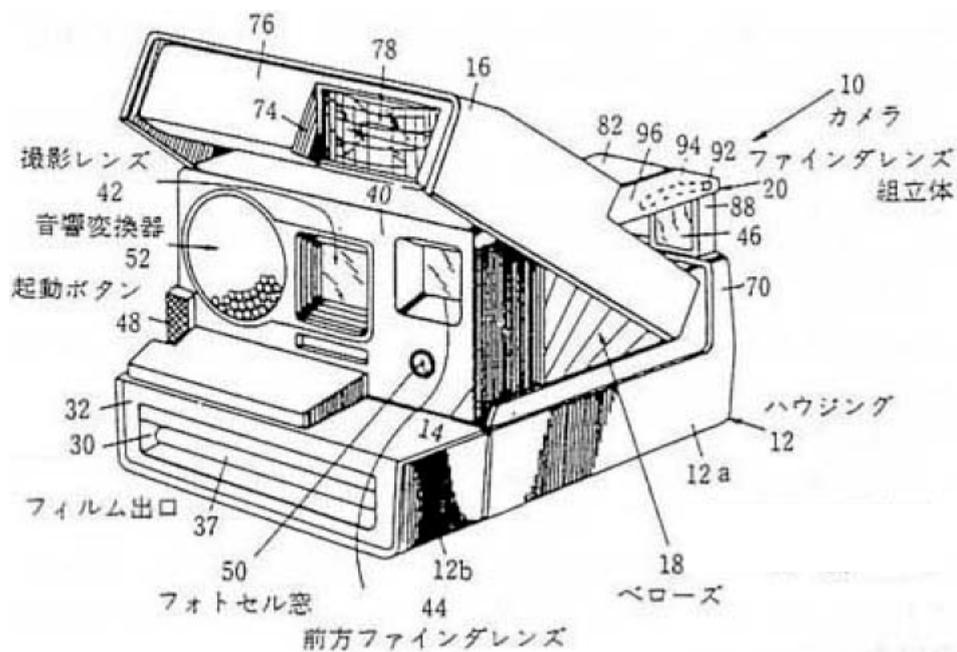
24. 10

図面中に記入された「図面に関する説明」 の取扱い（特・実）

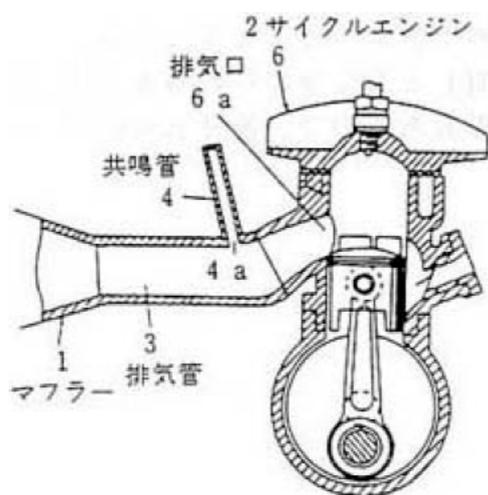
1. 図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる（特施規様式第30備考12、実施規様式第4備考12）。
 - (1) 用語は、明細書又は特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）において使用した用語と同一のものをを用いる。
 - (2) 文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。
 - (3) 図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。
2. 上記1により図面中に記入する「図面に関する説明」は、次の(1)～(5)を満たしていなければならない。
 - (1) 黒色で鮮明であり、かつ容易に消すことができないこと。
 - (2) 記号、略号を除き日本語であること。
 - (3) 簡潔かつ明瞭であり、原則として名詞形で終わること。
 - (4) 文字の大きさは、約5mm平方とし、文字と文字との間隔を十分とること（4分の1の面縮尺による写真複製をした場合に明瞭に識別できるようなものであること。）。
 - (5) 図の主要な部分、例えば特許請求の範囲の記載と関連のある部分の名称は、引出し線を用いて付した符号の近傍に記入する。また、図の近傍に適当な余白がある場合には符号と名称とをまとめて記載することができる。
3. 図面の中に記入する「図面に関する説明」として認められるものを、以下に例示する（例は公報等により引用したものもあるので、原寸大ではない。）。

(1) 図の主要な部分の名称の記載
ア～カ参照。

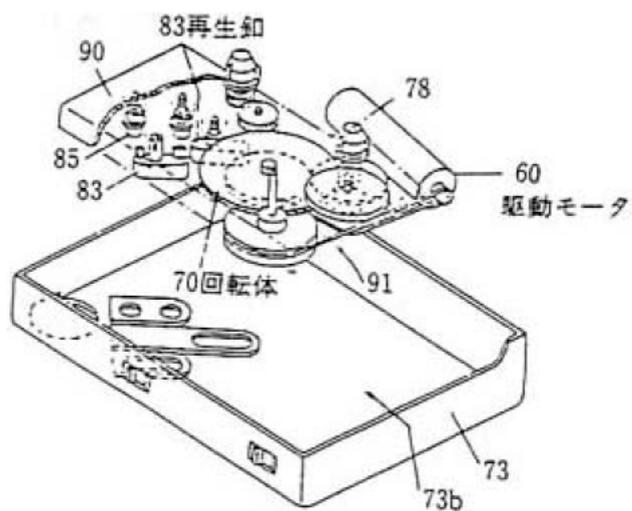
ア. カメラの全体斜視図



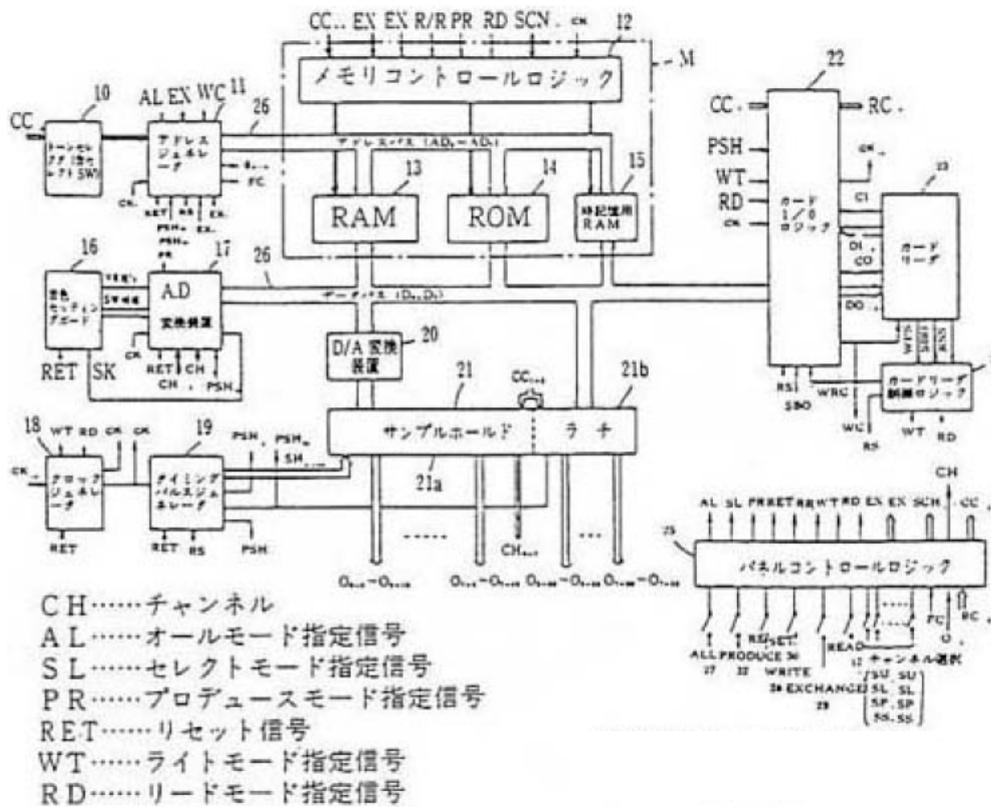
イ. エンジンの要部断面図



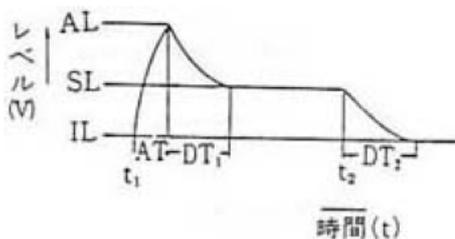
ウ. テープレコーダーの分解斜視図



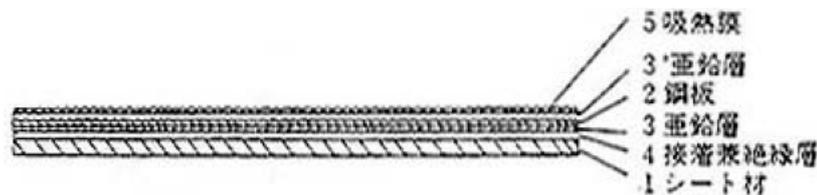
エ. 音楽制御装置の全体構成図



オ. 楽音形成用制御波形図

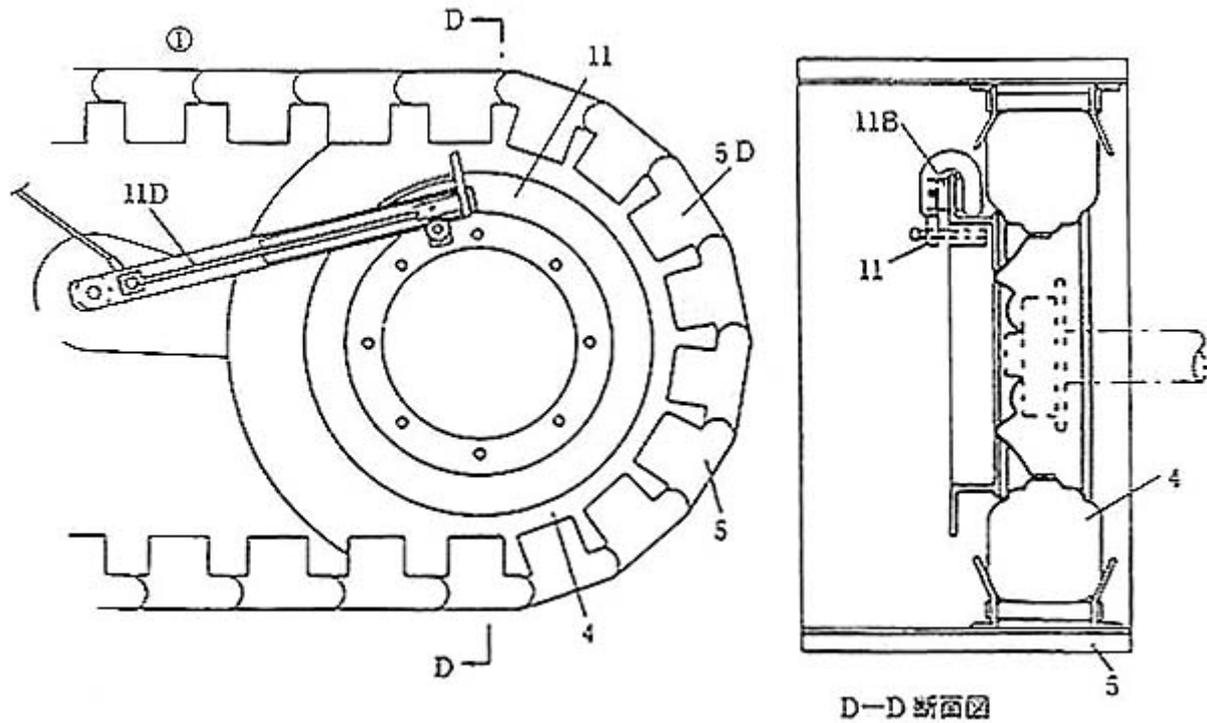


カ. 積層体の断面図

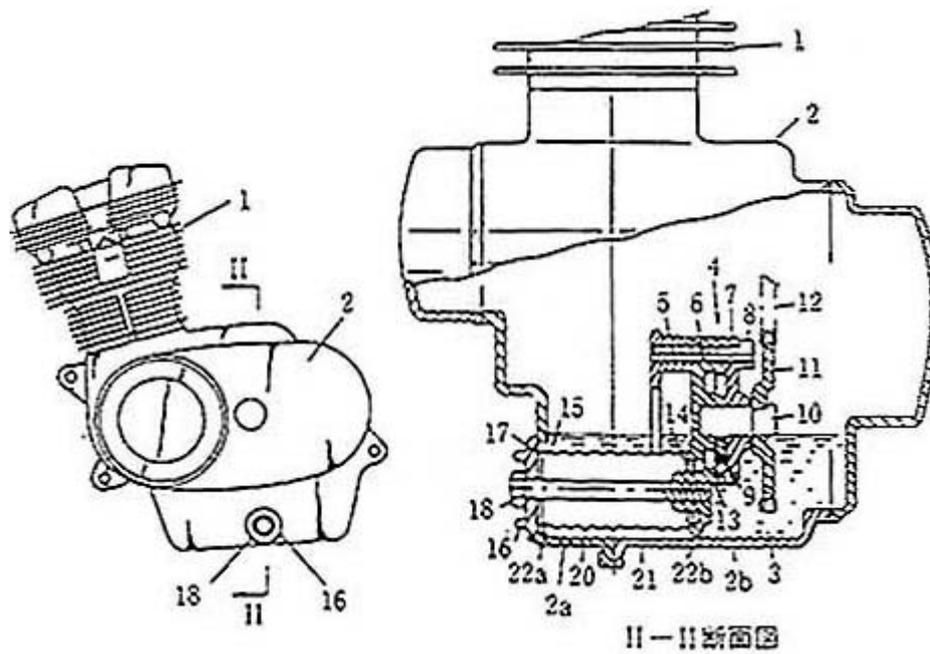


(2) 切断面の表示
断面図と共に例示する。ア～エ参照。

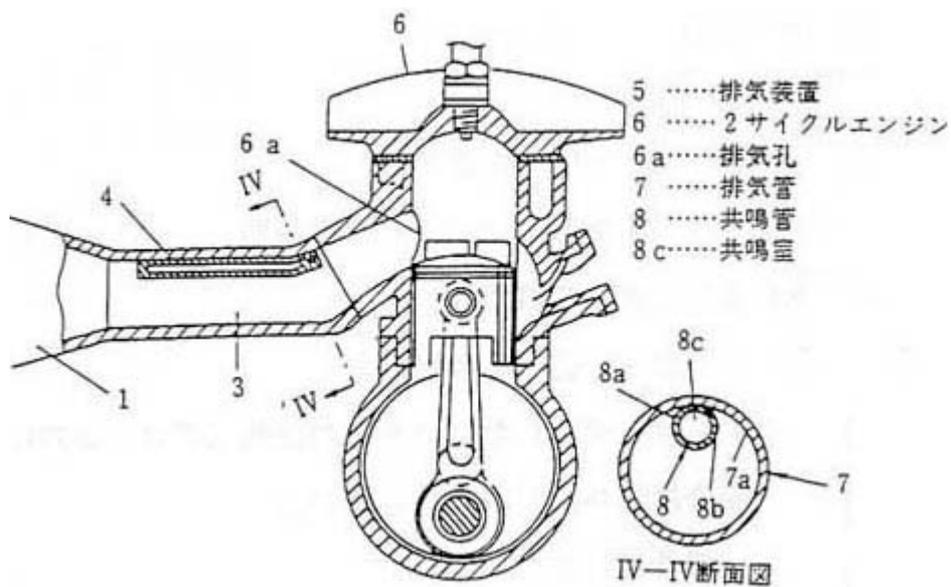
ア.



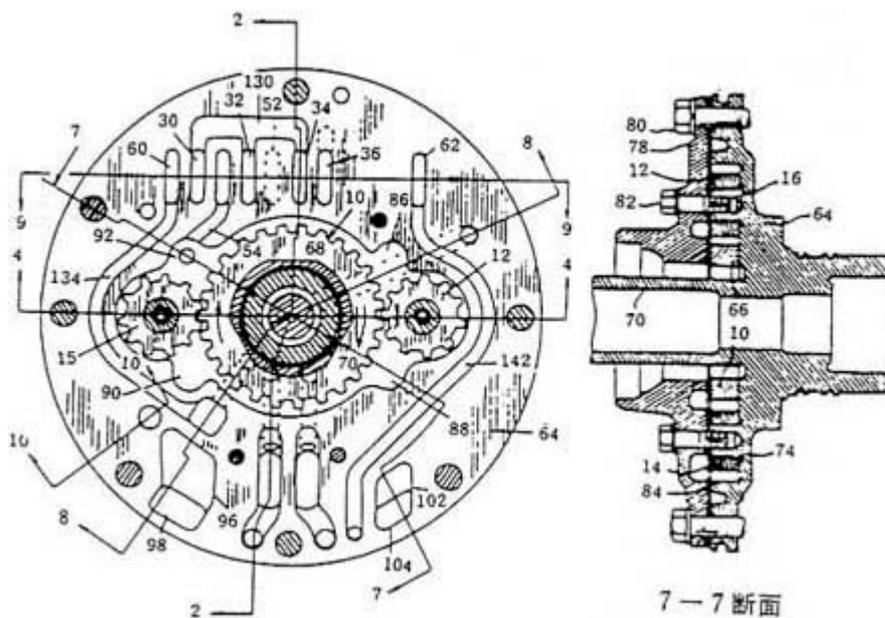
イ.



ウ.



エ.



(3) 図表、線表等及び特殊図面に関する記載

ア. グラフ (例 1～6 参照)

- a. 縦軸及び横軸の説明
- b. 線の説明
- c. 領域の説明

イ. 行程図 (例 7、8 参照)

- a. ブロック内に記載したブロックの説明
- b. 原料及び生成物の表示

ウ. 回路図 (例 9～15 参照)

- a. ブロック内に記載したブロックの説明 (ブロック内に記載できない場合はブロック外に記載してもよい。)
- b. 信号及び電源の表示
- c. IC、トランジスタ、抵抗等を表す記号

エ. 波形図 (例 16～18 参照)

- a. 波形の説明
- b. 波形を表す式

オ. フローチャート (例 19 参照)

- a. ブロック内に記載したブロックの説明 (上記 2 (3) にかかわらず名詞形で終わらなくてもよい。)
- b. 論理判断の基準

カ. 状態図 (例 20～22 参照)

- a. 座標軸の説明
- b. 線の説明
- c. 領域の説明

キ. ベクトル図 (例 23、24 参照)

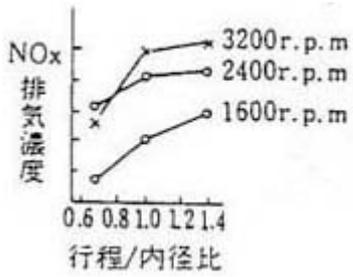
- a. ベクトルの説明
- b. 座標軸の説明

ク. 光路図 (例 25 参照)

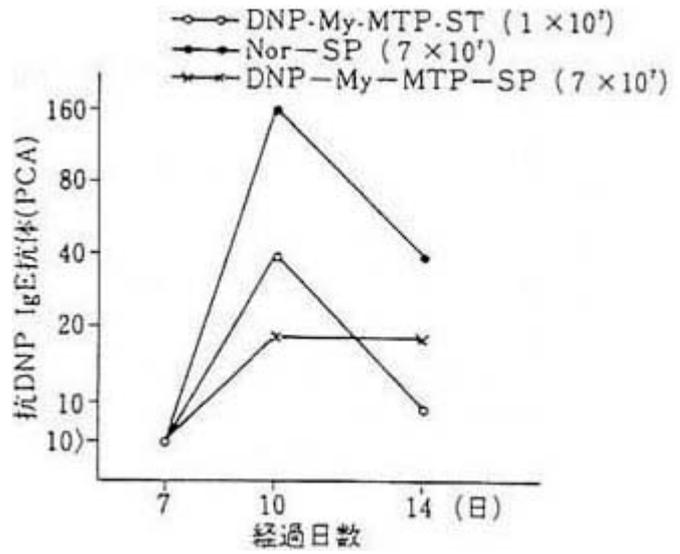
- a. 光の成分の表示
- b. 位相差、角度、距離の表示

ア. グラフ

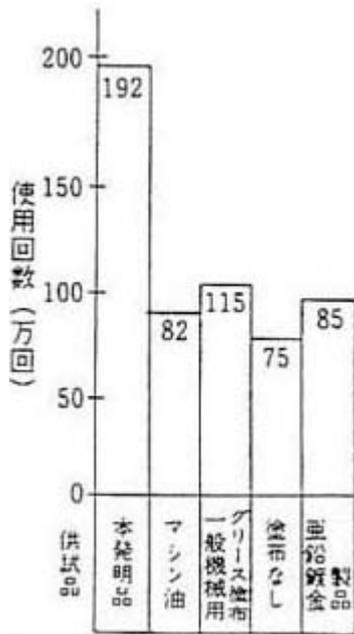
例 1



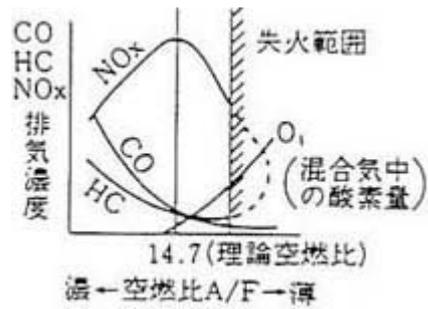
例 3



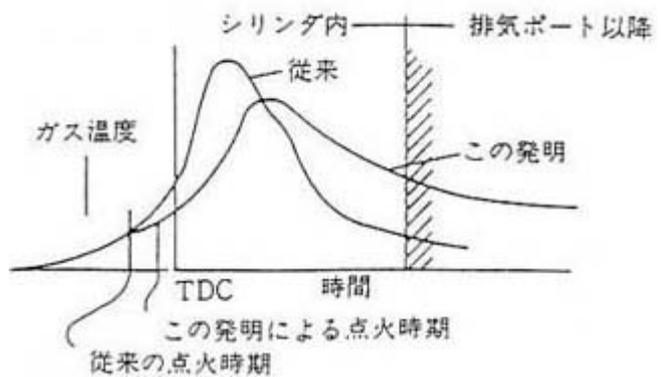
例 2



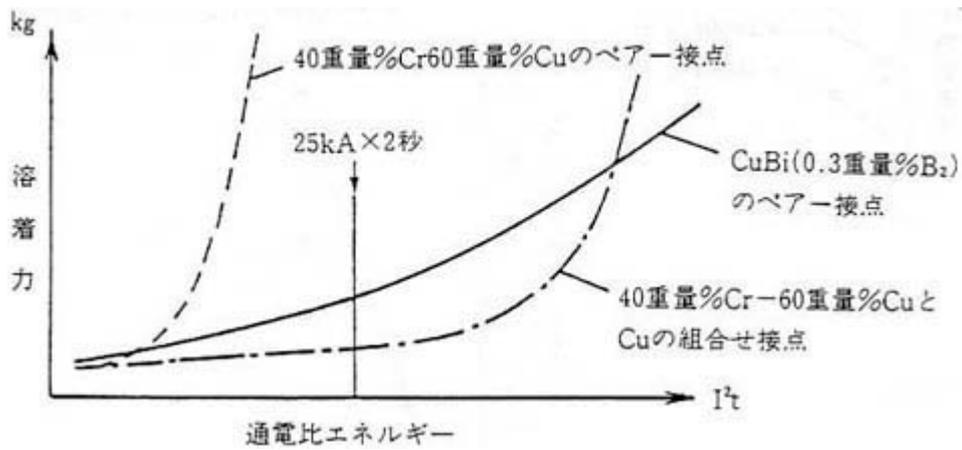
例 4 (a)



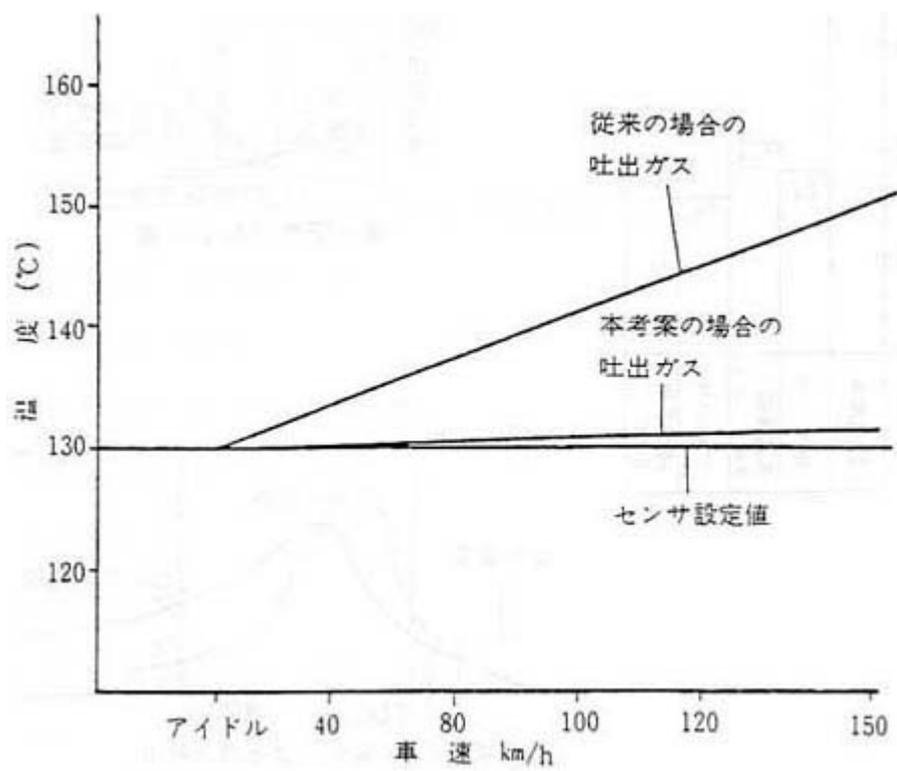
例 4 (b)



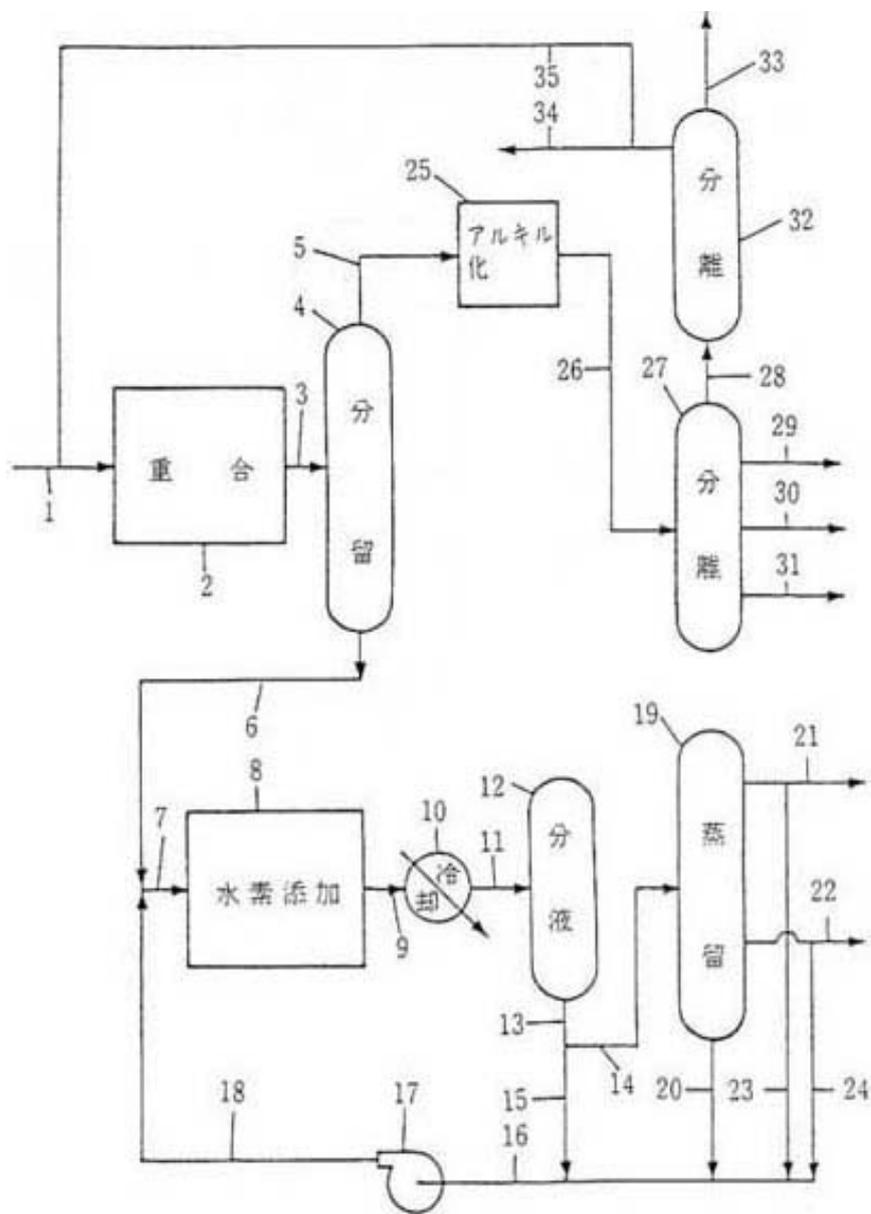
例 5



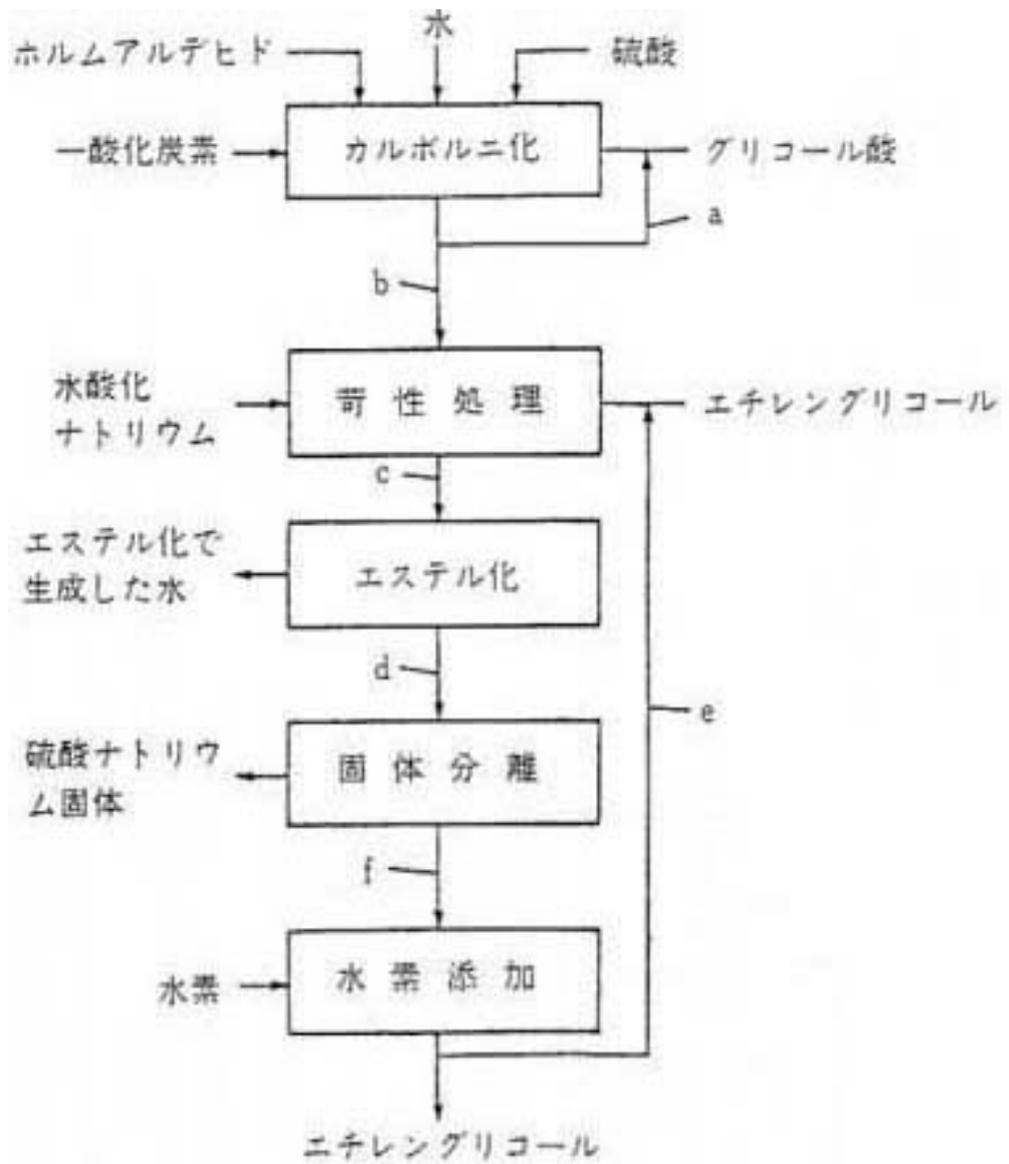
例 6



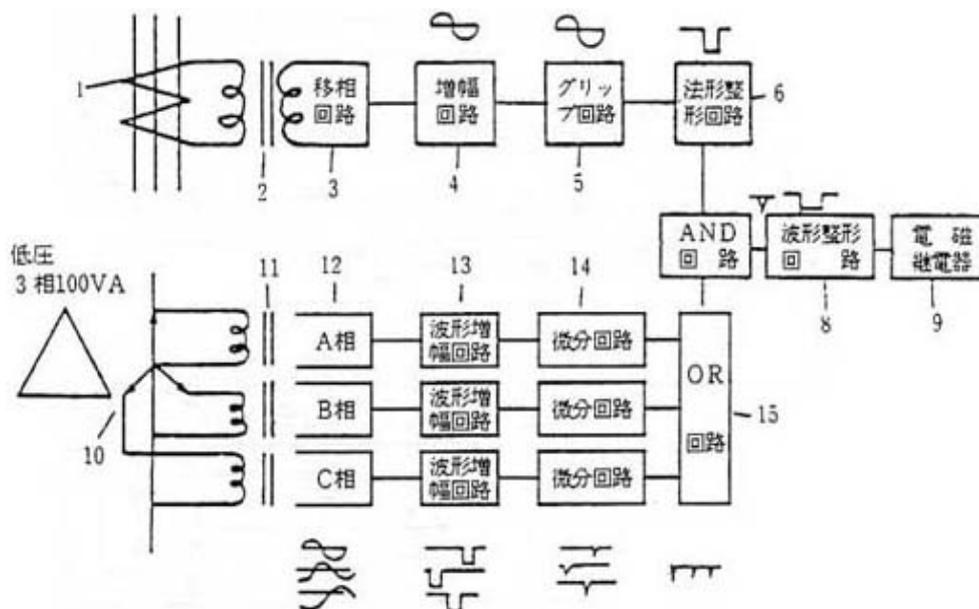
イ. 行程図
例 7



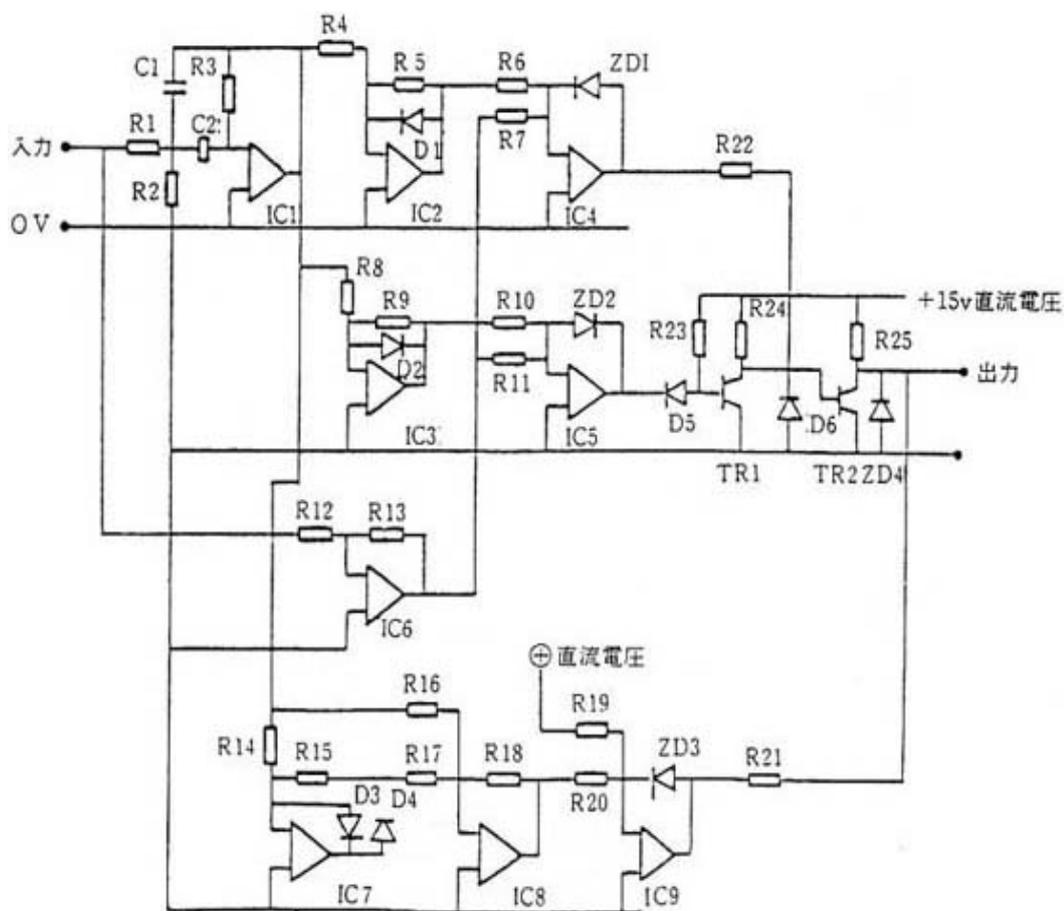
例 8



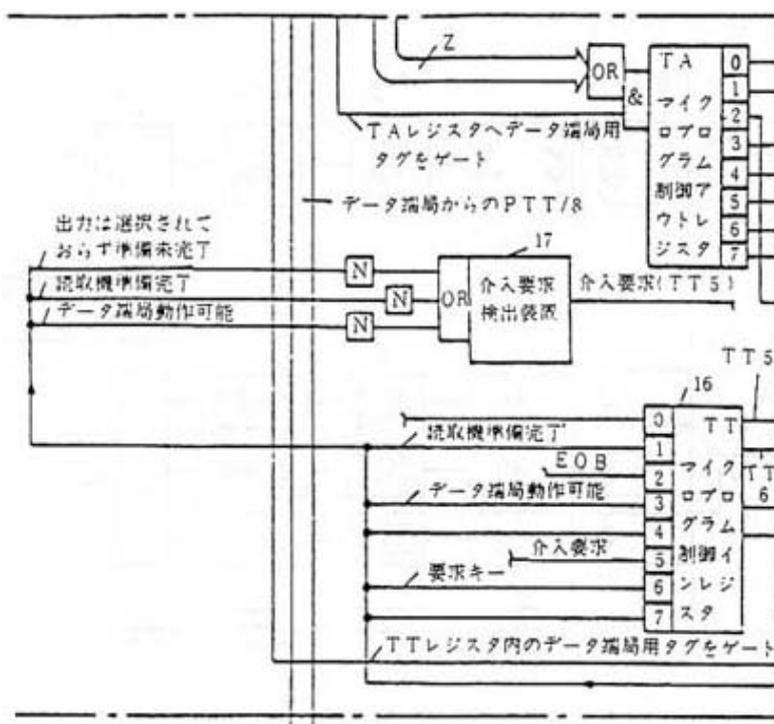
ウ. 回路図
例 9



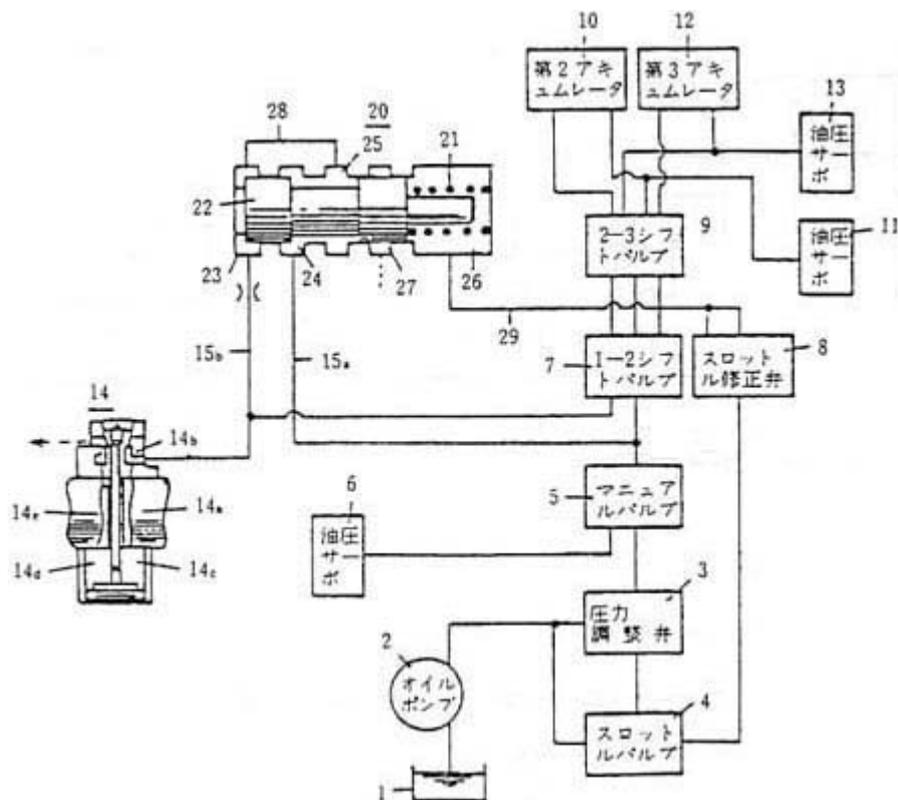
例 10



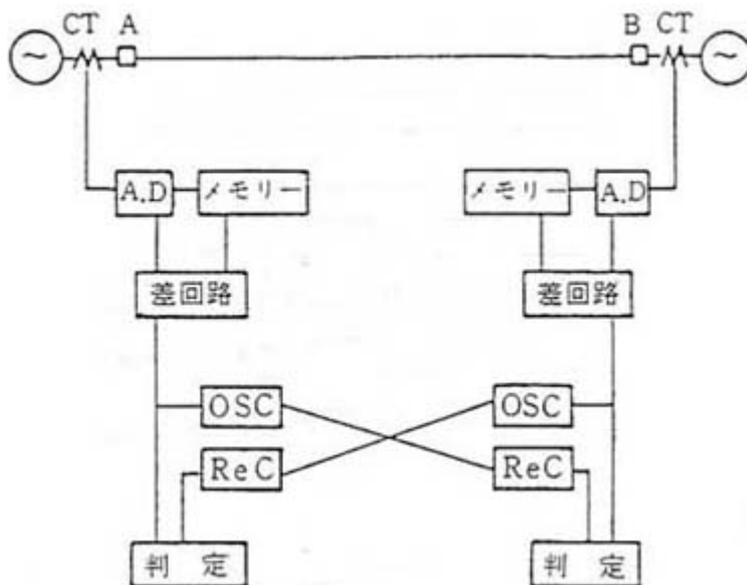
例 1 1



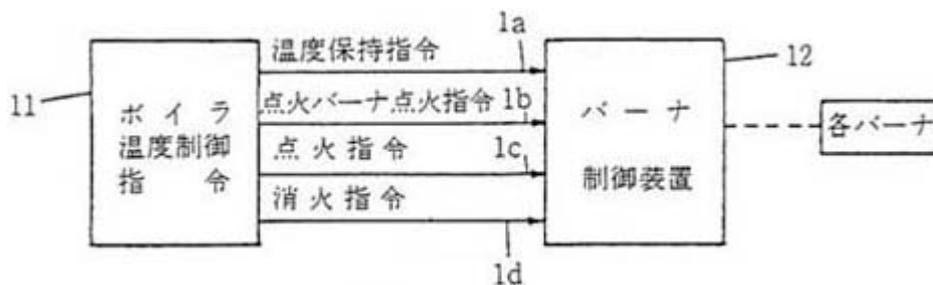
例 1 2



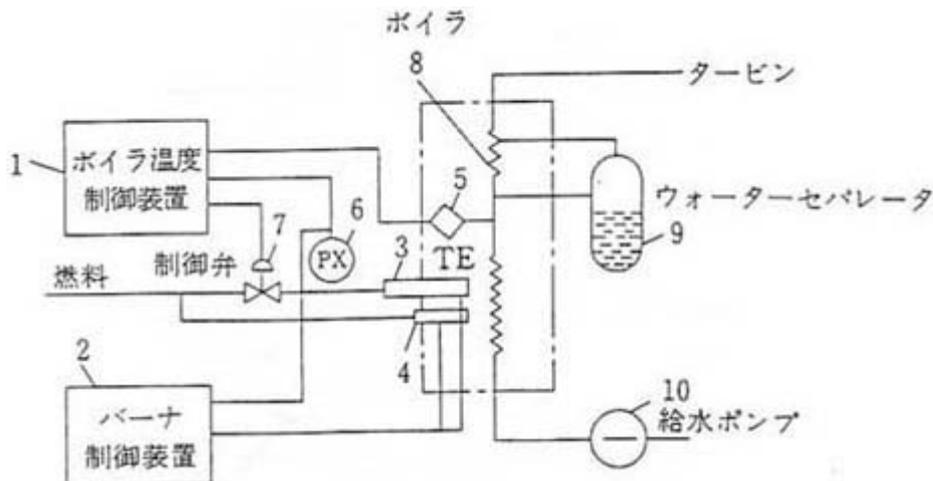
例 1 3



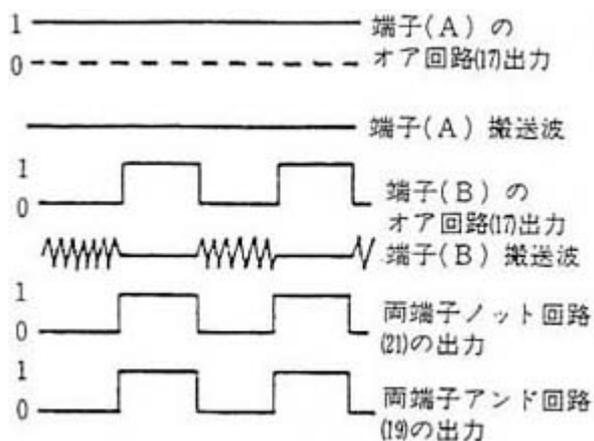
例 1 4



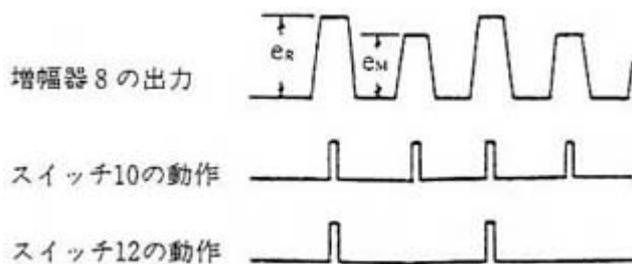
例 1 5



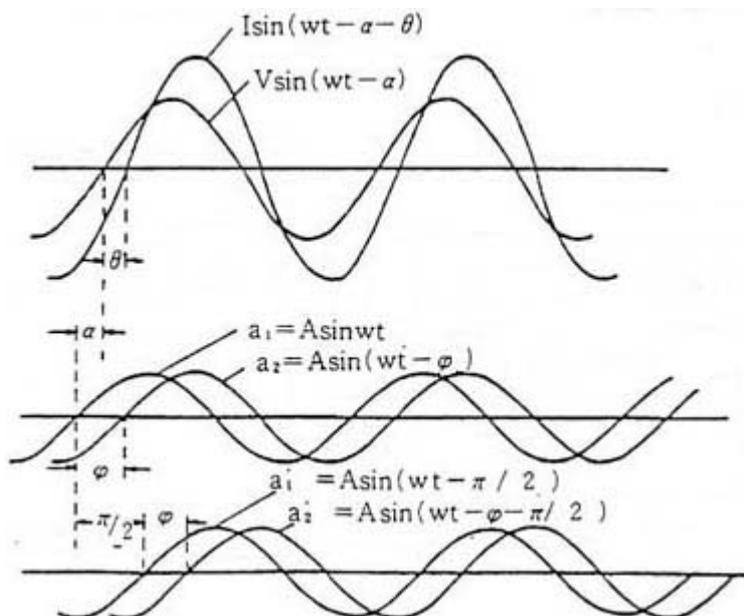
エ. 波形図
例 1 6



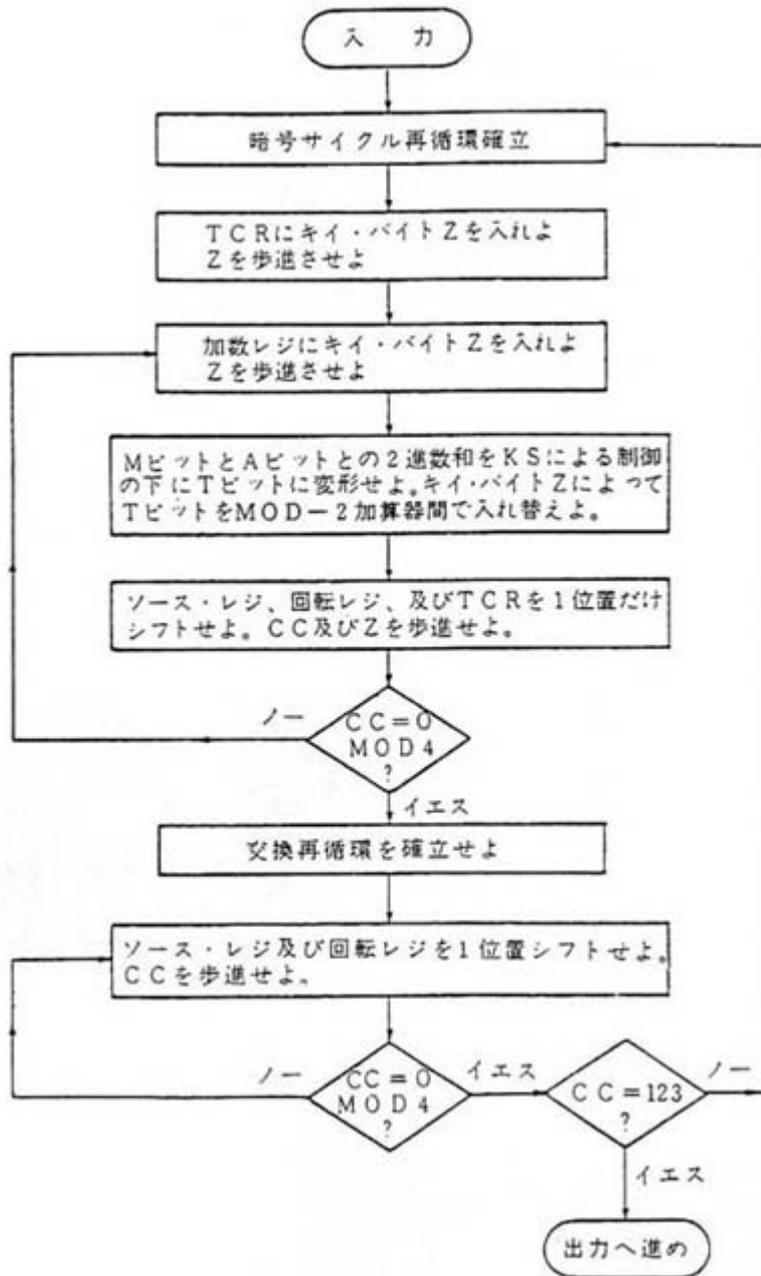
例 1 7



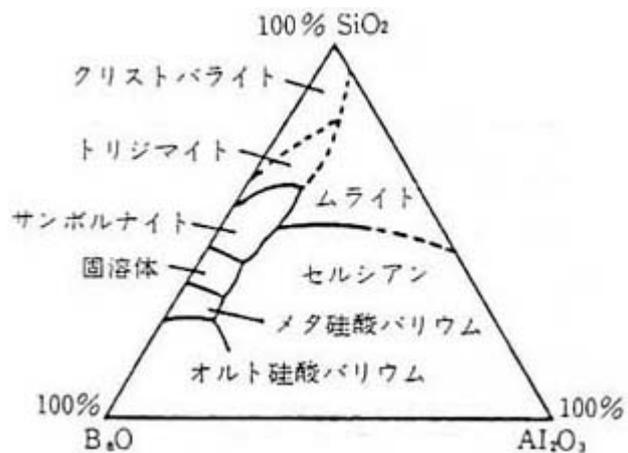
例 1 8



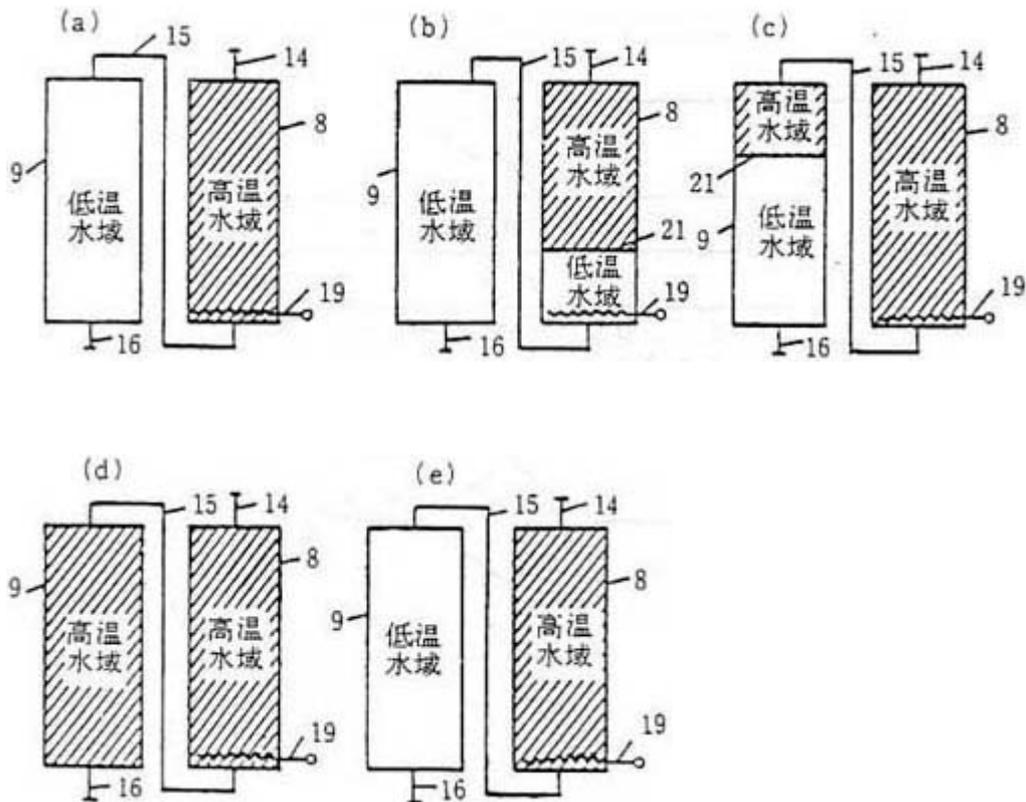
オ. フローチャート
例 19



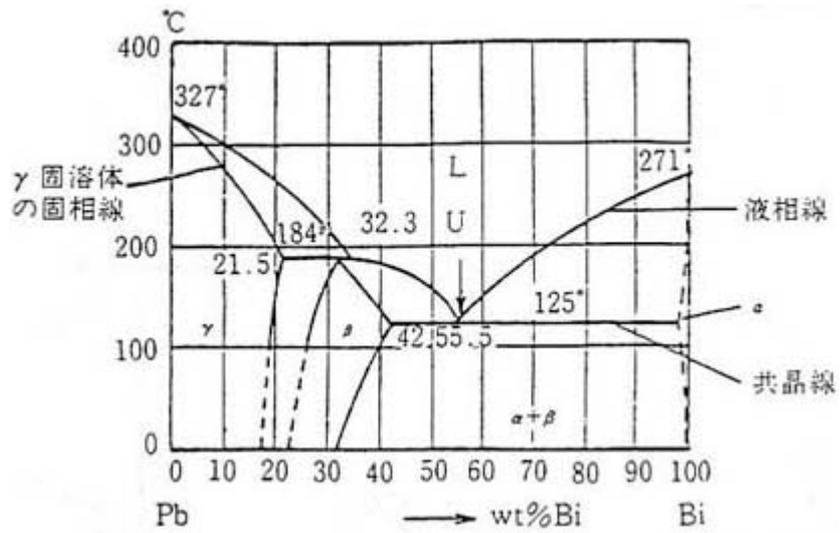
カ. 状態図
例 20



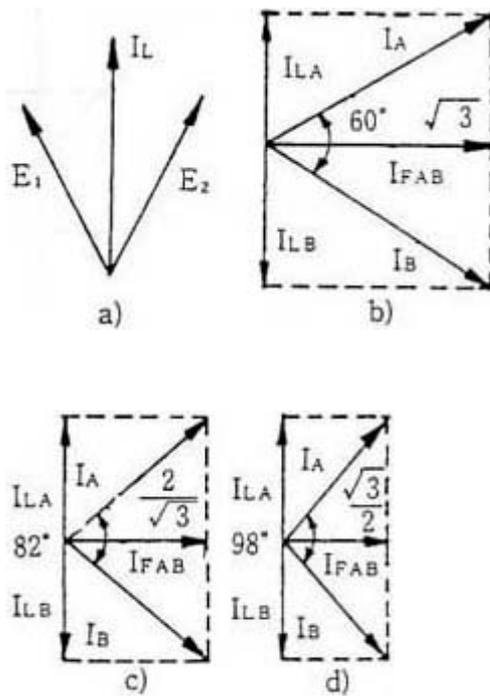
例 21



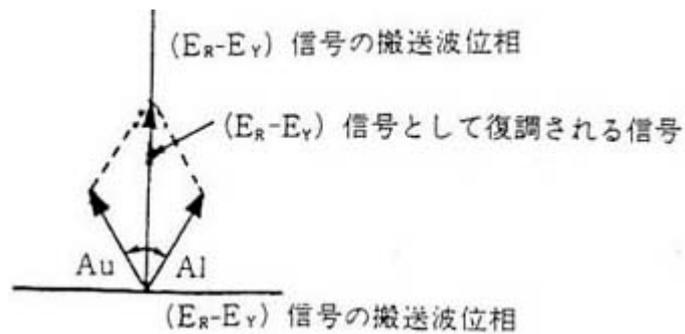
例 2 2



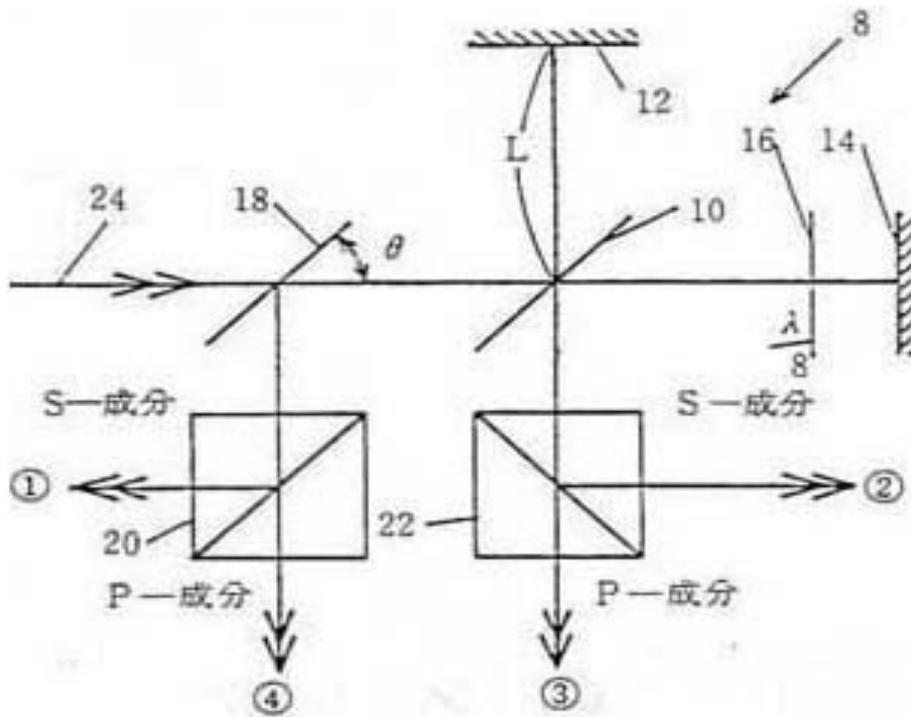
キ. ベクトル図
例 2 3



例 2 4



ク. 光路図
例 25



(改訂平成 23・11)

24. 11

図面に代えて願書等に添付された写真の
取扱い（特・実）

1. 図面は製図法に従って描くこととされているが（特施規様式第30備考4、実施規様式第4備考4）、図面に示す対象が顕微鏡写真、X線写真、結晶構造、金属組織、繊維の形状、粒子構造、生物の形態、オシロ波形、電気泳動、セラミック材料の組織、コロイド、薄膜、クロマトグラフ、基板上に形成された微細なパターン、ディスプレイ上に表示した中間調画像及びガラスの切断面の状態を表しているものについては、製図法に従って描くことが極めて困難であるので、その写真をもって図面に代えることができる。

この場合、明細書の図面の簡単な説明の欄には、それらの写真（図面代用写真）である旨を明記する。ただし、写真は明瞭であって、かつ、公報の掲載に支障のないものに限る。

なお、色彩写真は審査の参考に資する場合を除き認めない。

図面代用写真については、審査官が不備を是正させる必要があると判断し、かつ、方式違反になる事項が存在するときのみ、特許法第17条第3項又は実用新案法第2条の2第4項の規定により手続の補正を命ずる。

2. 上記1の写真には、写真印刷したものを含む。

（改訂平成23・11）

28.01

パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の手続

1. 優先権主張の申立て

パリ条約第4条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面(以下「優先権主張書」という。)を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない(特43条1項^{*1})。ただし、国際特許出願については、特許法第43条(特43条の2第2項(特43条の3第3項において準用する場合を含む。))及び特43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定は適用されないため、当該「優先権主張書」による手続は認められない(特184条の3第2項(実48条の3第2項において準用))。

特許法第43条第1項の「経済産業省令で定める期間」は、以下のとおりである。

(1) 特許

特許法第41条第1項、同法第43条第1項、同法第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)又は同法第43条の3第1項若しくは第2項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日(以下「優先日」という。)から1年4月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権主張を伴う特許出願の日から4月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間(出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間は除く。)(特施規27条の4の2第3項1号)。

なお、ここで優先日は、優先権主張書を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日である(特施規27条の4の2第3項1号)。

(2) 実用新案

実用新案登録出願の日から1月(特施規27条の4の2第3項1号を読み替えて準用する実施規23条2項)。

(3) 意匠

意匠登録出願と同時(特43条1項を読み替えて準用する意15条1項)。

(4) 商標

商標登録出願と同時(特43条1項を読み替えて準用する商13条1項)。

2. 優先権主張書の記載事項(特43条1項^{*1})

書面に記載する必要事項は以下のとおりである。

- (1) パリ条約による優先権を主張する旨の表示
- (2) 優先権の基礎となる出願をした同盟国の国名
- (3) 優先権の基礎となる出願の出願年月日

ただし、優先権主張書に代えて、当該特許出願の願書に(1)から(3)までの事項を記載して書面の提出を省略することができる(特施規27条の4第3項^{※2})。

なお、電子情報処理組織を使用して特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願と同時に優先権主張を行う場合は、願書に必要事項を記録しなければならない。(特例施規12条)

3. 優先権証明書類等の提出

(1) 特許・実用新案

ア. 特許法第43条第1項^{※1}の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本若しくはこれらと同様の内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国の政府が発行したもの(電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法をいう。特許法第43条第5項^{※3}及び第44条第4項^{※4}において同じ。)により提供されたものを含む。)又はこれらの写し(以下「優先権証明書類等」という。)を、次のaからcまでに掲げる日のうち最先の日から1年4月以内に特許庁長官に提出しなければならない(特43条2項^{※5})。

- a. 当該最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により当該最初の出願と認められた出願の日
- b. その特許出願が特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日
- c. その特許出願が特許法第43条第1項^{※1}、同法第43条の2第1項^{※6}(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)又は同法第43条の3第1項^{※7}若しくは第2項^{※8}の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

また、電磁的方法によつて優先権証明書類等に記載されている事項をパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合(特施規27条の3の3第2項^{※9})において、特許法第43条第1項^{※1}の規定による優先権主張をした者が、特許法第43条第2項^{※2}に規定する優先権証明書類等の提出期間内に当該出願の番号その他当該事項を交換するために必要な事項(特施規27条の3の3第3項^{※9})を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、優先権証明書類等を提出したものとみなされる(特43条5項^{※3})。

- イ. 特許庁長官は、上記ア. に規定する期間内に優先権証明書類等又は特許法第43条第5項に規定する書面の提出がなかったときは、優先権の主張をした者に対し、その旨を通知する（特43条6項^{*10}）。通知を受けた者は、その通知の日から2月以内に限り、優先権証明書類等又は同法第43条第5項に規定する書面を提出することができる（特43条7項^{*11}、特施規27条の3の3第5項^{*9}）
- ウ. 特許法第43条第6項の通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により、その通知を受けた日から2月以内に優先権証明書類等又は特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができないときは、以下の期間に、優先権証明書類等又は特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができる（特43条8項^{*5}）。
- 優先権証明書類等を、発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により提出をすることができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から1月（在外者にあつては、2月）（特施規27条の3の3第6項1号）。（→28. 21）
 - 上記a. に掲げる場合以外の場合、優先権証明書類等又は特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができなかつた理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）。ただし、当該期間が同法第43条第7項に規定する期間（上記イ. の期間）の経過後6月を越えるときは、同項に規定する期間の経過後6月（特施規27条の3の3第6項2号）。
- エ. パリ条約による優先権の主張を伴う国際特許出願（又は特184条の20第1項の申出）をする者は、国内書面提出期間が満了する時の属する日後（特184条の20第4項の規定により特許出願とみなされた国際出願についてはその決定の後）2月以内に、特許協力条約に基づく規則17.1（a）に規定する優先権書類として優先権証明書類等を提出することができる（特施規38条の14第1項^{*12}）。ただし、その国際特許出願の出願人がその責めに帰することができない理由により当該期間内に当該優先権証明書類等を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間経過後6月以内に当該優先権証明書類等を提出することができる（特施規38条の14第1項^{*12}）。

（2）意匠

ア. 意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権の主張をした者は、優先権証明書類等を、意匠登録出願の日から3月以内に特許庁長官に提出しなければならない（特43条2項を読み替えて準用する意15条1項）。

また、ジュネーブ改正協定第6条（1）（a）の規定による優先権の主張をした者は、経済産業省令で定める期間（意匠法第60条の6第1項に規定する国際公表があつた日から3月）以内に、優先権証明書類等を提出し

なければならない（意60条の10第2項において読み替えて準用する特43条2項、意施規12条の2）。

また、電磁的方法によって優先権証明書類等に記載されている事項をパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合（意施規19条3項において準用する特施規27条の3の3第2項1号）において、意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権主張をした者が意匠登録出願の日から3月以内に、又はジュネーブ改正協定第6条（1）（a）の規定による優先権主張をした者が国際公表があった日から3月以内に、当該出願の番号その他当該事項を交換するために必要な事項（意施規19条3項において準用する特施規27条の3の3第3項）を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、優先権証明書類等を提出したものとみなされる（意15条1項、60条の10第2項において準用する特43条5項^{*3}）。

イ. 特許庁長官は、上記ア. に規定する期間内に優先権証明書類等又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面の提出がなかったときは、優先権の主張をした者に対し、その旨を通知する（意15条1項、60条の10第2項において準用する特43条6項）。通知を受けた者は、その通知の日から2月以内に限り、優先権証明書類等又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができる（意15条1項、60条の10第2項において準用する特43条7項、意施規19条において準用する特施規27条の3の3第5項）。

ウ. 意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第6項の通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により、その通知を受けた日から2月以内に優先権証明書類等又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができないときは、以下の期間に、優先権証明書類等又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができる（意15条1項、60条の10第2項において準用する特43条8項^{*5}）。

a. 優先権証明書類等を、発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出をすることができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から1月（在外者にあつては、2月）（意施規19条3項において準用する特施規27条の3の3第6項1号）。（→28. 21）

b. 上記a. に掲げる場合以外の場合、優先権証明書類等又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができなかつた理由

がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内（意施規19条3項において準用する特施規27条の3の3第6項2号）。

（3）商標

ア．商標法第13条第1項（商68条1項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権の主張をした者は、優先権証明書類等を、商標登録出願の日から3月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

イ．優先権証明書類等を提出する者は、上記期間内に優先権証明書類等を提出することができないときは、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書（期間徒過）を提出することにより、優先権証明書類等を提出することができる（商13条1項（商68条1項において準用する場合を含む。）において準用する特43条7項、商施規7条の2第1項、第2項）。

ウ．優先権証明書類等を提出する者が、その責めに帰することができない理由により所定の期間内に提出することができないときは、以下の期間にその書類を提出することができる（商13条1項（商68条1項において準用する場合を含む。）において準用する特43条8項^{*5}）。

a．優先権証明書類等を、発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出することができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から1月（在外者にあつては2月）以内（商施規7条の2第3項1号）。（→28. 21）

b．上記a．に掲げる場合以外の場合、優先権証明書類等を提出することができなかつた理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内（商施規7条の2第3項2号）。

4．優先権の主張の基礎とした出願の番号を記載した書面の提出

特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第4条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を優先権証明書類等とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、優先権証明書類等の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない（特43条3項^{*5}）。

なお、以下の方法をとるときは、優先権の主張の基礎とした出願（以下「優先権基礎出願」という。）の番号を記載した書面の提出を省略することができる（特施規27条の4第4項^{*2}）。

（1）優先権基礎出願の番号が、優先権主張を申し立てるときに判明している場合は、願書又は優先権主張書に当該優先権基礎出願の番号及び必要な事項を記載する。

（2）優先権基礎出願の番号が、優先権証明書類等を提出するときに判明した

場合には、優先権証明書提出書（特許法第43条第5項^{*3}に該当する場合は手続補正書）に当該優先権基礎出願の番号及び必要な事項を記載する。

5. 分割若しくは変更に係る新たな出願又は実用新案登録に基づく特許出願の優先権主張の手続

(1) 優先権主張書又は優先権証明書類等の提出

特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権の主張を伴う出願をもとの出願（以下「もとの出願」という。）として分割に係る新たな出願（以下「分割出願」という。）、変更に係る新たな出願（以下「変更出願」という。）又は実用新案登録に基づく特許出願（以下「新特許出願」という。）をする場合において、パリ条約による優先権の主張をするためには、もとの出願について優先権の利益を享受していなければならない、もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書類等の提出をしていない場合には、分割出願、変更出願又は新特許出願で優先権の主張をすることはできない（パリ条約4条G、→15.20「2.（23）」）。また、原則として、分割出願、変更出願又は新特許出願についても優先権主張書及び優先権証明書類等を提出する必要がある（特44条3項、特施規27条の4の2第3項）。ただし、もとの出願に対して提出された書面又は書類（願書に記載して提出を省略したものを含む）であって、分割出願、変更出願又は新特許出願について提出しなければならない優先権主張書又は優先権証明書類等は、当該分割出願、変更出願又は新特許出願と同時に提出されたものとみなされる（特44条4項^{*4}、実10条8項、意10条の2第3項^{*13}）。分割出願後にもとの出願を取り下げた場合、変更出願をしたことによりもとの出願を取り下げたとみなされた場合（特46条4項、実10条5項、意13条4項及び商11条5項^{*14}）、又は新特許出願をするためにもとの実用新案権を放棄した場合（特46条の2第1項）は、もとの出願が特許庁に係属していないため、もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書類等を提出することができず、分割出願、変更出願又は新特許出願について優先権主張の手続きを完備することができない。そのため、以下の（2）から（4）の場合の各期間に限り、分割出願、変更出願又は新特許出願に対する優先権主張書又は優先権証明書類等の提出を認める。

(2) もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書類等を提出しないまま、分割出願をした場合

分割出願をする場合においては、もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書類等を提出する前に分割した場合であっても、もとの出願に対して所定の期間内に優先権主張書又は優先権証明書類等を提出し、優先権主張の手続きを完備しておく必要がある。仮に、もとの出願に対して優先権主張書又は優先権証明書類等の提出がない場合は、原則分割出願のみに対する優先権主張書又は優先権証明書類等の提出は認められない。ただし、もとの出願に対して優先権主張書を提出している場合であって、優先権証明書類等の提出の時点においてもとの出願が取下等により特許庁に係属しておらず、優先権証明書類等を提出することができない場合は、もとの出願についての優先権証明

書類等の所定の提出期間内に限り、分割出願に対する優先権証明書類等の提出を認める。なお、分割出願時よりも後に「もとの出願」に提出された書面又は書類であっても、それが期間内に提出されている限り、分割出願と同時に提出された書面又は書類とみなされる^{注1}（特44条4項、実11条1項、意10条の2第3項）。

- (3) もとの出願に優先権主張書を提出しないまま、変更出願又は新特許出願をした場合

変更出願又は新特許出願は、分割出願と異なり、出願形式の変更であって、もとの出願から派生した新たな出願ではないことから、みなし取下げ又は放棄されたもとの出願に代わって、もとの出願の優先権主張書の提出期間内に限り、変更出願又は新特許出願に対し優先権主張書が提出できるものとする。

ただし、特許出願又は実用新案登録出願をもとに意匠登録出願に変更した場合は、意匠登録出願に対する優先権主張書の提出時期は「出願と同時」であり、出願後に優先権の主張の手続をすることはできないため、たとえもとの出願の優先権主張書の提出期間内であったとしても、変更出願に対し優先権主張書を提出することは認めない。また、同様に特許出願をもとに実用新案登録出願に変更した場合は、実用新案登録出願に対する優先権主張書の提出時期は「出願の日から1月」であるため、たとえもとの出願の優先権主張書の提出期間内であったとしても、変更出願に対する優先権主張書の提出はもとの特許出願の日から1月に限られる。

以上により、もとの出願に優先権主張書を提出しないまま、変更出願又は新特許出願をした場合、次の期間内に限り、変更出願又は新特許出願に優先権主張書を提出できるものとする。

ア. 実用新案登録出願から特許出願に変更する場合

もとの実用新案登録出願の日（遡及した日）から1月

イ. 実用新案登録に基づき新特許出願をする場合

もとの実用新案登録出願の日（遡及した日）から1月

ウ. 特許出願から実用新案登録出願に変更する場合

もとの特許出願の日（遡及した日）から1月

- (4) もとの出願に優先権証明書類等を提出しないまま、変更出願又は新特許出願をした場合

もとの出願に対して提出しなければならなかった優先権証明書類等は変更出願又は新特許出願に対して提出するものとし、この優先権証明書類等は、もとの出願について適用される提出期間内に提出できるものとする。

ただし、特許出願又は実用新案登録出願をもとの出願として意匠登録出願に変更した場合は、意匠登録出願の優先権証明書類等の提出期間である「出願の日から3月以内」（意15条1項）を適用する。

以上により、変更出願又は新特許出願をする場合に、もとの出願又はもとの実用新案登録に係る実用新案登録出願に対して優先権証明書類等を提出することができないときは、変更出願又は新特許出願に対し、次の期間内に

限り、優先権証明書類等を提出できるものとする。

ア. 特許出願に変更する場合又は新特許出願をする場合

a. もとの出願が実用新案登録出願である場合又は実用新案登録を基礎とする場合は、優先日から1年4月

b. もとの出願が意匠登録出願である場合は、当該もとの出願の日から3月

イ. 実用新案登録出願に変更する場合

a. もとの出願が特許出願である場合は、優先日から1年4月

b. もとの出願が意匠登録出願である場合は、当該もとの出願の日から3月

ウ. 意匠登録出願に変更する場合

もとの出願が特許出願又は実用新案登録出願である場合は、当該もとの出願の日から3月（優先日から6月以内にもとの出願をしている場合に限る。）

エ. 商標登録出願又は防護標章登録出願に変更する場合

もとの出願の日から3月

6. パリ条約の例による優先権主張の手續

(1) 特許法第43条の2第1項^{*6}の規定によるパリ条約の例による優先権主張の手續（特・実・意）

パリ条約第4条D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C（1）に規定する優先期間内に優先権の主張を伴う特許出願ができなかった者は、経済産業省令で定める期間（パリ条約第4条C（1）に規定する優先期間経過後2月）内に経済産業省令で定めるところ（回復理由書の提出）によりその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、パリ条約第4条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる（特43条の2第1項^{*6}、特施規27条の4の2第2項^{*9}）。ただし、故意に、優先期間内にその特許出願をしなかったと認められる場合は、この限りでない。

ア. 優先権主張の申立て

優先権主張の申立て期間は、当該優先権の主張に係るパリ条約第4条C（1）に規定する優先期間の経過後2月以内である（特施規27条の4の2第3項4号^{*7}）。

イ. 回復理由書の提出

優先権主張の申立て期間内に、回復理由書を提出しなければならない（特施規27条の4の2第9項^{*9}において読み替えて準用する特施規27条の4の2第4項^{*9}）。

特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる（特施規27条の4の2第9項^{*9}において読み替えて準用する特施規27条の4の2第5項^{*9}）。

ウ. 手続をする者の責めに帰することができない理由による回復

手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第43条の2第1項の規定による手続をすることとなった者は、回復理由書の提出と同時に提出する上申書又は回復理由書の【その他】の欄に当該手続をすることができなかつた理由が「手続をする者の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、回復理由書を提出した日から2月以内に、その記載した事実を証明する書面を提出しなければならない。ただし、その記載した事実を裏付ける証拠書類は、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない（特施規27条の4の2第9項^{*7}において読み替えて準用する特施規27条の4の2第6項、第7項）。

エ. 優先権証明書類等の提出

優先権証明書類等の提出期間は、パリ条約による優先権主張の場合と同様である（特43条の2第2項において準用する特43条2項^{*5}）。

- (2) 特許法第43条の3第1項^{*7}若しくは第2項^{*8}、商標法第9条の2^{*15}又は9条の3の^{*15}規定によるパリ条約の例による優先権主張の手続
パリ条約による優先権主張の場合と同様である。

(改訂令和6・1)

^{*1} 特43条1項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用）、実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用

^{*2} 特施規27条の4第3項、4項：実施規23条2項、意施規2条の2第12項及び19条3項、商施規22条2項において準用

^{*3} 特43条5項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用）、43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項において準用

^{*4} 特44条4項：特46条6項、46条の2第5項、実11条1項において準用

^{*5} 特43条2項、3項、8項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用）、実11条1項、意15条1項、60条の10第2項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用

^{*6} 特43条の2：特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項において準用

^{*7} 特43条の3第1項：実11条1項、意15条1項において準用

^{*8} 特43条の3第2項：実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用

^{*9} 特施規27条の3の3第2項、3項、5項、特施規27条の4の2第2項、3項、4項、5項、9項：実施規23条2項、意施規2条の2第12項及び19条3項（特施規27条の3の3第2項2号及び特施規27条の4の2第3項を除く）において準用

^{*10} 特43条6項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項、意15

条1項において準用)、43条の3第3項(実11条1項、意15条1項において準用)、実11条1項、意15条1項において準用

※¹¹ 特43条7項: 特43条の2第2項(特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用)、43条の3第3項(実11条1項、意15条1項において準用)、実11条1項、意15条1項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用

※¹² 特施規38条の14第1項: 実施規23条7項において準用

※¹³ 意10条の2第3項: 意13条6項において準用

※¹⁴ 商11条5項: 商12条3項、65条3項において準用

※¹⁵ 商9条の2、9条の3: 商68条1項において準用

注¹ 特許庁編工業所有権法(産業財産権法) 逐条解説特44条4項参照

28.02

パリ条約による優先権等の主張の 取下げ・放棄の取扱い

特許法第43条第1項^{*1}、第43条の2第1項^{*2}、第43条の3第1項^{*3}若しくは第2項^{*4}、商標法第9条の2^{*5}又は第9条の3^{*5}の規定による優先権の主張（以下「パリ条約による優先権等の主張」という。）の取下げ又は放棄については、認めないこととする。

（説明）

1. 「パリ条約による優先権等の主張の取下げ又は放棄について、特許法には、その手続の要件・効果等に関する規定は設けられていない（国際出願において申し立てた主張については、特許協力条約に基づく規則90の2.3に優先権の主張の取下げに関する規定が設けられている。）。
2. 裁判所においては、特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権の主張について、次のように解釈されている。

「出願と同時に、優先権を主張する特許法第43条第1項所定の書面が特許庁長官に提出されることにより、特許庁の何らの応答行為を要せず、直ちに、第二国の出願日が、先後願関係及び新規性等の判断の場合には、第一国出願の日になされたと同様の取扱いを受けるという効果を生ずる。そして、優先権主張は、同条第4項によってその効力を失わない限り、この効果の発生によって目的を達し、爾後は第二国出願手続に吸収され、その一部となる。」（昭和48年9月27日東京高裁判決昭和45年（行コ）第81号）

この解釈に従い、優先権主張の取下げを認めるためには、「吸収され、一部」となっているものを分離し、独立に扱う旨の規定（取り下げることができる旨の規定）を必要とする（「国際出願と国内優先権」後藤晴男著）と考える。

3. 出願の審査に際しては、先後願関係及び新規性等の判断の基準日を確定させておくことが不可欠であり、優先権の主張の取下げを認めるとすれば、時期的制限を必要とする。さらに、その取下げは、優先権の主張の効力を失わせる不利益行為となることから、代理について特別授權事項に関する規定を必要とすると考えられるが、その規定がない以上、特許法上、パリ条約による優先権等の主張の取下げ・放棄を認めていないと解される。
4. なお、特許法第17条の4又は実用新案法第2条の2第1項の規定による特許法第43条第1項（第43条の2第2項（第43条の3第3項において準用する場合を含む。）及び第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面（以下「優先権主張書」という。）の補正において、方式上不備のない優先権主張の全部又は一部を削除することは、優先権主張書の不備若しくは誤記の訂正又は記載事項の補充のいずれにも該当しないから、認めない。（→28.12）

(改訂令和3・4)

-
- ※¹ 特43条1項：特43条の2第2項（特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用）、実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用
 - ※² 特43条の2第1項：特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項において準用
 - ※³ 特43条の3第1項：実11条1項、意15条1項において準用
 - ※⁴ 特43条の3第2項：実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用
 - ※⁵ 商9条の3：商68条1項において準用

28. 10

パリ条約第4条A(2)の正規の国内出願を基礎とする優先権主張の取扱い

1. パリ条約第4条A(2)の規定により二国間又は多数国間の条約により正規の国内出願とされる出願を基礎として優先権を主張する出願の取扱いにおいて、特許法第43条第1項^{*1}の規定に基づき記載するパリ条約の同盟国の国名については、次のとおり記載すれば足りるものとする。

(1) 二以上の国において効力を有する特許(広域特許)の出願(以下「広域出願」という。)である場合には、当該広域特許を付与する権限を有する機関^{注1}の名称又は当該広域出願における指定国のうちの一の国の国名

(2) 特許協力条約に基づく国際出願である場合には、「世界知的所有権機関」又は当該国際出願における指定国のうちの一の国の国名

ただし、特許法第43条第5項^{*2}の規定の適用(特許法第43条第2項^{*1}に規定する優先権証明書類等に記載されている事項の電磁的方法による交換)を受けようとする者が、広域出願に基づきパリ条約の規定による優先権の主張をしようとするときは、同条第1項に基づき記載するパリ条約の同盟国の国名については当該広域出願に係る広域特許を付与する権限を有する機関(すなわち「欧州特許庁」)の名称を記載しなければならない(特施規27条の3の3第4項^{*3})。

2. 「最初に出願をし、若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本」は、最初の出願を受理した主管庁が認証したものである(パリ条約第4条D(3))。

この場合、「最初の出願を受理した主管庁」には、最初の出願が広域出願である場合には当該広域出願を受理した機関^{注1}、最初の出願が国際出願である場合には当該国際出願を受理した機関^{注1}又は世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局も含まれる。

(改訂令和6・1)

^{*1} 特43条1項、2項：特43条の2第2項(特43条の3第3項(実11条1項、意15条1項において準用)、実11条1項、意15条1項において準用)、特43条の3第3項(実11条1項、意15条1項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用)、実11条1項、意15条1項、商13条1項(商68条1項に

において準用) において準用

注¹ 例えば「欧州特許庁」

※² 特43条5項：特43条の2第2項{特43条の3第3項〔実11条1項、意15条1項〕、実11条1項、意15条1項}、特43条の3第3項〔実11条1項、意15条1項〕、実11条1項、意15条1項において準用

※³ 特施規27条の3の3第4項：実施規23条2項、意施規第19条3項において準用

28. 1 1

優先権主張に係る表示に関する取扱い

特許法第17条の4又は実用新案法第2条の2第1項に規定する補正ができる期間を除き、特許法第43条第1項^{*1}に規定する書面（願書に記載して提出を省略した場合には願書）及び同条第2項^{*1}に規定する優先権証明書類等については、次に掲げる場合には、補正を認める。

1. 書面に記載された第一国の出願の年月日（以下「書面の年月日」という。）と優先権証明書類等に記載された第一国の出願の年月日（以下「証明書類等の年月日」という。）が相違する場合において、書面の年月日と証明書類等の年月日とを合致させるとき
 2. 書面の年月日と証明書類等の年月日が一致しているが、その年月日が誤りであった場合において、訂正に係る優先権証明書類等を提出し、書面の年月日を訂正に係る証明書類等の年月日に合致させるとき
 3. 書面に記載された第一国の国名（以下「書面の国名」という。）と優先権証明書類等に記載された第一国の国名（以下「証明書類等の国名」という。）が相違する場合において、書面の国名を証明書類等の国名に合致させるとき
- 上記1. から3. までに掲げる場合の手続の補正は、手続補正書に理由書（誤記の原因、誤記が意図としたものでないことの釈明等を記載した書面）を添付して提出しなければならない。

（説明）

優先権の主張は、そのもたらす効果の第三者に及ぼす影響が大であることから、その主張の効果を判断するに当たっては、特許法第43条第1項^{*1}に規定する書面についての記載は厳格に解釈すべきことは当然であり、法律で規定する期間を除いては原則として補正を認めない。しかしながら、明らかな誤記と認められる場合には、法律に特段の規定がなくとも出願人の申立てにより誤記の訂正をなすことができるとするのが判例^{注1}であり、書面の記載と優先権証明書類等の記載との間の同一性が認められる場合には、上記のように明らかな誤記として、その補正を認めることとする。

なお、書面の記載と優先権証明書類等の記載との間において第一国の出願の年月日及び国名のいずれもが相違している場合には、優先権主張の同一性は認められず、明らかな誤記とは認められない。

（改訂令和6・1）

^{*1} 特43条1項、2項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項、

意15条1項において準用)、特43条の3第3項(実11条1項、意15条1項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用)、実11条1項、意15条1項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用

注¹ 昭和48年7月24日東京高裁判決・昭和47年(行ケ)第128号

28. 12

特許法第17条の4又は実用新案法第2条の2第1項の規定に基づく優先権主張書の補正の取扱い（特・実）

特許法第17条の4（実用新案法第2条の2第1項）の規定による同法第41条第4項（実用新案法第8条4項）又は同法第43条第1項（同法第43条の2第2項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）及び同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面（以下「優先権主張書」という。）の補正は、原則として優先権に係る記載の誤記の訂正に限られ、補正により優先権を追加する（優先権の数を増やす）ことや方式上不備のない優先権主張の全部又は一部を削除することは認めない。

なお、願書に「先の出願に基づく優先権の主張」の欄又は「パリ条約による優先権等の主張」の欄を設け、必要な事項を記載して、優先権主張書の提出を省略した場合（特施規27条の4第3項^{*1}）の願書の補正も、同様である。

（説明）

特許法第17条の4（実用新案法第2条の2第1項）の規定による優先権主張書の補正とは、優先権主張書に不備若しくは誤記がある場合に、これを訂正し、記載事項の一部を補充することにより、当該優先権主張を適式なものとするを目的とする。

これに対し、出願後に優先権を追加する場合は、そもそも適式なものとする優先権主張がないから、その補正はできず、優先権主張書（特施規27条の4第2項）を提出しなければならない。

また、先の出願に基づく優先権主張に限り、優先権主張の取下げができるが、この場合、先の出願に基づく優先権主張取下書（特施規28条の4）を提出しなければならない。優先権主張書の補正により、方式上不備のない優先権主張の一部又は全部を削除することは、優先権主張書の不備若しくは誤記の訂正又は記載事項の補充のいずれにも該当しないから、認めない。

なお、パリ条約の規定による優先権の主張（特許法第43条の2第1項^{*3}及び同法第43条の3第1項^{*4}及び第2項^{*4}の規定によるパリ条約の例による優先権の主張）については、法律に規定がないため、その取下げもできない（→28.02）。

（改訂令和4・10）

-
- ※¹ 特施規 27 条の 4 第 3 項：実施規 23 条 2 項、意施規 19 条 3 項、商施規 22 条 2 項において準用
 - ※³ 特 43 条の 2 第 1 項：特 43 条の 3 第 3 項（実 11 条 1 項において準用）、実 11 条 1 項において準用
 - ※⁴ 特 43 条の 3 第 1 項、第 2 項：実 11 条 1 項において準用

28. 21

優先権証明書類等発行事務の遅延による 提出期間徒過に関する取扱い

特許法第43条第2項^{*1}の規定により提出すべき優先権証明書類等の提出期間の徒過が、優先権証明書類等を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延によるものであって、特許法条約第13条(3)及び特許法条約に基づく規則第14規則(6)(7)に規定する要件に準じた以下の要件を満たした場合には、出願人の責めに帰することのできない理由により期間内に手続ができなかったものとし、期間徒過後の提出を認める(特43条8項^{*1}、特施規27条の3の3第6項1号^{*2}、商施規7条の2第3項1号)。

ただし、個別具体的な事例において形式的には当該要件を満たさない場合であっても、総合的に勘案して判断を行う。

(要件)

1. 特許法第43条第2項^{*1}に規定する優先権証明書類等提出期間満了の2月前までに、先の出願がされた官庁へ優先権証明書類等発行の請求をすること。
2. 特許法第43条第7項^{*1}の規定により優先権証明書類等を提出することができる期間(特施規27条の3の3第5項^{*2}、商施規7条の2第1項)内に、上申書に、優先権証明書類等発行の請求を行った官庁及びその申請日を記載し特許庁長官へ提出すること。併せて、1.の事実(先の出願がされた官庁に対し優先権証明書類等提出期間満了の2月前まで優先権証明書類等発行の請求をしたこと)を裏付ける証拠書類又は宣言書を特許庁長官へ提出すること。
3. 先の出願がされた官庁より優先権証明書類等を入手してから1月(在外者にあつては2月)以内に特許庁長官へ提出すること。その際、優先権証明書提出書の【その他】欄に、「特許法第43条第8項^{*1}の規定による優先権証明書類等の提出」である旨を記載すること。

(改訂令和6・1)

^{*1} 特43条2項、7項、8項：特43条の2第2項(特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用)、特43条の3第3項(実11条1項、意15条1項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用)、実11条1項、意15条1項、60条の10第2項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用

^{*2} 特施規27条の3の3第5項、6項1号：実施規23条2項、意施規2条の2第12項、19条3項において準用

28. 41

方式上の不備がある特許出願等に基づく
優先権主張の取扱い（特・実）

特許出願等に基づく優先権の主張は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面（以下「優先権主張書」という。）を提出することにより行うが（特41条4項、実8条4項）、次のいずれかに該当する場合は、当該優先権の主張（願書に「先の出願に基づく優先権の主張」の欄を設け、優先権主張書の提出を省略した場合を含む。）を却下するものとする（特18条の2第1項^{*1}）。

なお、優先権主張の手續に関する代理人の特別授權が、先の出願において若しくは後の出願に際して書面（委任状については、その写しを含む。）をもって証明されていないとき（特9条^{*2}、特施規4条の3第1項柱書^{*3}）又は先の出願に仮専用実施権を有する者がある場合であって、後の出願の際に、その承諾を得た書面（承諾書）の添付がないとき（特41条1項ただし書、実8条1項ただし書、特施規6条^{*3}）は、当該優先権主張の手續の補正を命じる（特17条3項1号）。

1. 優先権主張書の記載

- (1) 先の出願の番号の記載がなく、優先権主張書の補正をすることができる期間（特17条の4、実2条の2第1項）を経過しても、当該記載事項を補充する補正がなされないとき。（特41条4項、実8条4項）
- (2) 先の出願の番号が誤って記載されており、優先権主張書の補正をすることができる期間（特17条の4、実2条の2第1項）を経過しても、当該記載事項の補正がなされないとき。（特41条4項、実8条4項）

2. 先の出願の要件に関する事項

- (1) 先の出願が、特許出願又は実用新案登録出願でないとき。（特41条1項柱書、実8条1項柱書）
- (2) 先の出願が、特許法第38条の2第8項の規定により却下されたものであるとき又は不適法な手續として特許法第18条の2第1項を準用する実用新案法第2条の5第2項の規定により却下されたものであるとき（出願日の認定がされたものである場合を除く。）。（特41条1項柱書、実8条1項柱書）
- (3) 先の出願が、後の出願の日前1年以内にされたものでないとき（その出願が故意に先の出願の日から1年以内にされなかったものでないと認められる場合であって、かつ、その出願が当該優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後2月以内にされたものである場合を除く。）。（特41条1項1号、特施規27条の4の2第1項^{*4}、実8条1項1号）
- (4) 先の出願が、特許法第44条第1項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願であるとき。（特41条1項2号、実8条1項2号）

- (5) 先の出願が、特許法第46条第1項又は第2項の規定による出願の変更に係る特許出願であるとき。(特41条1項2号、実8条1項2号)
- (6) 先の出願が、特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願であるとき。(特41条1項2号、実8条1項2号)
- (7) 先の出願が、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願であるとき。(特41条1項2号、実8条1項2号)
- (8) 先の出願が、実用新案法第10条第1項又は第2項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願であるとき。(特41条1項2号、実8条1項2号)
- (9) 先の出願が、後の出願の際に既に放棄されているとき。(特41条1項3号、実8条1項3号)
- (10) 先の出願が、後の出願の際に既に取り下げられているとき。(特41条1項3号、実8条1項3号)
- (11) 先の出願が、後の出願の際に既に特許法第18条第1項若しくは第2項、同法第18条の2第1項又は実用新案法第2条の3の規定により却下されているとき(出願日の認定がされたものに限る。)(特41条1項3号、実8条1項3号)
- (12) 先の出願について、後の出願の際に既に査定又は審決が確定しているとき。(特41条1項4号、実8条1項4号)
- (13) 先の出願について、後の出願の際に実用新案法第14条第2項に規定する設定の登録がされているとき。(特41条1項5号、実8条1項5号)

3. 主張適格に関する事項

- (1) 先の出願と後に出願の出願人が相違するとき。(特41条1項柱書、実8条1項柱書)
- (2) 先の出願の出願人が全員で後に出願の出願をしていないとき。(特41条1項柱書、実8条1項柱書)
- (3) 先の出願の出願人でない者が、後に出願を共同でしているとき。(特41条1項柱書、実8条1項柱書)

ただし、上記(1)から(3)までの場合について、代理権が確認できる代理人又は先の出願の代理人の手續であつて、出願書面作成時に誤記又は脱漏したことが明らかなきは、後に出願の主張適格の要件を満たす補正を認めるものとする。

4. 優先権主張書の提出期間

優先権主張書がその提出期間外に提出されたとき。(特41条4項、実8条4項)

5. 共同手續の要件

後に出願の出願人の全員が優先権主張の手續を行っていないとき。(特14条^{※5)})

6. 後に出願が故意に先の出願の日から1年以内にされなかつたものでない

として優先権の主張がされた場合

- (1) 後の出願が故意に先の出願の日から1年以内にされなかったものでないと認められないとき。(特41条1項1号括弧書、実8条1項1号括弧書)
- (2) 優先権主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後2月以内に当該出願及び優先権の主張がされていないとき。(特41条1項1号括弧書、特施規27条の4の2第1項^{*4}、実8条1項1号括弧書)

(改訂令和5・4)

^{*1} 特18条の2第1項、第2項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）、特例法41条2項、現金手続省令8条において準用

^{*2} 特9条、18条の2第1項：実2条の5第2項において準用

^{*3} 特施規4条の3第1項柱書、6条：実施規23条1項において準用

^{*4} 特施規27条の4の2第1項：実施規23条2項において準用

^{*5} 特14条：実2条の5第2項において準用

3 1 . 3 2

拒絶査定があった特許出願について拒絶
査定不服審判の請求とともに出願の変更
が行われた場合の取扱い（特・実・意）

拒絶査定があった特許出願について、拒絶査定不服審判の請求とともに実用新案登録出願への出願の変更が行われた場合（特46条2項、実10条1項、2項、意13条1項）には、これらの手続が形式的に適法である限りそのいずれをも受理し、変更した出願について審査を行う。

審判の請求については、実用新案登録出願への出願の変更によりもとの特許出願は取り下げたものとみなされる（特46条4項、実10条5項、意13条4項）ため、審理の目的物（対象）の喪失によって当然に終了する。（→審判便覧61-10）

（改訂平成23・11）

3 1 . 3 3

補正却下後の新たな意匠（商標）登録出願が、却下された複数の補正のいずれに基づくものであるか不明な場合の方式上の取扱い（意・商）

却下された補正が複数であって、補正却下後の新たな意匠（商標）登録出願が、却下された複数の補正のいずれに基づくものであるか不明な場合は、手続の補正を命ずる。

（説明）

補正却下後の新出願（意 17 条の 3 第 1 項 ^{*1}）の願書には、却下された補正についての手続補正書の提出年月日を記載することとなっている（意施規様式第 5 備考 1、商施規様式第 9 備考 2）。

却下された補正が複数ある場合で、却下された補正のいずれに基づく新たな出願であるか願書に記載がないとき、又は複数記載されているときは、方式上の不備に限らず実体審査における新たな出願の出願日の遡及の認否の判断も不可能であるから、願書の記載の不備として上記のように取り扱う。

（改訂平成 23・11）

^{*1} 意 17 条の 3 第 1 項：商 17 条の 2 第 1 項（商 68 条 2 項において準用）において準用

33.41

類似の意匠の意匠登録出願における本意匠の表示（登録番号又は出願番号）の訂正の取扱い（意）

類似意匠の意匠登録出願における本意匠の表示（登録番号又は出願番号）の訂正は手続補正書により行うことを認めることとする。

（改訂平成23・11）

35.60

防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願の願書に記載された登録番号に関する方式違反の取扱い（商）

標記についての取扱いは、下記のように取り扱う。

1. 登録番号でなく出願番号等が記載されていたときは補正を命ずる。
2. 存在しない登録番号（原簿上既に権利抹消している場合も含む。）が記載されていたときは補正を命ずる。
3. 登録番号の記載がない場合は却下する（商77条2項において準用する特18条の2第1項）。ただし、願書に添付されている委任状等の書面全体から当該登録番号が特定できるときは補正を命ずる（→15.20「1.（20）」）。

（改訂平成23・11）

39. 20

書換登録申請書等の取扱い（商）

1. 不適法な手続の却下

不適法な手続であって、その補正をすることができない書換登録に関する手続については、その手続を却下するものとする（商附則27条2項^{*1}において準用する特18条の2第1項）。

また、却下しようとするときは、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない（商附則27条2項^{*1}において準用する特18条の2第2項）。

なお、基準の運用に当たっては、書換登録申請書類等を総合的に検討し、客観的に手続者の合理的意思を判断するよう努めるとともに、形式的には以下に掲げる却下事項に該当する場合であっても、個別的具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。

(1) 書換登録申請書の却下

書換登録申請書及びその添付書類が、次に掲げる事項に該当する場合には商標法附則第27条第2項^{*1}において準用する特許法第18条の2第1項の規定によりその手続を却下するものとする。

ア. 日本語で書かれていない書面をもって申請をしたとき（商施規22条1項において準用する特施規2条1項）。

イ. 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して申請をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで申請をしたとき（商標管理人を有する在外者が日本国内に滞在している場合にするとときを除く。）（商附則27条2項^{*1}において準用する特8条1項）。

ウ. 書換登録の申請ができる期間（商附則3条2項^{*1}）外に申請をしたとき（商標法附則第3条第3項^{*1}の規定が適用される場合を除く。）。

エ. 商標権の指定商品を書き換えた旨の登録後重複して書換登録の申請をしたとき。

オ. 商標権の消滅後に書換登録の申請をしたとき。

(2) 書換登録申請書以外の手続の却下

書換登録申請書以外の手続が、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、商標法附則第27条第2項^{*1}において準用する特許法第18条の2第1項の規定によりその手続を却下するものとする（→15.20「2.」）。

2. 補正指令

方式上欠陥のある書換登録に関する手続については、補正を命ずる（商附則27条2項^{*1}において準用する特17条3項）。

指定された期間内にその補正をしないときは、その手続を却下する（商附則

27条2項^{*1}において準用する特18条1項)。

(1) 書換登録申請書の補正指令

書換登録申請書及びその添付書類が、次に掲げる事項に該当する場合には商標法附則第27条第2項^{*1}において準用する特許法第17条第3項の規定により補正を命ずる。

ア. 登録番号の記載がないとき、又は出願番号等が記載されているとき。

イ. 存在しない登録番号(原簿上既に権利抹消している場合も含む。)が記載されているとき。

ウ. 書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分の記載がないとき。

エ. 書換登録の申請に係る商標権に専用使用権者、通常使用権者、又は質権者がある場合において、これらの者の承諾を証明する書面が添付されていないとき。

(2) 書換登録申請書以外の補正指令

書換登録申請書以外の書類が、次に掲げる事項に該当する場合には商標法附則第27条第2項^{*1}において準用する特許法第17条第3項の規定により補正を命ずる。

ア. 書換登録の申請の際に使用権者等から書換について包括的な承諾を得ていない場合において、指定商品を減縮する手続補正書に使用権者等の承諾を証明する書面が添付されていないとき。

イ. その他は、「願書以外の出願書類の補正指令」に準じて扱う。

(改訂平成28・4)

^{*1} 商附則3条、27条2項：商附則23条において準用

4 1 . 6 1

組織変更の取扱い

会社はその組織を変更した場合は、組織変更届（書式第9の2）を提出するものとする。

（説明）

組織変更とは、会社が法人格の同一性を保ちながら、組織を変更して、他の種類の会社になることをいう。既に存在する会社を解散して清算手続をなし、改めて他の種類の会社を設立するという二重の手続から生ずる無駄と煩雑さを回避することを目的とするもので、企業維持の精神から認められたものである。すなわち、組織変更の前後を通じて権利義務の主体としての同一性を保持することができる点に組織変更の意義及び効用がある。

したがって、組織変更は実体的な権利義務の移転を生ずるものでないことから、本文のとおり取り扱う。

ただし、組織変更届に合理的疑義がある場合は、新たな会社を設立した旨の記載がある組織変更後の会社の登記事項証明書を求める。

なお、特許権等についても同様の考え方から、移転登録申請ではなく表示変更登録申請によるものとする。

（改訂平成25・6）

43. 20

特許庁長官による補正指令に対し出願人が行った補正が、要旨を変更するものとして審査官の決定により却下された場合の取扱い（特・意・商）

1. 特許庁長官による補正指令（平成5年改正前特17条2項、意68条2項及び商77条2項において準用する特17条3項）に対し、出願人が行った補正を適式なものとして受理した後に、要旨を変更するものとして補正が審査官の決定により却下された場合（平成5年改正前特53条、意17条の2第1項、商16条の2第1項）には、当該出願はいったん補正された方式上の欠陥を再び有することとなる。したがって、方式上の欠陥を補正する手続が補正却下の決定の謄本の送達後3月以内になされない場合、又は補正却下決定不服審判請求（平成5年改正前特122条、意47条1項、商45条1項）が認められなかった場合には、従前の補正指令に対する応答がなかったものとして、特許法第18条第1項^{※1}の規定により出願を却下する。なお、出願を却下する場合には、従前の補正指令に対する手続補正書の提出が必要な旨の通知（従前の手続補正指令書の複写を添付したもの）を事前に行うものとする。
2. 上記1.の取扱いは、補正が要旨を変更するものとして却下され、それが同時に方式上の欠陥となる場合の取扱いであり、補正が要旨を変更するものとして却下されても、それが同時に方式上の欠陥とならない場合は適用されない。
3. 補正却下後の新出願がされた場合（意・商）
なお、意匠登録出願又は商標登録出願について補正却下後の新出願がされた場合には、もとの出願についての手続補正書が提出された時に新出願がされたものとみなされ、もとの出願は取り下げられたものとみなされる（意17条の3^{※2}）。したがって、その場合には、もとの出願は却下しない。

（改訂平成23・11）

※1 特18条1項：意68条2項、商77条2項において準用

※2 意17条の3：商17条の2において準用

43. 21

出願却下処分 of 謄本の到達前に差し出された
された手続補正書の取扱い

特許法第18条第1項^{※1}又は実用新案法第2条の3の規定による出願却下処分の謄本が出願人へ到達^{注1}する前に、手続補正書（実用新案法第6条の2の規定による補正指令に対する補正であって、その指定した期間の経過後に差し出されたものを除く。）が差し出されており、これにより出願の欠陥が補正される場合には、出願却下処分を取り消し、手続補正書を受理する（→15. 20）。

手続補正書の差出日が不明な場合であって、手続補正書の差出日と出願却下処分の謄本の送達日の前後が問題となるときは、出願人が、書留郵便物受領書、特定記録郵便受領証等によりこれを証明しなければならない（→03. 10）。

（改訂平成23・11）

^{※1} 特18条1項：意68条2項、商77条2項、商附則27条2項において準用

^{注1} 特許庁内部的に成立した特許出願人を相手方とする行政処分について、特許出願人に対して効力を生ずるためには、特許出願人に告知することが必要であり、行政処分としての効力を発生するに至っていない告知前の時点において、補正がされ手続の瑕疵が治癒された場合には、特許庁長官は当該行政処分を撤回し、手続を続行すべきであると解する旨、判示されている（昭和50年4月30日東京地裁判決・昭和49年（行ウ）第39号）。

43. 22

方式上の欠陥が補正されていない出願に対し、補正指令の趣旨と無関係な自発の手続補正書等が提出された場合の取扱い

方式上の欠陥が補正されていない出願に対し、補正指令（特17条3項^{*1}、実2条の2第4項、6条の2）の趣旨と無関係な自発の手続補正書等が提出された場合には、願書との表示の同一性が認定できるものに限り、受理する。

なお、特許出願、商標登録出願又は防護標章登録出願において、出願日が認定されていない出願に対し、補完指令（特38条の2第2項、商5条の2第2項^{*2}）の趣旨と無関係な手続補正書等が提出された場合には、願書との表示の同一性が認定できるものに限り、受理する。

（改訂平成28・4）

*1 特17条3項：意68条2項、商77条2項において準用

*2 商5条の2第2項：商68条1項において準用

43.24

二以上の事項について補正を命じた場合に複数の手続補正書をもって補正が行われたときの手続補正書の取扱い

一の手続補正指令書により二以上の事項について補正を命じた場合において、補正を命じた全事項について、同時に複数の手続補正書をもって補正が行われた場合は、一部の手続補正書を不適法な手続として却下（特18条の2第1項^{*1}）するときであっても、他の欠陥の補正と独立して補正が可能な欠陥についての手続補正書は受理する。

また、複数の手続補正書が異なった日に提出された場合においても、先に提出された手続補正書を不適法な手続として却下としていないときについても同様に取り扱う。

なお、これらの場合は、その却下理由通知書において他の手続補正書は受理した旨を「なお書き」で記載する。

（改訂平成23・11）

^{*1} 特18条の2第1項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項において準用

43.25

公開公報を引用して、補正箇所を特定した 手続補正書の取扱い（特）

公開公報を引用して補正箇所を特定した手続補正書が提出された場合には、特許請求の範囲、明細書及び図面を引用して補正箇所を特定するように手続の補正を命ずる（特17条3項、特施規11条1項、様式第13）。

（改訂平成23・11）

43. 26

願書に記載した持分の補正について

共同出願の願書に記載した持分について、出願前に定めた持分を誤記したことが出願前に作成した持分の定め的事实を証明する書面（持分契約書等）により証明できるときは、持分の補正を目的とした出願人欄の補正をすることができる。

出願前に持分を定めているにもかかわらず持分を記載していない出願に持分の表示をするとき、又は新たに持分を定めるときは、持分の届出をする者について出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載するとともに、持分の定め的事实を証明する書面を添付して提出しなければならない。なお、この持分の届出にあっては、新たに権利の承継としての出願人名義変更届を提出する際に、当該権利の承継と併せて持分の定めを記載して届出ることができる。（特施規27条1項^{*1}）（→45. 20）。

（改訂令和3・10）

^{*1} 特施規27条1項：実施規23条2項、意施規2条の2第12項及び19条3項、商施規22条2項において準用

45. 20

出願人名義変更届の取扱い

1. 届出書と証明書との関係について

届出書に記載された事項と証明書に記載された事項が一致しない場合は、届出の内容を証明する正確な証明書を提出すべき旨の補正を命ずる。なお、手続書面の全体を勘案して証明書が正確で届出書の誤記と認められる場合は、届出書について補正をすべき旨のなお書きを追加する。

なお、以下に掲げる記名押印を要する証明書に記名押印がない場合は補正を命ずる（特施規様式第18備考19、20、商施規様式第11備考17、18）。

2. 権利の承継を証明する書面について

(1) 譲渡証書等には、譲渡に係る出願の番号等の記載、譲渡人及び譲受人双方の記名、譲渡人の押印を求める。

(2) 譲渡人及び譲受人双方で届出がされている場合であっても、譲渡証書等を添付させる。

(3) 同一譲渡人、同一譲受人の場合、一の譲渡証書等による複数件の譲渡に係る証明書の提出は認める。

(4) 相続の場合には次の書面を添付させる。

ア. 被相続人の死亡の事実及び相続人であることを証明する書面（戸籍謄本）

イ. 被相続人又は相続人の本籍と現住所が相違する場合は、その同一性を証明する書面（住民票、戸籍の附票等）

ウ. 相続人の間で遺産分割の協議をした場合は、民法第907条の遺産分割協議書

エ. その他の必要な書面

被相続人と相続人の本籍が相違する場合における相続人の転籍等を証明する書面（ただし、上記ア、イの書面に記載された相続人の氏名及び生年月日が同一であるときは、必要としない。）、相続人である親権を行う父又は母とその子の利益が相反する場合には、民法第826条の規定による家庭裁判所が選任した特別代理人であることを証明する書面、家庭裁判所で遺産分割の審判又は調停がなされたときは、その審判又は調停書の正本等

(5) 法人の合併の場合には、登記事項証明書^{注1注2}を添付させる。

(6) 会社分割の場合には、登記事項証明書^{注1注2}及び被承継人が記名押印した承継する権利を特定した証明書を添付させる。

3. 同意書について

特許を受ける権利等が共有に係るときは、各共有者は他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない（特33条3項^{*1}）から、作成者（同意者）が記名押印した同意書の添付が必要である（特施規様式第18備考20、商施規様式第11備考18）。ただし、次の場合は他の共有者の同意があつ

たものとして取り扱い、同意書の添付は要しない。

- (1) 全ての共有者が同一の他人に譲渡した場合。
- (2) 一部共有者が他の全ての共有者に譲渡した場合。
- (3) 共有者がそれぞれ別の他人に譲渡した場合であっても、譲渡証書等が一通で作成されている場合。

4. 持分の定めを証明する書面について

届出書に持分の定めを記載した場合は、持分の定め的事实を証明する書面又は譲渡証書等の文中において持分の定めについて明らかに記載し作成者（持分の定め的事实を証明する書面においては権利者全員、譲渡証書等においては譲渡人）が記名押印したものを添付させる（特施規様式第18備考20、商施規様式第11備考18）。

5. 代理権を証明する書面について

- (1) 譲渡による権利の承継（特定承継）の場合は特許法施行規則第4条の3第1項第2号^{*2}の規定により代理人の代理権は書面（委任状については、その写しを含む。以下同じ。）をもって証明する。ただし、権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもって証明することを要しない。
- (2) 本人の死亡若しくは本人である法人の合併による権利の承継（一般承継）の場合は特許法第11条^{*3}の代理権の不消滅の規定により届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもって証明することを要しない。
- (3) 会社分割による権利の承継の場合は会社の組織的行為として一般承継の形態を採っているが、特許法第11条^{*3}の代理権の不消滅には該当せず、特許法施行規則第4条の3第1項第2号^{*2}の規定により代理人の代理権は書面をもって証明する。

6. 持分の届出又は持分の変更に伴う出願人名義変更届

- (1) 出願時に持分を届け出てなかった場合で、その後持分を届け出るときは、持分の定め的事实を証明する書面（持分契約書等）を添付して、出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載する。
- (2) 出願時に届け出た持分を変更するとき、その事実を証明する書面（持分変更契約書又は持分の一部譲渡契約書等）を添付して、出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載する。
- (3) 上記（1）又は（2）の場合の届出は、新たに権利の承継としての出願人名義変更届を提出する際に、持分の届出をする者についてその承継人欄に持分を記載するとともに持分を証明する書面を提出することにより行うことができる。

7. 省令に基づく押印及び署名

- (1) 押印を要する証明書に押す印は、特許法施行規則様式第18備考19及び20並びに商標法施行規則様式11備考17及び18の規定により、本人確認できるものでなければならない（→14.10）。
- (2) 押印を要する証明書を特例法施行規則第13条第2項に規定する方法で電

子計算機から入力することにより、特定手続とともに特許庁長官に提出する場合は、特許法施行規則様式第18備考19及び20並びに商標法施行規則様式第11備考17及び18の規定による押印に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない（特例施規13条の2第1項）。

- (3) 外国人^{注3}は、特許法施行規則様式第18備考19及び20並びに商標法施行規則様式第11備考17及び18の規定による押印に代えて署名をすることができるが、当該署名は本人確認できるものでなければならない（→14.20）。

（改訂令和7・4）

*¹ 特33条3項：実11条2項、意15条2項、商13条2項において準用

*² 特施規4条の3第1項第2号：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

*³ 特11条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項において準用

注¹ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について添付することを要しないこととする場合には、届出書において、当該法人に係る商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は商業登記法第7条に規定する会社法人等番号を記載する。（特施規様式第18備考21、商施規様式第11備考19）

注² 被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、届出書において、当該届出に係る承継の事実を「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。（特施規様式第18備考22、商施規様式第11備考20）

注³ 外国に住む日本人についても同様とする。

45. 21

共同出願人のうち一部の者が持分を放棄
した場合の取扱い

共同出願人のうち一部の者が特許を受ける権利等を放棄する場合の届出は、出願人名義変更届に放棄をする者の記名押印のある放棄書を添付して提出させる。この場合、持分放棄をした者だけで届け出たときは、承継人（持分を放棄した者以外の出願人）にその旨を通知することとする。

（説明）

特許法施行規則第5条第1項^{*1}に「特許を受ける権利の承継を届け出るときは、その権利の承継を証明する書面を提出しなければならない。」と規定していることから、譲渡の場合は、譲り渡した事実及び譲り受けた事実が手続書面全体から判断できる必要があるのに対し、持分の放棄については、民法第255条に「共有者の一人がその持分を放棄したときは・・・その持分は他の共有者に帰属する」と規定しているので、その承継を証明する書面は、持分放棄書で足りる。

ただし、承継人がその権利の承継の事実を知らない場合には、何らかの不都合（例えば、出願審査請求の懈怠等）も考えられることから、その事実について通知しておく必要がある。

（改訂平成23・11）

^{*1} 特施規5条1項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

45. 23

数次の譲渡がなされた場合において、最終の承継人又は譲渡人が提出した出願人名義変更届の取扱い

出願後に、特許（登録）を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利に関し、特許庁長官に届け出ていない数次の譲渡（譲渡された権利をさらに譲渡するような連続した権利の譲渡）がなされた場合において、最終の承継人又は譲渡人が提出した出願人名義変更届は、各次の承継の全てについて「権利の承継を証明する書面」を添付したときに限り受理する。

ただし、本取扱いの適用は、数次の譲渡の過程において個々の権利の全てが譲渡されたことが当事者において明白に確認できる場合に限るため、譲渡人に持分が残る譲渡が含まれる場合、又は一の譲渡人からの複数の譲渡若しくは一の承継人への複数の承継が含まれる場合（譲渡人の特許を受ける権利の全てが承継人に承継されたことの証明が一の譲渡証書（又は複数の譲渡証書であっても当該権利について同日付にて譲渡が行われていることが確認できるもの）によりされている場合を除く。）のように各次の譲渡に係る持分に変動がある場合は、適用除外とする。

（説明）

出願後における特許（登録）を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利の承継については、特許庁長官への届出をもって、その効力発生要件とされている（特許法第34条第4項^{*1}）が、出願人（A）→譲受人（B）→譲受人（C）のように、譲受人（B）への特定承継の届出がされる前に更に譲受人（C）への特定承継があった場合は、既に特許を受ける権利を有しない者（B）からの届出を求めることは、最終の承継人（C）に過度の負担を強いる恐れがある。そのため、標記の届出により数次の譲渡について、包括的に届出がなされ包括的に権利の承継の効力が生ずるものと解し、本文のとおり取り扱う。

ただし、本取扱いについては、上述のとおり、特許庁長官への届出をもってその効力発生要件とする特許法第34条第4項^{*1}の例外的な取扱いであることから、数次の譲渡がされる過程において個々の権利の全てが譲渡されたことが当事者において明白に確認できる場合に限定する。

なお、相続その他の一般承継については、本取扱いの適用除外とする。一般承継については、その届出を怠っていたとしても、相続等の事実の発生によって権利の承継の効力が生じており、数次にわたる権利の承継があった場合であっても、最新の承継人がその届出を行うことになる。

出願人（A）→譲受人（B）→一般承継人（B'）のように譲受人（B）への

特定承継の届出がされる前に相続その他の一般承継があった場合は、最新の承継人（B'）が包括的に届出をするときであっても、届出書の書類名は「出願人名義変更届」とし、規定の手数料を納付して行うこととする。

（改訂令和4・4）

*¹ 特34条4項：実11条2項、意15条2項、商13条2項において準用

45. 25

確認判決書を添付した出願人名義変更届
の取扱い

出願人名義変更届に確認判決書（正本）及びその判決が確定していることを証明する書面（確定証明書）が添付されている場合は、これを権利の承継を証明する書面として容認し、この届出を受理する。

（説明）

確認判決とは、確認訴訟（一定の権利又は法律関係が存在するかどうかの主張について判決を求める訴え）における判決をいい、その確定による既判力によって、現在の権利関係が確定される。

特許出願に係る「特許を受ける権利」についても、その権利関係は確認判決によって確定されるところ、特許を受ける権利の承継の届出である出願人名義変更届の際に必要とされる「権利の承継を証明する書面」について特許法等施行規則は判決書を例示していない。

しかし、「権利の承継を証明する書面」とは、承継の事実が明確かつ客観的に判断できれば足りるものであるから、前述の確認判決の効力に鑑みれば、出願人名義変更届に確認判決書（正本）及び確定証明書が添付されている場合はこれを受理して差し支えない。また、裁判において成立した和解及び調停等の調書についても同様の取扱いとするが、調書はその作成と同時に確定するものであることから、確定していることを証明する書面（確定証明書）の提出の必要はない。

（改訂平成23・11）

48. 20

出願の方式上の方式的な不備が解消されていないときになされた出願の取下げ及び放棄の手續に関する取扱い

出願の方式的な不備が解消されていない場合においてもその出願取下書又は出願放棄書は、受理する。

ただし、出願人が取下げ又は放棄の手續をする場合において、出願人に係る方式的な不備が解消されていないとき又は委任による代理人が取下げ又は放棄の手續をする場合において、出願人若しくは代理人に係る方式上の不備が解消されていないときは、方式的な不備の解消を待って受理するものとする。

(説明)

出願の取下げ及び放棄は、その出願について、拒絶査定若しくは審決が確定するまで又は設定登録までは、出願人の自由意思によりいつでもなし得るものと解する^{注1}。

しかしながら、出願の方式上の不備が出願人若しくは代理人に係る場合又は代理権に係る場合は、出願の取下げ又は放棄の手續をする者と出願人若しくは代理人との同一性又は代理権の存在を認定することができないような不都合が生ずる。よって本文のとおり取り扱う。

(改訂平成25・6)

^{注1} 特許出願は、拒絶査定が確定するまで又は特許権の設定の登録がされるまでは取り下げることができる旨、判示している（昭和45年7月9日東京高裁判決・昭和44年（行ケ）第58号）。

54.50

特許公報等の掲載事項に誤りがあった場合の取扱い

特許公報等の掲載事項に誤りがあった場合は、速やかに全文訂正を掲載する。
ただし、紙媒体で発行している特許庁公報の掲載事項に誤りがあった場合は、正誤訂正を掲載する。

(改訂平成25・6)

5 4 . 5 1

出願公開又は実用新案登録前に出願が取下げ、放棄若しくは却下され又は拒絶査定が確定している場合の公報の取扱い
(特・実・商)

出願公開又は実用新案登録前に出願が取下げ、放棄又は却下され若しくは拒絶査定が確定している場合には、原則、その公報は発行しないものとする。

ただし、公報発行準備中であって、公報発行を中止することができない場合及び出願公開の請求があったものについてはこの限りでない。

(説明)

出願公開又は実用新案登録前に出願が取下げ、放棄又は却下され若しくは拒絶査定が確定している場合には、既に出願が特許庁に係属していないのであるから、原則、その公報を発行する必要はなく、また出願人にとってもその公報が発行されることは不利益となることが予想されるので、その公報を発行することは極力避けなければならない。

しかしながら、当該出願が既に公報発行の準備中の場合は、一律に公報発行を中止することは公報発行計画上の発行日を遵守できなくなり、全体の作業能率及び定期的な公報発行に非常に大きな影響を与えることとなる。

そこで、当該公報発行が中止可能か否か等を総合的に判断し、公報発行を中止することができない場合には、そのまま作業を進めることとする。

また、出願公開の請求があったときも直ちに公開準備に入るため、同様に扱う。

(改訂平成23・11)

54.53

秘密でなくなった登録意匠を公報に掲載する場合の取扱い（意）

秘密とされていた登録意匠が秘密でなくなった場合には、次の要領で意匠公報に掲載する。

1. 目次には「秘密解除である」旨のマークを表示する。
2. 本文は登録番号順に掲載するが、別段の表示は行わない。
3. 秘密期間満了前に意匠権が消滅した場合には、意匠公報に意匠法第20条第3項に規定する事項を掲載し、目次には「秘密期間満了前に権利が消滅した秘密意匠である」旨のマークを表示する。

（改訂平成25・6）

58. 20

書類、ひな形及び見本の閲覧等について

何人も、特許庁長官に対し、特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形、見本若しくは商標法第5条第4項の物件（以下「書類等」という。）の閲覧若しくは謄写又は特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿若しくは商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付（以下「閲覧等」という。）を請求することができる^{注1}（特許庁において廃棄処分とされたものを除く。）。

ただし、以下の1. から8. までに掲げるとおり特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、上記の限りではない。

なお、特許庁長官は、閲覧等の請求を認めるに当たり、執務に支障あるときは、閲覧等の請求者に対し、閲覧等の日時を別に指定することとする。

特許庁長官は、特許法第186条第2項（実用新案法第55条第1項において準用）、意匠法第63条第2項及び商標法第72条第2項に基づき、特許法第186条第1項第1号から第6号まで（実用新案法第55条第1項において準用^{注2}）、意匠法第63条第1項第1号から第7号まで及び商標法第72条第1項第1号から第3号までに掲げる書類について閲覧等の請求を認めるときは、当該書類等の提出者に対し、その旨及びその理由を通知する。

1. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものは、当該書類等を提出した者でなければ当該書類等（書類等の一部にその旨の記載又は添付書類がある場合は当該箇所又は当該添付書類。以下4. において同じ。）の閲覧等を請求することができない。

ただし、「登録商標」についてはこの限りでない。

2. 無効審判、商標登録取消審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であって、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったもの、又は判定に係る書類であって、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったものは、明らかに秘密を保持する必要がないと認められるものを除き、当事者、参加人又は提出者の同意を得た者でなければ当該書類（書類の一部にその旨の記載又は添付書類がある場合は当該箇所又は当該添付書類）の閲覧等を請求することができない。

3. 裁定に係る書類であって、当事者、当事者以外の者であってその特許、実用新案登録若しくは意匠登録に関し登録した権利を有する者又は特許法第84条の2^{*1}の規定により意見を述べた通常実施権者から、これらの者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったものは、明らかに秘密を保持

する必要がないと認められるものを除き、当事者、当事者以外の者であつてその特許、実用新案登録若しくは意匠登録に関し登録した権利を有する者又は提出者の同意を得た者でなければ、当該書類（書類の一部にその旨の記載又は添付書類がある場合は当該箇所又は当該添付書類）の閲覧等を請求することができない。

4. 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるものは、当該書類等の提出者又は提出者の同意を得た者でなければ当該書類等の閲覧等を請求することができない。

5. 特許、実用新案登録若しくは意匠登録に係る出願書類等又は当該出願の審査に係る書類（以下「出願関係書類等」という。）及び特許若しくは意匠登録に関する拒絶査定不服審判又は意匠登録に関する補正却下決定不服審判に係る書類等（以下「査定系審判等に係る書類等」という。）については、出願人、出願人代理人、審判請求人、審判請求人代理人及び下記6. の利害関係を証した者でなければ当該書類等の閲覧等を請求することができない。

ただし、出願公開されているもの、設定登録されているもの、協議不成立意匠出願公報に掲載されたもの、及び秘密にすることを請求した意匠にあっては秘密が解除されているものについては、この限りではない。

なお、特許出願等に基づく優先権主張を伴う出願の基礎とされた先の出願又は出願の変更に係る出願のもとの出願に係る出願関係書類等及びこれらの査定系審判等に係る書類等について、特定の者でなければ閲覧等を請求することができない場合であっても、当該特許出願等に基づく優先権主張を伴う出願又は出願の変更に係る出願が、出願公開された場合、設定登録された場合、協議不成立意匠出願公報に掲載された場合、若しくは秘密にすることを請求した意匠にあっては秘密が解除された場合には、何人も当該優先権の主張の基礎とされた先の出願又は出願変更のもとの出願に係る出願関係書類等及びこれらの査定系審判等に係る書類等の閲覧等を請求することができる。

6. 5. において利害関係を証した者とは、以下に該当することを書面をもって証明した者をいう。

（1）出願関係書類等の場合

ア. 閲覧等につき出願人の同意を得た者

イ. 拒絶理由通知の理由中に引例された出願について、前記拒絶理由通知を受けた出願の出願人（その者の代理人を含む。）

ウ. 出願公開前又は登録前に、出願人からその発明、考案又は意匠の実施について警告等を受けた者

（2）査定系審判等に係る書類等の場合

（1）に準ずる。

7. 特許法第186条第1項第1号（改正前特許法第186条第1項第1号^{注3)}）に規定する特許法第67条の5第2項（改正前特許法第67条の2第2項^{注3)}）の資料（延長の理由を記載した資料）については、何人もその閲覧等を

請求することができる。ただし、当該資料に記載された事項のうち、延長登録出願人から当該延長登録出願人の保有する営業秘密が記載された旨の申出^{註4}があった箇所及び通常実施権に係る情報については、明らかに秘密を保持する必要がないと認められるものを除き、出願人、出願人代理人及び利害関係を証した者でなければ閲覧等を請求することができない。

(1) 利害関係を証した者とは、以下に該当する者をいう。

ア. 閲覧等につき出願人の同意（ただし、通常実施権に係る情報については、通常実施権を許諾した者及び通常実施権者の同意も必要とする。）を得たことを書面をもって証明した者

イ. 当該延長登録に係る無効審判の請求人（及び参加人）又はその代理人であって、審理上その者に閲覧等を認めることが必要であると認められる者

(2) 延長の理由を記載した資料とは、以下に該当する資料をいう（特許法施行規則第38条の16（改正前特許法施行規則第38条の16^{註3}））。

ア. その延長登録の出願に係る特許発明の実施に特許法第67条第4項（改正前特許法第67条第2項^{註3}）の政令で定める処分を受けることが必要であったことを証明するため必要な資料

イ. 特許法施行規則第38条の16第1号（改正前特許法施行規則第38条の16第1号^{註3}）の処分を受けることが必要であったためにその延長登録の出願に係る特許発明の実施をすることができなかつた期間を示す資料

ウ. 特許法施行規則第38条の16第1号（改正前特許法施行規則第38条の16第1号^{註3}）の処分を受けた者がその延長登録の出願に係る特許権についての専用実施権者若しくは通常実施権者又は当該特許権者であることを証明するため必要な資料

なお、特許法第67条の5第2項（改正前特許法第67条の2第2項^{註3}）の資料において営業秘密が記載された旨を特許庁長官に申し出る場合は、書式第30（書式第30の2）により行うものとする。

8. 特許出願に係る明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されているか否かにかかわらず、特許庁長官が経済安全保障推進法第66条第1項本文若しくは第2項の規定による送付をする場合に該当しないと判断するまでの間又は同法第67条第1項で規定する内閣総理大臣による保全審査により、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認められるかどうかについての判断がなされるまでの間は、当該特許出願に係る書類の証明又は認証付きファイル記録事項記載書類の交付について、発行制限することとする。

（改訂令和6・5）

注¹ 特許に関する書類又は特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項のうち、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報についての閲覧等に関しては、「58. 21」を参照。

注² 特許法第186条第1項第3号中「第84条の2」とあるのは、実用新案法第55条第1項において「実用新案法第21条第3項、第22条第7項若しくは第23条第3項において準用する第84条の2」と読み替えて準用している。

*¹ 特84条の2：特92条7項、93条3項、実21条3項、22条7項、23条3項、意33条7項において準用

注³ 令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。

注⁴ 意見書の意見の内容及び上申書の上申の内容並びに拒絶理由通知等（特許庁からの発送書類）は申出の対象外。

58. 21

登録された通常実施権又は仮通常実施権に係る情報の閲覧・交付請求等の書式について（特・実）

特許法においては、特許に関する書類等（意匠のひな形若しくは見本も含む）及び特許原簿に登録されている事項は何人でもその閲覧、証明又は書類の謄本若しくは交付を請求することができることとし、全て一般に開示することを原則としている（特186条1項本文）。

他方、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報のうち、開示することにより、特許権者、専用実施権者又は通常実施権者（仮通常実施権については、特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者）（以下「権利者等」という。）の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものについては、非開示とすることとされている（下記「1.」）（平成23年改正前特186条3項本文、特施令18条）。なお、実用新案については仮通常実施権は規定されていないため、通常実施権のみが対象である（平成23年改正前実55条1項及び平成23年改正前実施令4条4項において準用）。

ただし、これら非開示とされた事項については、登録された通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者（以下「利害関係人」という。）が利害関係を有する部分について閲覧等の請求をした場合に限り、例外として開示の請求ができることとし、それら利害関係人については政令で定めている（下記「2.」、「3.」）（平成23年改正前特186条3項ただし書、特施令19条）。

なお、専用実施権又は仮専用実施権は、専用実施権が設定された範囲においては専用実施権者以外の者が実施できなくなる点で第三者への影響が大きいことから、その内容の公示の必要性が高いため、非開示の対象とはされていない^{注1}。

1. 開示することにより権利者等の利益を害するおそれがあるものとして非開示とする情報は、以下のとおりである。

（1）通常実施権に係る情報（平成23年改正前特施令18条1項）

ア. 通常実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ. 通常実施権の範囲

ウ. 通常実施権が、特許法第34条の3第2項又は第3項の規定により許諾されたとみなされたものであるときは、当該通常実施権についての仮通常実施権を有していた者（仮通常実施権者）の氏名又は名称及び住所又は居所

エ. 通常実施権が、特許法第34条の3第2項又は第3項の規定により許

諾されたとみなされたものであるときは、当該通常実施権についての仮通常実施権の範囲

(2) 仮通常実施権に係る情報（平成23年改正前特施令18条2項）

ア. 仮通常実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ. 仮通常実施権の範囲

2. 各利害関係人が開示請求できる利害関係を有する部分は、以下の表のとおりである（平成23年改正前特施令19条）。

実施権の種類	利害関係を有する者	開示の範囲
通常実施権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権者 ・ 特許権の差押債権者、仮差押債権者、質権者、破産管財人等 	当該特許権に係る通常実施権の情報（専用実施権に係る通常実施権の情報を含む。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用実施権者 ・ 専用実施権の差押債権者、仮差押債権者、質権者、破産管財人等 	当該専用実施権に係る通常実施権の情報
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常実施権者 ・ 通常実施権の差押債権者、仮差押債権者、質権者、破産管財人等 	当該通常実施権の情報
仮通常実施権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許を受ける権利を有する者 ・ 特許を受ける権利の差押債権者、仮差押債権者、破産管財人等 	当該特許を受ける権利に係る仮通常実施権の情報（仮専用実施権に係る仮通常実施権の情報を含む。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮専用実施権者 ・ 仮専用実施権の差押債権者、仮差押債権者、破産管財人等 	当該仮専用実施権に係る仮通常実施権の情報
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮通常実施権者 ・ 仮通常実施権の差押債権者、仮差押債権者、破産管財人等 	当該仮通常実施権の情報

3. 利害関係人が利害関係を有する部分について閲覧等の請求を行う場合の手続

通常実施権又は仮通常実施権に係る情報の閲覧、証明及び書類の交付等の請求は、平成23年改正前特許法施行令第19条第1項及び第2項各号に掲げる利害関係人であることを証明する書面として次に例示するものを添付

し、手数料令に定める所定の手数料を納付して行う。

なお、代理人により請求を行う場合は、以下の証明書その他に当該手続に係る代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。）を添付する。

＜証明する書面の主な例＞

- ア．特許権者又は特許出願人の場合は、身分証明書等。
- イ．通常実施権者又は仮通常実施権者の場合は、身分証明書等又は当該通常実施権若しくは仮通常実施権の登録申請書に添付した原因書面（特許庁の登録済みの印が押されているもの）等。
- ウ．差押債権者又は仮差押債権者の場合は、身分証明書等。
- エ．質権者の場合は、身分証明書等又は当該質権の登録申請書に添付した原因書面（特許庁の登録済みの印が押されているもの）等。
- オ．破産管財人の場合は、裁判所の破産管財人証明書、破産管財人に係る身分証明書等、登記事項証明書等。

4．仮通常実施権に係る情報の閲覧を請求する者は、次の表の第2欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により作成する。

なお、特許登録原簿（磁気原簿）に記録された事項についての閲覧又は交付の請求は、「124.01」を参照。

	手 続	書 類 名	書 式
1	仮通常実施権に係る特許仮実施権原簿の謄本の交付請求 （認証付き）	認証付特許仮実施権原簿謄本の交付請求書	書式 第78
2	仮通常実施権に係る特許仮実施権原簿の閲覧の請求	特許仮実施権原簿の閲覧請求書	書式 第79
3	仮通常実施権登録申請書等の閲覧の請求	仮通常実施権登録申請書等の閲覧請求書	書式 第80

（改訂令和4・10）

注¹ 特許法等の一部を改正する法律（平成20年法律第16号）により、通常実施権等に係る情報のうち秘匿の要望の強いものについて一般への開示を制限することとした。なお、同法の施行の日（平成21年4月1日）前に登録された通常実施権については適用されない（同法附則2条6項）。

64. 10

資産の流動化に関する法律に基づく信託
の取扱い

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号）は、特定目的会社を用いて資産の流動化を行い、これら資産の流動化の一環として発行される証券等を購入する投資者の保護を図り、国民経済の発展に資することを目的として制定され、平成12年の一部改正時において、その題名が「資産の流動化に関する法律」（以下「資産流動化法」という。）と変更されるとともに、信託を利用して資産の流動化を行う特定目的信託制度（資産流動化法2条13項、第3編）が新たに導入された。

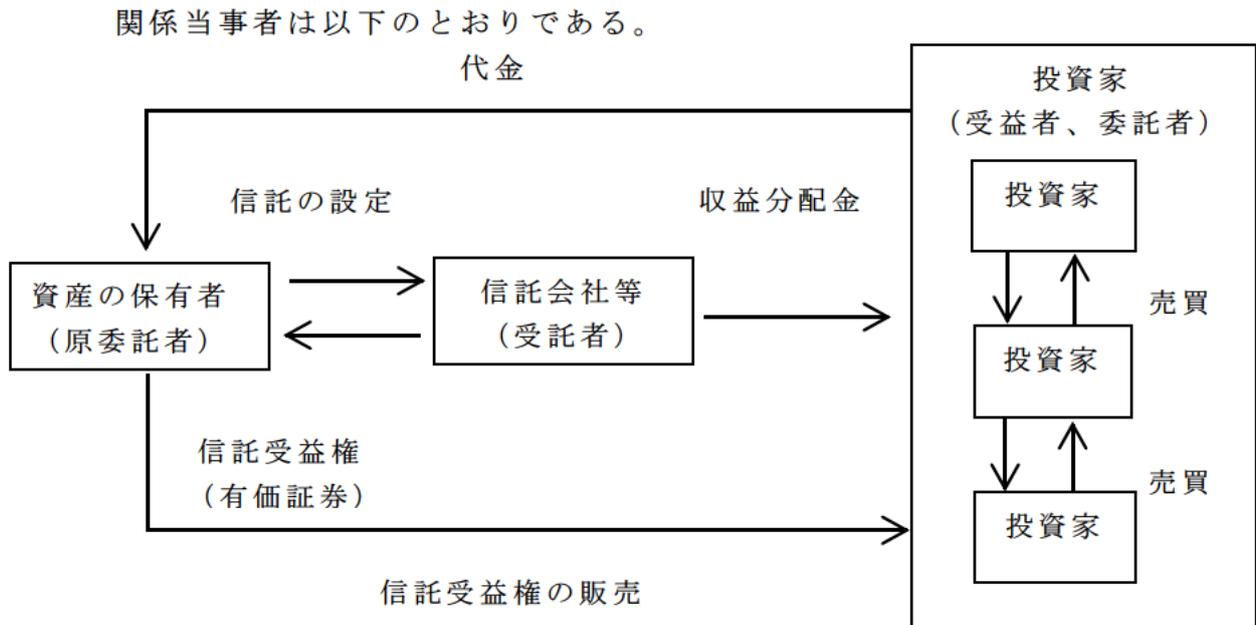
この特定目的信託制度も信託の一形態であることから、当該制度に係る出願及び登録申請についても、その旨を特許信託原簿に記載することとする。

この特定目的信託制度の概要及び登録申請等は以下のとおり。

1. 資産流動化法に基づく特定目的信託制度

(1) 特定目的信託における関係当事者

特定目的信託とは、「資産流動化法の定めるところにより設定された信託であって、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とする」ものであり、すなわち、信託会社等が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分によって得られる金銭をもって、その債務の履行を行うものをいう（資産流動化法2条13項）。



- ・原委託者が、受託者（信託会社等）との間で、特定目的信託に係る信託契約を締結する。受託者は特定資産を信託財産として取得する。
- ・受託者である信託会社等は受益証券を発行し、これを原委託者が取得し、投資家に売却する。
- ・受益証券によって示される受益権の持分の割合に応じて、収益が投資家に分配される。

※受益権は受益証券をもって、元本持分と利益持分が表示され（資産流動化法234条1項、5項）、その受益権に係る元本持分の割合に応じて、委託者の地位も承継される（同法237条）。したがって、受益権の譲渡は受益証券によってされるところ（同法234条2項）、譲渡された受益証券が元本持分を有するものであるときは、元本持分の割合に応じて、委託者の地位も承継されることになる。

※受益権移転の対抗要件は、受託信託会社に対しては、権利者名簿への記載であり（資産流動化法235条1項）、記名式の受益証券の場合には受益証券の取得者の氏名を記載しなければ、第三者に対抗できない。（同法235条2項）

(2) 代表権利者及び特定信託管理者

資産流動化法第260条第8項において信託法第123条（信託管理人）の規定が適用されず、これに代わるものとして代表権利者（資産流動化法254条）及び特定信託管理者（同法260条）の制度が設けられた。

2. 特定目的信託における信託の登録

(1) 登録申請人

登録申請の当事者は、受託者を登録権利者とし、資産流動化法第229条第1項に規定する原委託者を登録義務者とする。

(2) 添付書面

ア. 登録原因書の記載

信託の登録は、信託による特許権の移転又は特許権以外の権利の設定若しくは移転の登録の申請と同時に申請しなければならないところ（特登令60条^{*1}）、登録原因書として申請書に添付される信託契約書には、本件信託が特定目的信託である旨の表示がされていなければならない。

イ. 特許登録令第58条第1項に規定する書面の記載

特定目的信託においては、委託者及び受益者については、受益証券の転々流通によりこれらの者の変動が予定されている。よって、信託の登録申請において添付する書面（特登令58条1項^{*1}）に委託者及び受益者を記載することを要しない。ただし、この場合においては、添付書面に「その他の信託の条項」として、本件信託が特定目的信託である旨の表示がされていなければならない。

ウ. 代表権利者又は特定信託管理者の記載

特定目的信託に係る特許登録令第58条第1項^{*1}の規定の適用については、同項第3号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」と読み替えることとされており（資産流動化法施行令73条5項）、代表権利者又は特定信託管理者がある場合には、添付書面においてそれらの者を記載する。

(3) 特許信託原簿の登録

特許信託原簿においては、委託者及び受益者の登録は不要とし、「その他の信託条項」として、本件信託が特定目的信託である旨の表示をする。また、代表権利者又は特定信託管理者がある場合には、それらの者を表示する。

3. 特許登録令施行規則第61条による受益者への通知

特許登録令施行規則第61条^{*2}においては、信託の登録等をしたときは、特許権その他特許に関する権利の表示等を受益者に通知しなければならないとされているところであるが、特定目的信託においては、受益者が受益証券の転々流通により変動するため特許信託原簿に記載されないことから、当該通知を要しない。

4. 特許法施行規則第26条による特許を受ける権利の信託

特許法施行規則第26条による特許を受ける権利の信託については、受託者の記載が不要である点を除いて、同条による願書記載事項が特許登録令第58条による添付書面記載事項と同じであることから、その記載は上記2.の運用と同じものとする。なお、資産流動化法第260条第8項において信託法第123条（信託管理人）の規定が適用されないこととされており、本件特許を受ける権利の信託が特定目的信託である場合には、信託管理人が記載されることはなく、代表権利者又は特定信託管理者がある場合には、それらの者を記載するものとする。

なお、実用新案登録を受ける権利の信託については実用新案法施行規則第23条第2項に、意匠登録を受ける権利の信託については意匠法施行規則第2条の2第12項及び第19条第3項において準用されている。

また、商標登録出願により生じた権利の信託については商標法施行規則第22条第2項において特許法施行規則第26条第3項から6項までを準用し、国際商標登録出願に係る商標登録出願により生じた権利の信託については商標法施行規則第9条の3に規定されている。

(改訂令和3・10)

*¹ 特登令58条1項、60条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用

*² 特登施規61条：実登施規3条4項、意登施規6条4項、商登施規17条4項において準用

64. 20

移転登録の申請書の取扱い

1. 申請書と証明書との関係について

申請書に記載された事項と申請書に添付する証明書に記載された事項又は特許（登録）原簿に記載された事項と一致しない場合は、特登令第38条及び方式審査便覧70. 30に基づき、申請書の修正が可能であるとき等、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは補正を命ずる（特登令第38条1項^{*1}）。また、登録の原因を証明する書面の訂正が必要となるとき等、登録の申請の不備が補正をすることができるものであると認めないときは、その申請を却下する（特登令38条3項^{*1}）。

2. 登録の原因を証明する書面等について

(1) 添付書面

申請書に添付して提出する証明書面については、特許登録令及び特許登録令施行規則に定められている。これは、当該登録の申請が、真正かつ適法になされていることを形式的に証明するため、提出を要求されるものであり、次のものがある。

ア. 登録の原因を証明する書面（特登令29条1項1号^{*1}）

・譲渡証書、譲渡契約書、専用実施権許諾証書等

イ. 相続、合併、会社分割等の登録の原因の発生の事実を証明する書面（特登令35条^{*1}）

・戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書、登記事項証明書^{注1注2}、権利承継証明書等

ウ. 登録の原因についての第三者の許可等を証明する書面（特登令29条1項2号^{*1}）

・特許権等共有者の同意書、裁判所の許可書等

なお、登録の原因を証明する書面が執行力のある判決であるときは、登録の原因について第三者の許可等を証明する書面等は、申請書に添付する必要はない（特登令29条2項^{*1}）。

また、登録の原因について第三者の許可等を要する場合において、申請書にその第三者が記名し、押印したときは、第三者の許可等を証明する書面を申請書に添付する必要はない（特登令29条3項^{*1}）。

エ. 登録上の利害関係人の承諾書等

オ. 代位原因を証明する書面（特登令31条^{*1}）

カ. 代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。）（特登施規13条の5^{*2}）

(2) 特許庁長官が提出を命ずる書面

特許庁長官は、登録の申請の手続について必要があると認めるときは、相当の期間を指定して次の書面の提出を命ずることができる。

また、特許庁長官は、請求により又は職権で、指定した期間を延長することができるが、また、この期間の延長は、その期間が経過した後であっても、特許庁長官が指定した期間の満了の日（当該満了の日が特許法第3条第2項の規定の適用を受けるときにあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における当該満了の日）の翌日から2月以内に限り、請求することができる。請求による期間の延長は、期間延長請求書によりしなければならない。（特登令30条^{*1}、特登施規13条^{*2}）（→04.10、04.12）

ア. 申請人が外国人であるときは、その国籍を証明する書面。

イ. 申請人が外国人である場合において、その外国人の属する国（告示で定める国を除く。）がパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は日本国と特許に関して相互に保護すべきことを約した国でないときは、次に掲げる書面のいずれか一。

a. 同盟国又は加盟国のうちの一国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するときは、これを証明する書面。

b. その外国人の属する国において日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているときは、これを証明する書面。

c. その外国人の属する国において日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているときは、これを証明する書面。

ウ. 申請人が法人であるときは、法人であることを証明する書面。

エ. 戸籍若しくは住民票の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれに準ずべき書面。

3. 申請書又は添付書面の押印又は署名

(1) 特許登録令第29条第3項に規定する申請書の印並びに特許登録令施行規則第10条^{*3}、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する様式のうち押印を必要とする申請書及び添付書面の印は、本人確認できるものでなければならない（→14.10）。

(2) 特許登録令施行規則第10条^{*3}、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する手続のうち押印を必要とする添付書面を特例法施行規則第13条第2項に規定する方法により電子計算機から入力することにより、特定手続とともに特許庁長官に提出する場合は、その押印に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない（特例施規13条の2第1項）。押印を必要とする申請書を電子情報処理組織を使用して提出する場合は、特例法施行規則第13条第2項に定める方法により、本人確認を行うこととする。

- (3) 外国人^{注3}は、特許登録令第29条第3項に規定する申請書の印並びに特許登録令施行規則第10条、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する様式のうち押印を必要とする申請書^{注4}及び添付書面への押印に代えて署名をすることができるが、当該署名は本人確認できるものでなければならない(→14.20)。

(改訂令和7・4)

※¹ 特登令29条、30条、31条、35条、38条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用(特登令38条1項6号を除く)

※² 特登施規13条、13条の5：実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用

※³ 特登施規10条：実登施規3条3項(第6項を除く)、意登施規6条3項(第6項を除く)、商登施規17条3項(第2項、5項及び6項を除く)において準用

注¹ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、申請人(承継人)の欄に記載した法人以外に係る「登記事項証明書」について添付することを要しないこととする場合には、申請書において、当該法人に係る商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は商業登記法第7条に規定する会社法人等番号を記載する。(特登施規様式第8備考5)

注² 被承継人と承継人との間に複数の分割の事実があるときは、申請書において、当該届出に係る承継の事実を「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。(特登施規様式第8備考6)

注³ 外国に住む日本人についても同様とする。

注⁴ 当該申請書に係る署名は、日本に住む外国人に限る。

68. 10

国有の特許権等が国以外の者に移転した場合における特許（登録）料等の取扱い

国有の特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（以下「特許権等」という。）を国以外の者に移転した場合において、国以外の者が納付すべき特許（登録）料は、特許権、実用新案権又は意匠権にあっては、その移転登録の日（一般承継による場合は、その原因発生の日）の属する年の次の年からの各年分（特許権又は実用新案権にあっては、第4年分以降のものに限る。）とし、商標権にあっては、当該存続期間の次の存続期間の更新登録に係る登録料からとする。

（説明）

1. 国に属する特許権等には、特許（登録）料の納付義務の規定は、適用しない（特107条2項、実31条2項、意42条2項、商40条3項^{*1}）。この規定は、国庫資金の自己循環を回避するための規定であり、特許権等が国に属している間のみ適用され、はじめ国に属していた特許権等が後に国以外の者に譲渡されたときは、この規定の適用のないことは言うまでもない^{注1}。
2. 特許法第112条第4項（同条5項、実33条4項、意44条4項、商20条4項）の規定（権利消滅擬制の規定）は、特許権又は実用新案権にあっては第4年、意匠権にあっては第2年以降の各年分の特許（登録）料を納付しないとき又は商標権の存続期間の更新登録の申請をしないときに適用される規定であって、特許権又は実用新案権にあっては第1年から第3年、意匠権にあっては第1年、商標権にあっては当該存続期間の期間中の権利については、消滅擬制の規定は存在せず、当該期間中に国有の特許権等が国以外の者に移転した場合においても、特許（登録）料は納付せずとも存続する。
3. 特許権又は実用新案権にあっては第4年、意匠権にあっては第2年以降の各年分の特許（登録）料は、前年以前に納付しなければならず（特108条2項、実32条2項、意43条2項）、この納付期間不遵守の場合の猶予期間としての追納期間内に特許（登録）料及び割増特許（登録）料を納付しないときは、特許法第112条第4項（実33条4項、意44条4項）の規定が適用され、当該特許権等は、当初の納付期限が経過する時に遡って消滅したものとみなされる。これらの規定は、当初の納付期限において特許（登録）料の納付義務の規定が適用されない国に属する特許権等には適用されず、特許権等が前年以前の納付期限において国に属するものであれば、当該年分の間存続する。年（商標権にあっては当該存続期間）の途中で国から国以外の者に移転した場合において、当該年分の特許（登録）料の納付義務及びその不遵守の場合の効果を用いるための特別の法規定は存在しない。
4. 特許法等における納付期限及び特許（登録）料を納付しないときの効果に関

する規定の趣旨は、納付期限不遵守の理由のいかんを問わず、当初の納付期限内に納付することができないときは、直ちに特許権等の効力を失わせることのないよう特許（登録）料の追納の機会を与え、追納期限内においても納付しないときは、当初の納付期限経過時に遡って権利消滅を擬制することにより、以後の権利関係を明確化し、特許等法律関係の安定化を図るところにあると解すべきである。

5. 以上を総合的に勘案し、国の特許権等には、特許（登録）料の納付義務の規定を適用しない旨の規定以外に何らの規定も設けられていない現行特許法等においては、特許（登録）料の納付を前提とした特許権等の設定の登録又は特許権等の存続に関する規定等の適用については、国について当該特許（登録）料が納付期限内に納付された場合と同様の効果を生じたものとして運用し、国以外の者に移転したときは、法規定による納付期限を厳格に適用するのが妥当と考えられる。

（注）国には、特許法第107条第2項、実用新案法第31条第2項、意匠法第42条第2項若しくは商標法第40条第3項（同法65条の7第3項において準用。）の規定の適用について、大学等技術移転促進法附則第3条の規定により国立大学法人、大学共同利用機関法人若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の研究成果について譲渡を受けた承認事業者（平成19年3月31日までにした特許出願に係る特許料の納付に限る。）が国とみなされる場合、産業技術力強化法附則第3条の規定により国立大学法人等（平成19年3月31日までにした特許出願に係る特許料の納付に限る。）が国とみなされる場合、特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号。以下「平成15年改正法」という。）附則第2条第4項、第3条第2項、第4条第1項若しくは第5条第1項の規定により特許法第107条第2項、実用新案法第31条第2項、意匠法第42条第2項若しくは商標法第40条第3項（同法65条の7第3項において準用。）の規定中「国」とあるのを「国等」とする場合（平成16年3月31日までにした特許出願、実用新案登録出願、意匠出願及び商標出願に係る特許料又は登録料の納付に限る。）、又は平成15年改正法附則第8条第1項若しくは第2項の規定により、なお効力を有する平成15年改正法第7条の規定による改正前の大学等技術移転促進法第12条第4項（同条10項及び同法13条第2項において準用。）又は同法12条10項（同法13条3項において準用。）の規定の適用を受け、国立大学における研究成果について国から譲渡を受けた国立大学関係認定事業者又は試験研究独立行政法人における研究成果について試験研究独立行政法人から譲渡を受けた試験研究独立行政法人関係認定事業者に属する特許権等について国に準ずる場合（平成16年3月31日までにした特許出願及び実用新案登録出願に係る特許料又は登録料の納付に限る）を含む。

(改訂平成23・11)

*¹ 商40条3項：商65条の7第3項において準用

注¹ 特許庁編工業所有権法逐条解説、特107条参照。

70. 12

移転登録申請等と同時にされた登録名義人の表示の変更又は更正の登録の申請において移転登録申請書等に添付された委任状を援用し、委任状の添付を省略した場合の取扱い

標記の場合には、移転登録申請書等に添付された委任状（その写しを含む。以下同じ。）に例えば、「特許第〇〇〇号移転登録申請に関する一切の件」が委任事項として記載されていれば、特に登録名義人の表示変更又は更正の登録の申請に関する事項が委任事項として記載されていなくとも省略を認める。

（説明）

登録の申請の手続についての委任状には、権利の特定及び申請の種別等委任事項を具体的に記載することが必要であるが、移転登録申請等と同時にされた登録名義人の表示の変更又は更正の登録の申請は、移転登録申請等に連なる手続であることから、例えば「特許第〇〇〇号移転登録申請に関する一切の件」と記載されている場合には、委任事項に特に明記されていなくても、登録名義人の表示の変更又は更正の登録の申請に関する事項も含まれるものとして取り扱う。

（改訂令和4・10）

70. 13

官公署により発行された証明書の有効
期限の取扱い

特許登録令第30条第1項の規定等により、特許庁長官が登録の申請の手続について必要と認め、その提出を命じることができる証明書等のうち、以下の書面（公証人により作成されたものを含む。以下同じ）の有効期限は日本の官公署により発行された書面にあっては発行の日から3月以内、外国の官公署により発行された書面にあっては発行の日から6月以内とする。

- (1) 法定代理人により登録を申請する場合におけるその権限を証明する書面
- (2) 申請人が外国人である場合におけるその国籍を証明する書面
- (3) 申請人が法人である場合における法人であることを証明する書面

(改訂平成28・4)

70. 14

登録の原因が会社法第356条及び同法365条等に該当する場合において、登録の申請書に添付する株主総会承認書、取締役会承認書、議事録等の原本が提出できないときの取扱い

登録の原因が会社法第356条又は同法365条に規定する取引等に該当する場合において、登録の申請書に添付する株主総会承認書、取締役会承認書、議事録等は原本が原則であるが、やむを得ない事情により原本を添付できない場合には、原本を複写したものに、公証人又は特別利害関係人以外の取締役が原本と相違ない旨の認証又は証明をすることにより代えることができる。

(改訂平成23・11)

70. 15

特許登録令第19条の登録義務者の
承諾書の記載事項について

特許登録令第19条^{*1}の規定に基づき登録権利者だけで登録の申請をする場合において、添付する承諾書（単独申請承諾書）には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 特許番号（登録の目的が仮専用実施権の申請に関するときは、当該実施権の登録の申請に係る特許出願の番号^{注1}）
- (2) 当該登録申請を登録権利者だけで申請することを承諾する旨
- (3) 登録権利者だけで申請することを承諾した日又は承諾書を作成した日
- (4) 登録権利者の氏名又は名称
- (5) 登録義務者が、自然人にあっては住所又は居所及び氏名、法人にあっては住所、名称及び代表者名

（改訂令和3・10）

^{*1} 特登令19条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用

^{注1} 特許出願の番号が通知されていないときは、特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。

70. 17

株式会社の清算人が自己取引を行う場合に に係る登録の申請の取扱い

株式会社の清算人が自己取引を行う場合には、会社法482条4項において準用する同法356条、会社法489条8項において準用する同法365条の規定により、清算人会非設置会社においては株主総会、清算人会設置会社においては清算人会の承認が必要となることから、その承認書を申請書に添付しなければならない（特登令29条1項2号^{*1}）。

（改訂令和4・1）

^{*1} 特登令29条1項2号：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用

70. 30

登録申請に係る補正及び却下について

1. 登録申請の補正

特許登録令第38条第1項は、「特許庁長官は、次に掲げる場合において、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは、申請人に対し、経済産業省令で定める期間内に当該申請について補正をすべきことを命じなければならない。」と規定し、同令第1項第1号から第9号までに掲げる不備がある場合において、その不備が補正することができるものであると認めるときは、補正を命ずべきこととしている（特登令38条1項^{*1}）。

(1) 補正命令

次のア. からオ. までのような場合には、補正をすることができるものとする。

ア. 登録の原因を証明する書面（提出済みのものに限る。）に記載された内容に合わせた申請書の修正が可能であるとき

イ. 明白な誤記の訂正として申請書の修正が可能であるとき

ウ. 登録の原因を証明する書面以外の書面（事実を証明する書面など）を提出することが可能であるとき

エ. 代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。）を提出することが可能であるとき

オ. 登録免許税を納付することが可能であるとき（納付に係る領収証書を含む。）

(2) 補正することができる期間

申請の補正をすべき命令を受けた者は、当該命令の日から2月以内にその補正をすることができる（特登施規13条の2^{*2}）。

なお、商標については、商標法に関するシンガポール条約の規定（同条約第14条、同条約第9規則）に基づき、申請人から申し出があったときは、当該期間の経過後2月に限り、商標登録令第10条第1項において準用する特許登録令第38条第2項の規定による却下を保留することとする。

(3) 手続補正書による補正

登録申請に係る手続の補正は、手続補正書（特登施規様式第16）によりしなければならない（特登施規13条の3^{*2}）。

(4) 補正をしないときの申請の却下

申請の補正をすべき命令を受けた者がその命令の日から2月以内にその補正をしないときは、当該申請を却下することができる（特登令38条2項^{*1}）。

2. 登録申請の却下

特許登録令第38条第3項は、「特許庁長官は、第1項各号に掲げる場合において、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めないときは、

その申請を却下するものとする。」と規定し、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めないときは、当該申請の却下をすべきこととしている（特登令38条3項^{*1}）。

次のア. からコ. までのような場合には補正命令の対象とはせず、却下処分を行うものとする。ただし、却下の処分を行おうとする際に却下の理由が解消されているときは、却下の処分は行わない。

却下処分を行うに当たっては、当該提出書類等を総合的に検討し客観的に手続者の合理的意思を判断するよう努めるものとし、形式的には以下の却下事項に該当する場合であっても、個別具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。

ア. 事件の表示がない又は不明（登録の原因を証明する書面又は原簿と一致しない）なとき。

イ. 登録の原因を証明する書面が提出されていないとき（登録の原因を証明する書面の提出を要しない場合を除く）。

ウ. 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して申請をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人選任の届出をしていないとき。

エ. 登録の原因を証明する書面の訂正が必要となるとき。

オ. 信託の申請等、同時にすべき申請がされなかったとき。

カ. 申請時において事実発生前の申請をしたとき。

キ. 権利消滅後若しくは権利の存続期間の終了後に手続をしたとき、又は追納期間（特112条1項、実33条1項、意44条1項、商41条の2第5項、8項）経過後に手続をしたとき（特許法第112条の2第1項、実用新案法第33条の2第1項、意匠法第44条の2第1項又は商標法第41条の3第1項若しくは第3項の規定が適用される場合を除く。）。

ク. 既に登録済みの内容と同一の申請をしたとき。

ケ. 提出の趣旨が不明なとき。

コ. 矛盾する手続が同時に申請されたとき。

却下しようとするときは、申請人に対し、その理由を通知し、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない（特登令38条4項^{*1}）。弁明を記載した書面は、弁明書（特登施規様式第17）により作成し、当該通知の日から2月以内に提出しなければならない（特登施規13条の4第2項^{*2}）。

なお、商標については、商標法に関するシンガポール条約の規定（同条約第14条、同条約第9規則）に基づき、申請人から申し出があったときは、当該期間の経過後2月に限り、商標登録令第10条第1項において準用する特許登録令第38条第3項の規定による却下を保留することとする。

（改訂令和5・7）

*¹ 特登令 38 条：実登令 7 条、意登令 7 条、商登令 10 条において準用（特登令 38 条 1 項 6 号を除く）

*² 特登施規 13 条の 2、13 条の 3、13 条の 4：実登施規 3 条 3 項、意登施規 6 条 3 項、商登施規 17 条 3 項において準用

7 1 . 1 1

職権で行われた土地の分筆（合筆）を登録原因とする表示変更登録申請の取扱い

土地の分筆（合筆）が不動産登記簿に登録（不動産登記法39条）され、これを登録原因として登録名義人の表示変更登録申請が行われる場合には、登録免許税は登録免許税法第5条第2号の規定により非課税とする。

なお、この場合は登録名義人表示変更申請書に「非課税である旨の申出」の欄を設けて「職権による土地の分筆（合筆）による表示の変更の登録の申請」と記載する（特登施規様式第9備考5に準ずる）。

（改訂平成23・11）

72.10

被相続人と相続人の本籍が相違する場合 の相続による移転登録申請書の取扱い

被相続人と相続人の本籍が相違する場合であっても、被相続人の戸籍謄本及び相続人の住民票の双方に記載された相続人の氏名及び生年月日が同一であれば、相続人の転籍を証明する書面は必要としない。

(改訂平成23・11)

72. 11

共有者の一方が相続人なくして死亡した場合の持分移転登録等の取扱い

1. 共有者の一方が相続人なくして死亡した場合は、民法第255条の規定により、その持分は他の共有者に帰属することとなる。

この場合においては、持分移転登録申請書の様式を用い、登録義務者欄には、被相続人を記載し、被相続人の相続財産清算人の代位申請とする。登録の原因を証明する書面は、被相続人の除籍の謄本、家庭裁判所の相続財産清算人の証明（官報公告された官報で可）及び特別縁故者（療養看護者等）（民法958条の2）がないことを証明する書面とする。

2. 共有者の一方が死亡し、その死亡者の相続人全員が相続放棄したときは民法第939条の規定により、初めから相続人とならなかつたとみなされるため、その持分は他の共有者に帰属することとなる。

この場合においては、上記1.と同様であるが、登録の原因を証明する書面は上記1.に加えて相続を放棄した者が法定相続人であったことを証明する書面（戸籍謄本等及び家庭裁判所の相続放棄陳述受理証明書）とする。

3. 上記1.と2.及び共有者の一方が持分を放棄した場合における登録免許税については、いずれも「その他の原因による移転の登録」として取り扱う。
4. なお、上記1.及び2.についての効力発生時期は、共有者の一方が死亡したときであり、他方、共有者の一方が持分を放棄した場合には登録しなければ効力は発生しない。

(改訂令和6・1)

72.12

登録義務者（法人）の清算終了登記前に
登録原因が発生した場合において、清算
終了登記後になされた登録申請の取扱い

登録義務者の清算人であった者が当該登録義務者の代表者として標記の申請をしたときは、これを受理する。

なお、清算人であったことを証明する書面（閉鎖事項証明書等）の添付がない場合は、この書面の提出を命ずることとする（特登令30条1項4号^{*1}）。

（説明）

登録義務者の清算終了登記後に登録申請をする場合には、原則として当該清算終了登記を抹消（商業登記法134条1項2号）した後にしなければならないが、標記の場合には、単に登録手続のみが未了であるので申請人の便宜を考慮し、本文のとおり取り扱う。

（改訂令和3・10）

^{*1} 特登令30条1項4号：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用

73. 11

使用権に関する登録申請書に商標権の存続期間を超えた期間が記載された場合の取扱い（商）

登録申請書の「使用権の範囲」の欄に存続期間を超えた期間が記載されている場合は、当該申請について補正をすべきことを命じる。

（説明）

商標法においては、商標権の存続期間は商標権者の更新の登録の申請により更新することができる（商23条1項）が、これは、商標権者に対し存続期間経過後の商標権を更新の登録の申請前に現実の権利として保障しているものではないので、本文のとおり取り扱う。

（改訂平成28・4）

73. 13

仮専用実施権又は専用実施（使用）権の
存続期間を変更する登録申請をすること
ができる時期について

仮専用実施権又は専用実施権は設定登録が効力発生要件であり、実施（使用）権の存続期間を経過した後は当然効力がない。

したがって、実施（使用）権の存続期間を変更する場合には、当初定められた存続期間内に登録申請を行わなければならない、その期間経過後は新たな実施（使用）権設定登録の申請をしなければならない（特34条の4第1項、98条1項2号^{※1}）。

（改訂平成23・11）

^{※1} 特98条1項2号：実18条3項、意27条4項、商30条4項において準用

7 6 . 1 0

特許権又は特許に関する権利の抹消登録
申請の取扱い

特許権又は特許に関する権利に係る登録の抹消（一部放棄による登録の抹消を除く。）の申請がなされた場合において、当該抹消に係る権利について登録名義人の表示の変更又は更正の登録の申請が必要なときであっても、抹消登録申請書に登録名義人の表示の変更又は更正の事実を証明する書面が添付されているときは、登録名義人の表示の変更又は更正の登録の申請がなくとも、当該抹消登録申請書を受理する。

（改訂平成23・11）

100.02

特例法令における用語の定義

1. 電子情報処理組織

特例法にいう「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置等の周辺機器を含む。）と出願人等（手続をする者又はその者の代理人）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう（特例法2条1項）。

2. 特許等関係法令

特例法にいう「特許等関係法令」とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、国際出願法若しくは特例法又はこれらの法律に基づく命令（政令、省令）をいう（特例法2条2項）。

3. 特許料等

特例法第14条第1項にいう「特許料等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法第107条第1項の特許料
- (2) 特許法第112条第2項の割増特許料
- (3) 実用新案法第31条第1項の登録料
- (4) 実用新案法第33条第2項の割増登録料
- (5) 意匠法第42条第1項の登録料
- (6) 意匠法第44条第2項の割増登録料
- (7) 商標法第40条第1項又は第2項の登録料
- (8) 商標法第41条の2第1項又は第7項の登録料
- (9) 商標法第43条第1項から第3項までの割増登録料
- (10) 商標法第65条の7第1項又は第2項の登録料

4. 電子署名

「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう（特例施規13条1項）。

5. 電子証明書

「電子証明書」とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び特許庁長官が告示で定める電子証明書をいう（特例施規13条1項）。

（改訂令和6・1）

101.01

電子情報処理組織による特定処分等

1. 特定処分等

経済産業大臣、特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、特許等関係法令の規定による処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為であって特例法施行規則に規定するもの（以下「特定処分等」という。）については、同規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法4条1項）。

電子情報処理組織を使用して行われた特定処分等については、原則として処分等を文書をもって行うものとして規定している特許等関係法令を適用する場合に、当該特定処分等を文書をもって行われたものとみなされる（特例法4条2項）。

2. 特定処分等の指定

特定処分等として指定されるものは、次に掲げるものをいう（特例施規23条）。

- (1) 特例法施行規則第23条第1号イからソまでに規定する手続（特例法施行規則別表第1の1から4まで、6及び7の項の第2欄に掲げる手続（平成12年1月1日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に於ける手続及び商標法第68条の10第1項に規定する国際商標登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）についての拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）に係るものを除く。）に関し、手続をする者又は代理人がその手続をするのに適当でないため、代理人の選任又は改任の命令をした後に、当該手続者又は代理人により手続がされた場合に行う当該手続の却下処分（特例施規23条1号）
- (2) 特例法施行規則第23条第1号イからソまでに規定する手続に関し、補正指令に対して、指定した期間内に補正がされなかった場合に行う手続の却下処分（特例施規23条2号）
- (3) 特例法施行規則第34条の2第10号、第11号、第18号、第19号、第23号、第24号及び第31号から第33号までに掲げる特許料等の納付の申出（特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出、口座振替による納付の申出及び指定立替納付者による納付の申出（特例法15条1項、15条の2第1項、15条の3第1項及び16条）を除く。）及び特例法施行規則第23条第1号イからソまでに規定する手続に関し、補正をすることができない不適法なものである場合に行う手続の却下処分（特例施規23条3号）
- (4) 特許庁長官が行う手続の受継の決定若しくは手続の中止の決定又はその決

定の取消し（特例法施行規則別表第1の1から4まで及び6の項の第2欄に掲げる手続（国際商標登録出願についての拒絶査定等に対する審判の請求及び国際商標登録出願についての拒絶査定等に対する審判に係る手続を除く。）に係るものを除く。）（特例法規23条4号）

- (5) 国際特許出願又は国際実用新案登録出願に関し、国内書面提出期間内に国内書面を提出しなかった場合、国内書面に方式不備がある場合又は国内書面提出期間（外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては翻訳文提出特例期間）内に要約の翻訳文を提出しなかった場合の補正指令に対して、指定した期間内に補正がされなかったときに行う出願の却下処分（特例法規23条5号）
- (6) 国際実用新案登録出願に関し、国内処理基準時の属する日までに図面の提出がない場合の補正指令に対して、指定した期間内に補正がされなかったときに行う出願の却下処分（特例法規23条6号）
- (7) 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（次のア及びイに掲げるものを除く。）（特例法規23条7号）
 - ア. 特許権の存続期間の延長登録出願の拒絶をすべき旨の査定
 - イ. 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定
- (8) 判定（特例法規23条8号）
- (9) 審判書記官が行う口頭審理、証拠調べ又は証拠保全に関する調書の作成（特例法規23条9号）

3. 特定処分等の入力事項

特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、電子情報処理組織を使用して特定処分等を行うときは、当該特定処分等につき規定した特許等関係法令の規定において文書に記載すべきこととされている事項を特許庁の使用に係る電子計算機から入力し、特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）に記録しなければならない（特例法規23条の2）。

4. 文書に記載された事項のファイルへの記録及び記録方法

(1) 文書に記載された事項のファイルへの記録

特定処分等が文書をもって行われたときは、当該文書に記載された事項を、ファイルに記録する（特例法8条5項）。

(2) ファイルへの記録方法

特定処分等が文書をもって行われたときのファイルへの記録方法は、電子計算機の操作により行われ、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録方法については、特許庁長官が定める（特例法規32条1項）。

（改訂令和7・1）

1 1 1 . 0 2

氏名変更等の届出

1. 氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出

特例法施行規則第3条第1項若しくは第3項又は現金手続省令第2条1項若しくは第3項の規定により識別番号を付与されている者が、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所を変更したときは、特例法施行規則第4条第1項又は現金手続省令第3条第1項の規定により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

ただし、各規定により届出が必要とされる同一の内容の変更を、いずれかの規定により届け出ている場合はこの限りでない。

2. 変更の事実を証明する書面の提出

特許庁長官が必要と認める場合には、変更の事実を証明する以下の書面の提出を命じる（特例施規4条5項、現金手続省令3条4項）。

(1) 自然人にあっては、戸籍謄本（抄本）及び住民票（本籍と住所が同じ場合は添付する必要はない。）

(2) 法人にあっては、登記事項証明書

3. 届出人の押印又は署名

(1) 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が変更の届出をするときは、届出の書面に提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない（特例施規4条2項又は現金手続省令3条2項）（→14.10）。

(2) 外国人^{注1}は、特例法施行規則第4条第2項又は現金手続省令第3条2項の規定による押印に代えて署名をすることができる^{注2}が、当該署名は本人確認できるものでなければならない（→14.20）。

4. 届出の形態

特例法施行規則第4条第1項又は現金手続省令第3条第1項の規定による識別番号に係る氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出は、特許庁長官に対して一通提出すれば足り、事件ごとに届け出る必要はない。また、特許法施行規則第9条第1項の規定に基づく氏名等の変更の届出は、事件ごとに届け出なければならない。

また、特例法施行規則第4条第1項の届出（代理人に係るものを除く。）と登録名義人（特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。）又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、届出をした者が登録の申請人と同一で、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面ですることができる（特例施規4条4項）。

（改訂令和7・4）

注¹ 外国に住む日本人についても同様とする。

注² 日本に住む外国人に限る。

1 1 2 . 0 1

電子証明書の届出

1. 特定手続の入力

電子情報処理組織を使用して出願等の特定手続を行う者は、当該特許手続について規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を、当該手続をする出願人等の使用に係る電子計算機から入力してその特定手続を行わなければならない（特例施規10条の2第1項）。この場合、出願人等が使用する電子計算機は、特許庁長官が定める技術的基準に適合したものでなければならない（特例施規10条の2第2項）。

2. 電子証明書の届出

電子情報処理組織を使用した特定手続においては、識別番号、電子署名及び電子証明書（→100.02）により特定手続を行う者の意思表示の確認を行うため、特定手続を行おうとする者は、電子証明書の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その電子証明書の届出を行わなければならない（特例施規15条1項）。

3. 電子証明書の追加又はその使用の中止の届出

電子証明書の届出をした者は、届け出た電子証明書の追加又はその使用を中止するときは、遅滞なく、特許庁長官に対し、電子証明書の追加等の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その届出を行わなければならない（特例施規15条2項）。

（改訂令和6・1）

113.01

予納制度

1. 予納制度の概要

特許料等（→100.02「3.」）又は手数料（以下「手数料等」という。）について導入された予納制度は、複数の手続について納付すべき手数料等をあらかじめ現金をもってまとめて特許庁に納めておき、個々の手続に際し、所要の手数料等の納付の申出をすることにより予納者にかかる予納額の範囲内において、当該手数料等が納付されたものとみなす制度である（特例法14条、15条）。

なお、この予納制度は、口座振替納付制度（→115.01）とは異なり、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合以外に、書面の提出により手続を行う場合においても利用することができる（特例施規38条の2第1項ただし書に規定する手続を除く。）。

2. 予納の対象

予納の対象となるものは、特許料等又は以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料である（特例施規38条の2第1項）。

- a. 特許出願（先願参照出願を除く。）
- b. 実用新案登録出願
- c. 意匠登録出願
- d. 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願
- e. 国際出願、国際予備審査の請求等
- f. 意匠を秘密にすることの請求
- g. 出願人名義変更の届出
- h. 出願審査の請求
- i. 実用新案技術評価の請求
- j. 拒絶査定等に対する審判の請求
- k. 国内書面の提出
- l. 期間の延長の請求又は期日の変更の請求
- m. 商標権の存続期間の更新登録の申請
- n. 誤訳の訂正を目的とする補正、手数料の補正又は請求項若しくは区分の数を増加する補正
- o. ファイルに記録されている事項の証明の請求
- p. ファイルの記録事項の記載書類の交付の請求
- q. ファイルに記録されている事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

- r. 登録事項の証明の請求
- s. 登録事項記載書類の交付の請求
- t. 登録事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料等は、電子情報処理組織を使用する場合に限り、予納を利用することができる（ただし、イ.については、書面の提出により手続を行う場合においても利用することができる）。

- ア. 先願参照出願（1）
- イ. 国際出願その他国際出願等に係る手続（手数料を納付するものに限る。）
（3）
- ウ. 審判、再審又は判定の請求（拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）
（4）
- エ. 訂正の請求（5）
- オ. 特許異議申立て又は登録異議の申立て（6）
- カ. 審判又は再審への参加の申請（7）
- キ. 特許異議申立て又は登録異議申立てについての審理への参加の申請（8）
- ク. 審判、再審、判定、特許異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする期間の延長又は期日の変更の請求（9、10）
- ケ. 審判、再審、判定、異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付（11、12）
- コ. 特許権の存続期間の延長登録の出願、改正前特許法第109条による特許料の減免の申請、特許料免除の申請書の提出、特許証等の再交付の請求、特許権等に係る回復理由書の提出、特許料の返還の請求、実用新案登録に係る訂正書の提出及び実用新案登録料の返還の請求に関してする期間の延長の請求（15）
- サ. 先願参照出願等の補正（17）
- シ. 先願参照出願における明細書及び必要な図面の提出（24）
- ス. 特許権の存続期間の延長登録の出願（32、33）
- セ. 国際出願に対する決定をすべき旨の申出（39）
- ソ. 証明等の請求（40、41）
- タ. 国際登録出願（意匠）（46）
- チ. 国際登録出願の補正（意匠）（47）
- ツ. 国際意匠登録出願に係る期間の延長の請求（51）
- テ. 国際登録出願（商標）（56）
- ト. 事後指定（57）
- ナ. 国際登録の存続期間の更新の申請（商標）（58）
- ニ. 国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標）（59）
- ヌ. 国際登録出願等に係る補正（商標）（60）
- ネ. 国際商標登録出願に係る期間の延長の請求（62）
- ノ. ファイル記録事項の交付の請求（63）

- ハ．裁定請求書の提出（８５）
- ヒ．裁定取消請求書の提出（８６）
- フ．特許証等の再交付の請求（８９）
- ヘ．特許権等に係る回復理由書の提出（９０）
- ホ．実用新案登録に係る訂正書の提出（９２）
- マ．防護登録標章出願に基づく権利の存続期間の更新登録の出願、書換登録の申請に係る回復理由書の提出（１００）
- ミ．商標権の分割の登録の申請（１１５）

（括弧内の数字は特例施規別表１の２の項を表す）

3. 予納額の予納

（１）予納台帳番号の取得

識別番号の付与を請求し（現金手続省令２条１項）、あらかじめ特許庁長官に予納届を提出する（特例法１４条１項、特例施規様式第３４）。

（２）予納の方法

ア．現金納付の場合

納付書交付請求書を提出し、納付書の交付を請求する（現金手続省令４条）。
納付書により日本銀行の歳入代理店等において現金を納付し（現金手続省令５条１項）、予納書に必要事項を記載し、納付済証（特許庁提出用）を貼付して提出する（特例法１４条２項、特例施規３８条、様式第３５）。

イ．電子現金納付の場合

納付者のカナ氏名及び電子現金納付専用パスワードを電子計算機から入力し、その登録を特許庁に対して行う。電子情報処理組織から納付番号の取得をし、日本銀行の歳入代理店等において現金を納付し、電子情報処理組織または書面で納付番号を記載した予納書を提出する（特例施規４１条の９第２項で準用する同規則４１条の９第１項）。

（３）予納届の取下げ（→１１３．１２）

4. 予納額からの納付及び予納額への加算の申出等

（１）予納額からの納付

特許庁長官は、予納者が、手数料等の納付に際し予納額からの納付の申出をした場合、当該予納者の予納額の範囲内において手数料等の額を控除し、当該手数料等が納付されたものとみなす（特例法１５条１項本文）。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失った後は、当該手数料等の納付がされたものとみなすことができない（特例法１５条１項ただし書）。

（２）予納額からの納付の申出の方法（特例施規４０条１項、２項、７項１号）

予納額からの納付の申出は、特許料納付書、願書等手続に係る書面の所定の欄に、予納台帳番号、納付しようとする手数料等の額を記載することにより行う。

特例法施行規則第１３条第２項の方法により申出をする場合は、同項に規定する入力情報として識別番号に加えて、上記事項を電子計算機から入力しなければならない。

(3) 予納額への加算

特許庁長官は、申出者が、特許等関係法令の規定による当該手数料等の返還の請求に際し予納額へ返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をした場合、当該申出者が予納した予納額に、返還すべき額に相当する金額を加算することにより、返還に代えるものとする（特例法15条2項）。

(4) 予納額への加算の申出の方法

予納額への加算の申出は、既納特許料返還請求書、出願審査請求料返還請求書等手続に係る書面の所定の欄に、予納額への加算を求める旨、返還請求に係る手数料等の納付に使用した予納台帳番号、返還を請求する手数料等の額を記載することにより行う（特例法規40条3項）。

ただし、過誤納による手数料等や不適法な手続として却下処分となった手続に係る手数料等（07.15「1.(1)及び(3)から(7)」に掲げる手数料等に限る。）については、手続をする者の便宜の向上及び事務効率の向上等の観点から、申出者の予納額に、返還すべき額に相当する金額を加算することとし、申出者は返還の請求に係る書面の提出を要しない。

5. 委任による予納額からの納付又は予納額への加算の申出

予納者は、委任による代理人によりその予納者の予納額からの納付の申出又は予納額へ返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をする場合にあっては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を代理人届により届け出るものとする（特例法規41条1項、様式第37）。

なお、当該代理人は、当該予納者のした予納の届出がその効力を失った後は、その予納額からの納付の申出又はその予納額への加算の申出をすることはできない（特例法15条1項ただし書）。

6. 代理人による予納額の予納及び予納額からの納付等

予納制度においては、代理人は予納届を代理人自身が特許庁長官に届け出た上、手続をする者本人に代わって将来予測される委任事務の処理のために自己の名において予納することができる（特例法16条）。

この場合、自己の名において予納額から手数料等の納付の申出をしたとき、又はその予納額に手数料等の返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をしたときは、手続をする者本人が手数料等を納付したとき、又は手数料等の返還を受けたときと同じ効果が発生する。

ここでの手続をする者本人と代理人との関係は、代理人が現金で納付し、手続に係る書面に納付済証を貼付して手続を行う場合と同様に、民法の委任契約の規定が適用され、代理人は民法の規定に基づき、予納をする際必要となる費用の前払を手続をする者本人に対し請求し（民法649条）、又は立て替えた費用の償還を請求する（民法650条1項）ことができる。また、同様に、代理人は返還を受けた金銭を手続をする者本人に引き渡さなければならない（民法646条1項）。

(改訂令和6・1)

113.07

予納届をした者の地位の承継

1. 自然人の地位の承継

予納届をした者が死亡したときは、その相続人は、当該予納届をした者の地位を承継する。

また、相続人が2人以上ある場合においては、その者の協議により、予納者の地位を承継すべき1人の相続人が承継する（特例法令1条1項）。

2. 法人の地位の承継

予納届をした法人（以下「特定法人」という。）について合併があったときは、合併後存続する法人（特定法人が存続するときを除く。）又は合併により設立された法人は、当該特定法人の地位を承継する（特例法令1条2項）。

3. 予納届をした者の地位の承継の届出

予納届をした者の地位を承継した相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、「予納者の地位の承継届」を提出しなければ予納並びに特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出及び予納額への加算の申出をすることができない（特例法令1条3項、特例法規39条1項、様式第36）。

4. 予納届をした者の地位の承継の届出に必要な書面

予納届をした者の地位を承継したことを証明する書面（相続によるときは戸籍謄本及び住民票（相続人が2人以上ある場合においては、特例法施行令第1条第1項に規定する協議が成立したことを証明する書面を含む）、合併によるときは登記事項証明書^{注1}）を提出しなければならない（特例法規39条2項）。

（改訂令和4・4）

^{注1} 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。

113.12

予納額の残余に相当する額の返還請求について

1. 予納届の失効

予納届をした者が予納、特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出又は予納した予納額への加算の申出をしない期間が継続して4年に達したときに、当該予納届は、その効力を失う（特例法14条3項）。

2. 残余に相当する額の返還

予納額（特例法第15条第1項の規定による特許料等若しくは手数料の額を控除し、又は同条第2項の規定による返還すべき額に相当する金額を加算したときは、当該控除又は加算した後の額。以下同じ。）に残余に相当する額があるときは、その残余に相当する額は、当該予納者の請求（予納額の残余に相当する額の返還請求書（書式第1））により返還する（特例法15条3項）。

ただし、予納届をした者が死亡したとき又は予納届をした法人が合併により消滅したときは、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が、予納届をした者又は予納届をした法人の地位を承継する（特例法令1条1項、2項）ため、当該地位を承継した承継人が返還請求人として返還請求をすることができる。この場合、返還請求書には予納届をした者の地位を承継したことを証明する書面を添付する。

3. 残余に相当する額の返還できる期間

予納額の残余に相当する額の返還は、特許庁長官から当該予納者のした予納届がその効力を失った旨の通知を受けた日から6月を経過した後は、請求することができない（特例法15条4項）。

4. 予納届の取下げ

予納届を自らの都合により取り下げる場合は、特許庁に「予納額の残余に相当する額の返還請求書（書式第1）」及び「予納届取下書（書式第2）」を提出することとする。

（改訂令和3・10）

1 1 4 . 0 1

包括委任状の提出

1. 包括委任状の提出の趣旨

包括委任状制度は、特許庁長官へ、あらかじめ事件を特定しない包括的な代理権を授与した旨を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を提出することで、特許出願等の手続に際して、当該包括委任状を援用することにより代理権の証明を行うことができるようにしたものであり、手続をする者の便宜の向上及び特許庁の事務効率の向上等の観点を踏まえて導入された。

特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願、審判及び登録に関する手続についての代理権の証明、特例法施行規則第5条第1項及び第2項の規定による証明並びに国際出願に関する手続についての代理権の証明については、次に掲げる手続を除き、あらかじめ特許庁長官に提出した包括委任状（その写しを含む。）を援用してすることができる（特例施規6条1項、特施規9条の3第1項^{*1}、特登施規13条の6第1項^{*2}、国際出願法施規6条の4第1項）。

なお、国際出願に関する手続についての代理権の証明は、委任者が署名又は押印した包括委任状（委任者が署名した場合又は特例法施行規則第13条第2項の規定により、電子情報処理組織を利用して提出される場合にあつては、その写しを含む。）をもって援用することができる。

- (1) 特例法施行規則第10条第54号から第59号までに規定する手続
- (2) 特許法第186条第1項^{*3}（意63条1項、商72条1項）の規定による証明等の請求

2. 包括委任状（その写しを含む。以下同じ。）の提出

- (1) 包括委任状の提出は、包括委任状提出書（特例施規様式第6）によりしなければならない。ただし、商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式、特許法条約に基づく規則20（1）に規定するモデル国際様式又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることができる（特例施規6条2項）。
- (2) 特許庁長官は、包括委任状が提出されたときは、これに番号を付し、その番号を包括委任状を提出した者に通知しなければならない（特例施規6条3項）。

3. 包括委任状の援用

手続に際して包括委任状を援用するときは、特許庁に対して提出する書類に通知された包括委任状番号を記載しなければならない（特例施規6条4項^{*4}）。

具体的には、提出する書類の【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、通知された包括委任状の番号を記載することにより、代理権を証明する書面の提出を省略することができる。

また、包括委任状の番号が通知されていないときは、【包括委任状番号】の欄に代えて、【物件名】の欄を設けて、「代理権を証明する書面」又は「委任状」と通数を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、「令和何年何月何日提出の包括委任状」のように記載する。

なお、国際出願に関する手続に際して包括委任状を援用するときは、包括委任状の写しを願書その他の国際出願に関する書類に添付しなければならない（国際出願法施規6条の4第2項）。

（具体例）

包括委任状番号が通知されている場合

【提出物件の目録】

【包括委任状番号】○○○○○○○

包括委任状番号が通知されていない場合

【提出物件の目録】

【物件名】代理権を証明する書面 1

【援用の表示】令和何年何月何日提出の包括委任状

（改訂令和6・1）

※¹ 特施規9条の3第1項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

※² 特登施規13条の6第1項：実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用

※³ 特186条1項：実55条1項において準用

※⁴ 特例施規6条4項：特施規9条の3第2項（実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用）、特登施規13条の6第2項（実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用）において準用

1 1 4 . 0 2

包括委任状の援用の制限

包括委任状の援用の制限（特例施規7条^{*1}）は、次に掲げる方法により行うことができる。

1. 包括委任状の提出に際して、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。

例えば包括委任状に「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」と記載したときは、この記載の条件に該当する手続については、包括委任状を援用することができない（特例施規様式第6備考8）。

2. 包括委任状を提出した者が、包括委任状の援用を行うことができない代理人を事件ごとに届け出る場合は「包括委任状援用制限届」（特施規様式第12の2、特例施規様式第7、第28、特登施規様式第18）を提出する。なお、包括委任状援用制限の届出は、併合の手続により行うことができる（→122.01）。

上記届出をした後は、当該届出に係る事件に係る手続については、包括委任状の援用をすることができない。

（新規平成29・4）

^{*1} 特例施規7条：特施規9条の3第2項（実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用）、特登施規13条の6第2項（実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用）において準用

1 1 4 . 0 3

包括委任状の取下げ

包括委任状を提出した者は、包括委任状を取り下げる（特例施規8条、様式第8）ことにより、特許法施行規則第4条の3^{*1}、特許登録令施行規則第13条の5^{*2}及び特例法施行規則第5条、国際出願法施行規則第5条の規定による代理権の証明については、その後の手続において当該包括委任状を援用できないようにすることができる。

なお、当該包括委任状を援用することにより代理権の証明をして、既に代理人の選任の届出を行った代理人の代理権については、当該包括委任状を取り下げることによって当該代理人の代理権を消滅させることはできず、当該届出に係る事件ごとに代理権の消滅を届け出なければならない（特施規9条の2^{*1}、国際出願法施規6条4項）。

（改訂令和4・10）

*1 特施規4条の3、9条の2：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

*2 特登施規13条の5：実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用

1 1 5 . 0 1

口座振替納付制度

1. 口座振替納付制度の概要

特許料等（→100.02「3.」）又は手数料（以下「手数料等」という。）について導入された口座振替納付制度は、国庫金納付に係る電子決済インフラの整備に伴い、手数料等の納付を金融機関の口座からの振替による納付の申出をすることによりできるようにした制度である。

この制度を利用できるのは、手数料等の納付にあたり電子情報処理組織を使用して口座振替による納付の申出をした者に限る（特例法15条の2第1項）。

なお、包括納付の申出（特例施規41条の2）又は自動納付の申出（特例施規41条の5）にあっても、口座振替による納付の申出をすることができる。

2. 口座振替納付の対象

(1) 口座振替納付の対象一般

口座振替納付の対象となるものは、電子情報処理組織を使用して行うことができる特定手続について納付すべき手数料等である。

(2) 口座振替納付の対象

口座振替納付の対象となるものは、特許料等又は以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料である（特例施規38条の2第1項）。

- a. 特許出願（先願参照出願を除く。）
- b. 実用新案登録出願
- c. 意匠登録出願
- d. 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願
- e. 国際出願、国際予備審査の請求等
- f. 意匠を秘密にすることの請求
- g. 出願人名義変更の届出
- h. 出願審査の請求
- i. 実用新案技術評価の請求
- j. 拒絶査定等に対する審判の請求
- k. 国内書面の提出
- l. 期間の延長の請求又は期日の変更の請求
- m. 商標権の存続期間の更新登録の申請
- n. 誤訳の訂正を目的とする補正、手数料の補正又は請求項若しくは区分の数を増加する補正
- o. ファイルに記録されている事項の証明の請求
- p. ファイルの記録事項の記載書類の交付の請求

- q. ファイルに記録されている事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）
- r. 登録事項の証明の請求
- s. 登録事項記載書類の交付の請求
- t. 登録事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料等は、特例法施行規則別表第1の2に掲げる手続で口座振替納付の対象となるものである。

- ア. 先願参照出願（1）
- イ. 国際出願その他国際出願等に係る手続（手数料を納付するものに限る。）（3）
- ウ. 審判、再審又は判定の請求（拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）（4）
- エ. 訂正の請求（5）
- オ. 特許異議申立て又は登録異議の申立て（6）
- カ. 審判又は再審への参加の申請（7）
- キ. 特許異議申立て又は登録異議申立てについての審理への参加の申請（8）
- ク. 審判、再審、判定、特許異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする期間の延長又は期日の変更の請求（9、10）
- ケ. 審判、再審、判定、異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付（11、12）
- コ. 特許権の存続期間の延長登録の出願、改正前特許法第109条による特許料の減免の申請、特許料免除の申請書の提出、特許証等の再交付の請求、特許権等に係る回復理由書の提出、特許料の返還の請求、実用新案登録に係る訂正書の提出及び実用新案登録料の返還の請求に關してする期間の延長の請求（15）
- サ. 先願参照出願等の補正（17）
- シ. 先願参照出願における明細書及び必要な図面の提出（24）
- ス. 特許権の存続期間の延長登録の出願（32、33）
- セ. 国際出願に対する決定をすべき旨の申出（39）
- ソ. 証明等の請求（40、41）
- タ. 国際登録出願（意匠）（46）
- チ. 国際登録出願の補正（意匠）（47）
- ツ. 国際意匠登録出願に係る期間の延長の請求（51）
- テ. 国際登録出願（商標）（56）
- ト. 事後指定（57）
- ナ. 国際登録の存続期間の更新の申請（商標）（58）
- ニ. 国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標）（59）
- ヌ. 国際登録出願等に係る補正（商標）（60）

- ネ. 国際商標登録出願に係る期間の延長の請求（62）
 - ノ. ファイル記録事項の交付の請求（63）
 - ハ. 裁定請求書の提出（85）
 - ヒ. 裁定取消請求書の提出（86）
 - フ. 特許証等の再交付の請求（89）
 - ヘ. 特許権等に係る回復理由書の提出（90）
 - ホ. 実用新案登録に係る訂正書の提出（92）
 - マ. 防護登録標章出願に基づく権利の存続期間の更新登録の出願、書換登録の申請に係る回復理由書の提出（100）
 - ミ. 商標権の分割の登録の申請（115）
（括弧内の数字は特例施規則表1の2の項を表す）
3. 口座振替による納付における事前手続
- (1) 口座振替による納付の届出（特例施規則39条の2）
口座振替による手数料等の納付を可能とするためには、あらかじめ特許庁長官に必要な記載事項を記載した書面（「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替依頼書」）を届け出ることとする。
 - (2) 振替番号の通知（特例施規則39条の3）
特許庁長官は、口座振替による納付の届出を受理したときは、届出をした者に振替番号を付与し、その番号をその者に通知する。
 - (3) 口座振替による納付の届出の取下げ
口座振替による納付の届出を取り下げるときは、「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替解約届」を届け出、口座振替による納付の届出により結んだ契約を解約することにより行う。
4. 口座振替による納付の申出の方法（特例施規則40条1項、4項、7項2号）
- 口座振替による納付の申出は、手続に係る書面に、振替番号及び納付しようとする手数料等の額を記載することにより行う。
- 特例法施行規則第13条第2項の方法により申出をする場合は、同項に規定する入力情報として識別番号に加えて、上記事項を電子計算機から入力しなければならない。
- （注）手数料等は「納付金額」欄に記載された金額に基づいて徴収する。過誤納分の返還は、返還請求書によらなければならない（→07.15）。
5. 口座振替による納付の申出に係る納付情報の送信（特例施規則40条の2）
- 特許庁長官は、手数料等の納付をしようとする者から、口座振替による納付を希望する旨の申出があった場合には、納付すべき手数料等の額及びその他の必要な納付情報を、事前に委託した口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信する。
6. 口座振替による納付日の特例（特例施規則40条の3）
- 手数料等を口座振替により納付する場合であって、特許庁長官が領収済通知

情報（歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第21条の5第2項）を受信したときは、口座振替による納付の申出があったときを、その納付がされたときとする。

7. 委任による口座振替による納付の申出（特例施規41条1項、様式第37）

口座振替による納付をしようとする者は、委任による代理人により口座振替による納付の申出をする場合にあっては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を代理人届により届け出るものとする。

代理人を届け出ていないときは、当該代理人は、口座振替による納付の申出を行うことができない。

なお、届出された代理人は、当該口座振替による納付をしようとする者のした口座振替による納付の届出が解約された後は、口座振替による納付の申出をすることはできない。

8. 代理人による口座振替による納付（特例法16条）

予納による場合と同様に（→113.01「6.」）、口座振替による納付についても、出願人等から委任を受けた代理人は、委任者のために代理人の名において口座振替による納付をすることができる。

この場合、委任による代理をしようとする者が委任事務を処理するために自己の名において口座振替による納付の申出をしたときは、手続をする者本人が手数料等を納付したのと同じ効果が発生する。

（改訂令和6・1）

115.02

指定立替納付者による納付制度

1. 指定立替納付者による納付制度の概要

指定立替納付者による納付制度は、特許料等（→100.02「3.」）又は手数料（以下「手数料等」という。）の納付をしようとする者が、指定立替納付者（クレジットカード会社）による納付を希望する旨を申し出ることによって、手数料等をクレジットカード決済により納付する制度である。

また、包括納付の申出（特例施規41条の2）又は自動納付の申出（特例施規41条の5）には、指定立替納付者による納付制度を利用することはできない。

2. 指定立替納付者による納付の対象

指定立替納付者による納付の対象となるものは、電子情報処理組織を使用して行うことができる特許料等又は以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料（特例施規38条の2第1項）及び電子情報処理組織を使用せず指定立替納付者による納付の申出をする場合の手数料等である（特例施規38条の2第2項）。なお、電子情報処理組織を使用せず、手数料等を指定立替納付者により納付する場合の申出は、当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合に限る。

- a. 特許出願（先願参照出願を除く。）
- b. 実用新案登録出願
- c. 意匠登録出願
- d. 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願
- e. 国際出願、国際予備審査の請求等
- f. 意匠を秘密にすることの請求
- g. 出願人名義変更の届出
- h. 出願審査の請求
- i. 実用新案技術評価の請求
- j. 拒絶査定等に対する審判の請求
- k. 国内書面の提出
- l. 期間の延長の請求又は期日の変更の請求
- m. 商標権の存続期間の更新登録の申請
- n. 誤訳の訂正を目的とする補正、手数料の補正又は請求項若しくは区分の数を増加する補正
- o. ファイルに記録されている事項の証明の請求
- p. ファイルの記録事項の記載書類の交付の請求
- q. ファイルに記録されている事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使

用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。

r. 登録事項の証明の請求

s. 登録事項記載書類の交付の請求

t. 登録事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料等は、特例法施行規則別表第1の2に掲げる手続で指定立替納付者による納付の対象となるものである。

ア. 先願参照出願（1）

イ. 国際出願その他国際出願等に係る手続（手数料を納付するものに限る。）
（3）

ウ. 審判、再審又は判定の請求（拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）
（4）

エ. 訂正の請求（5）

オ. 特許異議申立て又は登録異議の申立て（6）

カ. 審判又は再審への参加の申請（7）

キ. 特許異議申立て又は登録異議申立てについての審理への参加の申請
（8）

ク. 審判、再審、判定、特許異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続
についてする期間の延長又は期日の変更の請求（9、10）

ケ. 審判、再審、判定、異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続につ
いてする補正による手数料の納付（11、12）

コ. 特許権の存続期間の延長登録の出願、改正前特許法第109条による
特許料の減免の申請、特許料免除の申請書の提出、特許証等の再交付の
請求、特許権等に係る回復理由書の提出、特許料の返還の請求、実用新
案登録に係る訂正書の提出及び実用新案登録料の返還の請求に関してす
る期間の延長の請求（15）

サ. 先願参照出願等の補正（17）

シ. 先願参照出願における明細書及び必要な図面の提出（24）

ス. 特許権の存続期間の延長登録の出願（32、33）

セ. 国際出願に対する決定をすべき旨の申出（39）

ソ. 証明等の請求（40、41）

タ. 国際登録出願（意匠）（46）

チ. 国際登録出願の補正（意匠）（47）

ツ. 国際意匠登録出願に係る期間の延長の請求（51）

テ. 国際登録出願（商標）（56）

ト. 事後指定（57）

ナ. 国際登録の存続期間の更新の申請（商標）（58）

ニ. 国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標）（59）

ヌ. 国際登録出願等に係る補正（商標）（60）

- ネ. 国際商標登録出願に係る期間の延長の請求（62）
 - ノ. ファイル記録事項の交付の請求（63）
 - ハ. 裁定請求書の提出（85）
 - ヒ. 裁定取消請求書の提出（86）
 - フ. 特許証等の再交付の請求（89）
 - ヘ. 特許権等に係る回復理由書の提出（90）
 - ホ. 実用新案登録に係る訂正書の提出（92）
 - マ. 防護登録標章出願に基づく権利の存続期間の更新登録の出願、書換登録の申請に係る回復理由書の提出（100）
 - ミ. 商標権の分割の登録の申請（115）
（括弧内の数字は特例施規則表1の2の項を表す）
3. 指定立替納付者による納付の申出の方法（特例法規40条1項、5項、6項、7項3号）
- 指定立替納付者による納付の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする手数料等の額を記載することにより行う。
- 特例法施行規則第13条第2項の方法により申出をする場合は、同項に規定する入力情報として識別番号に加えて、上記事項を電子計算機から入力しなければならない。
- （注）手数料等は「納付金額」欄に記載された金額に基づいて徴収する。過誤納分の返還は、返還請求書によらなければすることができない（→07.15）。
4. 指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信（特例法規40条の2）
- 特許庁長官は、手数料等の納付をしようとする者から、指定立替納付者による納付を希望する旨の申出があった場合には、納付すべき手数料等の額及びその他の必要な納付情報を、指定立替納付者が事前に委託した口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信する。
5. 指定立替納付者による納付日の特例（特例法規40条の3）
- 手数料等を指定立替納付者により納付する場合であって、特許庁長官が領収済通知情報（歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第21条の5第2項）を受信したときは、指定立替納付者による納付の申出があったときを、その納付がされたときとする。
6. 代理人による指定立替納付者による納付（特例法16条）
- 予納による場合と同様に（→113.01「6.」）、指定立替納付者による納付についても、出願人等から委任を受けた代理人は、委任者のために代理人の名において指定立替納付者による納付をすることができる。
- この場合、委任による代理をしようとする者が委任事務を処理するために自己の名において指定立替納付者による納付の申出をしたときは、手続をする者本人が手数料等を納付したのと同じ効果が発生する。

1 1 6 . 0 1

識別番号付与に係る住所若しくは居所又は
氏名若しくは名称等の誤記の訂正に
ついて

1. 識別番号付与に係る手続をした者（特例法施行規則第3条第1項の規定による請求をした者及び同条第3項各号に掲げる手続をした者）がその住所若しくは居所又は氏名若しくは名称等を訂正するときは、誤記訂正書（書式第3）により行うことができることとする。
2. 識別番号付与に係る手続をした者がその住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の誤記を訂正した場合で、訂正前の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称で既に包括委任状を提出している場合は、包括委任状補正書（書式第4）によりその包括委任状について補正をすることができることとする。
3. その他の事項については、「21.52」に準ずる。

（改訂平成23・11）

1 1 6 . 0 2

識別番号付与に係る外国人の住所若しくは
は居所又は氏名若しくはは名称の原語表記
の届出について

識別番号付与に係る手続をした者（特例法施行規則第3条第1項の規定による請求をした者及び同条第3項各号に掲げる手続をした者）で外国人の住所若しくは居所又は氏名若しくはは名称の原語表記を届け出るときは、原語表記届（書式第5）により行うことができることとする。

なお、原語表記の届出ができるのは、識別番号付与に係る外国人の住所若しくは居所又は氏名若しくはは名称をローマ字で表記できる場合である。

（改訂平成23・11）

116.03

識別番号付与に係る送付先の届出について

1. 法人の場合

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、「その主たる事務所の所在地にあるものとする。」(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律4条)と規定されており、会社の住所は、「その本店の所在地にあるものとする。」(会社法4条)と規定されていること等から、識別番号付与請求書、願書等に記載する住所は、登記されている主たる事務所又は本店等の所在地としなければならない。

しかし、特許庁からの送達書類を主たる事務所又は本店等以外の部署で受領したい場合は、特許庁に送付先を届け出た場合に限り認めることとする。

- (2) 送付先を届け出る場合は、送付先住所変更届(書式第6)を提出することとする。

なお、送付先住所変更届により届け出た送付先の住所を抹消する場合は、送付先抹消届(書式第7)を提出しなければならない。

また、法人の住所が変更になり、送付先の住所も変更する場合は、住所変更届(特例施規様式第3)のほかに送付先住所変更届又は送付先抹消届も併せて提出することとする。

2. 個人の場合

- (1) 送達(郵便による送達)は、送達を受けるべき者の住所等においてすることが原則であるが、住所等が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障がある場合には、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等(就業先)においてすることができ(特190条において準用する民訴法103条2項)、送達を受けるべき者があらかじめ就業先において送達を受ける旨の申出をした場合も同様である。

- (2) 就業先において送達を受ける旨を申し出る者は、就業先届出書(書式第8)を提出しなければならない。

(改訂平成23・11)

1 1 6 . 0 4

識別番号が重複して付与された場合の
届出について

識別番号が重複されて付与された者は、識別番号重複届出書（書式第9）を提出することにより、付与された識別番号を統合することとする。

ただし、識別番号が重複されて付与された者が、同一人若しくは同一法人であることが確認（住所又は居所及び氏名又は名称の一致）できなければならない。

（改訂令和2・12）

1 2 1 . 1 3

願書又は中間書類の出願人、代理人等の
特定（認定）に関する取扱い

1. 既に申請人として識別番号が付与されており、願書又は中間書類（以下「願書等」という。）に識別番号が記載されている場合
 - (1) 願書等に記載されている「住所又は居所」又は「氏名又は名称」に明らかな誤記がある場合については、識別番号に係る「住所又は居所」及び「氏名又は名称」をもって出願人、代理人等（以下「出願人等」という。）を特定（認定）する。
 - (2) 願書等に記載されている「住所又は居所」が識別番号に係るものと相違する場合であって、「氏名又は名称」が一致するときは、識別番号に係る「住所又は居所」を願書等における「住所又は居所」として特定（認定）する。
 - (3) 願書等の識別番号を誤記した場合は、願書等に記載されている「住所又は居所」及び「氏名又は名称」から職権により調査し、出願人等の識別番号が特定（認定）できるときは、特定（認定）した識別番号を願書等における識別番号とする職権訂正を行う。
2. 既に申請人として識別番号が付与されているものの、願書等に識別番号が記載されていない場合
願書等に識別番号が記載されていない場合は、願書等に記載されている「住所又は居所」及び「氏名又は名称」から職権により調査し、出願人等の識別番号が特定（認定）できるときは、特定（認定）した識別番号で処理を行うものとする。
なお、出願人等を特定（認定）する際に、願書等の「住所又は居所」及び「氏名又は名称」と識別番号に係るものが不一致の場合であって、願書等の誤記がごく軽微なものである場合は、識別番号に係る「住所又は居所」及び「氏名又は名称」のものとして特定（認定）する。
3. 申請人として識別番号が付与されていない場合
申請人として識別番号が付与されていない出願人等の場合は、職権により識別番号を付与する（特例施規3条3項）。
この場合に、「住所又は居所」又は「氏名又は名称」に明らかな誤記があるときは、職権により訂正する。
明らかな誤記として職権訂正するものの具体例としては、以下のようなものがある。

「住所又は居所」の誤記	行政区画便覧等を調査し特定できる場合
「氏名又は名称」の誤記	「株式会会」、「(株)」等明らかな誤記の場合

なお、当該書類の記載事項全体から判断し、出願人等が特定（認定）できない場合については、「住所又は居所」等の表示を正確なものにすべき旨の補正を命ずる。

4. 出願人等を特定（認定）した旨の通知、職権訂正通知

出願人等の特定（認定）を行った場合は、明らかな誤記の場合を除き、その旨を通知書により出願人等に通知する。また、識別番号を職権により訂正した場合も同様とする。

（改訂令和元・7）

通知書

令和 年 月 日

特 許 庁 長 官

特許出願人代理人 殿

特願○○○○－○○○○○○

この出願について、令和 年 月 日付け提出の
に記載された手続者（その者の代理人を含む。）の「住所又は居所」又は「氏
名又は名称」が届出のものと相違しますが、下記の者による手続と特定（認定）
して取り扱います。

なお、住所（居所）又は氏名（名称）を変更したのであれば、その旨を届け
出なければなりません。

（この特定に誤りがある場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。）

記

〈認定情報〉

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

この通知等の担当者は審査業務課方式審査室の○○○○です。
不明な点は次の電話番号へお問い合わせください。

（電）03-3581-1101(内)○○○○

1 2 1 . 1 4

願書の出願人の欄に識別番号の表示がある場合において、当該欄の氏名（名称）と識別番号に係る氏名（名称）を一致させる訂正等の取扱い

1. 特許出願等の【特許出願人】の欄に識別番号の表示がある場合において、当該欄の氏名又は名称を出願人の表示の訂正により補正した場合、又は識別番号付与に係る氏名（名称）の誤記訂正により訂正された識別番号付与に係る氏名又は名称に一致させる補正をした場合の手続補正書には、証明書（登記事項証明書、戸籍謄本、住民票等）の添付がなくても受理することとする。

ただし、出願の主体の変更となるおそれがある場合は除く。

2. 特許出願等の【特許出願人】の欄の識別番号の表示がある場合において、当該欄に記載された氏名又は名称と識別番号付与に係る届出の氏名又は名称が相違する旨の補正を命じられた場合であって、識別番号の付与に係る氏名又は名称に誤りがあり、特許出願等の【特許出願人】の欄に記載した、氏名又は名称が正確な表示であるときは、識別番号付与に係る氏名又は名称の誤記訂正の手続を行う。

なお、指令の応答については、上記訂正の手続をした旨を記載した上申書を提出すればよいこととする。（識別番号の付与に係る氏名又は名称の誤記訂正の手続については、書式第3（→116.01）を参照。）

（新規令和4・10）

122.01

併合の手続に関する取扱い

1. 2以上の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願（特例法施行規則別表第1の第2欄に掲げるものを除く。）並びに特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に係る次の手続については、出願等の法域が同一であり、手続をする者及びその者の代理人が同一である場合に限り、一の書面での提出により行うことができるものとする。
 - (1) 包括委任状の援用制限の届出
2. 前記1.により併合の手続がされた場合は、事件の表示に記載された全ての事件について、それぞれ手続がなされたものとみなして取り扱う。
3. 次の表の第2欄に掲げる手続を行う場合は、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により作成する。

	手 続	書 類 名	書 式
1	包括委任状援用制限の届出 (併合手続)	包括委任状援用制限届	書式 第28

4. 前記3.は、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に関する手続に準用する。

(改訂令和7・1)

122.02

併合納付に関する取扱い（特・実・意）

1. 2以上の特許権、実用新案権又は意匠権に係る設定登録後の特許料、実用新案登録料又は意匠登録料（年金）の納付手続については、法域が同一であり、権利者が同一である場合（特許法第107条第3項、実用新案法第31条第3項又は意匠法第42条第3項の規定により国と国以外の者との共有に係る特許（登録）料の納付をする場合、特許法第109条又は他の法令の規定により特許料の減免を受ける場合を除く。）に限り、一の書面で電子情報処理組織を使用して、又は書面の提出により行うことができるものとする。
2. 次の表の第2欄に掲げる納付手続を書面の提出により行う場合は、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により作成する。

	納付手続	書類名	書式
1	設定登録後の特許料の併合納付	特許料納付書	書式 第36
2	設定登録後の特許料の併合納付の補充	特許料納付書（補充）	書式 第51
3	設定登録後の実用新案登録料の併合納付	実用新案登録料納付書	書式 第37
4	設定登録後の実用新案登録料の併合納付の補充	実用新案登録料納付書（補充）	書式 第52
5	設定登録後の意匠登録料の併合納付	意匠登録料納付書	書式 第38
6	設定登録後の意匠登録料の併合納付の補充	意匠登録料納付書（補充）	書式 第53

3. 次の表の第2欄に掲げる納付手続を電子情報処理組織を使用して行う場合は、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により電子計算機から入力し記録する。

	納付手続	書類名	書式
1	設定登録後の特許料の併合納付の申出	特許料納付書	書式 第39
2	設定登録後の特許料の併合納付の申出の補充	特許料納付書（補充）	書式 第54
3	設定登録後の実用新案登録料の併合納付の申出	実用新案登録料納付書	書式 第40
4	設定登録後の実用新案登録料の併合納付の申出の補充	実用新案登録料納付書（補充）	書式 第55
5	設定登録後の意匠登録料の併合納付の申出	意匠登録料納付書	書式 第41
6	設定登録後の意匠登録料の併合納付の申出の補充	意匠登録料納付書（補充）	書式 第56

（改訂平成24・4）

124.01

特許法施行規則等で様式を定めている手続以外の手続を行う場合の書式について

1. 特許法施行規則等で様式を定めている手続以外の次の表の第2欄に掲げる手続を書面の提出により行う場合は、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により作成する。

	手 続	書 類 名	書 式
1	書留郵便物受領書等の提出	出願日証明書提出書	書式 第10
2	外国語特許出願に係る翻訳文の提出	国際出願翻訳文提出書	書式 第10の2
3	特許庁長官又は審判長若しくは審査官に対する上申	上申書	書式 第11
4	設定登録後の特許料の納付の補充	特許料納付書（補充）	書式 第47
5	設定登録後の実用新案登録料の納付の補充	実用新案登録料納付書（補充）	書式 第48
6	設定登録後の意匠登録料の納付の補充	意匠登録料納付書（補充）	書式 第49
7	設定登録の特許料の納付の補充	特許料納付書（設定補充）	書式 第42
8	設定登録の意匠登録料の納付の補充	意匠登録料納付書（設定補充）	書式 第43
9	設定登録の商標登録料の納付の補充	商標登録料納付書（設定補充）	書式 第44
10	設定登録の防護標章更新登録料の納付の補充	防護標章更新登録料納付書（設定補充）	書式 第46
11	商標登録料の分割納付後期分の納付の補充	商標登録料納付書（分納補充）	書式 第45
12	商標権存続期間更新登録の申請書の補充	商標権存続期間更新登録申請書（補充）	書式 第50
13	証明の請求	証明請求書	書式 第67
14	優先権証明の請求	優先権証明請求書	書式 第68
15	微生物の試料の分譲の資格証明書の請求	証明願	書式 第69
16	登録事項記載書類の交付の請求	登録事項記載書類の交付請求書	書式 第71

17	認証付登録事項記載書類の交付の請求	認証付登録事項記載書類の交付請求書	書式第72
18	ファイル記録事項の閲覧（縦覧）の請求	ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書	書式第73
19	登録事項の閲覧の請求	登録事項の閲覧請求書	書式第74
20	ファイル記録事項記載書類の交付の請求	ファイル記録事項記載書類の交付請求書	書式第75
21	認証付ファイル記録事項記載書類の交付の請求	認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書	書式第76
22	早期審査の申出	早期審査に関する事情説明書	書式第15
23	早期審査に関する事情説明の補充	早期審査に関する事情説明補充書	書式第16
24	実施関連出願についての早期審査の申出（意匠）	早期審査に関する事情説明書	書式第17
25	外国関連出願についての早期審査の申出（意匠）	早期審査に関する事情説明書	書式第18
26	早期審査の申出（商標）	早期審査に関する事情説明書	書式第19
27	協議の結果の届出（意匠）	協議の結果届	書式第12
28	協議の結果の届出（商標）	協議の結果届	書式第13
29	書換登録申請の取下	書換登録申請取下書	書式第14
30	本国登録証明の請求	本国登録証明請求書	書式第70
31	早期審理の申出	早期審理に関する事情説明書	書式第65
32	早期審理に関する事情説明の補充	早期審理に関する事情説明補充書	書式第66
33	審尋に対する回答	回答書	書式第64
34	登録申請書の閲覧の請求（設定登録後）	登録申請書の閲覧請求書	書式第77

2. 前記1. の第1号から第3号まで、第13号、第14号、第18号、第20号及び第21号に係る部分は、実用新案登録出願に関する手続に準用する。
3. 前記1. の第1号、第3号、第13号、第14号、第18号、第20号、第21号及び第31号から第33号までに係る部分は、意匠登録出願に関する手続に準用する。
4. 前記1. の第1号、第3号、第13号、第14号、第18号、第20号、第

21号及び第31号から第33号までに係る部分は、商標登録出願に関する手続に準用する。

5. 前記1. の第3号から第12号まで、第22号から第28号まで、第30号から第33号までに係る部分は、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合に準用する。この場合において、「特許印紙貼付欄の表示」は、不要とする。

(改訂令和6・1)

127.02

識別番号付与請求書等の却下の取扱い

識別番号付与請求書、氏名（名称）変更届、住所（居所）変更届、包括委任状提出書、包括委任状取下書、予納届、予納書、予納者の地位の承継届、口座振替による納付の届出、代理人届、包括納付申出書、包括納付援用制限届、包括納付取下書、自動納付申出書、自動納付取下書、現金納付に係る識別番号付与請求書及び納付書交付請求書が次に掲げる事項に該当する場合には、当該請求書又は届出書等は却下するものとする（手続書類に添付した書面全体から特定することができることを除く。）（特例法41条2項において準用する特18条の2第1項）。

- (1) 請求人、氏名(名称)を変更した者、住所(居所)を変更した者、提出者、届出者、予納者、承継人又は申出人が記載されていない書面をもって手続をしたとき。
- (2) 在外者が、日本国内に住所(居所)を有する代理人によらないで手続をしたとき（特許管理人を有する在外者が日本国に滞在している場合にするときを除く。）。
- (3) 一の書面で、二以上の手続をしたとき（氏名(名称)変更届と住所(居所)変更届及び現金納付に係る識別番号付与請求と納付書交付請求については除く。）。
- (4) 一の包括委任状提出書に、二以上の包括委任状を添付して手続をしたとき。
- (5) 一の包括委任状取下書に、二以上の包括委任状番号を記載して手続をしたとき。
- (6) 識別番号を付与されている者が、識別番号付与請求書を提出したとき。
- (7) 既に予納届（予納届の効力を失っているときを除く。）をし、予納台帳番号を有する者が予納届を提出したとき。
- (8) 新氏名又は新名称が記載されていない書面をもって手続をしたとき（氏名(名称)変更届）。
- (9) 新住所又は新居所が記載されていない書面をもって手続をしたとき（住所(居所)変更届）。
- (10) 包括委任状が添付されていないとき（包括委任状提出書）。
- (11) 納付済証（特許庁提出用）がはられていないとき又は納付済証（特許庁提出用）以外の収入印紙、切手、証紙、小切手等がはられていたとき（予納書）。
- (12) 予納届の効力を失った後に提出したとき（予納書、予納者の地位の承継届（残余に相当する額があるときを除く。）、代理人届）。
- (13) 包括納付申出書に記載された特定出願人（及び特定代理人）が、既に提出されている申出書の記載と重複しているとき。
- (14) 自動納付申出書に記載された特許番号（実用新案登録番号、意匠登録番

号) が、既に提出されている申出書の記載と重複しているとき。

(改訂令和3・10)

127.03

電子情報処理組織による手続等の却下の 取扱い

電子情報処理組織を使用して行われた手続が、次に掲げる事項に該当する場合には却下するものとする（特例法41条2項において準用する特18条の2第1項）。

- (1) 特例法施行規則第10条の特定手続以外の手続をしたとき。
- (2) 電子情報処理組織を使用して特定手続を実行した者（代理人を含む。）と手続に係る書類に表示された手続をした者又はその代理人（手続をした者又はその代理人が複数あるときは、そのうちのいずれとも）が一致しないとき（特例法規13条1項、2項）。
- (3) 特例法施行規則別表第1の2に掲げる特定手続が、当該特定手続ごとに行われていないとき（特例法規13条2項）。
- (4) 特例法施行規則第10条各号に規定する特定手続が、同規則第13条第2項に規定する方法により行われたとき。

(改訂令和6・1)

1 3 3 . 0 3

電子情報処理組織を使用した公的証明書の提出

日本国内の公的機関が発行する証明書のうち、けん制文字等による偽造防止措置が施されているものについては、特例法施行規則第13条第3項の規定に基づく特許庁長官が認める物件とし、同条第2項に規定する方法により、同規則別表第1の2に掲げる特定手続に添付する場合に限り、電子情報処理組織を使用して提出することができるものとする。ただし、上記の方法により公的証明書を提出する場合は、当該証明書の原本をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により偽造防止措置が確認できる電磁的記録を添付しなければならない。

なお、上記の方法により提出された公的証明書の真正性に疑義がある場合や電磁的記録の解像度が著しく不鮮明であり、証明内容の判読ができない場合等、特許庁長官又は審判長が特に必要があると認めるときは、当該証明書の原本(書面)の提出を求めることとする。

(新規令和7・1)

153.03

ファイルに記録された事項の訂正及び 訂正の申出について

1. ファイルに記録された事項の訂正

ファイルに記録された事項が書面に記載され、又は電磁的記録に記録された事項と同一でないことを特許庁長官が知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正する（特例法8条3項）。

2. 訂正の申出

何人も、ファイルの記録に誤りがあることを知ったときは、特許庁長官に対し、その訂正を申し出ることができ、申出を受けて、特許庁長官は、上記1.の訂正をする（特例法8条4項）。

なお、ファイルに記録された事項の訂正の申出を行うときは、ファイル訂正申出書（書式第27）により作成するものとする。

（改訂令和6・1）

201. 20

特定通常実施権登録簿の閲覧・交付請求
に係る書式について（特・実）

平成23年改正前産活法^{注1}に規定する特定通常実施権登録制度（以下「本制度」という。）に係る特定通常実施権登録簿（平成23年廃止前特定通常実施権登録令^{注2}第6条に規定する閉鎖特定通常実施権登録簿を含む。以下同じ。）に記録されている事項の閲覧若しくは謄写、当該事項を証明した書面（以下「登録事項証明書等」という。）の交付又は登録申請書等の閲覧の請求^{注3}及びその書式については、以下のとおりとする。

なお、本制度においては、通常実施権の内容及び通常実施権者の氏名は、事業戦略に関わる重要な情報であることから、一般には開示しないこととし、登録当事者及び通常実施権者と対抗関係にある第三者等にのみ登録の内容の全てを開示することとされている。

1. 特定通常実施権登録簿に記録されている事項の閲覧又は謄写の請求及び登録事項証明書等の交付の請求は、平成23年廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料令^{注4}に定める所定の手数料を特許印紙により納付し、書面の提出により行う（平成23年改正前産活法64条1項、69条、平成23年廃止前特定通常実施権登録令28条）。

(1) 特定通常実施権登録簿に記録されている事項の閲覧又は謄写の請求

何人も特定通常実施権登録簿に記録されている事項について、以下の事項を除いて閲覧又は謄写を請求することができる（平成23年改正前産活法64条1項）。

ア. 特定通常実施権者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地（平成23年改正前産活法59条3項3号）

イ. 特定通常実施権許諾契約における許諾の対象となる特許権、実用新案権又はこれらの専用実施権（以下「特許権等」という。）を特定するために必要な事項（権利の種類、取得時期、実施製品又は技術の種類及びこれら以外の事項であって、許諾対象権利を特定するために有益な事項）（平成23年改正前産活法59条3項4号、平成24年廃止前特定通常実施権登録令施行規則13条）

ウ. 特定通常実施権許諾契約において設定行為で定めた特許発明又は登録実用新案の実施の範囲（地域、期間、内容）（平成23年改正前産活法59条3項5号）

(2) 登録事項証明書等の交付の請求

特定通常実施権登録簿に記録されている事項は、何人にも交付できる開示事項証明書又は登録申請当事者等及びi) 特定通常実施権許諾者から特許権

等を譲り受けた者、ii) その転得者、iii) 特許権等を差し押さえた者、iv) 特許権等を目的とする質権を取得した者、及びv) i)～iv)の財産の管理及び処分の制限を有する者がその旨を証明して請求した場合に限って交付できる登録事項概要証明書及び登録事項証明書にて段階的に開示される（平成23年改正前産活法64条、平成23年廃止前特定通常実施権登録令27条から29条まで）。

2. 登録申請書等には非開示とする登録事項も含まれることから、その閲覧の請求は、当該閲覧に係る利害関係人がその旨を証明した場合に限って行うことができる（平成23年廃止前特定通常実施権登録令30条）。

当該閲覧に係る利害関係人とは、登録申請当事者、当該登録の申請にかかる訴訟当事者又は当該当事者に係る破産管財人等である。

3. 特定通常実施権登録簿の閲覧若しくは謄写、登録事項証明書等の交付又は登録申請書等の閲覧の請求について、平成23年改正前産活法第70条第2項において準用する特許法第17条第3項の規定により、手続の補正を命ずる場合の指定期間は、手続をする者が在外者の場合を含め30日とする。
4. 特定通常実施権登録簿の閲覧若しくは謄写、登録事項証明書等の交付又は登録申請書等の閲覧の請求は、以下の表の第4欄の書式により作成する。

	手 続	書 類 名	書 式
1	開示事項証明書の交付請求 登録事項概要証明書の交付請求 登録事項証明書の交付請求	認証付特定通常実施権登録簿謄本の交付請求書	書式 第81
2	特定通常実施権登録簿の閲覧・ 謄写請求	特定通常実施権登録簿の閲覧請求書	書式 第82
3	登録申請書等の閲覧請求	登録申請書等の閲覧請求書	書式 第83

(改訂平成24・4)

注¹ 特定通常実施権登録に関しては、平成23年改正前産活法第58条から第71条までに規定されていたが、これらの規定は特許法等の一部を改正する法律（平成23年法律第63号。以下「平成23年改正法」という。）第7条の規定により削除された。

注² 特定通常実施権登録令は、特定通常実施権登録制度の廃止に伴い、特許法等の一部を

改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成23年政令第370号。以下「平成23年改正法整備政令」という。)第17条の規定により廃止された。

^{注3} 平成23年改正法整備政令第24条第3項において、平成23年改正法の施行の際現に存する特定通常実施権登録簿については、なお従前の例による旨規定されている。

^{注4} 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料令は、特定通常実施権登録制度の廃止に伴い、平成23年改正法整備政令第18条の規定により廃止された。